

令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月25日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論・採決・報告
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算考査	議員控室	
8月26日(土)				
8月27日(日)				
8月28日(月)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	2日目分質疑・討論通告締切 議員決算審査資料要求締切
	午 後 1 時			
8月29日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
8月30日(水)				
8月31日(木)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月1日(金)				
9月2日(土)				
9月3日(日)				
9月4日(月)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月5日(火)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	午 後 1 時	予算特別委員会	全員協議会室	
9月6日(水)				
9月7日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会運営委員会	全員協議会室	
9月8日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
	本会議散会後			
	本会議散会後	議会運営委員会	全員協議会室	
9月9日(土)				
9月10日(日)				
9月11日(月)				
9月12日(火)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
9月13日(水)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月14日(木)				
9月15日(金)				
9月16日(土)				
9月17日(日)				
9月18日(月)				
9月19日(火)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
9月20日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	手話言語条例調査研究特別委員会	第二委員会室	
	本会議閉会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和5年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（8月25日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	17

◎ 第2日（8月29日再開）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	19
3. 欠席議員	20
4. 出席説明員	20
5. 出席事務局職員	20
再開	21
散会	27

◎ 第3日（9月7日再開）

1. 議事日程	29
2. 出席議員	32
3. 欠席議員	32
4. 出席説明員	32
5. 出席事務局職員	33
再開	34
散会	133

◎ 第4日（9月8日再開）

1. 議事日程	135
2. 出席議員	137
3. 欠席議員	138
4. 出席説明員	138

5. 出席事務局職員	138
再開	139
散会	216

◎ 第5日（9月20日再開）

1. 議事日程	217
2. 出席議員	217
3. 欠席議員	218
4. 出席説明員	218
5. 出席事務局職員	218
再開	219
閉会	242

◎ 審議結果

1. 審議結果	245
2. 諸般の報告	248

1 議 事 日 程（初日）

〔令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和5年8月25日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度太宰府市一般会計補正予算（専決第3号）） |
| 日程第8 | 議案第41号 市道路線の認定について |
| 日程第9 | 議案第42号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第43号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議案第44号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第45号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第46号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第47号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 認定第1号 令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第22 | 報告第7号 令和4年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第23 | 報告第8号 令和4年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第24 | 報告第9号 令和4年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第25 | 報告第10号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |

日程第26 報告第11号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について

日程第27 報告第12号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場礼子	議員
3番	今泉義文	議員	4番	森田正嗣	議員
6番	入江寿	議員	7番	木村彰人	議員
8番	徳永洋介	議員	9番	船越隆之	議員
10番	堺剛	議員	11番	笠利毅	議員
12番	原田久美子	議員	13番	神武綾	議員
14番	陶山良尚	議員	15番	小嶋真由美	議員
16番	長谷川公成	議員	17番	橋本健	議員
18番	門田直樹	議員			

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

17番	橋本健	議員	1番	タコスキッド	議員
-----	-----	----	----	--------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	高原清
総務部理事	轟貴之	市民生活部長	高原寿子
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	柴田義則
観光経済部長	友添浩一	教育部長	中山和彦
教育部理事	八尋純次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
<small>総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長</small>	杉山知大	市民課長	今村江利子
福祉課長	大谷賢治	都市計画課長	古賀千年志
上下水道課長	大久保信孝	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	西山英毅
社会教育課長	井本正彦	監査委員事務局長	添田邦彦

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野寄正博	議事課長	花田敏浩
書記	陣内成美	書記	三舛貴市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、令和5年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議録規則第87条の規定により、

17番、橋本 健議員

1番、タコスキッド議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（門田直樹議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） ご異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（門田直樹議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第5、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、ゴールデンウィーク以降に新型コロナウイルスの扱いが2類相当から5類相当に変更されたこともあり、6月議会以降も着実に令和の都だざいふとしての取組を進めてまいりました。

まず、福岡県市長会副会長として、また全国史跡整備市町村協議会副会長として、県内各地はもちろん、東京や沖縄、熊本など全国各地を訪れ、本市のプレゼンスを高めています。また、史跡地の先進的多用途活用の一環として進めている令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトの取組もキャンドルや蜂蜜、クラフトビールとその可能性を次々広げております。ポケモンGOとの連携は全国での5つに選ばれ、令和の都だざいふ回遊ルートと銘打った客館跡から大宰府政庁跡へのルートが新たな観光モデルコースとして世界に羽ばたきます。挫折も含めた経験豊富な外部人材を登用し、生え抜きの職員との相乗効果を図る就職氷河期世代採用も最後を迎え、それにふさわしい意欲的な人材が7月、8月に入庁しました。

交通環境の整備も大切な取組です。待望されておりました主要幹線であり通学路でもある関屋・向佐野線も道路拡張はもちろん、両側歩道や点字ブロックの整備を完了しました。コロナ禍を乗り越え、地域イベントの要である各地の夏祭りも復活してきました。最大19か所同時開催されましたが、お祝いとねぎらいのため全ての会場を回らせていただきました。世界に羽ばたく人材育成として市内の若き逸材の発掘にも努めております。空手や少林寺、バレーボール、バトントワリングや応用情報技術など多岐にわたる人材が育っています。

また、全世代居場所と出番構想の下、子どもの居場所づくりも広がってまいりました。ぎんももひろばと銘打った新たな拠点では無償で食事提供や学習指導も受けられます。そして何より、待ちに待った中学校完全給食も着実に進行しております。今月初旬には待望の日米クック太宰府セントラルキッチンが市内水城に完成し、お披露目されました。最新の設備の下、安心・安全でおいしいのはもちろんのこと、新調理場の誘致で法人税や固定資産税、新規雇用など経済税収効果も期待できます。1月の開始にご期待ください。

一方、7月9日から10日にかけて、活発な梅雨前線の影響で発生した線状降水帯の影響によ

り九州北部を中心に大雨となり、本市でも広範囲で土砂災害などの被害が発生しました。改めて、お亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。今後も一日も早い復旧や改善に全力を挙げてまいります。長い梅雨が明けた後も全国でも上位となる猛暑日が連日続き、台風も次々に発生しております。市民の皆様におかれましては、改めて災害への十分な備えをお願いいたします。

さて、今なお物価の高騰が続く中、市民生活への支援も喫緊の課題であります。本議会にて小・中学生の1月から3月の給食費無償化、高齢者世帯への給付も提案しております。

同じく本議会に提出しております令和4年度決算であります。まずは実質収支額が18億円余りと昨年度の20億円超に続き、2年連続の大きな黒字決算となっております。また、市税もV字回復を果たし約86億円と過去最高値を記録、一般財源もふるさと納税が急伸し12億円を上回るなど、3年連続で大幅に増加し、こちらも過去最高値を記録しました。こうした良好な数字も反映して、昨年度の市民意識調査でも市政への信頼度が74.2%、住みやすさや職員満足度も80%を超え、効果的な行政運営も5年連続上昇しております。

そうした市政運営が客観的に評価されるうれしいニュースも飛び込んでまいりました。8月22日に発表された日経B P社のシティブランド・ランキング「住みよい街2023」であります。令和直後の2020年に九州・沖縄で4位、全国20位と過去最高を記録しておりましたが、今回それをさらに上回り、九州・沖縄でついにトップ、全国でも11位にランクインしました。長く続くコロナ禍でせつかくの令和ブームもしばらく鎮静化していましたが、コロナ後を見据えた令和の都だざいふとしての取組が改めて花開いてきたことに手応えを感じております。

先日の山の日に合わせて、市民の皆さんと宝満山に久しぶりに登りました。頂上からの俯瞰して見る風景からは悠久の歴史を体感でき、太宰府の無限の可能性を改めて感じました。今後も引き続き、令和の都さらに羽ばたきたいふの実現に向け、私の持ち得る力を出し尽くす所存でありますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件3件、専決処分承認1件、市道路線認定1件、条例改正1件、補正予算5件、決算認定7件、報告案件6件、合わせて24件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号から諮問第2号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります鎌石洋子氏の任期が令和5年12月31日付をもって満了となりますので、再び鎌石氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げます。

鎌石氏は、平成20年10月から人権擁護委員を5期15年務められ、人権相談や人権擁護活動に積極的に取り組まれており、人権擁護委員として適任であると確信しております。略歴などを



添付しておりますので、ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります山本浩美氏につきましては、令和5年6月30日付で任期満了となっておりますが、後任者が委嘱されるまでの間、人権擁護委員法第9条の規定により令和5年12月31日まで任期を継続していただいております。このたび、山本氏の後任として木村千鶴氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

木村氏は、昭和47年4月に本市職員として入庁され、市職員として長年業務に携わる中で様々な人権問題について触れ、特に男女共同参画の推進に関しては、担当職員として業務に取り組まれた経歴をお持ちです。また、現在は男女共同参画の推進に関わる市民活動にも携わっておられ、女性はもちろんのこと、幅広い人権を視野に活動されており、人権擁護委員として適任であると確信しております。略歴などを添付しておりますので、ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

質疑は8月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（門田直樹議員） 日程第6、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により馬場礼子議員の退場を求めます。

（2番 馬場礼子議員 退席）

○議長（門田直樹議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります井上美知子氏につきましては、令和5年6月30日付で任期満了となっておりますが、後任者が委嘱されるまでの間、人権擁護委員法第9条の規定により令和5年12月31日まで任期を継続していただいております。このたび、井上氏の後任として馬場礼子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

馬場氏は、キャリアコンサルタントの国家資格を保有され、人材派遣会社において女性の活躍推進に係る業務に携わってこられました。あわせて、不登校保護者支援サポーター及びシニ

アライフカウンセラーの資格も取得され、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の支援にも関わられており、人権擁護委員として適任であると確信しております。略歴などを添付しておりますので、ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

質疑は8月29日の本会議で行います。

ここで、馬場礼子議員の入場を認めます。

（2番 馬場礼子議員 入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度太宰府市一般会計補正予算（専決第3号））

○議長（門田直樹議員） 日程第7、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度太宰府市一般会計補正予算（専決第3号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度太宰府市一般会計補正予算（専決第3号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、さきの7月に発生した大雨による災害を受け、一刻も早く復旧に向けた取組を行うため、災害復旧に係る予算を令和5年7月10日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億4,725万3,000円を追加し、予算総額303億1,472万5,000円にお願いするものであります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度太宰府市一般会計補正予算（専決第3号））」についてこれから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第14まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第8、議案第41号「市道路線の認定について」から日程第14、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第41号から議案第47号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第41号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております浦ノ城・醍醐線につきましては、林道四王寺線沿線の一部が宅地化されており、生活道路として利用されていることから、林道四王寺線の一部を用途変更し、路線認定を行うものであります。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和4年6月15日に公布された児童福祉法などの一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに先立ち、こども家庭センター事業を行うに当たり、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ16億9,992万4,000円を追加し、予算総額を320億1,464万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、エネルギー、食料品価格等の高騰がまだ続き、市民生活などに大きく影響を及ぼす中で、小・中学生の子育て世帯を支援するため市立小・中学校の給食費を3か月間無償化するための費用、高齢者の生活支援として給付を行う費用、また高齢者施設や障がい福祉サービス事業所、保育所等に対し活動を支援するため補助金を給付する費用などを計上しております。

物価高騰対策以外では、冠水等の危険性が高い市内地下道7か所の今後の安全対策を検討するとともに、一部の地下道について安全対策を講ずるための費用、筑紫野警察署西鉄前交番が西鉄二日市駅の西口側から東口側へ移転するに当たり、移転場所を確保し、市民の安心・安全に資するための費用などを計上しております。

また今回、将来の財政需要への備えとして、令和4年度決算剰余金を財源としまして、公共施設整備基金、財政調整基金、地域福祉基金、令和の都太宰府ふるさと納税基金への積立てを計上しております。

あわせて、繰越明許費の追加を2件、債務負担行為の追加を2件計上しております。

次に、議案第44号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ398万円を追加し、予算総額を71億1,062万4,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、法改正により令和6年1月から開始が予定されている国民健康保険税の産前産後免除制度及び令和6年度からの国民健康保険税納付書への地方税統一QRコード印字に対応するためのシステム改修の費用を計上するものであります。

次に、議案第45号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ8,245万1,000円を追加し、予算総額を59億4,884万5,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、令和4年度の介護給付費、地域支援事業費などが確定したことによる国庫支出金、県費支出金、支払基金交付金などの返還及び追加交付、前年度繰越金などを計上するものであります。

次に、議案第46号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ150万3,000円を追加し、予算総額を185万7,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、令和4年度決算における剰余金を住宅新築資金等公債償還積立金に計上するものであります。

次に、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的支出を1,924万5,000円増額し、総額7億2,748万9,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、大佐野ダム堤体の改修工事を行うため、工事請負費を増額するものであります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

質疑は8月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第21まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第15、認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度は、長引くコロナ禍に加え、不安定な世界情勢の影響によるエネルギー、食料品等の価格高騰を受け、市民や事業者の皆様への支援に取り組むとともに、市制施行40周年の節目の年を迎え、その記念すべき年を祝いつつもさらに50周年の未来につなげるため、全力で駆け抜けた1年でありました。

その結果としまして、令和4年度一般会計決算額は、歳入が317億5,369万9,010円、歳出が294億8,479万2,478円となり、前年度と比較しますと、歳入は11億797万7,686円、3.6%、歳出は13億1,802万9,368円、4.7%の大幅増額となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は22億6,890万6,532円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源4億2,930万9,418円を差し引いた実質収支は18億3,959万7,114円と2年続けて大きな黒字決算とすることができました。

歳入につきましては、コロナの感染対策や様々な経済活性化対策などを講じてきたところ、市税においてV字回復を成し遂げ、過去最高の86億円に迫るまでになりました。また、ふるさ

と太宰府応援寄附につきましても返礼品やサイトの拡充など取組強化を行い、10億円の大台を大幅に上回るまでに至りました。

歳出につきましては、市制施行40周年の記念すべき年として、年間を通し様々な事業を実施する中で、元号令和の考案者とされる中西進先生にご来訪いただき、市民栄誉賞を授与することができたことや、応援大使の委嘱、世界に羽ばたく人材育成、子ども学生美術展のスタート、さらには令和文化会議の開催など記念行事を盛大に開催することができました。そのほかには、コロナや物価高騰への対応策や中学校完全給食の実施を決断し準備を進めるとともに、保育所待機児童ゼロを達成することができた新設保育園の整備、その他老朽化した小学校の改修や市内幹線道路の改良事業など公共投資も積極的に実行いたしました。そのほかにも、様々な事業を実行してきたところでありますが、いずれの事業でも遂行に当たっては、限られた予算の中で計画的かつ積極的に事業の推進に努めてきたところであります。

今なお続く物価高騰の波は、市民や事業者の皆様のあらゆる面において大きく影響を及ぼしておりますが、本年度編成した当初予算、市民ニーズに応える令和の都だざいふ予算や各補正予算にて課題に積極的かつ迅速に対応し、市民や事業者の皆様と共に未来の飛躍につなげてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様をはじめ市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が68億9,445万7,778円、歳出総額が67億9,470万3,051円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は2億5,935万8,143円、3.6%の減、歳出は2億3,819万4,491円、3.4%の減となり、歳入から歳出を差し引いた収支は9,975万4,727円の黒字決算となっております。

次に、認定第3号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が14億99万5,636円、歳出総額が13億5,499万3,295円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は4,763万6,822円、3.5%の増、歳出は4,610万3,361円、3.5%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は4,600万2,341円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度決算額は、保険事業勘定の歳入総額が55億6,217万3,489円、歳出総額が54億9,556万1,902円となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は0.8%の増、歳出は1.6%の増となり、歳入から歳出を差し引いた収支は6,661万1,587円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費が49億1,583万7,392円で、歳出総額の約90%を占めており、前年度より0.14%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額は5,472万9,078円、歳出総額は5,472万9,078円となっており、歳入から歳出を差し引いた収支は0円となっております。

次に、認定第5号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が435万7,977円、歳出総額が285万4,797円となっており、歳入から歳出を差し引いた収支は150万3,180円の黒字決算となっております。前年度と比較いたしますと、歳入は162万7,795円の減額、歳出は54万2,284円の減額となっております。

次に、認定第6号「令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、令和4年度末における給水人口は、前年度に比べ0.2%減の6万608人で、普及率は85%となっております。また、年間総給水量は570万5,916<sup>m</sup>で、前年度と同程度となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で12億4,510万7,015円を投じ、松川浄水場1系施設の更新及び配水管の布設替え工事等を行いました。

次に、経理面ではありますが、収入総額13億8,287万7,676円、支出総額12億1,539万3,735円で、差引き1億6,748万3,941円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分ではありますが、1,934万8,485円を建設改良積立金に積み立て、5億7,772万4,011円を資本金に組み入れるものであります。

資本的収支につきましては、収入総額3億6,491万2,200円に対し、支出総額13億6,396万4,756円となっております。差引き9億9,905万2,556円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が令和4年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、令和4年度末における水洗化人口は、前年度に比べ0.4%減の6万9,441人で、水洗化人口普及率は97.4%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ1.0%減の637万9,170<sup>m</sup>となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で2億5,943万2,536円を投じ、汚水人孔蓋更新工事等を行いました。

次に、経理面ではありますが、収入総額17億3,877万5,981円、支出総額13億3,900万5,815円で、差引き3億9,977万166円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、1億1,290万6,804円を減債積立金に積み立て、4億8,024万5,348円を資本金に組み入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、収入総額2億3,512万6,580円に対し、支出総額8億

7,060万5,459円で、6億3,547万8,879円の不足が生じたので、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が令和4年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

日程第15、認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私、陶山良尚、副委員長に長谷川公成議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、決算特別委員会を開催し、まず執行部から令和4年度一般会計歳入歳出決算についての概要説明を受けたいと思います。一般会計歳入歳出の詳細については、9月13日水曜日午前10時から、決算書及び各資料を基に具体的な内容の審査を行います。

なお、特別会計及び企業会計の決算審査は、今定例会から各所管常任委員会で行うこととなっておりますので、各委員及び説明者におかれましてはよろしくお願いいたします。

また、一般会計、特別会計、企業会計等決算審査資料要求については、配付されています資料要求書により8月28日月曜日午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。

次に、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後並びに8月28日及び9月12日の午前10時からとなっております。



以上で説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までについて、質疑は8月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第27まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第22、報告第7号「令和4年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第27、報告第12号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 報告第7号から報告第12号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第7号「令和4年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の令和4年度健全化判断比率は、前年度に引き続き、一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。また、実質公債費比率は前年度と比較しますと0.1ポイント上がり、3.0%となりました。将来負担比率につきましては、前年度に引き続き、算定上マイナスになるため、比率の表示はありません。したがって、太宰府市の財政状況は全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

次に、報告第8号「令和4年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

令和4年度におきましても健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

次に、報告第9号「令和4年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

次に、報告第10号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の令和4年度の事業及び決算並びに令和5年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

まず、令和4年度の事業及び決算についてであります。公有地取得事業については、事業の執行はございません。また、公有地の処分についても行っておりません。

決算につきましては、収益的収入882円に対しまして収益的支出は255万3,471円となり、差引き255万2,589円の当期純損失を生じております。

資本的収支については、収入額、支出額ともに0円となっております。

次に、令和5年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では現在のところ、具体的に公社による取得を依頼されているものはありません。また、公有地の処分につきましても計画はありません。

次に、報告第11号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つの分野で事業を展開しております。

まず、令和4年度の事業及び決算についてご報告いたします。

令和4年度に実施した事業であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の事業は中止となりましたが、令和4年度は太宰府市国際交流協会設立30周年を迎え、記念冊子の作成及び本年1月にはプラム・カルコア太宰府で30周年記念式典を開催し、長年協会にご尽力いただいた方へ功労表彰を行いました。また、国際交流促進事業として、世界文化体験講座では太極拳を体験していただきました。ほかにもパネル展などの広報活動、国際交流団体が実施する事業への活動助成などを実施いたしました。外国人学生支援事業といたしましては、日本文化体験講座として、留学生などの外国人の皆さんに座禅体験や宝蔵見学を体験していただきました。また、在住外国人支援事業として、外国人を対象とした日本語教室の開催、生活情報ガイドブックを市役所等や留学生が在籍する市内3大学への配架などを行っております。

令和4年度の決算でございますが、経常収益につきましては、本市からの補助金、賛助会員からの会費等合わせまして724万230円となっております。経常費用につきましては、事業費支出467万2,447円、管理費支出254万8,908円、合計722万1,355円で、当期経常増減額は1万8,875円の増となっております。

次に、令和5年度の事業計画と収支予算であります。

令和5年度の事業につきましては、市民の国際理解が深まる事業、外国人学生や在住外国人の支援事業について、感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら実施していく予定としております。

令和5年度の収支予算につきましては、経常収益として、市からの補助金等合わせまして597万8,000円を見込み、経常費用といたしましては、事業費、管理費を合わせまして607万8,000円とし、当期経常増減額を10万円の減と見込んでおります。

次に、報告第12号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、令和4年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターをはじめ9つの施設の管理運営と文化スポーツの振興に関する事業を行い、イベント、展示事業、軽スポーツやレクリエーション、それから文化スポーツ振興財団設立30周年記念事業としまして、上映会や落語、演奏会やコンサートなど合わせて174事業を開催したところであります。この結果、各種事業の参加者数は延べ3万4,999人、管理運営している施設におきましては、43万2,857人の方にご利用をいただきました。今後も、多様化する市民ニーズに応えますためにサービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して利用できる施設の管理運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、主な収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金等を合わせまして、当期経常収益計3億299万4,845円となっております。経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして、合計2億9,951万6,799円となり、当期経常増減額は394万100円となっております。これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き、一般正味財産期末残高は8,038万2,278円となっております。

次に、令和5年度の事業計画と予算についてであります。

当財団の設置目的に基づく生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベント等を、いきいき情報センター、文化ふれあい館、男女共同参画推進センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園の社会体育施設におきまして、合計260の事業を計画しております。

次に、予算につきましては、7施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用収益等を合わせまして、収支予算として経常収益2億9,752万2,000円、経常費用計が3億3,406万7,000円で、当期経常増減額はマイナス3,654万5,000円となります。一般正味財産期首残高は、基本財産を除き4,613万9,378円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は913万9,378円となります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第11号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、報告第12号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、8月29日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和5年8月29日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第4 議案第41号 市道路線の認定について
日程第5 議案第42号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第43号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第7 議案第44号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第45号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第46号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第10 議案第47号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第11 認定第2号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第3号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第4号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第5号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第6号 令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第16 認定第7号 令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第17 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書
日程第18 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 | |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 6番 | 入江 | 寿 | 議員 | 7番 | 木村 | 彰人 | 議員 |
| 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 | 9番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 10番 | 堺 | 剛 | 議員 | 11番 | 笠利 | 毅 | 議員 |
| 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 | 13番 | 神武 | 綾 | 議員 |

14番 陶山良尚 議員
16番 長谷川公成 議員
18番 門田直樹 議員

15番 小畠真由美 議員
17番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|--|-------|---------------------------|-------|
| 市長 | 楠田大蔵 | 副市長 | 原口信行 |
| 教育長 | 井上和信 | 総務部長 | 高原清 |
| 総務部理事 | 轟貴之 | 市民生活部長 | 高原寿子 |
| 健康福祉部長 | 川谷豊 | 都市整備部長 | 柴田義則 |
| 観光経済部長 | 友添浩一 | 教育部長 | 中山和彦 |
| 教育部理事 | 八尋純次 | 総務課長併
選挙管理委員会事務局長 | 佐藤政吾 |
| <small>総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴
広報担当課長兼ソニープロモーション担当課長</small> | 杉山知大 | 市民課長 | 今村江利子 |
| 福祉課長 | 大谷賢治 | 都市計画課長 | 古賀千年志 |
| 上下水道課長 | 大久保信孝 | 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太守府館長 | 西山英毅 |
| 社会教育課長 | 井本正彦 | 監査委員事務局長 | 添田邦彦 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 野寄正博 | 議事課長 | 花田敏浩 |
| 書記 | 陣内成美 | 書記 | 三舛貴市 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第1号及び諮問第2号について質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

諮問第1号及び諮問第2号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（門田直樹議員） 日程第3、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により馬場礼子議員の退場を求めます。

（2番 馬場礼子議員 退席）

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成15名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（門田直樹議員） ここで、馬場礼子議員の入場を認めます。

（2番 馬場礼子議員 入場）

○議長（門田直樹議員） 馬場礼子議員に申し上げます。

ただいまの諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任として答申することになりましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、議案第41号「市道路線の認定について」から日程第10、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第41号から議案第47号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第41号及び議案第47号は建設経済常任委員会に付託します。次に、議案第42号及び議案第44号から議案第46号までは環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第43号は8名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

4番 森田正嗣議員

7番 木村彰人議員

10番 堺剛議員

11番 笠利毅議員

12番 原田久美子議員

14番 陶山良尚議員

16番 長谷川公成議員

そして私、18番 門田直樹

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の木村彰人議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、9月5日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第43号は予算特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第16まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第11、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」から日程第16、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

認定第2号から認定第7号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第5号までは環境厚生常任委員会に付託します。次に、認定第6号及び認定第7号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第17、請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番木村彰人議員。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」についてご説明いたします。

請願の提出者は、近藤益弘様。紹介議員は私、木村彰人です。

請願の趣旨は、太宰府市自治基本条例及び太宰府市議会基本条例を遵守し、太宰府市民から提出された請願は所管の常任委員会に付託され審査されますとの原理原則に基づき、即日採決ではなく、太宰府市議会の常任委員会での審理及び報告を踏まえた上で太宰府市議会の本会議において自由な討議により議論を尽くして請願の是非を判断することを求めるものです。

請願の要旨と理由につきましては、請願書が複数枚に及ぶ長文ですので、請願の要旨と理由を簡潔にまとめてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、配付されました請願書を精読いただきますようお願い申し上げます。

請願の要旨と理由の核心部分、ポイントは次の3つになります。

1点目、請願は太宰府市民の貴重な意見として議会は受け止めること。

太宰府市自治基本条例には、市民はまちづくりに参画し、意見を表明し、または提案する権利を有するとあり、その具体的な形が請願になります。そもそも太宰府市議会基本条例には、議会は請願を貴重な意見と受け止めとあり、議会自身で作成した条例に明記されているのです。また、請願の内容、趣旨として、特に議会に向けての請願については有益な提言として受け止めるべきであると考えます。

2点目、請願は常任委員会に付託の上審理されるという原則に従うこと。

これは、太宰府市議会会議規則において、議長は請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託すると明記されています。

3点目、請願は本会議において議員相互の自由な討議により議論を尽くして採決されることということ。

これは、太宰府市議会基本条例において、議会は議案等の審議または審査において議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする明記されています。この自由討議を、請願の本会議での審議に導入する画期的な提案です。

この請願を提案することになった経緯としましては、令和4年9月定例会に提出の請願は、提案日に委員会に付託されることなく即日採決となりました。質疑1件、討論5件の結果、否決、不採択となります。さらに、令和4年12月定例会に提出の請願も、提案日に委員会に付託されることなく即日採決となり、質疑ゼロ件、討論5件の結果、否決、不採択となりました。

請願を太宰府市民の貴重な意見と受け止め、それにふさわしい議員間の議論を尽くした上で賛否の意見表明である討論を行い請願の是非を判断することを太宰府市議会及び議員各位に求める、ただそれだけの請願です。

最後に、請願書の文中に引用されています西日本新聞に掲載された市民の声は、議員は市民の意見に真剣に向き合い検討する姿勢をぜひ示していただきたいと結ばれています。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は議会運営委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第18、意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」を議題と

します。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第18、意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思いを。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会森田正嗣議員であります。

教育予算の拡充等を求める意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実現も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要で。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などの解決をすべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、教育予算の拡充を図ること。

2、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

3、学校における豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

4、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう定数加配措置をはじめとした必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。  
以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月7日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[令和5年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

令和5年9月7日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 堺 剛<br>(10)     | 1. 本市の内部統制環境について<br>(1) 組織マネジメントの観点から内部統制の整備・運用の改善について市長、副市長の所見を伺う。<br>(2) 内部統制の新たな体制整備が必要であるとするが市の見解を伺う。<br>(3) 監査委員制度の機能強化を図るべきとするが市の見解を伺う。<br>2. 本市の地域課題解決の取り組みについて<br>本市の地域課題解決の取り組みについて、安全・安心のまちづくりの観点から4点伺う。<br>(1) 本市の高齢社会に対する行政サービスの拡充について伺う。<br>(2) 地域公共交通の情勢についてどのように事業計画を推進されるのか伺う。<br>(3) 自治会連携について市の課題認識を伺う。<br>(4) 本市の地域課題の情勢と課題解決に向けた取り組みの推進について市長の所見を伺う。 |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(16) | 1. 青山地区へのまほろば号の乗り入れについて<br>本市でまほろば号の延伸が予定されているのは承知している。現在まほろば号が通っていない青山地区への乗り入れについて3点伺う。<br>(1) まほろば号の延伸協議の際に青山地区については協議されなかったのか。<br>(2) 現在まほろば号バス停と重複している西鉄バス既存路線バス停の利用状況について<br>(3) 高雄回りを青山地区に延伸すべきとするが市の見解を伺う。                                                                                                                                                        |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | <p>2. 安全安心な通学路について</p> <p>高雄台団地上り口交差点の横断歩道設置要望を幾度となく行ってきたが、現在でも実現に至っていない。毎年小学校の入学式後、新入生の保護者に横断歩道はできないのかと尋ねられるが申し訳ない気持ちで条件が合わず設置は無理だと伝えている。しかし、各所でグリーンに塗られた路側帯を目にすることから、この路側帯のカラー舗装について2点伺う。</p> <p>(1) 設置条件や許可について</p> <p>(2) 横断歩道との違いについて</p> <p>3. 高尾川の改修工事について</p> <p>この件についてはこれまで幾度となく質問してきたが、下流域を管理する福岡県や筑紫野市との調整、協議が必要と答弁されてきた。その後の進捗状況を伺う。</p>                                                                                               |
| 3 | 徳永洋介<br>(8)   | <p>1. 本市の学校教育の課題と方向性について</p> <p>(1) 民間スポーツクラブによる水泳授業の課題と方向性について伺う。</p> <p>(2) 部活動の地域移行の課題と方向性について伺う。</p> <p>(3) 本市の学校現場における「働き方改革」の課題と方向性について伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4 | タコスキッド<br>(1) | <p>1. 防災は市の責任か自己責任か</p> <p>(1) インクルーシブ防災についての市長の見解を伺う。</p> <p>(2) 自主避難所開設の際、避難者へ備蓄品の提供を要望したいが市長の見解を伺う。</p> <p>(3) 防災事業の予算を拡充するために積極的に行財政改革を行う考えがあるか市長の見解を伺う。</p> <p>2. 本市のプロポーザル（企画競争）入札は透明性・公平性が守られているか</p> <p>(1) 本市のプロポーザル入札が公募型プロポーザルの形をした実質的随意契約となることを危惧しているが、そうならないための対策を伺う。</p> <p>(2) より多くの応募の中から選定すべきだと思われるが、募集期間や募集方法の現状と課題を伺う。</p> <p>3. 梅プロジェクトについて</p> <p>(1) 太宰府市は梅の実の生産に適しているのか疑問がある。収穫量や効能などの成分で他市町村を上回るデータはあるのか等本市の梅の特徴について伺う。</p> |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               | <p>(2) 梅プロジェクトにより、本市の経済税収効果の飛躍的向上を目指すとするが、梅プロジェクトによる税収効果の現状と最終的な目標金額を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5 | 木村 彰 人<br>(7) | <p>1. 政策立案の貴重な情報源である「市民意識調査」の活用について<br/>本市が毎年実施している「市民意識調査」の主な目的は、市民の意見やニーズを把握することにより、政策立案への情報を提供するとともに、実施した政策の効果を評価することである。そこで、「市民意識調査」の活用に関して3点伺う。</p> <p>(1) 「市民意識調査」の分析結果を、どのような方法や手順で政策立案に活かしているのか</p> <p>(2) 今回の調査・分析結果から導かれるまちづくりの課題と、それらを解決する具体的な政策について</p> <p>(3) 政策評価の実施状況について</p> <p>2. 7月10日の豪雨被害から学ぶ災害への備えについて<br/>福岡、佐賀、大分3県で犠牲者を出した7月10日の記録的な豪雨は、本市においても各地で土砂崩れ等の被害をもたらした。そこで、これらの被害から学ぶ災害への備えに関して2点伺う。</p> <p>(1) 太宰府市内の豪雨被害の概要と総括について</p> <p>(2) 被害の検証から導かれる具体的な防災対策について</p> |
| 6 | 神 武 綾<br>(13) | <p>1. 自衛隊への個人情報提供について<br/>6月議会において今年度の提供中止を要望したが、8月4日に自衛隊へ提供された。以下2点について伺う。</p> <p>(1) 提供に至った理由と手続きについて</p> <p>(2) 来年度以降の対応について</p> <p>2. 災害対応について<br/>大雨や台風時の市民の不安感や被害を少しでも軽減するため、以下の現状と改善の必要性について2点伺う。</p> <p>(1) マンホールの点検、浸水、土砂崩れ予想地域の巡回について</p> <p>(2) 学童保育所閉所時の児童の居場所について</p> <p>3. マイナンバーカードについて<br/>マイナンバーカードは健康保険証との一体化で、取得の義務化が懸念されている。それを後押しするかのようにマイナンバーカード利用による事業展開に取り組み、「市民カード化」を進める自治体もある。<br/>マイナンバーカード利用事業について本市の見解を伺う。</p>                                                   |



|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 船越隆之<br>(9) | <p>1. 太宰府市民政庁まつりについて<br/>新型コロナウイルス感染症の拡大により3年間太宰府市民政庁まつりを開催することができなかったが、今年は9月30日に太宰府政庁跡において開催されることとなった。<br/>前回までの太宰府市総合体育館「とびうめアリーナ」駐車場から、今回、会場が太宰府政庁跡に変更になった件について伺う。</p> <p>2. 四王寺林道の側溝整備について<br/>四王寺林道の側溝整備について、大野城市側は整備が進んでいるが、太宰府市側は遅れているように思われる。太宰府市側の今後の側溝整備計画について伺う。</p>              |
| 8 | 橋本健<br>(17) | <p>1. 本市の空き家対策について</p> <p>(1) 空き家の現状と取組みについて<br/>令和2年3月に太宰府市空き家等対策計画が策定されたが、本市の空き家の現状とこれまでの取組みについて伺う。</p> <p>(2) 空き家の課題と対策について<br/>高齢化や独居世帯も多くなり、空き家は増加傾向にある。その場しのぎではなく事前の予防が必要であると考えますが、その対策について伺う。</p> <p>(3) 今後の空き家の利活用促進について<br/>中古住宅の流通促進も大切だが、国の補助を活用した積極的な支援制度を推進する考えはないか市の見解を伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | タコスキッド | 議員 | 2番  | 馬場礼子  | 議員 |
| 3番  | 今泉義文   | 議員 | 4番  | 森田正嗣  | 議員 |
| 6番  | 入江寿    | 議員 | 7番  | 木村彰人  | 議員 |
| 8番  | 徳永洋介   | 議員 | 9番  | 船越隆之  | 議員 |
| 10番 | 堺剛     | 議員 | 11番 | 笠利毅   | 議員 |
| 12番 | 原田久美子  | 議員 | 13番 | 神武綾   | 議員 |
| 15番 | 小嶋真由美  | 議員 | 16番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 17番 | 橋本健    | 議員 | 18番 | 門田直樹  | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 陶山良尚 議員

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 楠田大蔵 | 副市長    | 原口信行 |
| 教育長    | 井上和信 | 総務部長   | 高原清  |
| 総務部理事  | 轟貴之  | 市民生活部長 | 高原寿子 |
| 健康福祉部長 | 川谷豊  | 都市整備部長 | 柴田義則 |

観光経済部長 友 添 浩 一  
 教育部理事 八 尋 純 次  
 経営企画課長 宮 原 竜  
 管財課長 堀 修一朗  
 地域コミュニティ課長 宮 崎 征 二  
 福祉課長 大 谷 賢 治  
 高齢者支援課長 大 山 清 敬  
 都市計画課長 古 賀 千年志  
 上下水道課長 大久保 信 孝  
 産業振興課長 満 崎 哲 也  
 学校教育課長 鳥 飼 太  
 監査委員事務局長 添 田 邦 彦

教育部長 中 山 和 彦  
 総務課長併  
選挙管理委員会事務局長  
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴  
広報担当課長兼マイアソシエーション担当課長 佐 藤 政 吾  
 杉 山 知 大  
 防災安全課長 竹 崎 雄一郎  
 市民課長 今 村 江利子  
 介護保険課長 柳 谷 雅 子  
 子育て支援課長 高 原 真理子  
 建設課長 齋 藤 実貴男  
 観光推進課長兼  
地域活性化複合施設太平村館長 西 山 英 毅  
 社会教育課長 井 本 正 彦  
 文化財課長 山 村 信 榮

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野 寄 正 博  
 書 記 陣 内 成 美

議事課長 花 田 敏 浩  
 書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は15人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日7日8人、明日8日7人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番塚剛議員の一般質問を許可します。

[10番 塚剛議員 登壇]

○10番（塚 剛議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2件について一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本市の社会経済活動においても、海外紛争等の影響による物価高騰は市民の生活を今直撃しています。国では現在、総合経済対策を中心に国民生活を注視する政策を打ち出し、国民の生活安定に向けて補正予算成立や制度改革等を実施している状況です。

このような社会背景の中、本市の行財政改革においては、市制41年間のうちでも厳しい財政状況に置かれている現状であると認識いたしております。今までの市政運営においては、過去に職員数を大幅に削減したり、住民サービスの見直しを拡充をしたりと、歴代の市長を中心として様々な行政改革への努力を続けている現状であると認識いたしております。

また、国と地方の役割の観点から申し上げますと、自治の担い手として地域の課題に果敢に対応するためには、確実な財政改革を推進しつつ、国と地方が共に地方分権改革を着実に推進し、市民、住民のための地方自治を担うべき安定した市政を確立させることが肝要であると思っております。

このため、市長がリーダーシップを発揮しながら職員の意識を変革させ、本市を取り巻く様々なリスクに対し自律的に対応可能な体制を整備することにより、業務効率化や法令等の遵守などリスクに着目した組織マネジメントを抜本的に改革し、より一層信頼される市政を目指していくことが求められていると思っております。

そのことから、本市においても市民の皆様が納付された税を基本として市民サービスを実施しているという性格を踏まえると、行政事務の原則である業務の有効性及び効率性の追求が

重要であり、その前提として公平性、公正性が求められることから、法令等の遵守に基づく合法性、合規性がその基礎となります。

そこで、本市の行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、人口減少社会に的確に対応する地方行政体を確立することが求められていることから、以下の3項目についてお伺いいたします。

1項目め、本市においても、経営会議や市長部局等における役割の中で、一定の全庁的な内部統制を図られていると認識しております。昨今の情報公開請求対応事務の増大や複数回にわたる住民監査請求等の発生などを考慮すると、組織マネジメントの在り方を点検し、内部統制の整備、運用の改善が必要であると考えます。副市長のご所見をお聞かせください。

2項目め、市制41年目を迎えての本市の現状では、まち・ひと・しごと総合戦略や市長のマニフェスト等を達成するための業務や施策についての検証をしていることが多く見受けられます。そのような事務事業の背景の中、経常的事務事業における住民サービス等のルーチン業務をはじめ統制環境の見直しを図り、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備する必要があると考えます。市の見解をお聞かせください。

3項目め、本市においては、監査委員制度を設置して統制環境を図っている中で独立的評価を受けています。新たに内部統制部局を設けて、市長及び監査委員による内部統制評価審査報告に関する意見を交換し、監査委員制度の強化充実を図るべきと考えます。市の見解をお聞かせください。

以上3項目についてご回答をお願いいたします。

次に、本市の安全・安心なまちづくりを考察する上で外せない社会情勢の一つとして、国において少子・高齢化問題や世界的な紛争等の影響による物価高騰などの支援対策が行われていますが、そのことを受けて、本市においても市民生活を守る観点から、臨時特例交付金等を活用し、重点支援対策を拡充していただいていると認識しております。今年4月に会派として要望書を提出させていただきましたように、今後も引き続き市民ニーズに即した訴求性のある速やかな対応をよろしく願いいたします。

そのほか、社会情勢として、2025年問題と2040年問題を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備と地域共生社会の実現が求められています。約800万人の団塊の世代が75歳以上となる2025年は、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という超・超高齢社会になり、医療や介護の需要は今よりさらに高まり、社会保障費の急増が予測されます。これがいわゆる2025年問題です。

また、2040年には、人口動態の予測によれば、我が国の人口が約1億1,000万人となり、高齢者数がピークを迎えると推計されています。こうした人口構成の変化による様々な影響が懸念され、社会保障の持続可能性が大きな課題となると国は認識しています。

そこで、国においては、生産性の向上や働き方改革などを含めて、2040年の少子・高齢化と

ライフスタイルの多様化を見据え、誰もが安心できる社会保障制度に係る検討を行うため、全世代型社会保障検討会議や、2040年を展望した社会保障・働き方改革本部など新たな様々な改革が今動き出しています。

本市でも、中学校の行政エリアを基軸にした地域包括ケアシステムという仕組みを構築するため、様々な施設整備や改革が推し進められている現状であると認識しております。また、子育て対策では、いち早くこども家庭センター設置推進に向けて取り組んでいただいていることに、公明党議員として感謝を申し上げます。

地方包括ケアシステムの概念は、平成28年、2016年7月に厚労省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、社会保障政策の枠を超えた生活保障政策の全体的な再構築を図るため、全ての世代、全ての生活課題を対象とし、多様な社会福祉施策を一体化した統合的な地域ケアを構築する政策として、地域共生社会の実現という方針によります。

そのことを受けて、総務省では、地域が抱える様々な課題、防災、セキュリティー、見守り、買物支援などをデジタル技術やデータの活用によって解決し、地域活性化につなげるため、地方公共団体等による都市OSや、都市OSに接続するサービス等の整備、改良に係る経費の一部を補助しています。また、スマートシティの実装による地域課題の解決に向けて、内閣府、経済産業省及び国土交通省と合同で、地域課題解決のためのスマートシティ推進事業をはじめとするスマートシティ関連事業の公募を実施しています。

以上のことを踏まえて、本市の地域課題への取組について、安全・安心のまちづくりの観点から以下の4項目について伺います。

1項目め、本市の現状として、生産人口15歳から64歳が平成12年をピークに減少に転じている中、65歳以上の人口は過去30年間で約3倍に増加し、今後も高齢化が進行する見込みであると認識しています。そこで、介護、医療のほかに高齢者の方々のニーズ調査を行い、行政サービスの拡充を図るべきと考えます。市の見解をお聞かせください。

2項目め、市内学校校区エリアの人口動態の変容の中で、地域公共交通の在り方について、地域公共交通活性化協議会を中心に地域交通網形成を図られていると思いますが、この先、具体的な事業実装を計画されているのか、市の見解をお聞かせください。

3項目め、本市のコンパクトシティネットワークやスマートシティを展望する上で重要な構成要素である自治会連携の認識について、市の見解をお聞かせください。あわせて、それぞれの地域において多種多様なニーズと複合的な課題があると認識いたしますが、課題認識と対策について市の見解をお聞かせください。

4項目め、本市の直面している地域の情勢と課題解決へ向けて事業取組をどのように推進していくのか、市長の所見をお聞かせください。

以上4項目を含め、2件について件名ごとにご回答をお願いいたします。再質問は発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 件目の本市の内部統制環境についてご回答をさせていただきます。

前提といたしまして、市制41年間のうちでも厳しい財政状況に置かれている現状であるとの議員のご指摘でございますが、確かに年々扶助費などの歳出増要因は高まっておりますが、一方でシティプロモーションや令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクトなどの産業政策の効果もございまして、近年市税やふるさと納税等もかなり伸びてきており、財政状況は好転している部分もあると認識をいたしております。

その上で、1 項目めにつきまして、私のほうからご回答をさせていただきます。

組織マネジメントの観点から内部統制の整備、運用の改善についてでございますが、議員ご指摘のとおり、近年情報公開請求事務の対応など様々な事務が増大しており、その事務の有効性及び効率性を確保するためには、法令等を遵守した適正な事務執行を組織的かつ自律的に執行することが重要であると認識をしております。

本市では、経営会議や副市長・部長会議等におきまして全庁的なリスク管理等の組織マネジメントを実施しておりますが、市政に対する市民の信頼性を引き続き確保するためにも、リスク管理や法令遵守等の在り方を常に研究することが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 次に、2 項目めの内部統制の新たな体制整備が必要であると考えているが、市の見解を伺うについて、私からご回答いたします。

総務省は、平成29年に地方自治法の一部を改正し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインを平成31年3月に策定しております。このガイドラインでは、組織的なマネジメント力の強化のため、都道府県と政令指定都市に、令和2年4月までに内部統制に関する方針を策定し、その後、内部統制制度の導入を義務づけております。現在は、都道府県と政令指定都市におきまして内部統制制度が運用されている状況です。

また、議員がおっしゃるまち・ひと・しごと総合戦略や市長のマニフェストなどを達成するための業務等の検証につきましては、直近の民意に基づく市民の皆様との約束を達成するということを目標に、定期的に検証することは極めて重要なことと考えておりますが、一方で、各部署における日常業務やルーチン業務等につきましても重視しており、副市長・部長会議などにおいてその業務進捗状況を共有し、リスクの可視化や役割分担等を行っているところです。

今後も引き続き、他市町村の状況把握をはじめ当市にふさわしい内部統制制度の在り方を追求してまいりたいと考えております。

最後に、3 項目めの監査委員制度の機能強化を図るべきと考えるが、見解を伺うについてですが、先ほど申し上げました総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインでは、地方公共団体における内部統制制度は監査制度の充実強化とともに導入されるべきものとされており、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務プロセスの見

直しにより組織的に対応することとされております。内部統制制度の追求に当たりましては、監査制度の充実強化につきましても併せて調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。前向きに検討いただけるということに理解しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問では、今まで私も行財政改革とか自治体DXの推進、またユニバーサルデザインの視点で地域的課題の解決の取組について要望してまいりました。今回の一般質問では、市制40周年の佳節を終えて、新たなまちづくりの観点から、本市の市役所機能と地域課題への取組について再質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では最初に、再質問では、市役所の組織体制について申し上げますと、本市に限らず筑紫地区の市町村でも全国的に職員数の配置数が平成時代に大きく削減されている背景の中で、職員1人当たりの事務量が増加して、本来の行政サービスのメニューに影響していると思います。また、現在では社会的な多様性に伴い、市民ニーズの重層化や複雑化している現状で、専門性も必要になってきています。そこで、本市においても会計年度任用職員、団体職員、非常勤職員など職員数を増加している現状であると認識しております。

そのような背景の中、本市の現状について、組織的リスクの観点から申し上げますと、専門性が求められている部署に対し、退職者に合わせての人事異動が見受けられますが、本来部課長級や係長、いわゆる管理職スキルで統制対応していたものが、業務多忙となったことを理由にチェック機能が行き届かなくなり、いわゆる部下任せになっているなど、従来の人的統制が崩壊する懸念のおそれもあると思います。また、国や県と連携する上で専門的スキルが求められる部署についても、同様なリスクが考えられます。

そして、内部統制の一環として整備されている規則や規定、マニュアルなどを遵守し、適正な業務執行に努めることが必要になってまいります。また、正規職員以外でも、組織において一定の役割を担って業務を遂行する臨時非常勤職員や、職員に代わって業務を遂行する外部委託先等も同様の役割を担うこととなります。特に、業務委託に係る内部統制についての責任は委託者である市にあり、外部委託先を管理する必要があると思います。地域の様々な主体との連携をする上でも、適正な内容であるのか、チェック機能が不足するなどのリスクも懸念されていると思います。

ゆえに、本市の業務を職員一人の労力や経験に頼り過ぎて属人化してしまうのではなく、組織全体で一定以上の業務水準を保ちつつ、遅滞なく業務が進められるようにすることが大切であると考えます。

そこで、国から打ち出されている組織マネジメント改革として、先ほども説明があったとおりでございます。つきましては、市長の主導で内部統制に関する基本方針を策定し、市民に対して公表していただきたいと思っております。

また、近年では通信網などの発達により、地方行政へのニーズの高まりの中で、市民等に対

する市長の政治的責任がより強く求められている現状であると認識いたします。市長の率直な感想並びに策定に向けての見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に大切なご指摘であります。事務量が増加する、災害も頻発化しております。一方で、市民ニーズの高まり、多様化の中で、専門性も大変必要になってくる。しかし、職員はなかなか増やせない。そういう中で、なかなか手品でも使わない限り、全て答えを見いだすことは難しいわけでありますけれども、ただ一方で、私自身の政治的責任をより強くということもありましたけれども、知らなかったでは済まないということでありまして、全ての分野において私自身、責任を持っておりますので、そうしたことを日々痛感しながら、辞表を胸に、毎日懸命に取り組んでいるところであります。

そうした中で、私も本年度から改めて、今までも堺議員はじめそういうご指摘もありましたので、副市長・部長会議というものをスタートしております。先ほども1答目もありましたけれども、やはり私自身が市民との約束の中でつくってききましたまちづくりビジョンであるとか、施政方針であるとか、市長選の公約の実現はもちろんでありますけれども、一方で、日々、そして以前から続いている事業も多々ありますので、こうしたものをどのように内部統制してやっていくかということで、方針につきましては、現時点では政令市以上ということありますから、どのような形でお示するのがいいかはもう少し研究していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても実態として我々がどのような内部統制をさらに行っていくかということは、そうした新たな会議体など、またその会議の中身が重要ですから、そうしたものの中で、やはりリスクのマネジメントであるとか、横の連携であるとか、情報の共有、素早い報・連・相、こういうものを通じて統制を図っていくということをまず追求し続けていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。市長、具体的には市長のほうに方針案を指示を全ての職員に適切に伝達する体制の整備、逆に、住民、また関係団体、また現場のほうから、また外部者のほうからもたらされた情報で有益なものについて、市長に速やかに、また管理職に適切に伝達する仕組みの整備、これを拡充することによって、市長はなおさら市民と対等に向き合える時間がつくられる、こういうことを考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

じゃあ続きまして、全国的に今、出生数の低下による少子化は、今までの予測よりも七、八年以上も早く進捗している状況とされています。その背景の下で、地方自治体においては団塊の世代の退職者に合わせてかなりのスピードで地方公務員数は減少している中、業務の外部化、定型業務の民間委託の比率の向上も進展してきている状況です。本市においても例外ではないと認識しております。

そこでお聞きいたしますが、楠田市政になり、様々な取組の中で行政改革を推進してこれら



ていますが、これらの市政のあるべき姿として、内部統制制度を活用してスマート自治体を展望するとともに、経営感覚を持って地域特性や地域ニーズに応じたベーシックサービスを視点とした行政主体へ変革する必要があると思っておりますが、この観点についての市長の答弁を求めたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まちづくりビジョンでICTを活用した市民サービスの利便性向上を目標とし、令和5年度施政方針においても、DXの推進と人材育成として各種ICT活用などの方針を掲げております。スマート自治体への転換の重要性は認識しておりますので、それらの施策などを進めることで、まず市民に信頼され、様々な地域ニーズに柔軟に対応できる行政としていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。ここで市長、確認しておきたいことは、ベーシックサービスという視点、私もこれ、今回ちょっと講習会へ行って本当に勉強させてもらったんですが、あらゆる人が生存、生活のために必要とするサービス、必要とし得る基礎的なサービスであるということを申し上げておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本市の現状として、市の特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めておられると思っております。一定の内部統制は存在しているとまた認識しております。

そこで、現状の内部統制を可視化し、その過不足分を適正化して、必要十分なものとする意義があると思っております。また、本市の直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により適切に内部統制を整備運用し、必要に応じて見直しを図ることが今求められているのではないかと実感しております。

そこで、内部統制はその性質上、長期的な取組でもあることを踏まえると、職員の内部統制についての習熟度を向上させる必要性があります。そして、基本的には内部統制は職員の日常業務の中で行われるものでありますので、各部局における職員の役割と責任は重要であります。

内部統制推進部局については、新たに組織を設置することが本当は望ましいんですけども、例えば総務担当部局や、業務を効率化する観点から行政改革の担当部局、あるいはコンプライアンスを重視する観点から人事や監査の担当部局などの既存組織が担うことも考えられます。また、内部統制の知識や経験を浸透させる目的で、各部局の職員を構成員とするプロジェクトによる構成ということも考えられます。自治体の業務を適正に確保するための体制として内部統制推進部局の設置を求めたいと思っておりますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 議員ご指摘のとおり、現状におきましても、おのこの業務を適正に執行するため、業務のマニュアル化、リスクを低減するための注意喚起など、内部統制に準ず

る対応は行っております。しかしながら、職員の退職に伴う若い職員の増加、担当業務の経験の浅さ、それをカバーする中堅職員の不足など、安定した行政運営における課題も多々ございます。

業務を可視化し、常に見直しを行っていくことの重要性、議員が言われた内部統制の習熟度の向上は、今後さらに重要なものとなってまいります。このことから、議員お求めの内部統制推進部局の設置につきましても、他市の状況等を勘案しながら調査研究してまいりたいと考えます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。あまり負担にならないような仕組みづくりで検討いただければというふうに思いますし、内部評価部局については、当然のことですけれども、推進部局と兼務するようなことがないように、役割の観点から適切ではないと思いますので、ここのあたりは注意をお願いいたします。

続きまして、今後予測される事態として、マイナンバーカードの活用やICT、IoTの技術革新により、多元的主体、NPOとか住民団体、民間企業によって担われている新しい公共空間の中で地域の司令塔の役割を果たすためには、活動主体との積極的な連携、協力が不可欠であると思います。そこには行政に対する住民の理解がなければ、その実現は困難なものになると思います。したがって、行政改革を積極的に推進する上でも、住民の信頼を確保することが重要な課題になってまいります。

ゆえに、従来の縦割り組織体系を、横断的に利用者視点で分かりやすさ、使われることを目的としたルール of the 整理、合理化が必要であると同時に、従来の削減型の行革では、この先の財政運営危機を乗り越えていくのは至難であると思います。どこかで抜本的な見直しが必要と求められることが求められます。本市においても業務の外部化を推進しておられますが、経常収支比率や財政力指数の観点から、逸材投入は限定的な枠組みの中での対応でとどまらざるを得ない状況になると思います。

そこで、内部統制にあつては、本市の様々なリスクや課題に監査委員制度の知見を生かすことが効果的であると思います。なぜなら、監査報告の中での指摘や意見の知見は有用であり、内部統制にとって大きな役割を担っているからであります。そこで、内部統制の推進にあつて組織体制を設けて、評価部局との連携により人的及び時間的資源を重点的に振り向けていく役割も期待できます。ゆえに、技術的助言と知的財産の活用の観点から、内部統制状況評価報告書を作成する上で、内部統制推進部局と連携強化を実用化すべきと考えます。この点について市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員も監査委員を務めてもいただいておりますし、今は森田議員のほうで監査委員を議会から出していただいておりますが、そうした監査の制度自体の重要性は、我々としても大変認識をしております。そうした中で、三役としても、また各全部長も、そうした

指摘について毎年度しっかりと直接にお伺いをしながら、意見交換をしながら、そうした指摘を重く受け止めまして、それを実行に移してきたところであります。

そうした中でありますけれども、さらに監査委員と連携を強化することもまだまだ重要だと、必要などころがあると思っておりますので、そうした形の中で、どのようなさらなる内部的に受入れ体制をつくるのか、そして監査の方々とのどのようなふだんからの密な連携を図るかという点に関しましては、調査研究をさらに重ねていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 1件目はこれで最後にしますけれども、ちなみに市長、監査報告書を見ていただくと、大体おおむね適正という言葉がよく使われています。私的に言えば、これは言い換えれば、全体的には問題ないとの判断で監査委員は報告されていますが、細部においては課題や問題が存在するとの意味でも解釈できますので、その点よろしく願いいたします。

また、財政的課題では、民生費の増加や公共施設等の維持管理費の増加に伴い、財源確保の観点から、ふるさと納税とか駆使して今努力されていることは、本当感謝申し上げます。そのためにも、内部統制を充実させる評価部局を設置して、推進体制の充実を図るべきと私は考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 2件目の本市の地域課題解決の取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの本市の高齢社会に対する行政サービスの拡充についてですが、ご指摘の高齢者の方々のニーズ調査につきましては、大変重要な視点であると認識しております。

本市の高齢者施策につきましては、主に3年を計画期間としております高齢者福祉計画に基づき実施をいたしております。現在、第8期の期間中ではありますが、令和6年度から令和8年度の第9期に向けての準備を進めており、見直しに当たっては、高齢者実態把握調査、分析を今回も実施し、計画の基礎資料とするようにしております。

その内容につきましては、介護や医療のほかに生活状況や社会参加意欲、今後の生活についてのご意見、サービスの利用意向や高齢者福祉に関する意識等、潜在的なニーズについての調査なども設けておるところです。

また、現在、地域包括ケアシステムの構築につきまして、団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される仕組みを推し進めておりますが、現在策定中であります次期高齢者支援計画におきましては、2040年問題を見据えた地域共生社会、包摂的社会的の実現に向け、本市の高齢者の抱える課題や多様なニーズに対応していき、健康寿命を延伸しつつ、安心・安全に暮らしていくための計画となりますよう検討を重ねてまいります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 次に、2項目めの地域公共交通の情勢についてどのように事業計画

を推進されるのかについてご回答いたします。

地域公共交通は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性、活力のある地域の振興を図り、さらには観光分野においても欠かせない移動手段であります。

本市では、今後予想される人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納増加、運転手不足の深刻化など、公共交通の維持、確保は容易ではないものと認識し、早期に地域公共交通計画や総合交通計画の策定に着手していましたが、予期せぬコロナ禍により中断を余儀なくされ、昨年度、課題解決に向け議論を再開したところであります。

国、県、公安委員会、交通事業者、自治会の代表者、観光関係者、識見を有する方々などで構成しております太宰府市地域公共交通活性化協議会は、昨年度、今年度と複数回開催しており、今年度の地域公共交通計画策定に向け議論、検討を重ねておりますので、さらなる交通施策の取組について今後お示ししていければと考えております。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 次に、3項目めの自治会連携について市の課題認識についてご回答させていただきます。

行政運営におきましては、自治会との連携、協力が欠かせないものが数多くあります。そこで、各事業の執行におきましては、適宜自治会との連携に努めております。

市では、毎月自治協議会の役員会や、環境、福祉、防犯、防災、文化、体育等の各委員会に職員が出席し、全自治会と連絡、意見交換等を行っております。そのような中で、自治会が抱える課題についても協議をしております。また、自治会からの様々なご相談につきましては、地域コミュニティ課を中心に庁内連携し、その対応に当たっており、地域の実情の把握に努めております。

自治会に関しましては、高齢化や役員の成り手不足などの問題が全国的にも言われております。高齢化はなお進んでおり、加えて自治会活動の中心を担われている年代が、定年延長をはじめとする働き方の変化なども伴って、役員への就任や自治会活動への参加も難しくなってきていると言われております。

本市におきましては、近隣と比較して自治会への加入率も高く、役員の皆様はじめ地域の皆様のご努力により、現在も活発な地域活動が展開されているものの、高齢化や働き方の変化などは同様の問題であり、自治会運営における大きな課題と言えます。

少子・高齢化や地域でのつながりが希薄化する一方で、コロナ禍や災害の頻発などで地域の助け合いの必要性はむしろ高まる中、地域コミュニティ組織の活性化を担うリーダー的人材の育成や、子どもや高齢者など多様な主体が交流、連携できるよう、自治会など地域コミュニティを積極的に支援し、地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 次に、4項目めの本市の地域課題の情勢と課題解決に向けた取組の推進についてであります。私もちょうど高齢者の仲間入りをする年になります2040年には、その数が

ピークを迎え、高齢者人口の伸びが落ち着いていく一方で、経済活動の担い手である現役世代のほうも急減をするという見込みであると推計をされております。したがって、扶助費の増加といった社会保障の問題であると同時に、社会保障の枠にとどまらない関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく必要があり、国民誰もがより長く元気に活躍できるよう取組を進める必要もあると認識をしております。

これらの課題は、従前からやはり重要だと考えておまして、令和2年3月に策定しましたまちづくりビジョンにおいても、基本目標に太宰府型全世代居場所と出番構想において、少子・高齢化や人口減少、核家族化、人間関係の希薄化などの社会状況の変化の中で、全世代に居場所と出番のある太宰府を目指し、人と人とのつながりを生かした地域コミュニティを推進するとともに、誰もが生きがいを持って住めるまちづくりを推進しますとうたい込んでおります。

地域課題は刻一刻変化をしていきますので、常日頃から様々な分野で市民ニーズを的確に捉え、課題を明確化することが必要であります。そして、地域の課題解決に向けて新技術をまちづくりに導入することについて、関係機関や実際のまちづくりの主体となる地方公共団体、民間企業、住民などが共通認識を持つことなど、主体間の連携を図っていくことが必要であると考えております。

また、行政機能が多様化、高度化、煩雑化する中、地域コミュニティや諸団体、市民などと役割を協働、分担していく新しい公共の促進に向けた議論も引き続き進めてまいります。

今後も課題の把握と課題への対処という両面に目を配りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。時間も押し迫ってまいりましたので、スピードアップで質問していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

2件目の1項目めですけれども、本市の交通事故分析を見ますと、1月から7月の間を調べました。その中でも増加傾向にあります。高齢者事故が34件とかありますし、福岡県内では339件増えていまして、10歳代の事故が特にその中の286件という増加傾向にある現状です。

本市でも今、ながらスマホで運行されている車、自転車乗りを見受けることがあります。本市は、アフターコロナの現在、経済活動、日常活動が今コロナ前に戻りつつある中で、慢性的な渋滞もちょっと懸念されることではあります。以前、市民相談で取組の中でお訴えがありました。その方の内容は、原付バイクで2段階右折を知らずに交通違反を起こしてしまったという高齢者の方だったんですが、こういった方は潜在的に太宰府市の中にいらっしゃるんじゃないでしょうかという指摘をいただいた意見でございました。要するに交通ルールを知らなくてつかまっている状況を考えると、本当にそこは遺憾に私も思っておりますが、安全のためには仕方ないかなと思っております。

本市におきましても、平成29年3月に安全・安心まちづくり推進大会で、交通事故・飲酒運

転撲滅都市宣言を開始されておりますが、今後、地域、また警察、関係機関と連携して、全世代を対象とする交通安全教室を推進すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 現在、交通安全教室を毎年市内の全小学校7校で、1年生と4年生を対象に筑紫野警察署の交通課のご協力の下、開催を実施をさせていただいております。また、先ほど議員からもご発言がありました飲酒運転撲滅の取組のほうも、昨年度におきましては本市の全職員を対象にいたしまして、飲酒運転撲滅推進の職員研修会を実施をさせていただいたところでございます。また、本年度につきましては、今度は市民の皆様を対象にしまして、講演会を10月に開催する予定としております。

今ご質問いただきました全世代を対象にした交通安全教室につきましてですが、こちらにつきましては筑紫野警察署との連携、協力した取組が必要というふうになってくると考えておりますので、今後どのような手法が可能なのか、効果的なのか、また筑紫野警察署と協議して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。今、二輪車、自転車乗りの方が高齢者も含めて増えてきています。要するに保険に入っていらっしゃるかなと思うんですけども、今後、もう一つあるのが、高齢者が、先ほど市長もお示しいただいたように、これから2040年に向かって大きくピークを迎えていくわけですが、高齢者の死亡事故の一番の要因を警察に聞いてみると、頭を打つということなんですね、重傷者というのは。そのことを考えると、今後は、ちょっと提案させていただきたいのは、高齢者の安全・安心を確保する意味で、自転車を利用されている市民の方を対象として、市独自の安全・安心の形である事業実装の一つとして、免許証返納された方や希望される市民の方を守る観点から、ヘルメットの購入促進支援を検討いただけないか、また助成金制度を設けていただけないか、提案させていただきたいと思いますが、この点について見解を求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 道路交通法が改正をされまして、本年令和5年4月1日から、自転車利用者の皆様に対しましてヘルメットの着用が努力義務化されております。自転車のヘルメットの着用につきましては、交通事故による被害を軽減するためにも有効であることは認識をしております。

市といたしましても、現在ヘルメットの着用推進の周知を行っております、今後とも筑紫野警察署と連携しまして啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

ご質問をいただきました自転車ヘルメットの助成金制度でございますが、こちらにつきましては、他市の状況等も含めまして今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） じゃあ、次に行きます。

1つ、市長、今後全国的な課題の一つで、本市もそうなんですけれども、独居高齢者世帯、いわゆる8050問題、9060問題、ひきこもり等、それとかDV、そして児童虐待、困窮問題、要するに孤独、孤立をめぐる課題がかなり今から出てまいります。また、進行中でありまして。これは社会的な問題で、本市もそのような現状に置かれている状況だと私は実感しております。

そういった意味からいくと、自治会の機能というのがこれからますます大事になってまいりまして、地域のいろいろな財源、資源がございますが、1つは社会福祉協議会、1つは民生委員児童委員の方々の人材確保等々、課題がたくさんあると思いますが、この自治会との連携強化を図り、地域のベーシック的な課題に取り組み、市民の多種多様なライフステージの課題に向けた地域問題の優先順位を推しはかれる、先ほど連携をされているとは聞いていますが、推しはかれる、仮称でございますが、太宰府市地域団体連絡協議会の設置を、これは国も推進していますので、前向きに検討いただけないか、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 現在でも学校や企業、NPO、それからボランティアなど様々な団体と協働、連携して地域活動を展開されていらっしゃる自治会がございます。また、自治会、それから社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、学校、NPOなどが参加をされまして、自治協議会の会議を行っていらっしゃる例もございます。

議員ご提言の太宰府市地域団体連絡協議会、こちらの設置につきましては、全世代にとって魅力的で暮らしやすく、誰もが居場所と出番を持つ、将来まで持続可能なまちを目指す上で、地域の課題を様々な団体や機関が情報の共有を図り、その課題の解決のための組織づくりを進めることが重要ということで思っておりますので、自治会や各種団体と連携いたしまして検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） よろしく願いいたします。市長、自治会というのは今まで自治会で単体で頑張ってこられていますが、自治会機能だけではなく今からは協働で、いろいろな機関と団体と、そして市も当然のことながら主体的な役割を果たしていかないといけない。みんなが支えないといけないという状況に今変わってきているということをご認識いただければというふうに思っております。

では、続きまして、自治会の機能について、デジタル化についてお尋ねをしたいと思いますが、デジタル化、地域の情報の有用な情報を、コミュニティを維持するために様々な情報、連絡、協議を行っていただきたい。そして、自治会が回覧板とか、デジタル技術を活用して情報交換する場所を開設したり、回覧板など柔軟に対応できるような自治会のデジタル化をちょっ

と推進していただきたいというのが1点。

もう一点は、自治会等の改革のみならず、市として自治会等の負担軽減のために、行政協力業務部局横断的な見直しを図っていただいて、地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用が私は必要であると、有用であるというふうに考えておりますが、その点について市の見解を聞かせてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） まず、デジタル化の推進についてでございますが、現時点におきましても、ホームページを開設をされたり、それから電子メールなどで連絡をされている自治会もあります。また、市と自治会の連絡などにおきましても、電子メール、それから電子データの活用を今現在積極的に行っているような状況でございます。

地域におけるデジタル化につきましては、今後さらに重要になってくるというふうに考えておりますので、情報収集に今後とも努めますとともに、様々な事例も参考にしながら、今後とも調査研究を行ってまいりたいと思っております。

それから次に、地域担当職員制度の導入等のご質問でございますけれども、これまでも行政からの依頼事項、こういったものにつきましては、自治会の負担軽減等のために随時見直しをさせていただいているところでございまして、また地域コミュニティ課におきましては、自治会に関する総合窓口となれるように、自治会からの様々なご相談をお受けし、それからそういう情報を関係部署と連携しながら対応を行ってきております。

そして、地域コミュニティ課職員におきましては、担当地域を分けて業務に当たっている状況でございます。議員ご提言の地域担当職員制度の導入、それから外部人材等の活用につきましては、今後とも情報収集等に努めまして、様々な事例も参考にしながら調査研究に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。1つ、自治会の側から見させていただくと、行政主体というのが、担当部局を探すまでにちょっと時間がかかるんですね。だから、担当職員制度があると、そこから導入が全て、先ほど総合受付って、役割機能と言われましたが、そのとおりです。そのことの強化をお願いしたいと思っております。

続きまして、地域公共交通の観点から、市長、リデザイン、再構築、これは国も挙げて言っております。内容はもう時間がないので割愛しますが、具体的には、地域公共交通網の先ほどの活性化協議会を中心に進められているということで、私もお任せしたいと思いますが、今民間企業で運営されているバスの民間会社のほうが人材不足で困っております。そしてまた、今お買物難民、病院へなかなか行けないという丘陵地にお住まいの一部地域の方々が、移動困難者の方が市民のニーズがございます。そしてまた、太宰府市の財政の負担割合から考えますと、コミュニティバスの負担割合が今増加してきている。そして、一定の割合、財政負担を強



いられている。

この3つの課題を1つのテーブルにのせたときに、有用な意見としてあるのが、これは私も前から言っていますが、のるーとを実装事業として社会実験的に活用できないかどうか、市の見解を求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 地域公共交通を様々な共創により持続可能な形でデザイン、再構築することは、重要なことと認識しております。デマンド交通などの新たな交通手段の導入につきましては、地域の現状を把握し、適した公共交通体系となり得るか十分な検討が必要であり、本市の交通全体の中で考えていく必要がございます。今後も引き続き情報収集等に努めるとともに、他自治体の運行状況など様々な事例も参考にしながら調査研究を重ねてまいります。

○議長（門田直樹議員） 10番塚剛議員。

○10番（塚 剛議員） ありがとうございます。市長、今月の市報、「なくなったらどうしよう」、非常に市民に対してお訴えをされているような内容で、この表紙を見たとき、かなりのインパクトを感じました。

実は、民間側の運営されている会社の責任者の方、そして宗像市で関わってある議員の方から情報をいただきました。そして、宗像での事例では、日の里団地ですか、約1万世帯から2万世帯なのかな、人口が2万人ぐらいですかね、というところで一部地域でございますけれども、参考事例として、今所管のほうに情報提供で資料をお渡ししておりますので、そのあたりしっかり検証いただきたいと思います。

その点と、本当にお困りの地域の方々に実際に見に行ってください。視察を、行政研修も行っていただきたいというふうに思います。導入に向けては、本当にこれやらないと、民間会社も困っていますし、一番大事なのは市民も困っていますし、我々、先ほど市長が言われていますように、財政改革においてはこれは重要な観点だと思っておりますので、今日はもう詳しくは申し上げませんが、資料等はお渡ししておりますので、どうぞ活用をお願いしたいと思います。

続きまして、西鉄都府楼駅前の安全対策についてお尋ねいたします。

今まで私も所管といろいろ改善に向けて協議検討を行って、市民から要望をいただきながら交通環境を整備してまいりました。本当にありがとうございます。今後はどのような安全対策を取り組んでいく計画をされているのか、その点だけ確認させてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 都府楼前駅広場の安全対策につきましては、歩行者の通行路の確保のため、福岡方面駐輪場の改修や福岡方面駅舎からタクシー乗り場までの点字ブロックの設置を行うとともに、警察署の協議を行い、市道から駅前広場に車両が左折する箇所の早曲がり防止のためのポール設置と、駅前広場の市道交差点部分に注意喚起として赤色の路面着色を行っ

ております。

駅前広場全体の整備につきましては、警察署との協議を行う中で、歩行者の安全確保に加えまして、複数台のバスが同時に乗り入れることや、さらに時間調整のための停車スペースが必要なことと、これらに対応するスペースの確保や整備などが課題であると示されております。

今後とも駅前広場の状況を確認しながら、ハードとソフトの両面から駅前広場のさらなる安全対策に向けて検討をまいります。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、今都府楼駅前のことを代表して申し上げましたが、ロータリーは五条駅にも太宰府駅にもございまして、これらの安全性確保は、市民利益の観点から施策事業としてはこれ本当に効果的なんですね。安全確保すると、実装事業として本当に目立つし、分かるし、分かりやすいし、市民も利用しやすいし、安全確保できると。だから、交通整備は関係機関の警察機関とか様々な団体、関係者と協議されていると思いますけれども、具体的な実装については、これから市民意見もどんどん取り入れていただいて、前向きにご検討いただければと思います。

最後に、今後の市制50周年へ向けての取組の中で最重要な課題は、全世代的な役割のユニバーサルデザインを視点を、ベーシックな地域づくりへ転換していくことが私は重要であると認識しております。

そこで、市長へお聞きしたいことは、公共財の市民利益還元について、今後の展開について市長のご所見を最後にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっとなかなかまとまってなくて恐縮なんですけれども、公共財という言葉が私もあまり不勉強であれなんですけれども、いずれにしましても50周年に向けて、40周年を昨年度終えまして、まさに50周年というのは一つの大きな区切りになります。そちらへのスタートという本年度でもありますので、そうした中で、公共財の定義もいろいろあると思いますけれども、例えばですけれども、太宰府といえば史跡が豊富であり、歴史や文化、そういうものがどの自治体よりも優れている。そうした中で、やはりこうしたものを市民に還元をしていくということは非常に重要な観点だと思っていまして、そうした中で「梅」プロジェクトなども行ってきましたけれども、観光客の方々もおかげさまで最近かなり復活してきました、参道も本当に多くの方、特に若い方も増えてきています。

ただ一方で、そうした方々が増える中で、市民の方はむしろ様々な観光公害も感じているということもありますので、そうしたせっかくの太宰府、チャンスがある中で、それを市民の方にどうお返ししていくか。様々なバスの料金もそうでしょうし、駐車場の料金なども、最近では市民の方を優先的に考えてもらいたいという声を頻繁に聞くようになってきました。

そうしたことも含めて、やはりいかに太宰府の強みを、お客様だけではなくて、お客様から得たものを市民にどう還元していくかという観点、やはり何よりも市民の生活を最優先に考え

ていくということが新たに必要な局面に入ってきたと考えておりますので、議員のご指摘もいただきながら、しっかりと実行に移していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番塚剛議員。

○10番（塚 剛議員） ありがとうございます。いよいよ市長、50周年に向けていろいろな事業を展開されることは有用であると思うんですが、最終的にはまちづくりの視点、観点のことをちょっと俯瞰的に考え、施行していただきながら、地域課題を一つの大きな軸として今後取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 10番塚剛議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[16番 長谷川公成議員 登壇]

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

1件目、青山地区へのまほろば号の乗り入れについて。

過去にもこの件について質問させていただいておりましたが、いまだに実現しておりません。これまでどのような協議等がなされてきたのか、疑問が残ります。そこで、本市でまほろば号の延伸が予定されていることは承知しておりますが、現在まほろば号が通っていない青山地区への乗り入れについて3項目質問させていただきます。

1項目め、まほろば号の延伸協議の際に、青山地区については協議されなかったのか、お伺いいたします。

2項目め、現在まほろば号バス停と重複している西鉄バス既存路線バス停の利用状況についてお伺いいたします。

3項目め、高雄回りを青山地区に延伸すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2件目、安全・安心な通学路について。

高雄台団地上り口交差点への横断歩道設置要望を幾度となくを行ってきましたが、現在でも実現には至っておりません。毎年、小学校の入学式後、新入生の保護者に横断歩道ができないのかと尋ねられますが、申し訳ない気持ちで、条件が合わず、設置は無理ですとお伝えしております。

しかし、各所でグリーンに塗られた路側帯を目にすることから、これならば設置できるのではと期待を寄せております。この路側帯のカラー舗装について、2点お伺いいたします。

1 項目め、設置条件と許可についてお伺いいたします。

2 項目め、横断歩道との違いについてお伺いいたします。

3 項目め、高尾川の改修工事について。

この件についても幾度となく質問を行ってきましたが、下流域を管理する福岡県や筑紫野市との調整、協議が必要と答弁がなされてきました。その後、どのような調整、協議等がなされたのか、また改修工事の進捗状況をお伺いいたします。

以上3件質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 1 項目の青山地区へのまほろば号の乗り入れについてご回答申し上げます。

まず、1 項目めのまほろば号の延伸協議の際に、青山地区については協議されなかったのかについてですが、まほろば号は、昨今の予期せぬコロナ禍や物価高騰、乗務員不足など取り巻く環境は厳しさを増しており、まずはその運行維持に努めているところでございます。

現在、ダイヤ改正等について協議検討を行っておりますが、現時点におきましては、青山地区も含め、まほろば号の延伸についての具体的な計画はありません。今後もまほろば号の活用に努めますとともに、地域公共交通計画策定における議論等も参考に、様々な見直しなどにつきましても引き続き検討してまいります。

次に、2 項目めの現在まほろば号バス停と重複している西鉄バス既存路線バス停の利用状況についてですが、まほろば号のバス停と西鉄路線バスのバス停が同じ場所を利用している割合は、まほろば号の全バス停のうち約2割程度でございます。

次に、3 項目めの高雄回りを青山地区に延伸すべきと考えるが、市の見解を伺うについてですが、まほろば号の乗り入れにつきましては、既存路線との調整なども必要であり、また本市の交通全体の中で考えていく必要があると考えております。今後も引き続き情報収集等に努めるとともに、地域公共交通計画策定における議論等も参考に、総合的に本市にとってどのような公共交通の在り方が適しているのか、調査研究を重ねてまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

まずは、市民の方からもいろいろと問合せ等はあると思いますが、まずは、これは今回、まほろば号かなというふうなちょっと思わせるような広報の表紙だったものですから、通告外になったら申し訳ないんですが、お尋ねしたいんですけれども、この9月号の太宰府市広報について、この表紙はまほろば号の存続の危機というふうに取り立てても仕方がないのではないかなと思うんですが、この表紙についてご説明していただけたらと思います。お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど堺議員もご指摘がありましたので、私から率直に申し上げますと、市

報自体どのような構成にするかというのは、最終的に私ももちろん関わって決めるんですけども、やはり現場の職員、担当職員などもこの市報というのは重要な一つの問題提起の場といえますか、そういうこともあるようでして、特集を組んでやってみたいという提案もあります。一方で、私自身がここをぜひ市民に知っていただきたいとかということもあります。

今回は率直に申して現場の提案の中で、私自身も率直に、ちょっとこれはアグレッシブというか、絶対何かしら皆様からご指摘なり、何かしらお叱りも含めてあるんじゃないかというちょっと不安視もあったんですけども、しかし一方で、確かにより活用して利用していただいて、まほろば号をそのまま存続もしていきたいし、より利便性も高めていきたいし、そういうことも私ももちろん思って、これまでも答弁を重ねてきたものですから、一つの問題提起としてこれを掲載することは最終的にいいのではないかということで、私もゴーサインを出したということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。どこにもまほろば号とは書いてないから、公共交通を利用しようということですので、よく読んだら分かるんですね。ただ、やっぱり勘違いする方はもちろんいらっしゃいますので、ちょっとした今で言うあおり記事みたいな感じになっているのかなとちょっと思ったものですから、質問させていただきました。

それで、すみません、本題に戻りますが、この青山地区へのまほろば号乗り入れ、過去にも例えば原田議員とか地元の上元議員さんとか質問を重ねてまいりましたけれども、なかなか一向に実現してないというのは現実であるわけですけども、ただ、楠田市長が就任後、民間や国との人事交流が積極的に行われてまいりましたけれども、せっかく民間のまさにバス運行会社の方が本市にいらっしゃるわけですから、そういった方を交えて、こういった一般質問で出した内容について、まほろば号の延伸、青山地区への乗り入れ、こういった協議はなされなかったのか、ちょっとお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申して、西鉄さんからの交流の方は、これまで地域コミュニティ課が主担当になっていきますけれども、そうしたまほろば号の件についての部署には就かなかったものですから、そうしたことが入ってということはあまりなかったのでありますが、ただ一方で、もちろんこういう協議会の中で、西鉄さんからも出していただいていますし、JRさんからも出していただいていますし、西鉄さんもJRさんも出していただいていますので、そうした中でおのずと当然西鉄さんから来ていただいている職員も一つの窓口の機能もありますので、情報の共有なり、一方で意見を聞くということも、私自身、個人的にはありました。

いずれにしても、そうした中で、この後の質問にも続くかもしれませんが、当然西鉄さん、JRさんも含めて、本市は非常に緊密な連携を長い歴史の中で行ってきていますので、公共交通の在り方なりまほろば号の在り方というものは、やはりどのような形にしていくかということは、あまり悠長にも構えてられない、非常に公的な負担も大きい。一方で、むしろ

利便性を上げてほしいというご意見も高齢化の中で、また西鉄さんの様々な経営方針の中でも、料金体系なども含めて答えを出していかなければいけないし、新交通体系なども考えていかなければならない。

そういう中では、やはり悠長に構えてはいられないとも思っていますので、様々な要望にできるだけ応えられるように、また予算的にもそうした余力を持つことができるように、行革なり歳入増なりをしっかりと行っていきたいということも考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、過去に地域交通問題特別委員会というものも議会でも設置しておりまして、市長にも要望書を私、じかに手渡ししてあると思います。そういうのも参考にしながら、また地域交通網形成計画という名でせっかく進行していたのに、またちょっと国の方針が変わって名前が変わって、またそういった計画、そういった中でいろいろ現場が混乱したというのは存じ上げておりますけれども、やっぱりそういった市民の意見があるわけですから、しかも民間から来られているわけですから、そういった方も今後交えて、一緒に市としての要望、市民の声はこういうふうな要望があるんだということをぜひともお伝えしていただきたいと思います。そういう方をパイプとしてぜひとも交渉の場に連れて行っていただき、なるべく前向きに、早めに協議の場にのせる、検討していくというふうにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

1項目めはこれで終わります。

2項目めなんですけど、重複しているバス停、全バス停のうちの約2割程度ということですが、これは本市独自にバス停を設置したというところが、すみません、ちょっと私がきちっと聞いていなかったんであれなんですけれども、2割ということではよろしいんですか、それとも逆、本市が設置したのが2割、8割。ちょっとすみません、もうちょっとご答弁お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） まほろば号と西鉄の路線バスが重複しているバス停ということで、先ほど2割程度ということでお答えさせていただきましたけれども、既存のバス停のところまほろば号のバス停も設置というところが約2割程度ということになっております。まほろば号のバス停が全部で190か所弱ほどございますけれども、その約2割程度というところとなっております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 2割程度でしたら、約8割は本市が独自に設置したバス停ということですね。ですから、バス停も、もちろんいろいろな許可が必要なんだろうけれども、設置しようと思ったら、許可さえ得られれば何とか設置できるということですね、まほろば号の。ですから、いろいろな箇所があって、例えば急坂のところとか、本市は特に何か急坂のどこ

るが多いので、そういうところの市民の方々は特に不便していると思うんですね。ですから、バス停設置は今後やはり積極的に行っていかなければいけないと思います。

ただ、さっきご答弁でもありましたように、利用者が少ないとか利用率が低いということになっていると思いますが、どっちなんでしょうかね。利用率が低いから、例えばバスの便数が減るとか、それとももうバス停、どっちか分からないですね。バス停を設置しても利用率が低いのか、利用率がないってもう決めてかかっているから、バス停を設置しないのか。ちょっとその辺はどうもよく分からないんですけども、何かそこら辺、市で調査とかされたことがありますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） ご質問いただきありがとうございます。バス停につきましては、やはり需要といいますか、皆さん住民の方々をご利用していただく上での利便性が高いというところという視点を持って、もちろん当初設置はさせていただいております。

先ほど言われました需要ですね、まほろば号のご利用の需要があるからそういうところにするのか、それともそれ以外のところも含めてということですが、やはりまほろば号のそもそもの位置づけといいますか役割、これが持続可能なところは当然ながら今後も追求していかなければいけないんですけども、やはり市民の皆様の利便性向上といいますか、いろいろなところへ移動していただくための手段のための交通手段の一公共交通機関という役割もございます。やはりそういったところも含めて、そういう意識を持って考えていかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね、まさに今高原部長がおっしゃったように、私もそう思います。ですので、市民の声を聞くというのが一番だと思いますので、よろしく願います。

2項目めは終わりました、3項目めに入ります。

まほろば号の、地元なんであれなんですけれども、高雄線は便数も非常に少なくなって、声を聞いてみると、やはり乗りたい時間にバスが来ないということで、利用者もかなり低くなっております。悪く言うと空の箱が走っていると、正直なところやゆされております。

ご承知のとおり、先ほども申しましたけれども、本市は急坂が多いですね、とにかく。高齢者の交通事故が増加傾向にある中、先ほど堺議員もおっしゃっていましたが、免許返納の呼びかけをしているのを目の当たりにします。特に、急坂に住居がある市民の皆さんは、免許返納は考えているけれども、返納すると外出時に困るというご意見をお聞きします。そしたら、もう高雄線がちょっとやっぱり厳しい状況であるなら、そこを延伸、新たな案を出して、高雄線を青山地区に延伸して、東中学校区でまほろば号を何か運行できないかというふうを考えております。

先ほど部長の答弁でも、市長の答弁でもありますがけれども、市民の足とも言える地域交通をやはり確保すべきだと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今高雄線についても触れていただきましたが、こちらの先ほど言われました9月1日号の広報のほうにも、それぞれの路線の収支状況等も掲載をさせていただいております。こちらの表紙につきましては、別にまほろば号が云々というわけではなく、地域公共交通を皆さんにご利用いただいて、今後も持続可能な地域公共交通を維持していくというところでの趣旨ということで掲載をさせていただいておりますが、やはりいかんせん、こちらの利用状況は、あるにこしたことはございませんので、やはりまほろば号も含めて皆さんにご利用はいただきたいと思っております。

その上ででございますが、青山地区への延伸ということでございます。先ほどの1答目の私からの回答でも申し上げましたけれども、既存の路線との調整などもございますので、やはりそちらとの調整が必要になってくるかと思えます。そういったところを踏まえた上で、さらに、今現在、地域公共交通計画の策定も今議論をしているところでございますので、そういった議論も参考にしながら、今後検討、調査研究を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 2項目めとちょっとかぶるんですけれども、市で設置できるものなら、できたら今の現行の路線とは違う、今の現行の路線が例えば団地内を縦に行くとするなら、団地内を横切るようなそういった運行ルートをやっぴとも検討していただきたいと思えます。ど真ん中に道路を大きく、広い道路があるので、もちろんそこにバスが運行するのは当然だと思えますけれども、しかしながら、路線から外れた方がやっぱり遠いとか、買物が終わっても、重たい荷物を家まで運ぶのが大変だということで、なかなか乗られないのではないかとこのように思えますので、隅々まで行くというところとちょっと難しい発言になるんですけれども、横路線で考えられると、満遍なく団地内を運行できるのかなというふうに考えておりますので、ぜひともこのルートを検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。ご答弁があればお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 市民の皆様にとっては、やはり目の前にバス停があったほうが良いという、これはもう当然だと思えますが、なかなか全てのところにバス停を置くというのは、物理的にちょっとそこは難しいところでございます。

先ほどからも申し上げておりますけれども、やはりどのような地域公共交通計画が良いのかということ全体の中で検討していきながら、今後とも調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 1件目の最後の質問になるんですけれども、もし間違っていれば訂正していただきたいと思いますが、本市の都市公園は4つだと認識しておりますけれども、都市公園という名称で4つあると認識しているんですけれども、そのうちに高雄公園も一応都市公園だというふうに認識しているんですね。ただ、3つの都市公園にはまほろば号の運行ルートに入っているんですけれども、高雄公園にはそれが入っていないということで、もちろん入り口の狭さは分かっています。そこの拡幅の要望も高雄自治会からも上がっていると思いますので、今後そこら辺も検討しながらお願いしたいと思いますが、実際のところ、高雄公園に運行ルートをというふうな今までご検討はされたことあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 高雄公園のほうへのまほろば号の延伸ということでございますが、先ほど議員さんからもおっしゃられましたけれども、ちょっと入り口部分が一部狭いところもございます。この高雄公園だけではなく、まほろば号の延伸自体につきましては、1答目でも私、回答させていただきましたけれども、具体的な計画はちょっとまだございませんので、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、地域公共交通計画等の全体の計画の中で調査研究をしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 1件目はこれで終わります。

2件目のご答弁をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目の安全安心な通学路についてご回答いたします。

まず、1項目めのグリーンに塗られた路側帯のカラー舗装の設置条件や許可についてですが、市内には、通学路であることや歩行者が通行することを視覚的に強調して、歩行者を導いたり通行車両の注意を促すことを目的として、道路の路側に緑色の塗装を行っております。また、道路の横断箇所にも路側と同様にグリーンカラー舗装による横断指導線も、法定外の道路標示として設置している状況です。

これまで設置を行ってきた箇所につきましては、歩行者や横断者の安全確保の観点から、現地の状況を警察と確認して協議を行い設置しているところです。

次に、2項目めの横断歩道との違いについてですが、横断歩道は公安委員会が設置し、道路交通法第38条に基づき、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、運転者は横断歩道の直前で車を一時停止して、その通行を妨げないことが義務づけられており、違反した場合は罰則の対象となります。横断歩道は道路交通法を根拠としておりますが、横断指導線は法的根拠がなく、道路横断の位置を示したものとなります。いずれにしても、設置において警察と協議

が必要という点では一致しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。過去、この件に関しては幾度となく質問してきたわけですが、坂の上から下のたまり場が見えないからということで、横断歩道は、それはもう道路交通法なので、それを無視してまで横断歩道は設置できないというのはよくよく理解しているつもりではありますけれども、今回、前回の6月議会の徳永議員の質問で、そういった緑色の路側帯的なものが道路にあるというので、私もちょっと市内1か所ぐらいしか確認はしてないんですけども、筑紫保育園の近くにたしかそれが設置されて、ええっと思って。グリーンのちょっと目立つ。こういうところでも設置できるんだと思ったものですから、今回この質問をさせていただいているわけですが、1項目めに関しては、これは今現段階では、現場は部長も行かれたと思いますけれども、設置可能なんでしょうか、それともやはり厳しいんでしょうか、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 一応法定外ということではございますが、やっぱりあくまで警察のほうと現地のほうを確認いたしまして、やはりいろいろな歩行者の安全、また車両の安全も含めまして、そこのあたりの観点から最終的に設置をしているところでございますので、現時点におきましてはまだちょっと十分なお答えができない状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 恐らく筑紫野警察署とも公安委員会ともいろいろな協議をなされて今に至ると思うんですね。ですから、できたら、横断歩道が設置が無理なら、このグリーンの路側帯を設置、ぜひともまた協議検討していただいております。

それで、2項目めなんですけれども、横断歩道に関しては、横断歩道になると一時停止で罰則対象になると、歩行者が立って待っている場合は、そこに車が停止しないと罰則対象になるけれども、グリーンの路側帯的にはそこまではまだならないということですので、でもやっぱり緑であったほうがドライバーも気づきやすいと思いますので、こちらといいますか、とにかく本当に筑紫野署と公安委員会と協議していただいて、児童・生徒数も徐々に増えていっているんで、あそこの通りはやっぱり多いんですよ、児童・生徒が。ですので、早めに設置できたらいいなと思っていますので、今後とも協議を続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

2件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 3件目の高尾川の改修工事についてご回答いたします。

高尾川の整備につきましては、本市としても重要な課題と捉えております。このため、令和3年度から現況測量に着手し、令和4年度には河川的能力などの検討を行う業務を発注し、令

和5年度現在も引き続き既存河川の能力などの検討を行っているところです。

また、高尾川は、上流の太宰府市の管理区間より下流側には筑紫野市や福岡県の管理区間がありますので、河川の改良や整備を行う場合は、下流の管理区間と連携した対応が必要と考えております。これまでの間、太宰府市の管理区間に接する筑紫野市との協議を行うとともに、福岡県にも協議を行ってきたところです。今後も高尾川の治水対策に向け、引き続き関係機関と協議を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。この件に関しても、過去何度か質問させていただいているんですけども、やはり今回の7月の豪雨の際にも幼稚園のところが氾濫して、最近は対応が非常に早くて、もうすぐ通行止めにしてくれたんで、そこは大きな事故とかそういうことは一切なかったんですけども、特に大雨でしたし、そんな外出する人もいなかったということで事なきは得ているんですけども、そうならないようにやはり協議を進めていっていただきたいと思いますので、県、筑紫野市とも早めに改修できたらしていただいて、川が氾濫しないようにぜひとも強く要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩します。

休憩 午前11時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って、本市の学校教育の課題と方向性について3項目伺います。

多くの人が経験したであろう学校の水泳授業が、最近大きく変わりつつあります。学校のプールを思い切って廃止し、学校外の室内プールを活用するケースが増加しており、中学校では座学のみという地域も現れています。

というのも、今、学校プールは課題が山積みとなっており、全国的に施設の老朽化が進み、改修費用は億単位にも上り、近年の酷暑や豪雨で授業ができない日も増加しています。施設の維持管理は、先生たちが時間外勤務で行うこともあります。本市においても、小学校3校が外部の民間スポーツクラブで水泳授業を行っています。

そこで、1項目め、民間スポーツクラブによる水泳授業の課題と方向性について伺います。

次に、学校の部活動は、生徒のニーズの多様化や生徒数減少による活動メニューの縮小化、教員の業務負担増の改善などを理由に、休日の部活動を地域部活動に位置づけて地域移行を進

めることになっています。

部活動の地域移行のメリットとして、1、児童・生徒の選択肢が広がる、2、専門的な指導が受けられやすくなる、3、教員業務のスリム化が期待できるなどがあります。デメリットとしては、1、指導者や受皿の確保が容易ではない、2、生徒の安全上、不安がある、3、保護者の経済的負担が求められるなどがあります。本市における地域移行はどのようなのでしょうか。

そこで、2項目め、部活動の地域移行の課題と方向性について伺います。

次に、教員不足が深刻さを増す中、福岡県の政令都市を除く公立の小・中学校で教員が200人余り不足していることが分かりました。代替りの教員が見つからないケースも増えているということです。

福岡県教育委員会が政令指定都市を除く県内の公立小・中学校で働く常勤の教員配置状況を調査し、まとめた結果によりますと、令和5年5月1日の時点で、小・中学校合わせて教員が209人不足していることが分かりました。内訳は、配置されるべき定数に足りていない欠員が113人で最も多く、次いで、育休や産休による欠員が66人、病気や介護のための欠員が30人となっています。福岡県教育委員会は、非常勤の教員を雇ったり臨時免許を交付したりして欠員の補充に努めていますが、代替りの教員が見つからないケースが増えているのが現状です。

県教育委員会は、引き続き、教員免許を持ちながら教職に就いていないペーパーティーチャーの掘り起こしを進めるなど、成り手の確保を急ぐことにしています。福岡教育委員会教職員課は、補充できる人材がいない状況が続いている、これからの時期は、退職者を中心とした声かけを行っていきたいとしています。

これは、学校現場の教職員に責任があるのでしょうか。様々な教育活動が学校に求められてきましたが、その多くの教育活動は、十分な支援もなく、当たり前のように現場負担となっています。そのため、長時間労働は常態化しており、過重労働により教職員の命が奪われたり、心身の健康を害する教職員も増加しています。さらに、定数欠は現場教師の負担となっています。子どもたちの豊かな学びの保障や持続可能な学校教育のため、市が本気で学校における働き方改革に取り組むべき時期と考えます。

そこで、3項目め、本市の学校現場における働き方改革の課題と方向性について伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 本市の学校教育の課題と方向性についてご回答いたします。

まず、1項目めの民間スポーツクラブによる水泳授業の課題と方向性についてですが、老朽化したプールの改修費用を抑えること、市内に3つある屋内プールを活用して経済税収効果の向上を図ること、涼しく、指導にも優れ、事故リスクも抑えられるなど、よりよい環境で子どもたちにプール授業を行ってもらえることなどの理由から、平成31年3月定例議会において、民間プールを活用した水泳授業の予算を初めて計上しました。当時は全国的に珍しい施策であ

り、慎重なご意見もありましたが、現在、福岡市や古賀市など追随する市も増えており、当時の判断は正しかったと考えております。

この施策を始めた令和元年度は、民間プール等への移動手段や移動時間に課題がありました。また、学校の時制を工夫するなど、子どもたちの安全を第一に課題解決に取り組んでまいりました。また、それぞれ一般の利用者もおられ、そのすみ分けも課題となります。休館日も利用し、民間事業者と受入れ可能な日数等を協議するなど、毎年度時間確保に努めております。

いずれにしましても、本市がいち早く取り組み、多くのメリットもありますことから、屋外プールの老朽化やその授業環境なども見据えながら、さらなる拡大に努めてまいります。

次に、2項目めの部活動の地域移行の課題と方向性についてですが、課題については、受皿となる団体の確保、指導者の確保及び育成、施設管理と利用方法、指導者の報酬に係る費用負担等の多様な課題があります。

本市では、現在、中学校長と市教育委員会関係課課長等で会議を開催し、今後の方向性について協議を行っております。大学や地域団体等に聞き取りを行い、協議を進めていく予定です。

今年度は、日本経済大学のサッカー部の練習に、市内中学校のサッカー部員が参加する合同練習会を開催することになりました。現在のところ大学との連携ではありますが、将来的に、この事業を一つの事例として地域クラブチームが発足するようになると、受皿団体の確保につながると考えております。

また、指導者の確保や育成については、市独自の事業である部活動外部指導者派遣事業を有効に活用したいと考えております。本事業における外部指導者の候補者リストを作成すること、学校の管理職が候補者と面談を行い指導者の適性を判断すること、外部指導者に対して生徒指導の在り方等や安全管理についての研修を実施することなどが、指導者の確保や育成を促すと考えております。

次に、3項目めの本市の学校現場における働き方改革の課題と方向性についてです。

本市での働き方改革の取組の現状ですが、令和元年度からタイムレコーダーによる教職員の在校時間の把握を行い、各校の現状や課題の明確化を図り、長時間労働勤務の削減に努めております。令和3年度には太宰府市教職員の働き方改革取組指針を策定し、数値目標の設定、その目標達成に向けて教職員の意識改革、業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の4つの観点から、働き方改革に向けての取組を実施しております。

令和元年度から令和4年度にかけて、コロナの影響で臨時休校、学校行事の中止や縮小、またコロナ対応で増えた業務などもあり、単純な比較はできませんが、教職員の在校時間が短くなるなど改善の傾向が見られています。

ご質問の課題と方向性ですが、やはり教職員の不足、また教職員の業務の負担が大きいことが課題と考えております。教職員の不足につきましては全国的な問題でもあることから、市だ

けで解決できる問題ではないため、引き続き国や県等に要望するとともに、協力できる部分については積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

教職員の業務に関しましては、学校のICT化、部活動の外部指導員の活用、生徒指導に係る専門スタッフの活用など、教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

今後も教職員の働き方改革をより一層推進し、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことで、学校教育の質の維持と向上を図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） まず、1項目め、民間委託についてですけれども、できるだけ取り組んでいくというか、太宰府市内の小・中学校全て民間委託に、もうここまでにするとかというんではなくて、プールが老朽化していくたびに段階的に進めていくということではないんですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点については、率直に申しますと、まだ方針を確定させたわけではございませんで、先ほど少し説明をしてまいりましたが、今ほかの自治体も取り組んでいるところが増えてきています。そうした中で、やはり全体を一遍に行うことで授業時間が減ったりしている中の生徒のご不満なんかもあるとお聞きしますし、一方で、やはり学校によって教え方が違うというのもどうなのかという指摘もあると理解しております。我々としては、きっかけがやはり老朽化したプールの改修費用をまずかけるのかかけないのかからスタートしたこともありますので、そうしたことがあれば速やかに、3つもプールはありますので、速やかにそうした民間指導に変えていくことをしていかなければいけないと思っておりますけれども、老朽化してないところでも、暑過ぎるとか、見学者が多いとか、事故が起こりやすいとか、そういうことのリスクが現場から上がってくるようであれば、やはり積極的に民間プールに変えていくということも必要だと思っておりますので、そうした現場の声なり子どもたちの声なり、そうしたものを見極めながらそのスピード感をはかっていきたいということが今のお答えであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もう十分方向性としては賛成で、今猛暑で大変だと思っているんで、ただ移動に時間がかかったり、各小学校の水泳の時間帯というか、何時間ぐらい使ってやっているんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在ですが、3小学校で実践をしておりますけれども、1回当たりのプールの使用時間は90分間、これを1学年、年4回ですね。だから、1人当たり90分泳げる回数が4回あるということでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 保護者の方から言われたのが、保護者が日付を書いてなかったと。それ

で見学させられたと。どうかと思うんですけども、学校に来たということは泳げると思うんで、保護者のミスをそこで機械的に切るんやなくて、指導的にはちょっとやり方があるんじゃないかなと思うんですけども、ただ90分見学は、学校内で見学しているんですよ、その子どもたちは。だけん、見学のときのその対応の仕方というか、どういう指導をされているのかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 申し訳ありませんが、その細かな指導の仕方まで全てを私も把握はできてないんですが、移動できる子どもにつきましては、そのプールと一緒に行って、水泳の授業と一緒に参観なりすることとなります。ただ、移動ができない子どもの場合は、学校においてほかの教員が対応している、そのような状況かと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） スポーツ庁によると、2017年から2022年、5年間で小・中学校のプールで179件の熱中症、プールサイドが60件、水泳中が92件と。結局上限というか、水温と気温が足して65度C、もう超えていると思うんですよ。そうすると熱中症の可能性があるけん泳がないほうがいいということで、今かなり暑い時期になって、水温もかなり高くなっている。なかなか難しいと思いますけれども、屋外プールでのそういう時期をずらすとか、何らかの工夫はされているんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 水泳の授業といえば、やっぱり夏にずっと実施をしておりますので、非常に気温が高いところですが。ただ、学校のほうでも今議員おっしゃったように、気温が高いとか、水温と気温を鑑みて危ないと判断すれば、そこはしっかり授業の有無を判断しているところですが。あと、日差しが強いときは、今学校のほうはテントを使ったりとかそういったことも対応しておりますので、非常に危ないことですので、今後も対応していきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 自治体によってはかなり進んでいる自治体もあって、何かプールを使って釣堀にしたりとかいろいろやっているようです。ウナギの養殖もできないかなと思うんですけども、できれば一緒に視察に行けたらと思うんですが。

学中のプールもかなり老朽化していると思うんです。学中のプールと水城小のプールがあって、体育館があるんですね。体育館も大分老朽化。質問の意図がちょっとずれるんですけども、そこに新しい校舎を造ると、仮設校舎も建てずに改築工事が進むんじゃないかなと思うんですけども、個人的な意見で申し訳ないですけども、その辺の学中の改築について計画みたいな、今言える範囲であれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在、学業院中学校の施設整備基本計画業務を行っているところで

す。どのような改築方法等がいいのか、今議員がおっしゃったように校舎の場所自体を変更するのがいいのかとか、そういったことも含めて検討中でございまして、この場で今はっきりとこうですというところではご説明できないんですが、やはり予算面や学校運営等、そういう中で影響が少ない改築方法というのをこれから選択していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） できれば、非常に敷地が狭いから、あそこのスペースを使ってやった方がいいんじゃないかなと。できればやけれども、学年が入るような視聴覚室のスペースがあって、そこで給食をすれば、大分時間短縮にもなる、篠栗の経験している教員に聞くと、かなり評判もいいみたいで。

僕、太宰府のスポーツ協会の研修に行ったんですよ、プラム・カルコアで研修があつて。その内容がスキヤモンの発達曲線で、僕が保健の授業をしていた内容だったんですね。だけん、教室教室で教科書を見ながらやっていた授業じゃなくて、学年全体で導入の段階でできれば、子どもたちも分かりやすいと思ったんで、教室、黒板で昔やっていた授業やなくて。今タブレットもあるし、数学とかいろいろな工夫が今からできそうなその空間をつくったりできると、授業もしやすいんじゃないかな、効果的じゃないかなと思うんで、ぜひ検討していただければと思います。

じゃあ、続けて2項目めよろしいですか、そのまま。

○議長（門田直樹議員） はい、続けてください。

○8番（徳永洋介議員） 部活動の地域移行ですけれども、個人的には僕は部活動は日本の文化かというか、ずっとやってきたことで、教員の定数を増やして学校で全部やっていった方がいいんじゃないかなと思うけれども、もう地域移行が決まって、国、県のガイドラインによれば、地域クラブ構築に向けたスケジュールで、令和5年度から令和7年まで、休日の学校部活動について段階的に地域に移行していくことが基本。平日の学校部活動の地域移行についても視野に入れて、令和8年度以降については、改革推進期間における推進状況を検証し、令和7年度中に改めて県としての方向性を示すことにさらなる改革を推進すると。県の方針がこう出ているんで、市としても同じ方針と考えていいんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 地域移行が出たときには、急いでこれに取り組まなければいけないという、本市もそのような動きがありました。現在やっぱり慎重に動いている、全国的にもそういう現実もございまして。本市としても県の動向、国の動向ですけれども、そちらを見ながら慎重に進めていきたいと思っています。ただし、全くしないというわけではなくて、動向を見たいというふうには考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それでは、何十年後になるか分からんけれども、将来的に中学校の部活動がなくなるとか、中体連がなくなるとかという方向性もまだ決まってないということです。



か。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員のおっしゃるとおりでして、中体連がなくなるということも今のところないですし、中学校の部活動が全てなくなるとか、そういうことはまだ何も決定していない状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ただ、2020年度スポーツ庁の通知にも書かれているように、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすると。市としては、学校現場の教師が土日、部活を見たくないとか、そういうことは把握されているんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 太宰府市においては、現在のところ教職員の中で、もう絶対に部活を見ませんというそういう声は、今のところ学校からは上がっておりません。ただ、全国的にそういうふうな流れといいますか、休日に部活を見なくてもいいという文科省の発表もありましたので、そのような意識を持たれている先生方はいらっしゃるかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、もう時間もなくて、客観的な数字を把握しないと、外部指導者との絡みもあるから、やっぱりそこはやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

ガイドラインの基本的な考え方で、新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外活動として、社会教育法上の社会教育の一環として捉えることができ、またスポーツ基本法や文化芸術基本法のスポーツ、文化芸術として位置づけられるものであるということは、基本的には学校教育課というよりも、地域移行については社会教育課のほうに移るんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在のところ、どこの課が所管するという話合いは進めておりませんが、ただ教育課程外の活動になっていきますので、そちらのほうも検討していく必要があるかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ガイドラインに示されている中で、地域クラブ活動に向けた市町村における具体的取組として、地域移行の方向性や進め方、スケジュールを検討する協議会の設置というのがあるんですね。市の課だけではなくて、各種目のプロフェッショナルというか、太宰府市内におられる詳しい方、そういった方を入れて協議会を早急に設置しないと、子どもたちのために、種目によって違うと思うんですね。水泳をやりたい生徒数も違うやろうし、太宰府西、学中は生徒数が多いけれども、太東、太宰府は生徒数が少ない。合同でやったほうがいいかもしれんし、柔剣道とか一種メインのスポーツもあるやろうし、その分のまず客観的な把

握とか方向性を決める協議会が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員おっしゃるとおり、他の自治体ではもう既に協議会を開催しているところもございます。そこには有識者であるとか競技の専門家も入れて協議を進められておりますので、本市においてもそういう協議会を進めることは考えていかなければならないと思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） もう一つ、具体的な取組の中に、企業、大学、民間企業との連携や広域市町村との連携というふうに書かれているんですけども、本市の場合、大学との連携、先ほども言われましたけれども、可能性があるような気がするんですけども、外部指導者として依頼をするようなことは可能なのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 実際、大学との連携の中で、外部指導者としての話はまだ全く出ておりませんが、今後連携していく中で、そのような依頼をすれば、引き受けてくださる可能性はあるかと思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ガイドラインに書かれてあることは、もう立派なことがあってすばらしいと思うんですけども、それを実際できるかということ、かなり不安視する部分があるんですね。それで、太宰府市の子どもたちのために、1番の課題は指導者の確保、2番目は活動の場所ですね。できるだけ、やっぱり中学生は勉強と部活の両立なんで、活動場所が遠くなると、かなり子どもにとってもよくはないと思うんで、その辺も考慮していただきたいし、一番の問題は財源ですね。どうも保護者負担が増えそうだと。ふるさと納税を使って、地域移行のために。いや、多分、太宰府市のスポーツ協会とかに委託するような形も出てくると思うんですよ。それで、指導者への報酬とか、やっぱりお金がかかると思うんですよ。その分を、何か日本の場合、保護者負担でやっているんで、お金がない子どもでも部活ができるように、地域移行に対して財源のほうを、市長の考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この点も、今基本的には教育委員会、教育長以下にお任せしてきたのですが、ただおっしゃるように予算なり学校の設置者として、特に子どもたちが、やはり世界に羽ばたく人材育成などもうたっておりますので、意欲を持って部活動に取り組んでもらうという日本の文化というか、そういうものは非常に重要だとも私も思っています。

そうした中で、もちろんお金もかかってくる話ですし、そうした今のご指摘にもありますように、スポーツ協会に限らず様々な市の内外も含めてですけども、大人の様々な知見なりノウハウを持ったそうした活用にもなると思いますし、そうした中で子どもたちと世代交流をする中で、様々な知恵が、学びがまた新たにあるということも十分あり得ると思いますので、も

う少し広い視野で、この部活動という枠だけではなくて、全体的な学校の活動なり子どもたちの育ちなり、そういうものを見据えながらももう少し考えていく必要があるかなと思いますので、私ももう少し主体的に関わっていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり部活動が土日どちらか休み、午前、午後となってきた、一生懸命したい親御さんは福岡市のほうとかに、結構月1万円とか2万円払って、その練習場所に行くまでも時間がかかるし、あまりいい方向、僕はやはり両立が基本だと思うんで、太宰府市の部活動がどの子どもたちにもできるように、非常に難しい課題とは思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

続けて3項目めよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） はい。

○8番（徳永洋介議員） 働き方改革ですけれども、一番の問題は定数欠と思うんですけども、先ほど言ったのは5月ですけれども、2学期になって太宰府市の定数欠の状況が分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在のところ、小学校につきましては常勤講師が3人、うち1人は産休育休代替です。非常勤が2人の定数欠となっています。中学校につきましては、常勤講師が2人、うち1人は産休育休代替、非常勤講師が6人の定数欠となっている状況です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 在校時間数といいますか在校等時間数、教職員の残業なり、タイムカードをつけられるようになって把握はされていると思うんですけども、太宰府市の場合はどんな状態なんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 在校時間といいますか、時間外の勤務時間数ということでちょっとお答えさせていただきますが、小学校が令和4年度になりますけれども月平均で約36時間、中学校につきましては月平均約44時間となっております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 僕も中学校の教員をしていて、ちょうど学校週5日制が始まったぐらいから、何かだんだんだんだん忙しくなってきたなど。そのちょうど始まった頃の小学校の授業時数は945時間なんです。中学校が980時間。2020年になると、小学校も中学校も1,015時間。土曜日でも授業をやっていたときで945時間だったんですね。土曜日がなくなって、その授業数が増えて、いろいろな原因があるけれども、初任者研修もだんだん多くなったりとか、評価についても評価基準を出せとか、総合学習が入ってきたり、地域との交流とかいろいろな、これは忙しくて当たり前だと思うんですね。

それで、何とかしないと、日本の教育は大丈夫かなって。10年、20年、もうかなり高齢の方

も学校現場にいらっしゃるし、教員希望者も少ないし、このままでは非常に危ない状態やないかなと。やはり国を支えるのは子どもたちの教育だと思うんで、何とかしなくちゃいけないと思うから、国に対して意見書を毎回要望してやっていくこと。

ただ、市としてできることをやっぱり今はやるべきやないかなと思うんです。例えば登下校に関したり、学校での徴収金だったり、地域との交流であったり、昔結構よく動いていたんですね。朝ちようど教員が安全に登校しとうか様子を見たりとか、そういう活動をしていたんですけれども、それは軽減ができるんやないかなと思うんですけれども、今太宰府市ではどんな感じですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在、児童・生徒の登下校については、PTAの方々にも協力いただいておりますし、あと地域の方々にもご協力をいただいているという現状がございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 結構管理職等が多いと思うんですけれども、調査とか回答とか、そういう業務が結構県からとか国から下りてきたりとか、子どもたちとの休み時間の過ごし方とか清掃とか、そういったところで何らか市として軽減できるような対策はしているんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 以前に比べまして調査物というのは一時期減っていたんですが、やはりコロナを境にまたちょっと増加の傾向があるかなというふうに感じております。市としましては、市の教育委員会のほうで対応できるものは学校には調査を回さずに回答するとか、そういう軽減は今市教委としてはやっておるところです。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 去年ぐらい、給食についての一般質問で言いましたけれども、給食の指導であるとか、授業準備とか採点ですね。コロナのときは支援員さんみたいなスクールサポーター的な方がおったと思うんですけれども、今はどんなんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 令和2年度から本年度の6月まで、議員おっしゃったスクール・サポート・スタッフを配置しておりましたが、新型コロナウイルス、これが第5類になりましたので、消毒等が不要になったということで、一番中心であった消毒業務がなくなりましたので、現在のところはもう6月いっぱいスタッフさんの配置はしていない状況です。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 現場の声として非常に助かったと、やっぱり多忙なので、いろいろ。例えば養護教員も何かの研修だったり、本当にいいのかどうか分からないけれども、保健室の世話とか採点とかいろいろと非常に助かったと。予算はかかりますけれども、やはり太宰府市としてはこのスクールサポーターを配置したほうがいいと思うんですけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 失礼いたします。確かにサポーターの方々がいろいろな面で学校で活躍していただきました。いらっしゃることによって非常に助かったという意見も聞いておりますし、スタッフの方が決められた仕事以上にいろいろな仕事をしていただいて、その中で職員の一員として活躍していただいたという声も聞いております。

確かにこういう方がおいでになるということは非常に助かりますけれども、なかなか予算が関係することですので、私たちでどうこうということはできませんけれども、幸い太宰府の場合は、地域の方々が非常に学校に対して協力的です。そういう面で、学校の中の事務とかそういうことは難しいにしろ、あらゆる面で保護者の方の力を借りる部分は多いんじゃないかなというふうには思っておりますので、そうした取組を進めていけたらなというふうには思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 僕がまだ現場にいた頃、3学期制が僕はいいなと思っていたんですよ。ただ、やっぱりこの多忙化が進んで、太宰府市の教育委員会で2学期制を検討していると。もうそのとき、現場の多忙化も考えて、だけん太宰府市がいち早く2学期制を始めたんじゃないかなと思うんです。修学旅行も筑紫地区は全部南九州だったんですね。それを南九州じゃなくて関西にと、太宰府がいち早くやっていたと思うんです。

市としては何ともできないじゃなくて、全力で、やっぱりこのままでは結局子どもが被害者になると思うんですよ。非常に多忙化の中でゆとりがないと、どうなのかなと。定期考査をなくしている学校もある、小テストに切り替える。宗像とかは期末テストが3日間で3教科ずつ。いろいろなやり方があると思うんですけれども、ぜひ教育長のリーダーシップの下に、教員にゆとりがないと、授業時数確保よりも、子どもとゆとりを持って関わると、それを大前提にさせていただいて、ぜひやっていただきたいとお願いします。

市長のほうにもお願いしたいんですけども、山梨県とかはもう小学校を25人学級。それは県知事の選挙公約であって、県でやっているからできる部分もあろうけれども、市として、一番僕が思うのは、特別支援学級の子が入っても、国としては計算に入れないんですよ。だから、太宰府市内で35人ちょうど、特別支援の子が1人、2人、入ると36人、37人学級となる。中学校も40人学級なのに、やっぱり特別支援の子が入って41人、42人と。もちろん事務的な負担軽減にもなるんですけども、子どもが見えると思うんですよ。ぜひ、太宰府市の場合は特別支援の子も人数に入れて、市単独で教員を雇うことになると思うんですけども、ぜひそれをやっていただきたいなど。

今度学校給食無償化、これも僕は賛成で、これはずっと続けたらいいと思うんですけどもね。子どもたちを持っている若い保護者の方たちは、やっぱり教育が全てなんです。そのPRというのは非常に大事ですし、ぜひまずは子どもたちの集団、絶対に変わると思うんです。客観的な数字はまだ持ってないけれども、小学校1年から、中学3年までの間に、今子ど

もの貧困率は7人に1人であるとか、虐待もあるだろうし、介護に悩んでいる子もいるやろうし、様々な課題を持っていて、その中で人間関係が崩れていって、いじめがあったりとか、不登校が増えたりとか、勉強の苦手な子が増えたりとか、できるだけそれを減らすように行政としてやっていただきたいんですけども、市長のご見解を最後に。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるとおりのところが多々ありまして、いずれにしましても、私もこれからの日本なり、世界もそうですし地域もそうですけれども、希望は、やはり子どもたちがいかに伸び伸びと育ってもらって、これからの社会を救ってもらおうかと、我々自身が救ってもらおう立場になってきますので、そうしたことのために、我々の世代がどのようなよい環境でバトンタッチできるか、そうしたことも世代的な使命があると思っておりますので、やはり子どもたちを中心に据えて市政を考えていくという姿勢をまださらに強めていかなければいけないと思っております。

その中でももちろん予算的なものもありますけれども、システムなものとして、先ほどの部活もそうですし、様々な学校の生活指導なり学校教育、学習指導も含めて、地域の方のお力もお借りしながら、そして学校の先生方の働く環境というものも整えながら、目の行き届くそうした、やはり限界もあろうかと思えますし、以前、かつて以上に様々な先生方の負担が増えているところもあろうかと思えますので、そうした中で一定の予算もかけながら、太宰府らしい教育の在り方というものも追求していく必要があるかと思っておりますので、もう少し議員のご指摘もいただきながら詰めていきたいなど、追求していきたいなどと思っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時10分まで休憩します。

休憩 午後0時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。通告に従い3件質問させていただきます。

まず1件目、防災は市の責任か自己責任かとして3項目お伺いします。

防災に関しましては6月議会に引き続きになりますが、大切なことですので、しっかりと考えを共有できれば幸いです。

前回は災害時の避難所の収容能力についてお伺いし、既存の避難施設で想定される避難希望者の収容は十分可能であるとのことご回答いただきました。私はここで疑問に思ったのですが、

避難希望者が少ないという現状は、喜ばしいことなのかどうかということです。災害が発生したときに避難所に行かない理由が、自宅は危険ではあるが、避難所は不便そうだからという理由であれば、市民の命を守るという目的を果たせていないのではないかと思います。

前回の高原総務部長のご発言を引用させていただきますと、一般論で申し上げますけれども、行政というのが予算を計上いたしまして事業を実施していつている状況でございます。この予算を計上して事業を実施するに当たりましては、住民の皆様のニーズ、それから合理的な想定、こういう場合が想定されるというような合理的な想定、こういったものに基づいてしなければいけないというふうに考えております。仮にですけれども、実際に起こり得る可能性が低い事態を想定して、そういう事業をこれだけの費用がかかります、したがってこういう予算をお願いしますというのは、これはいかななものかと思う次第でございますとおっしゃっています。

自然災害というものは、えてして起こり得る可能性が低いにもかかわらず、いざ起きてしまうと人命に関わる、そういったものだとは私は思っております。災害対策においては、通常の予算の考え方とは分けて考えるべきではないでしょうか。

今年の7月10日、およそ2か月前ですが、本市国分のアンダーパスにて亡くなられた方がいらっしゃいます。こちらは起こり得る可能性が極めて低い事例ではありますが、事実として起きてしまいました。

同じく6月議会で、楠田市長はこのように述べられています。市民の方はもちろんですけれども、市に関わる方全てにおいて、何かあったときには全て自分の責任だと、そのようなことがないようにということで、私なりに準備なり心構えなり、いつでも責任を取ろうという思いでやってきておりますとのことですが、このときのアンダーパス通行止めにおける市の事前の災害対応がどのようなものであったのか、カラーコーンであったのか、A型バリケードであったのか、ロープのようなものであったのかと担当課に問合せをさせていただきましたところ、担当課ではなく、副市長から状況をご説明いただきました。しかしながら、副市長ですら、何時頃に仮のカラーコーンを置き、何時頃にA型バリケードになったのか、何個並べたのか、固定方法やおもりの有無など、そういう詳細は全くご存じありませんでした。極めてまれな事故ではありますが、二度と同じような痛ましい事故を起こすまいと思われているのであれば、発生状況や対応を詳しく検証されるのではないかと思います。

ちなみに、先ほどの楠田市長の答弁の続きでありますけれども、こうも述べられています。朝倉の件も書かれておりましたが、私も落選中ではありましたが、市長になる前ではありましたが、1か月間毎日、私なりにやれることはないだろうかと、私にとってはいわゆる父祖の地というか、本籍のあるところでもありますので、少しでもお役に立てるようにと。タコス議員がどのようにそのときされていたかは私も知りませんが、そうしたことも含めて、やはりいつ何どきそういう災害なりそういうものが起きても対応できるように、そして仮にそうした不幸な状況が起きたときに、自分の持てる力をどれだけ出し切って災害を少しでも

最小化するか、そして被害が起きた方に対してどのような手当ができるか、そういうことを常々シミュレーションしつつ、訓練などをしつつ、我々の中でも議論をしつつやっているとありますが、何とでも最悪の事態にならないように、私自身責任を持って頑張っていきたいと思っています。

なるほど、私も朝倉の災害のときは議員ではなく、一市民でありましたが、箱バンに物資を満載して数回届けたり、泥かきに行ったり、避難所を4か所回り、マッサージのボランティアをしていました。その間に楠田市長は1か月間イメトレをされていたとのことですが、今回、最悪の事態が起きてしまったわけですが、どのように責任を感じていらっしゃるのでしょうか。状況把握も検証されていないようですので、被害者の方の自己責任ということでしょうか。

話は戻りまして、何とでも最悪の事態にならないようにとの言葉に偽りがなければ、より避難しやすい避難所の環境が必要だと思われまます。

そこで、市長に3項目お伺いいたします。

まず1項目め、誰一人取り残さないインクルーシブ防災について、市長のお考えをお聞かせください。現状の対策で十分だと思われていますか。十分でなければ、どのような対策を検討されていますか、具体的にお答えください。

次に2項目め、6月議会において、自主避難時に飲物、食べ物、寝具をそれぞれ持参してくださいという対応では、避難したいと思っても諦めてしまうのではないかとお尋ねしましたが、自主避難は避難指示と違い、法的根拠に基づいて避難所を開設しているわけではなく、我々としては、様々な不安を持たれている方にむしろ避難所を提供しているという状況であるといった回答。さらに、市の財政なり様々な人的パワーなり、その限界を超えてしまいますので、その点をご理解いただきたいと思っていますと楠田市長はおっしゃいました。

そこで、お伺いします。災害備蓄品の中で、消費期限や使用期限があるものに関しては、現状の使用実績、交換サイクルなどを鑑みて、自主避難時に提供が可能ではないでしょうか。そうすることで、職員側、市民側双方にとっても、経験を含めプラスの面が大きいと思いますが、自主避難時の災害備蓄品の提供について楠田市長の考えを教えてください。

3項目めは、防災の予算についてです。前回の楠田市長の提案理由説明では、災害に関しても関係機関と緊密に連携し万全を期してまいりますとありました。冒頭でも引用させていただきましたが、一般質問の回答では、市に関わる方全てにおいて何かあったときには全て私の責任だと、そのようなことがないようにということで、私なりに準備なり心構えなり、いつでも責任を取ろうという思いでやってきておりますとおっしゃっておりますので、口先だけではないことを証明していただくためにも、防災事業の拡充をお願いしたいのですが、やはり予算がネックになると思います。

災害に関しては、起こる頻度が少ないという理由で優先順位を低くするのではなく、いつ災害が起きても市民の生命が守られることが重要で、そのための準備が必要です。市民の生命、

暮らしに勝る重要事項はないと思いますので、ぜひ行財政改革を積極的に行い、無駄を少しでも省いて防災事業の拡充をお願いしたいと思いますが、楠田市長の見解をお伺いしたいと思います。

2件目は、本市のプロポーザル、企画競争入札方式は、透明性、公平性が保たれているかについて2点お伺いします。

一般的に市民の皆様が入札という言葉聞いて思い浮かべるのは、価格競争入札だと思います。なぜ価格競争入札がなじみ深いかというと、恐らくニュースなどで談合や入札予定価格の情報が漏れたなどの問題が取り上げられることが多いからではないでしょうか。

同じ仕事内容をお願いするときに、より価格が安い事業者を選ぶのが価格競争入札で、金額ではなく、よりよい企画や実績を持つ事業者を選ぶのがプロポーザルと大まかにはなるかと思えます。こう聞くと、プロポーザル方式では不正が起きにくいように思われますが、実際に全国の自治体においても多くの不正が行われていて、プロポーザルが官製談合の温床になっているとの指摘も散見されます。最近の主なものでは、中学校完全給食や「梅」プロジェクトなど太宰府市でも多くの事業でプロポーザル方式での入札が採用されていますことから、透明性、公平性の観点から2項目お伺いします。

まず1項目めは、プロポーザル方式は随意契約の一種ではありますが、特定の相手が決まっているにもかかわらず、公募の形を取り、その事業者が有利になるような審査を行い決定するような、いわゆる談合のような形になるのではないかと危惧しています。透明性、公平性の観点からどのような対策を取られているかについてお伺いします。

まず、本市のプロポーザル方式に関するガイドラインは存在するのかを伺います。

次に、公募要領や評価項目、加点において、特定の事業者が有利になることが明白な設定をすることがないように、第三者委員会を設けているのか。

次に、市ホームページなどで評価項目や、加点表、その結果など、市民が納得できるような評価内容を公表しているのか。行っている場合、その期間は十分な期間と言えるのかを伺います。

2項目めは、企画競争入札という性質上、より多くの事業者に参加していただくことが望ましいと思われませんが、募集期間や募集方法の現状と、それについての課題があればお聞かせ願いたいと思います。

最後に3件目、「梅」プロジェクトについてです。

史跡地の活用として、太宰府の梅をブランディングして経済効果をもたらすためのプロジェクトだと認識していますが、幾つかの疑問があります。梅を使った好循環サイクルとありますが、計画性をあまり感じません。走りながら進めていくとのことでしたが、最終的な目標やビジョン、中・長期計画が明確でないこと、そして今後その計画自体を外部委託によって作成しようとしていることを不思議に思っています。

そこで、2項目お伺いします。

1 項目め、太宰府市はそもそも梅の生産に適しているのか。梅には、花梅とって観賞用に
向いている種類、実梅とって実の収穫量が多い種類があると言われていす。太宰府の梅と
いうストーリーが大切に、原材料の生産から太宰府でやることに意味があるような内容のこ
をかねてより楠田市長はおっしゃっていましたので、当然太宰府市にずっと昔から存在してい
る品種を大切にされていらっしやると思います。

さて、その太宰府の梅の独自の成分であるとか効能であるとか、成分分析されるとのこと
でしたが、太宰府市の梅は観賞に適した花梅であるのか、収穫に適した実梅であるのかと、成分
分析の結果、その中で太宰府の梅の特筆すべき点を教えてください。

2 項目め、楠田市長は「梅」プロジェクトにより、本市の経済税収効果の飛躍的向上を目指
すと言われていす、その飛躍的向上というのは、数値で表すと何年後に幾らを目標にする
であるとか、最終的な数値目標を教えてください。そして、波及効果のようなぼんやりしたも
のではなく、現在「梅」プロジェクトに幾ら投資し、実質的な本市の利益が幾らであるかも教
えてください。

以上3件についてよろしくお願いいたします。再質問は議員発言席にて行いす。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、様々前文で指摘がありましたが、事実誤認などもありすので、最初
に正しておきす。

避難希望者が少ないという現状は、もちろん喜ばしいことではありませぬ。むしろ、職員に
夜を徹して対応してもらっている中、避難者が少なければ、言いようのないもどかしさが残る
ことも事実でありす。一方、空振りを恐れて、特に明るいうちの避難所開設をためらえば、
その後の急変で暗い中の避難を強いる可能性もありす。いずれにしましても、市民の方が必
要なときに必要な避難ができるよう、今後も対応を万全にしてまいりす。

なお、高原総務部長の予算に関する発言ですが、災害対策については、もちろん合理的かつ
通常予算以上に重きを置いて毎年度編成をいたしてありす。さらには、本議会のように専決
処分や補正予算なども積極的に活用してありす。したがって、部長発言が災害対策を通常
の予算の考え方と分けていないという指摘も当てはまらぬと考えてありす。

また、副市長とのやり取りをここであえてつまびらかにされてありす、もちろん副市長
は事の軽重を判断して議員とやり取りをされているのであり、もちろん詳細を知らなかつたわ
けではありませぬ。誰よりも今回起こった痛ましい事案に心を痛め、故人を悼み、二度とこ
のようなことが起こらないように検証を行い、対応を迅速に検討して、本議会に
関連補正予算を提案してありす。そうした思いも知らず、こうした場で無責任にあげつらう
議員とは、今後も信頼関係を持って話をできないのではと推察してありす。

最後に、私が1か月間イメトレをされていたとの指摘ですが、平成29年7月九州北部豪雨の
際は、発災翌朝から大蔵号に乗って被災地に入り、それ以来1か月間、一日も欠かすこと
なく被災地に赴き、国政時代の支援者の安否確認をはじめ被災地視察、仲間を募っての
災害ボラン

ティア実行や、羽生善治棋士を伴っての避難所慰安、当時の菅官房長官や防衛省、自衛隊への要望活動など、私なりにやれることをやり尽くしたという意味であります。その経験が、今の市政運営、とりわけ災害対応への転機となっております。

その上で、まず1項目めのインクルーシブ防災についてであります。インクルーシブ防災とは、障がい者や高齢者などを含むあらゆる人を取り残さない防災の考え方として使われており、本市といたしましても当然ながらそのような考え方で防災施策を進めております。

本市における避難所は、指定緊急避難場所、指定避難所、協定避難所、福祉避難所を合わせ99施設を指定しており、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児など一般の避難所での避難生活が困難な配慮が必要な避難者対象の福祉避難所として6施設を指定しております。とびうめアリーナについては、別途施設の一部を福祉避難所エリアとして開設することとしております。また、いち早くペット同伴避難所も設置いたしました。

市の備蓄品につきましては、高齢者用、乳幼児用のおむつ、生理用品、アレルギー対応の食品等の備蓄も行っており、様々な年齢、状況などに応じた避難者に対応できるように備えを行っております。今後におきましても、インクルーシブ防災の視点を持って対応を重ねてまいります。

次に、2項目めの自主避難所開設の際、避難者へ備蓄品の提供を要望したいについてですが、6月議会でも申しましたように、自主避難所は、法的根拠に基づいて開設している避難所とは異なり、市が独自に開設しているものであります。自主的に避難を希望される方に対して施設を開放しているため、食料等の備蓄品の配布は行っておりません。

なお、把握しております限り、近隣の自治体も含め、県内の自治体全てにおいて、避難者に持参していただくようになっておるようです。また、その約半数の自治体においては、本市と異なり、高齢者等避難以上の避難所の開設時においても、避難者に食事等を持参していただくおるようです。

なお、自主避難の場合は、特に実際に避難する必要があるか否かで市民の皆様も判断されているはずであり、仮に災害備蓄品を提供したとしても、それだけで避難者が増えるとは考えにくいのではと認識しております。

次に、3項目めの防災事業の予算を拡充するために積極的に行財政改革を行う考えがあるかについてであります。議員に指摘されるまでもなく、常々、また先日の市報「だざいふ」の「くすの記」でも、これからの時代は常に災害の危険があり、市民の生命、財産をいかに守るかが行政の最大の使命となりますと述べています。

先ほど来述べてきましたように、防災事業につきましては何よりも優先順位を高く予算を確保し、専決や補正予算、予備費、基金なども最優先に活用しております。したがって、行財政改革を行って防災事業の拡充を行うという考え方自体が本質的ではないと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。

まず、ちょっと訂正の訂正をさせていただきたいと思います。

高原総務部長の発言、したがって部長発言が災害対策を通常の予算の考え方と分けていないという指摘も当てはまらないと考えておりますと回答されておりますが、災害対応の質問をしたときの回答でいただいたことで、災害対応と関係ないというのはちょっと理解がしかねるのですが、お答えいただいてよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 災害対応と関係ないとは申しておりません。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 災害対応の対策を通常の予算の考え方と分けていないという指摘が当てはまらないということですが、災害対応のときの意見ですが、違いますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 質問に、災害対策においては通常の予算の考え方とは分けて考えるべきではないでしょうかと書いていますので、この高原部長の発言を引用した上で、これが高原部長の答えが、通常の予算の考え方と同じだという指摘と受け止めましたので、高原部長も通常の予算と同じような考え方ではなくて、当然過度な想定は、やっぱり予算を組む上でむしろ批判をされることでありましようから、ある程度の我々として様々な知見なりそうしたものを集めながら、しかし災害というのはやはりいつ何どき起こるかも分かりませんので、ある程度の大きな予算を組ませてもらっているということを高原部長は言ったと思いますので、それに対して、通常の予算の考え方と同じだと断じていることに対して、高原部長も含めまして、市として我々は災害対策、この防災予算は何よりも最優先で、先ほど申したように防災のために行革を行うという考え方は全く逆で、まず防災予算を先につけるということが我々の使命であると考えているということを申しております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 私が引用した部分ですけれども、再度読み上げます。

一般論で申し上げますけれども、行政というのが予算を計上いたしまして事業を実施している状況でございます。この予算を計上して事業を実施するに当たりましては、住民の皆様のニーズ、それから合理的な想定、こういう場合が想定されるというような合理的な想定、そういったものに基づいてしなければいけないというふうに考えております。仮にですけれども、実際に起こり得る可能性が低い事態を想定して、こういう事業にこれだけの費用がかかります、したがってこういう予算をお願いしますというのは、これはいかななものかと思う次第でございますということです。これは通常の予算と同じように考えていらっしゃる以外に、どういう取り方があるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 前回の私の発言に対しましてのご質問ということでございますので、私

のほうから回答をさせていただきます。

まず、たしか私の記憶する限りにおきましては、前回のご質問の前提というのが、自主避難における物資、特に食料等の提供等ということが前提にあったかと思っております。そういう前提に対しましての私の回答ということで、ですから災害の何か人命に関わるような大切な災害対策と、そういったものは当然ながら行政として第一にやっていくというのは、これはもう当たり前のことでございます。私が言いました一般論、先ほど市長も申し上げましたけれども、合理的な知見に基づく、こういったところに基づきまして、必要最低限といえますか、必要なものについては毎年度、災害関係費も私どもは予算を計上させていただいているような状況でございます。

先ほど私も申し上げました科学的な知見というところでございますが、これは福岡県におきましても、太宰府市で大規模な地震が起きたときにどの程度の避難者が出るかという予測の人数が出ております。さらに、そういった方々、人数の方々が何日間こういうふうな食料を提供できる分をストックするというような、そういう考え方もちゃんとガイドラインにございますので、そういう科学的な知見に基づいた私たちは災害対応を常日頃から行っているというようなことでございますので、災害一般を全部含めて、必要がないからとか、必要最小限に予算要求しているんじゃないかというようなご意見には当てはまらないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） では、確認ですけれども、一般的に言われているようなことはきちんとやれていますということでよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 予算の計上、これは災害だけではなく、予算の計上というのは、やはり太宰府市に限られた予算の中でできるだけ費用対効果が多く、さらに住民の皆様のニーズにできるだけ対応できるようにといったところに、そういったところで予算、財政をやっていっておりますので、一般論云々というところも含めまして、災害については必要なことは絶対にやっていくという意思を持って、これからもですけれども、今後もやっていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 先ほども楠田市長は自ら災害地に行かれて活動されたとのことですので、世間一般的に言われているものプラスアルファを僕はちょっと求めたいと思っております。

続けて訂正させていただきますが、副市長の発言で、もちろん知らなかったわけではありません。今回も起こった痛ましい事案に心を痛め、故人を悼み、二度とこのようなことが起こら

ないように検証を行い、対応を迅速に検討して本会議に云々ありますけれども、こうした場で無責任にあげつらう議員とは、今後の信頼関係を持って話できないともありますね。

副市長とお話ししたときに、どういう状況だったんですかということをお伺いしましたが、詳しくは知りませんということで言われました。この詳しくは知らないということは構わないんですけれども、この状況が説明できないということと故人を悼んでいることと何の関係があるのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員も何か一つの問題が非常に個人的に捉えられるようなちょっと感覚がございまして、そこら辺、私も非常に苦慮しているような状況でございましてけれども、基本的に議員とお話ししたのは、逐次、例えば職員が行って、何時何分にここに何を置いて、それから次に何時何分にどういうふうな措置をして、ロープで閉鎖したのか、バリケードで閉鎖したのか、カラーコーンで閉鎖したのか、要するにそういうのは言及できないということなんです。

というのが、もう想像して分かりますけれども、土砂降りの中で職員もそれこそ命がけで行っているんですよ、止めに。そのときに、まずは最初にやっぱりカラーコーンなりで止めたりするでしょう。それから人が入らないように、車が入らないように最善の措置を取るんです。そういうのを、それは何時何分にこういうふうな措置をしました、こういう形態でしたって、それは分からないですよ。

一番それこそ正解というか、ここで申し上げられるのは、5時50分にきちんと通行止めをしたと、それだけです。それ以上に細かいことを言えば、それはうそになりますからね。ですから、言ってないということです。それを極端な話、分からないというふうに捉えられたら、それは私としても心外でございまして。

以上でございまして。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。感情論は置いておいていただいて、何時にどのような設置をしたのかが分からないと対応ができないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ですから、先ほどから申し上げましたとおり、5時50分に通行止めをしたという事実がございまして。

以上でございまして。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 最終的な通行止めの状況、その仮の前の状況、果たしてその仮の状況が何時ぐらいで、どの程度のことをして、それが果たして正解だったのか不正解だったのか、もっとやるべきことがあったのかというのは検証されていないということによろしいです。

か。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に我々の苦悩を分かっていただけない議員の質問に、私は本当に悲しい思いであります。

まず、避難指示を出しております、4時25分に。避難指示を出しているのに、職員は夜の中、暗い中、走り回って、状況がどうなのか確認しに行っているんですよ。議員がそうされているかどうか知りませんがね。私もそれは指示を出すのは本当に申し訳ない思いでありますし、何とか無事に帰ってきてほしいと、職員にも、そうした思いでやっているんです。彼らも必死にやっています。そうした中で、暗い中でも水位がもう危ない段階だと。基本的には車が入ることを想定しますので、車が入らないように措置を取ってきたと、通行止めにしたということで我々も報告を受けるわけでありまして。その時点で何を置いたとか、どうしたということまでは報告は求めませんし、そこまで職員に求められないと思っています。

ただ結果として、今回の事案は、ただ結果として起こったことは大変痛ましいことであり、私なりに本当に責任ももちろん感じておりますし、だからこそその方の勤め先にも、またご自宅にも訪れまして、私なりに遺族にお言葉もかけてきました。お参りもしてきました。

その上で、やはり結果としてそうして命が失われたのであれば、我々としては今後そのようなことが起こらないように、速やかに予算措置を取って、今回の補正予算に間に合わせようということで、今後の地下道の安全対策の予算なども上げてきているところであります。そうした意味では、もちろん検証も含めて、そして反省も含めて、責任も感じながらやっているということでもあります。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。もちろん職員の方の大変さも分かりますけれども、次に起こさないようにするための検証をどういうふうにしたかを聞くこともしなかったというのは、ちょっとどうなのかなと思いますけれどもね。それに、状況がはっきりしてないものに対してまた予算を計上しているとおっしゃっていますけれども、きちんと検証されていないものを、どう予算を計上して再発防止に努めるのか、ちょっと全く疑問でございます。その件は対策を今後も考えていただきたいと思います。

また、先ほどの話の中で、少しそれますが、大蔵号に乗って被災地に入りということですが、これ公職選挙法違反だと思いますが、いかが思われますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、先ほど検証を行っていないというご指摘でありましたけれども、先ほど申したのは、その場で、その時点でどのようなものを置いてきたかまでは、もちろん非常事態ですから、まだ避難指示を出して警報も出ているような状況ですから、その時点で何を置いてきたかというのは問うていないということを申したことであります。

もちろんその後、どのような止め方をしているとか、そういうことも含めて私としては認

識はしておりますけれども、最終的にそうしたことも含めて、今後、まさか歩いて入られるようなことも防ぐべく、ただどんな形を取っても、もしかすると入られるかもしれませんので、そういうことも含めて、非常に厳しいところでありまして、最善の対策を今後取っていくというこの予算を立てていることですので、先ほどの指摘は全くの誤解であります。

その上で、公選法違反かどうかということは、もう私から答えることも差し控えますけれども、大蔵号につきましては、私は決して選挙前だけやったわけではなくて、2年間毎日走り続けている中の私の大切な相棒であり、大切な許可を取ったいわゆる街宣車といえますか、そうした政治活動の車であります。この時点では選挙もまだ、解散もしておりませんし、ふだんの活動の中で、私自身は落選中ですから、その車しかありませんから、その車に入って、そしてできることをやっていたということで、それを私が何かしら下心を持って、やましい心を持ってそうした活動をしていたわけでは決してございません。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） まず、じゃあ対策に関してですけれども、そのときは聞かなかったけれども、その後は何時ぐらいにどういう対応をしたかというのは確認されたということよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 当然、人の命が失われているわけでありまして、私なりにどのような対応を取ったということは確認しておりますが、当然その職員なり対応した者を責めることはもちろんできませんし、我々としては基本的には車が入らないように対応するという意味ではできる限りの策を取った、何よりも避難指示中でありまして、そうしたときにやはり動き回ること避けていただきたかったという思いもありますし、いずれにしましても、起きたことに対して心から哀悼の意を表し、そして今後いかなる形でも命が失われるようなことがないようにということで、私なりにあらゆることを精査した上で、今回予算の提案をし、そして今後に生かそうという決意を新たにしているところであります。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 現在、その詳細は分かってあるということですね。そのとき副市長から、何時何分とまでは分かりませんが、何時ぐらいにこういう対応をしたということは、分かり次第お伝えしますというふうにお返事いただきましたが、いまだにご回答いただいております。なぜ、どんな対策をしたかすらも教えていただけない理由は、それを言えない理由がないとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 当日、議員にも申し上げたと思っておりますけれども、いろいろな事情がございまして、遺族の方のご了解も得られてないような状況で話せないことがあったというふうに私伝えましたですね。要は、当然予算を計上しているんですから、さらにかさ上げでやっぱりやっっていくと思っているわけです。そのときにも、どういう形態で入られたかというのは、

やっぱりまさかというのはございまして、そういうこともございまして、家族の、先ほど申し上げましたけれども了解も取られてない、いろいろな、それは議員が考えられる以上のことは当然検討して調べて、ああ、こういうことがあったんだなというものは分かってはおりますけれども、それについては遺族の方のご了解ももらっておりませんので、申し上げることができないということです。

当然ながら、今後にそういう可能性も含めた上で、きちんと災害対策に当たっていきたいと思っておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。では、対策よろしく願いいたします。

先ほどの公職選挙法なんですけれども、恐らく半年前ルールのことを言われていると思うんですが、名前や本人を類推する図画などに関しては半年前ルールは関係ありませんので、いま一度公職選挙法をご覧ください。

続きまして、災害の避難所の件なんですけど、協定避難所、指定避難所があるということでしたけれども、太宰府市ハザードマップ34ページ、避難所一覧の下段、福祉避難所、一般の避難所生活が困難な要配慮者、高齢者、障がいのある人などを受け入れるための施設とあります。福祉センター受入れ対象者、妊産婦、乳幼児、外国人、サンケア太宰府受入れ対象者、高齢者、特別養護老人ホーム同朋園、受入れ対象者、高齢者、県立太宰府特別支援学校受入れ対象者、身体障がい児者、知的障がい児者、障がい者支援施設宰府園、受入れ対象者、障がい児者、知的障がい児者、児童発達支援センターすみれ園、乳幼児、ここには身体障がいがある方で、その他の障がいや病気の方々がどこに避難すればよいかは書かれておりません。

一方で、一般の避難所生活が困難な要配慮者と、暗に通常の避難所が障がいのある方に対応しませんというような意味合いに取れるのではないのでしょうか。

先ほど、とびうめアリーナでは福祉避難エリアを開設していますとおっしゃっていましたが、ハザードマップによると、要配慮者を受け入れることがありますが書いてあります。受け入れられるのであれば、もう受け入れられることがありますがという文を外していただければと思います、確定させていただければと思います。

質問なんですけれども、福祉避難所には災害種別が書かれていませんが、その理由を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今ご指摘がありました太宰府市ハザードマップ34ページ、こちらに記載をしております福祉避難所、協定避難所でございますが、この福祉避難所につきましては、先ほどタコスキッド議員がおっしゃられたように、これらの配慮を要する人たちを受け入れるための施設ということになっております。状況に応じてそういう配慮を要する方々がどれだけ出るか、どういう状況が出てくるかというのは、一律に規定することはできません。したがって、行政、私たちといたしましても、できるだけそういった方々がすぐに避難できるような

態勢を取るという意味で、一律的な規定はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 先日、所管調査で県立太宰府特別支援学校さんへ行かせていただいたんですけども、そこに行くまでの道中、とても崖崩れが起きそうだなとかというようなところもたくさんありましたし、太宰府特別支援学校さんが避難所になっていますというふうにおっしゃっていましたが、駐車場が貯水池になっているとおっしゃっていました。それはちょっと避難できないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 特別支援学校さんのそちらまでの道程といいますか道のり、こちらについてはいろいろなルートもあるかと思えます。一律に崖崩れのところを必ず通らなければいけないかどうかというところは、ちょっと一概には言えないんじゃないかなと思えます。

それと、駐車場の件でございますが、駐車場につきましてはその場所だけではございません。いろいろなところにありますので、そのときそのときの状況に応じまして、そういった駐車場も活用をしていくというところで考えてございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。では、ちょっとそういうところも細かく、そういう避難される方が分かるように示していただければと思います。このほうは崖崩れがあるおそれがあるので、こちらを通ってきてくださいとかというようなほうが親切ではないかなと思います。

ちょっと時間がないので、本当は準備していたんですけども、まちづくり市民意識調査のほうで、防災力の強化がとても重要視されているんですよ、皆さん。令和2年度89.9%、当然第1位、令和3年度88.9%、1位、令和4年度84.0%、重要度1位。対して、市政の公共の施設が高齢者や福祉に充実されているか、3.1%、2.3%、5.5%、2.9%と、高齢者や障がい者の方は防災に不安も持ってあるし、今の現状、不満足であるということですので、まちづくり市民意識調査をとっても重要視されている楠田市長のことですので、ぜひ対応をいろいろ考えていただきたいと思えます。

1件目は以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の本市のプロポーザル入札は透明性、公平性が守られているかについてご回答いたします。

まず、1項目めの本市のプロポーザル入札が公募型プロポーザルの形をした実質的随意契約となることを危惧しているが、そうならないための対策を何うについてですが、プロポーザルとは、価格だけで決定する一般競争入札や指名競争入札とは違い、対象業務に対する発想、課

題解決方法、取組体制等の提案を審査し、自治体にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を有する事業者を選定することで、対象事業の特性に合った民間事業者のノウハウを市民のための行政サービスに生かすことができる方式であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で規定する随意契約に該当いたします。巷間話題となっている給食ストップのような事案が起きないためにも、価格だけで判断しない本方式は有効だと考えております。

本市では、プロポーザルの実施に当たって、一定の事務の実施方法を定めた太宰府市プロポーザル方式試行要領に基づきまして、契約相手方を決めるに当たり、対象となる業務の性質や目的が価格競争による入札に適さず、プロポーザル方式を選択した場合、業務概要等を作成の上、太宰府市競争入札参加者選考委員会に付議し、同委員会でプロポーザル方式の妥当性や内容等の確認を行っております。また、審査結果の公表についても、太宰府市プロポーザル方式試行要領の規定に基づき実施しております。

次に、2項目めのより多くの応募の中から選定すべきだと思われるが、募集期間や募集方法の現状と課題を伺うについてですが、公募型の場合、基本的にはホームページで募集しますが、新着情報への掲載や、広く事業者への周知が図られるよう、期間を十分取るように掲載することを心がけております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。一般的に試行の要領というのは流れのマニュアルであって、ガイドラインというのがルールブックに当たるんですね。なので、ルールブックがない、段取りだけのマニュアルの場合、先ほども、最近ありました大分県臼杵市の複合施設が僅か半年で経営破綻、事業費4億円かけた事業が半年で経営破綻ということで、これの事後対応として、ガイドラインがないのが問題であったということで、その後ガイドラインを設けるという対応になっております。

いろいろ調べまして、学者さんの意見を見ますと、競争入札をしないのであれば、できる限り透明性、公平性を確保すべき、外部審査の委員の比率を高くする、少なくとも事後には外部審査委員を公表する、ガイドラインを設けるなどと、透明性、公平性を確保するためには、ガイドラインがやはり必要だというような意見が多いです。

1つ例を挙げます。上智大学法学部国際関係法学科教授楠茂樹さん。公募型プロポーザルは、その契約過程の柔軟性が特徴であり、発注者の裁量に任されている部分大きい。もちろんその手続は公募（公告）の段階で明示されている必要があるが、アイデアが優れている応募者を優先交渉権者として選出し、アイデア、価格についてさらなる交渉をするという柔軟なスタイルも可能である。だからといって、何でもありというわけではない。公募型プロポーザルが採用された場合、公共契約に係る行政のコンプライアンスにおいて重要な点は2つある。第1に、一たび競争的な方法が採用された以上、優先交渉権者との交渉によって、当初説明された内容を変えてよい範囲に限界があるということだ。簡単に言えば、当初の競争の結果に影響

を与え得るような条件設定は許されないということだ。そして、第2に、裁量が大きい分、徹底した透明性が確保されなければならないということだとあります。

関連しますので、中学校完全給食のプロポーザルについてお伺いします。

スケジュールを見ますと、参加資格確定通知を出されたのが令和4年8月26日、審査結果通知、公表の日付が令和4年10月7日となっております。間違いはないですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 8月5日に公募型プロポーザルの開催を告示、8月22日までに4社の申込み、9月26日に参加業者4社の2次審査、結果、9月30日に優先交渉事業者が株式会社日米クックに決定し、11月30日に契約の締結という流れになっております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） スケジュールだと契約締結が10月下旬となっているんですけども、実際は11月30日になっておりますが、理由があれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 事業内容について詳しく交渉をしていたということです。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ご回答ありがとうございます。

1次審査では、実績評価、価格評価、実施体制評価の3つの審査が行われました。私が気になっているのは実施体制評価なんですけれども、業務委託に当たり、調理を行う施設の所在地について評価を行う。太宰府市内200点、太宰府市外にあり最遠の中学校までの距離が10km以内が150点、以降3kmにつき5点減点とありますが、1次審査で満点の200点を獲得した事業者が、審査結果通知、公表された10月7日の時点では土地の開発許可すら下りていないのは問題ではないですか、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 開発許可が下りている、下りていないというのは、それは事業者さんの裁量であって、市のほうがどうのこうのということではございません。ただ、そこで課題になるのが、先ほどの交渉の期間とかでそれが本当に実現ができないというような状況でありましたら、次の次点の業者様のほうに交渉権が移るということでございます。ですから、そこら辺までの細かいチェックは不要と考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ということで、その次点でまだ建物がないわけですよね。更地の状態で、開発もされていないわけですよね。ちなみに土地の開発許可の申請日が11月9日、開発許可が下りたのが11月25日。少なくとも開発許可が下りるまでは、調理を行う施設が太宰府にあると判断するのは無理があると思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 詳しい契約内容まではまだちょっと私、ここで覚えてないんですけども、基本的にいつ工場ができよう、いつ土地を取得しよう、と全然関係ないわけでございます。指定の期日までに給食を納入していただければ、それで結構でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。それだと、少なくとも土地がもうあるという状況での配点が200点満点はちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

この受託した事業者が太宰府市内に所在地が認められなかった場合、少なくとも150点ですね、50点減点されます。そして、2次審査の評価項目、調理後2時間喫食を遵守するための方策にも当然影響が出ますね。この評価で2番目の事業者との点数が18点で、これを合計すると68点になります。最終的に1次審査、2次審査が計で2番目の事業者との合計点数は57点なんです。この計算はちょっと乱暴だと思いますけれども、可能性として1位の事業者、調理を行う施設の所在地が太宰府市でなかった場合は、2位の事業者が11点上回ることが考えられます。

つまりは何かと申しますと、この事業のプロポーザル方式において最も重要視されたのは、太宰府市に調理を行う所在地があることとなるわけです。そうなれば評価の配点を考え直す必要があると思いますし、所在地が太宰府市に近いことが重要な要因であるならば、その点で公平性、透明性を確保しなくては、これはもはやプロポーザル方式を装った指名による随意契約ではないかと言われてもおかしくないんじゃないかと思います。

これ、もう建物があるかないかは関係ないんだというのは、ちょっと僕、乱暴だと思うんですけども、それだったらほかの事業者も、いや、いつまでに建物を造りますよと言ってしまえば200点取れるということではよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 議員おっしゃっているのは、例えば、ちょっと例えばの話ですよ、工事の請負契約をしますよね。ちょっと全然別の話です、この給食の話じゃなくて。何かを建てようというふうなことで、1年前に工事請負契約をした。議員おっしゃっているのは、その時点で建物がないから契約ができないじゃないかと、それと一緒にしよう。そういうふうなきちんとしたスケジュールを持って、工程を持って恐らく臨んであって、最終的には市のほうに納入していただくということの契約ですから、先にお金を払っているわけでもないですよ。工事の場合もそうです。もしできない場合は、それはいろいろな問題が出てきます。だから、保証金なりいただくんですけどもね。

だから、要は、それは当然そうですよ。想定ですよ。想定の中で、それでも契約のときに納めていただければそれでいいんです。契約というのはそういうものです。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。それでしたら、調理場があるではなく、調理場を建てる予定があるみたいな形の設問じゃないとおかしくないですか。もうあるということで200点満点取っているわけですけども、それは問題ないですか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 問題ないと考えております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。これはあくまで想像ですけども、土地の開発許可が下りたのが、締結が11月30日ですよ、開発許可が下りたのが25日ですよ。タイムスケジュール的に言うと、まるで給食の請負が決まって、それから開発許可が取れたというような形、あるいはそこで例えば銀行から借入れとかというような、もう仕事が決まったから借り入れて建物が建てれるということも想像できるんですが、僕が言いたいのは、そういうことがないようにクリアな状況をつくっていただきたいということで、この件に関して、ちょっと時間がないのでまとめますが、まず2点ですね。1つ目は、ガイドラインを作成していただきたいということ、そしてこういう邪推されないように、果たしてこれが、この問題は問題ないのかというような専門家委員会、外部委員会を設けていただけませんかということをお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご自身が邪推と言われたんで、邪推に答える必要もないのかもしれませんが、ただやはり業者さんからしますと、土地を購入して開発をすることでも、許可を取った上で選ばれなかったときは大変なんじゃないでしょうかね。ですから、そういうものだと思っています。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 今市長おかしなこと言いませんでしたか。許可が出なかったら困っておっしゃいましたけれども、もともと造る予定だったということじゃなかったんですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 一般論として、計画をいろいろ皆さん立てられて、市内に進出をすることか市外から持ってくるとかいろいろ計画を立てられて、そういう中でこの期限に間に合うようにということでいろいろな計画を組まれて提案されると思いますけれども、それが具体性があるのかどうかとか、そういうことももちろん含めて採点をしていくと思いますけれども、ただ業者さんからしますと、ですからもう既に全て何か計画を確かなものにして、土地を購入するなり建物を建てるなりしておかないと点数がつかない、選ばれないということになると、あらゆるところがそこまで準備をしてやっていくということになって、結果としてそこが契約が取れなかったときに、それまでの先行投資分をどのように回収するのかというのは、またその業者さんとしては困るんでしょうから、いろいろな提案がある中で、当然その現実性などを確かめながらやっていくということでやってきているものと私は認識しています。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 名前は出しませんが、1位の事業者さんがもともと計画の中で太宰府に土地を買って建物を建てて、いろいろなところの給食を請け負って、その中でプラスチックで太宰府の事業者が舞い込んでくるのかこないのかということだったと認識していたんですが、今の市長の発言だと、何か太宰府市の給食を取ることがすごく重要で出店されたようなふうに分かれました。

この件に関しては、また今後もいろいろお話しさせていただくと思いますので、この件に関しては終わります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 3件目の「梅」プロジェクトについてご回答いたします。

まず、1項目目の太宰府市は梅の実の生産に適しているのか疑問がある。収穫量や効能などの成分で他市町村を上回るデータはあるのか等、本市の梅の特徴について伺うについてですが、梅は寒さや暑さに強く、日本の気候風土に合っており、本市を含む国内の広い地域で栽培することができます。また、本市の梅は日本遺産「古代日本の「西の都」」の構成文化財であり、1,300年前の天平の世に大伴旅人公が太宰府の地で梅花の宴を催した情景が「万葉集」にも歌われ、そこから元号令和が生まれていますことや、平安時代、菅原道真公を慕った梅の木が一夜にして太宰府まで飛んできたと言われています飛梅伝説など、梅の物語を語ることができる日本で一番の地域であると自負しております。

本市の梅に含まれる成分であります。調査したのは大宰府政庁跡に植栽している実梅であり、太宰府の梅独自の成分の有無ではなく、太宰府の梅に含まれる効能の有無について、産学官の連携で分析調査を実施したところでございます。分析調査の結果、一時的なストレス軽減効果や血圧抑制効果などが期待されるガンマアミノ酪酸（ギャバ）が、太宰府の梅から作られた梅肉エキスに存在していることが確認することができました。

次に、2項目目の「梅」プロジェクトにより本市の経済効果の飛躍的向上を目指すとするが、「梅」プロジェクトによる税収効果の現状と最終的な目標金額を伺うについてですが、本市の持つ令和の都太宰府というネームバリューを最大限活用し、まずは太宰府と梅という話題性とその意識づけを行いました。「梅」プロジェクトでは、梅を使った新製品開発を手がけ、地場土産産業を振興し、ふるさと納税にもノミネートすることで、税収や経済効果を飛躍的に向上させ、その原資も生かして新たな梅の木を植栽し、さらなる製品開発にまたつなげていくという好循環を実現するということを掲げているところでございます。

その結果として、ふるさと納税は昨年度12億円を上回るなど、プロジェクト実行前よりも飛躍的に向上させることができ、市税や一般財源、予算規模もかつてと比べ大きく拡大してきました。また、実質的に見ましても、直近の令和4年度におきまして、歳出額788万8,593円に対して、純粋な歳入といたしましても、ふるさと納税寄附額381万3,000円、企業版ふるさと納税寄附額600万円の合計981万3,000円であり……。

○議長（門田直樹議員） 部長、時間になりました。説明を続けてください。

○観光経済部長（友添浩一） 約200万円の収入増となっており、このほかにも関係企業などでの販売に基づく税収や、宣伝効果や知名度向上、今後の製品開発につながる新たな梅の木の植栽など、数字に出てこない利益も多々あると考えております。

こうした事情も勘案しながら、現在策定中の中期事業計画策定の中で改めて目標を定めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） タコスキッド議員、もう時間ですので。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 時間がないので1点だけ。

波及効果のようなぼんやりした数字ではなく……。

○議長（門田直樹議員） いや、タコスキッド議員、もうここで打ち切りますので。終わりです。

○1番（タコスキッド議員） 分かりました。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩します。

休憩 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） それでは、通告に従い2件質問いたします。

まず、政策立案の貴重な情報源である市民意識調査の活用についてです。

本市が毎年実施している市民意識調査は、市内に居住する18歳以上の市民を対象に、無作為抽出された2,000人に対して郵送やインターネットを利用したアンケート調査を行うものです。なお、令和4年度調査の回答数は1,110件で、回答率は55.5%でした。その調査結果の一部が広報8月号に掲載されています。

この市民意識調査の主な目的は、市民の意見やニーズを把握することにより、政策立案への情報を提供するとともに、実施した政策の効果を評価することです。調査分野は、まちの住みやすさについて、行政運営について、市民の考えや暮らし、行動についてなど、その調査項目は69項目に及びます。調査結果自体が有効なデータとなりますが、それをさらに深く分析することで、潜在的な市民のニーズや新たな政策のアイデアを見いだすことができると考えます。

そこで、市民意識調査の活用に関して3項目伺います。

1項目め、市民意識調査の分析結果をどのような方法や手順で政策立案に生かしているのか。



2項目め、今回の調査分析結果から導かれるまちづくりの課題と、それらを解決する具体的な政策について。

3項目め、政策評価の実施状況について。

次に、7月10日の豪雨被害から学ぶ災害への備えについてです。

これまでに経験したことない大雨が頻発し、豪雨による自然災害は年々深刻化しており、特に近年は夏季に発生する線状降水帯によって、毎年のように記録的な大雨が各地で発生しています。福岡、佐賀、大分3県で犠牲者を出した7月10日の記録的な豪雨は、本市においても各地で土砂崩れ等の被害をもたらしました。また、本市から僅かに25km程度離れた久留米市田主丸地区では、土石流と河川の氾濫により本市よりもさらに甚大な被害が発生しているのですが、線状降水帯の発生位置によっては、同様の激甚災害が本市で起こっていたとしても何ら不思議ではないのです。

これまでに経験したことない大雨に対しては、これまでの防災対策では対応できない、これまで以上の新たな防災対策が必要であると考えます。

そこで、今回の本市の被害から学ぶ災害への備えに関して2項目伺います。

1項目め、7月10日の豪雨による太宰府市内の被害の概要と総括について。

2項目め、被害の検証から導かれる具体的な防災対策について。

以上2件について伺います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 1件目の政策立案の貴重な情報源である市民意識調査の活用についてご回答いたします。

まず、1項目めの市民意識調査の分析結果をどのような方法や手順で政策立案に生かしているのかについてですが、調査の目的としましては、市民の声を市政に生かし、市民参画の行政を進めていくため、市民の生活実態や問題意識、現状の施策に対する評価、今後のまちづくりに対する期待などを把握し、今後のまちづくりの基礎資料とするために実施しております。

調査結果につきましては、経営企画課で内容の精査を行うとともに、報告書としての取りまとめと分析を行っております。その上で、庁内で共有し、各所管においても分析を進め、施策立案の検討プロセスにおける基礎資料として活用しております。その結果、広報「だざいふ」8月号にも掲載しておりますが、高齢者支援の充実や「梅」プロジェクトの推進、子どもの居場所づくり事業などの実現に寄与しております。

次に、2項目めの今回の調査、分析結果から導かれるまちづくりの課題と、それらを解決する具体的な政策についてですが、今回の調査結果において、市政への信頼度が74.2%、本市の住みやすさや市職員の対応、市政に対する満足度も80%を超え、効果的な行政運営に対する評価も5年連続上昇しております。

この調査結果につきましては、これまでの市政運営に対して一定の評価をいただいたものと受け止めておりますが、この結果に慢心することなく、来年1月からの実施を予定しております。

す中学校完全給食の実施をはじめ様々な行政課題に対して着実に結果を出し、市民満足度のさらなる向上に努めてまいります。

また、このほかの調査結果につきましても、特に施策の重要度と満足度の相関関係については注視しております。さらなる分析を進め、ビジョン会議で取り上げるなど、内外の力を結集し、課題解決に向けしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、3項目めの政策評価の実施状況についてですが、本調査の結果につきましては、総合戦略や地域福祉計画、環境基本計画など、本市の各種計画における成果指標としても活用しております。計画の目標を明確化するとともに、進捗や成果を可視化することで、各種計画や施策についての評価や見直しに活用しているところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今手元に令和4年度太宰府まちづくり市民意識調査報告書あるんですけども、これ全117ページ、69問、31の施策の評価を含めるとかなりのボリュームですよ。大作です。これ、ただのページ数が多いだけじゃなくて、市民ニーズ、市民の声の集大成と思うとかなり重たいと思っています。そういう意味で、今回一般質問に取り上げさせていただきました。

まず1項目め、市民意識調査の分析結果をどのような方法や手順で政策立案に生かしているかということですが、ご回答では、まずこれ、この市民意識調査を作ったところ、経営企画課ですので、内容を精査を行いまして、報告書として取りまとめて分析を行った、これですよ。

その後、その後が大事だと思っています。庁内で共有し、各所管においても分析を進め、政策立案の検討プロセスにおける基礎資料として活用しています。この報告書だけでは、まだちょっと表面的な分析ではないかと思っています。さらに深いところを担当課に下ろしたところで分析しているということで、非常にいいところでありまして、その効果については期待するところなんですけれども、もうちょっと詳しく分析のところを考えたいんですけれども、まずこれ、このアンケート結果の分析には、単純集計、そのままですよ、単純集計、総計幾らかという話ですね。と、クロス集計というのがありますね。この報告書の中にもクロス集計がございます。クロス集計というのは、属性、男女とか年齢、そういった所在地によって集計し直す形ですよ。総計のデータだけでなく、属性に基づいて集計し直して、その結果、何かしらの市民のニーズを見いだすということなんですけれども、例えば住みにくい理由を尋ねる質問に対して、近所に商店が少ないと答えた方、これは全体集計では50%なんですけれども、これ太宰府南小校区では80%なんです。これは地域別のクロス集計であります。もう一つ、子育て支援の制度や環境が不十分と答えた方、これ全体では24%、これ低いですよ。あまり重要視されてないのかなという気がしますが、これ40歳代では48%なんです。これ年代でクロス集計した結果です。

ここで尋ねたいのは、このクロス集計、この報告書の中にも性別、年代別、小学校区

別、これ所在ですよ、で分けたデータ、これ数字だけですけれどもあるんですけれども、このクロス集計分析の中から特徴ある傾向を見だし、施策に結びつけているのかお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） こちらの市民意識調査につきましては、議員ご指摘のとおりクロス集計も行っておる市民意識調査となっております。こちらにつきましては、性別、年代別、小学校区別というところで内容のほうも分析のほうを行っておるようなところでございます。

例えばそういったところで、公共利用施設や近所に商店がないといったところの部分につきましては、こういった内容を基に、また担当課のほうで施策の対応策のほうを考えておるといようなところもございまして、先ほど申し上げられていました日頃の買物の場所につきましても、他自治体との比較等も掲載したところで、そういったところも含めながら施策のほうに生かしておるといところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 具体的なクロス集計、担当課でのクロス集計した結果から導かれた結果と施策がちょっと具体的な回答がなかったんですけれども、それはまた後ほどお聞きします。

しかしながら、これ最初の回答にございました市政への信頼度とか、そこら辺はこれ1次集計、総集計なんで、ちなみにこれ、私の手元にあるのが広報8月号なんですよ。本市は住みやすいですかとか、行政運営は効果的ですか、市職員の対応はよいですか、これ1次集計だけなんで、これもうちょっとクロス集計したら、これは非常に興味深い結果が出てくるんじゃないかと思っています。

そこで、もう一つ、自由意見ですよ。これ広報にも書いていました。自由意見から、皆さんの意見を市政に反映しましたという形で自由意見が抜粋して書いてあります。そこで、それを市政に何に生かしたかということが書いてあるんですけれども、寄せられた自由意見の取扱いですよ、これ、どのように分析して活用しているのか。これ、以前に市民の意見箱に集まる市民の意見に関しても同じような質問をいたしました。これ同様に分類、分析、検証、蓄積していく貴重な意見だと思うんですけれども、今回のこの市民意識調査で集められた自由意見をどのように分類、分析、検証、蓄積して役立てているのか。取りあえずこの8月号に書いてあるのはストレートですよ。ストレートな要望があつて、そのまま市政に反映させたということは非常に素晴らしいことだと思うんですけれども、同じような意見、逆に真逆の意見、似ているような意見があったと思うんですよ。絶対あるはずですよ。それをどういうふうに分けて市政に反映させたのか、もしくはさせる予定があるのかを教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） こちらにつきましては、まず例年2月に市民意識調査を実施しておりますけれども、その後、先ほど申し上げましたとおり経営企画課で取りまとめ、分析のほうをまず最初に行っておるんですが、その際には、現在総合戦略31施策に基づく質問項目となって

おりまして、自由意見につきましても、その施策31ごとにまず分類のほうをさせていただいております。そちらの分類をした内容のものを、各課のほうにこちらのほうから周知を図りまして、そちらの内容を基に各課においても、もちろん次年度並びに本年度の途中からでも施策に反映できるようなものがあれば、そちらのほうで対応していくということもございますし、もちろんこちらはボトムアップの分もあれば、こちらの市民意識調査の結果を基にトップダウンの施政方針や経営方針のほうにでも活用していくというところでも活用のほうは考えられるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 分かりました。今年度の令和4年度、その自由意見についてはそういう形でしっかりと分類、分析、検証、蓄積していくということで分かりました。

もう一つ重ねて、これ単年度だけじゃなくて、今までこれ毎年毎年やっているんですよね。この蓄積がかなりのものがあると思うんですけれども、その分類、分析、検証、蓄積のほうはどうでしょうか。併せたところで、将来の施策に生かすべきだと思いますが。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） この市民意識調査ですが、現行のスタイルになってからは、平成21年度からになりますので、14回目を数えておるところでございます。もちろん過去にいただいたご意見のほうもこちらのほう、しっかりとストックしております。そちらにつきまして、また新しいご意見等もいただいておりますので、そちらのご意見も含め、先ほど申し上げましたとおり今後の施策に生かしていく。それはボトムアップから上がってくるものもあれば、この市民意識調査だけではないですけれども、そのほか市民の皆様の様々な声を生かした中で、経営方針や施政方針などに示した形で市政のほうを行っていくというところで、活用のほうをさせていただいております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 市民の意見箱に集まる自由意見、そちらとも一緒にこれ、これからしっかりと本市の施策に生かしていただきたいと思います。期待しています。

先ほどこの市民意識調査、すごく重たいと言いました。厚さだけじゃなくてね。この重たい意識調査なんです、私が気になったのが、この市民意識調査の分析結果を情報発信していないような気がするんですね。もしかしたらこの8月号に載せているこの表紙と見開きの2ページ分、これが情報発信だと言われるのかもしれないけれども、それこそよくほかの市町村でもやっています。市民意識調査の本体がありまして、概要版もしくはダイジェストをホームページに載せているんですよね。そういうことが非常に重要だと思います。

もう一つ、これ1,110人の方がご回答されましたけれども、これ設問が69プラス31の施策を評価するというこれ、すごい労力が要ったと思うんですよ。その方たちに対する逆に成果のバック、その方たち、1,110名の方には、もしかしたら市のほうから何かしらの解答結果、整理が来るんじゃないかと期待していらっしゃる方もいらっしゃると思うんですよ。でも、これだ

けのボリュームを1,110名の方に送るのはなかなか大変ですよ。いろいろなやり方はあると思います。ホームページに載せますからご覧くださいとか、逆にダイジェスト版を送るとか、そこまですべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） まず、本市におきましては、この広報8月号、広報での情報発信に加えまして、調査結果の報告書全体につきましては、今現在ホームページに掲載しておるところでございます。私どもの調べたところ、他市では報告書の掲載自体を行っていない自治体もあるものと承知しておりまして、本市は積極的に全体版のほうも公表しているものとは認識しておるところでございます。

また、回答者の皆様へ調査結果を何らか送付することができればといったところでございますが、調査につきましては無記名回答方式となっております。どなた様から回答があったかわからないように現在なっているような状況でございます。回答者の皆様へ今現在、結果等をお知らせするようなことは、ちょっと行っていないような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうなんですね。そうするんであれば、これアンケートを送ったときに、結果はそういう形で送れないんですけども、ある一定の期間を置いて整理した後にホームページに載せますからご覧くださいとかという形のインフォメーションすべきだと思いますけれども、それはしてあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） そちらは今現在行っておりません。そちらにつきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これは大変なアンケートに答えたわけですから、これはしっかりやるべきだと思います。

2項目め、今回の調査分析結果から導かれるまちづくりの課題と、それらを解決する具体的な政策についてお伺いしたところなんですけれども、ご回答の中では中学校給食のことを触れていらっしやいました。来年1月から実施を予定しています中学校完全給食の実施をはじめ様々な行政問題に対して着実に結果を出しというところですね。これ、ちょっと私が聞いたかったのは、この市民意識調査の分析結果から導かれる具体的な例をちょっと聞いたかったんですよ。この給食のニーズというのは、私もこれは非常に実は体感するところですよ。分かります。分かりますけれども、私が聞いたかったのは、この中から抽出した具体的な施策を説明してくださいということなんですけれども、何か具体的な施策がありましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 恐れ入ります。今回、広報8月号に、皆さんの意見を反映しましたということで、幾つか具体例のほうを掲載させていただいております。その中

で、例えば高齢者への支援の充実をお願いしたいですというようなご意見がございましたので、冊子「令和の都ださいふ高齢者支援のためのガイドブック」を本年6月に作成したということもございますし、また土産、特産品の開発をしていただきたいですというようなお声もいただいておりますので、こちらにつきましても令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業を推進していきまして、こちら梅の実成分分析調査等も行っており、ブランド価値向上を図っておるといふ事例もございます。

また、子ども寮、子ども食堂を設置してほしいですというようなご意見もございましたので、そちらにつきましても、本年度は子どもの居場所づくり事業を開始するなど、市民の皆様の意見を反映させていただいている事業もございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね。そしたら関連して、ご回答の中で、特に施策の重要度と満足度の相関関係について注視していますということでした。これに関してお伺いしたいんですけども、例えばこれ、交通環境の向上とか、子育て、教育環境の向上、防災力の強化は、この重要施策のベストスリーなんですよね。それで、満足度が低い、得点3.0以下のものでもあります、この3つは。この重要度と満足度の相関図の中で上位ですよ、上位及びどちらかという満足度が低いところのベストスリーなんですけれども、これを見る限り、非常にこれ、対応しなきゃいけないというふうな結果が如実に現れていると。

もう一つ言いますと、令和3年度のこのベストスリーは、ベストと言うんですかね、ワーストですかね、この3点は同じ3つなんですよ、令和3年度も。さらにこれ、重要度が上がっている3点なんですよ、3つが3つ。これについてどのようにお考えなのか、お答えいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、数字としてそういうことが出てきていることは我々として把握しておりますし、重要性を認めておりますし、まだまだ市民の皆様の満足度といいますか、市民の皆様の要望はまだまだ強く残っているということも認識しています。

ただ一方で、もう木村議員も分かって言われていると思うんですけれども、交通環境の向上、これが満足度が100になることは、間違いなく太宰府市では難しい。要は人口の100倍以上の方がお越しになるまちで、交通環境を市民の方が皆さん満足されるということは、どれだけの予算を太宰府市で使ったとしても、限りがありますので、そうしたことはなかなか満足度が上がってくるということは至難の業であろうと。

また、子育て、教育環境も、我々としてしっかり取り組んできたところでもありますけれども、まだまだやはり皆様の要望に達していない。待機児童がゼロになっても、それでもなおお入りしたいところには入れないとか、預け方にいろいろな規制があるとか、そういうご指摘もいただいておりますので、まだ皆さんが満足されていないことは認識した上で、それでもなお、満足度を上げるべく努力しておりますし、そして何より防災力の強化ですけれども、これを見ますと

満足度はそれなりに平均以上にはなっておりますが、しかし災害自体がかつてに比べまして頻発していますし、その降り方なりそうしたものも、かつてに比べると段違いになってきている中で、やはり皆さんの不安というものは年々増している中で、我々としてもどこまでそれを満足度を保つことができるか。

いずれも至難の業でありますので、当然努力は重ねていきますけれども、そうしたことが全て議員指摘のように満足度を急に上げるということも難しいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そしたら、先ほど申しました3つだけじゃなくて、重要度が高く満足度が低いのが、この3つを含めて10個の施策に及んでおりますので、こちらのほう、これはしっかり認識されているということですけども、早急に対応すべく、優先順位が高い施策としてこれ努力していかなければいけないと思っていますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっとアンケートの設問のほうに入っていきますね。これ、ちょっと非常に気になるところ。これが問14、まちづくりビジョンに掲げる31の施策の認知度を尋ねる質問がございます。内容を知っている、読んだことがある方が約10%、10%ですよ。極端に低いのですが、この認識と評価についてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これは本当にまだまだ我々の努力が足りていないということもあろうかと思っておりますけれども、これも仮に総合計画があったときにどれほどの認知度があったかといいますと、恐らくそこまで大きな差はないのだろーと思っております。要は、やはり市民の皆様が日々生活をされる中で、日々様々な関心事項も多様化する中で、私自身も含めて総合計画なり総合戦略なりを手元に置いて日々チェックをされるような方は、なかなか出てこられないという現実もありますので、しかも時代の移り変わりの中で、さらに様々な政治なり行政なり自治会活動なり、いろいろなことへの関心を失っている方がむしろ以前に比べて増えている中で、どうこれを保っていくかということは非常に難しいんですけども、ただ諦めてはおしまいですので、そうしたことを常々私も、こうした議会の場でもそうですし、ふだんから様々なツールを使って皆様にお伝えをしていこうと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、総合計画のときも認知度は低かったんですけども、このアンケート上では、その次の質問、第15問ですよ、この状況でまちづくりビジョンの31施策の満足度を尋ねる質問になっています、認知度が10%なのに。ほぼ40%から60%の方が分からないという回答なんですよね。この回答をもって満足度を表す指標とするのは非常に不正確な数字ではないでしょうか。そもそも31の施策を内容を知っている、読んだことがある方が10%の状況で、施策の内容をよく分からない皆さんが回答するのですから、分からないが40%から60%になるのも当たり前の結果だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 総合計画のときも、まちづくりビジョン、総合戦略のときもそうだと思いますけれども、項目として、例えば子育て、教育環境の充実なんかは分かっている方が多いのかもしれませんけれども、それぞれの項目につきまして、すぐ全てのことにイメージが湧いて、世代によっても関心事項は違うでしょうから、総合戦略の中身が、もしくは総合計画の中身が知られてないのでよく分からないということよりも、項目によってやっぱり関心事項も変わってくる中で、またお答えする方がどういう働き方なり、どういう属性であられるかによっても、分かるもの、分からないものというのが変化していくでしょうから、まちづくりビジョンが知られてないので分からない方が多いとも言いきれないのかなとは思っていますが、いずれにしても分かっていたらできるように努力はしなきゃいけないと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですか。そしたら、ちょっとまた次の質問ですね。

ご回答にもございました市政への信頼度についてお伺いします。あなたは市政を信頼していますかという質問です。結果は、信頼している、どちらかといえば信頼しているという方が74.2%、すばらしい結果、数字だと思いますが、そもそも市政への信頼度とは、具体的に何を問うたものなんでしょうか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 本当に一言でお答えしづらいんですけども、率直に申しますと、福岡市で、以前どこかでお答えしたかもしれませんが、同じような項目の同じような問いをされていて、かなりの高島市長、いい高い信頼度を上げられていました。当然、高島市長の福岡市政と比べると、信頼度としてはどうしても低くなるだろうという心配もありながら、やはり信頼度、同じような土俵の中でどれほど皆様に全体としてまさに信頼をしていただいているか、市政ということに対して皆様がある程度支持をしていただいているか、そういうことを問うために。かといって、率直に申しますけれども、私への支持はどれぐらいですかなんていうことは、当然怒られるに決まっていますからやれませし、やりませので、そういう中で、近隣の中でそういう問い方というのが一つのやれる姿かなと思って、そういう問い方をしております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これ、令和5年3月議会のタコスキッド議員の一般質問においても、これについてちょっと問われていたと思います。分からないという選択肢ですよ、選択肢を令和3年度調査に引き続き入れてないんですね、今回も、令和4年度も。なぜ分からないという選択肢を入れなかったんでしょうか。

タコスキッド議員の質問をちょっと読みますね。果たしてこの市政への信頼度71.9%——このとき71.9%、これは令和3年度です——を額面どおりに受け取ってよいのだろうかという疑問が湧きます。そもそも論として、選べる項目の設定にちょっと問題があるのではないかと。



選択肢の中に「どちらでもない」や「分からない」といった項目がないんですね。選択肢は4つ。「信頼している」、「どちらかといえば信頼している」、「どちらかといえば信頼していない」、「信頼していない」となっていますね。ぜひ本年度、令和4年度ですよ、今回の令和4年度のアンケート、令和4年度のアンケートの市民意識調査をされる際は、どちらでもないの項目を追加していただきたいというふうに、これは要望でした。

先ほど市長も、福岡市でも市政への信頼度についての質問があるのですがという話、タコスキッド議員のやり取りの中でも出てきました。ちょっと調べたんですね。確かに福岡市についても市政への信頼度という質問があるんです。決定的に本市と違うのは、これ無作為抽出で選ばれた600人の市政アンケート調査協力員へのモニタリング調査なんですね。だから、一般的な形での調査じゃないです。モニターさんを選んで、600人に対して問うたものですね。ここがポイントです。質問に当たっては、具体的な情報データを提示した上で回答するやり方なんですよ。だから、先ほど満足度が分からないという回答いっぱいありましたよね。そこら辺が実はモニタリング調査することによって解消されていました。分からないという方が極端に少ないですね。事前にデータを提示するので。

具体的には、福岡市の市政への信頼度は、これ福岡市のこの同じような調査が始まった13年前は何と41%、低いですよ。けれども、その後右肩上がりです。上昇した結果、令和4年度は83%ですよ。本市よりもずっとこれ確度、正確度が高い回答だと思いますけれども、これ、ちなみにこのモニタリング調査をしていたということは市長ご存じですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 率直に申してそこまで正確には存じ上げてなかったのが、今後さらに勉強を重ねたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この市政への信頼度というのを福岡市に倣ってやったのであれば、実はこのやり方も福岡市に倣ってモニタリング調査をやるといのはどうでしょうか。かなり施策についての理解度が深まったところで、確度の高い回答が得られる結果になると思います。いかがですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしても私自身、やはり確度が高い情報こそいただきたいと、もし仮に私自身なり市政への信頼度が低いとすれば、それはそれで当然それを確度が高い情報として認識すれば、ふだんからそうですけれども、SNSでたたかれるとか、そういうことも私結構チェックしていますので、そういう中で自分への批判がある程度高まっているようであれば、当然正するのが政治家の役割でありますし、そういうものはアンテナは常々立てておりますし、そうした中で、先ほどのようなアンケートのやり方もさらに確度が高い方法があるなら、やってまいりたいと思います。

ただ、1点言えますのは、一度同じやり方で始めて、先ほど来言ってきたことは、かなり前

からずっと取ってきた調査の中で、ある程度トレンドの中で、要は少なくともここ何年かの中で上がってきているか下がってきているか、同じぐらいかというようなことは、同じ問いにしたほうが分かるということもあると思いますので、先ほどの市政への信頼度については、もう少し同じやり方で問いながら、それが当然同じやり方で下がれば、私自身、かなり危機感を感じて、もう一度原点に立ち返るということも必要でしょうし、そういうトレンドというものも見ながらやっていきたいなと思っています。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この市政への信頼度というのが始まったのが令和3年度からなんで、変えるんだったら、僕は今だと思いますよ。当然トレンドのギャップがあるんですけども、変えるんだったら今。どうぞ検討のほうをお願いします。

1件目まとめさせていただきます。

今回取り上げました市民意識調査は、令和4年度は176万円の費用を費やして、1,110人の市民の皆さんに69問もの質問に答えていただいて得られた貴重なデータ、重たいものです。この単純集計だけで終わらせるのではなく、クロス集計などを駆使した分析を徹底して行い、アンケートから読み取られる市民の声、市民の潜在的なニーズを導き出し、今後の施策に反映させていただきたいと考えます。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の7月10日の豪雨被害から学ぶ災害への備えについてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市内の豪雨被害の概要と総括についてですが、7月9日から10日にかけて活発な梅雨前線の影響で九州北部を中心に大雨となり、本市でも広範囲で大きな被害が発生いたしました。本市においては、7日の降り始めから10日までの総雨量が419mm、10日一日の雨量は266mmと記録的な大雨となりました。また、線状降水帯が長時間にわたり複数回発生するなどして、10日の4時から5時の1時間におきましては77mmの大雨に見舞われ、市内でも崖崩れや床上浸水、護岸浸食、冠水したアンダーパスでの市外の方の死者1名など、50件を超える被害が発生いたしました。改めまして、お亡くなりになられた方へ哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

次に、2項目めの被害の検証から導かれる具体的な防災対策についてですが、まずは被災箇所の復旧工事を全力で進めてまいります。今後の防災対策といたしましては、人家被害が予想される箇所の治山事業などのさらなる要望や冠水対策などの施策を進めてまいります。また、ソフト面におきましては、自主防災組織の設立、運営支援を推進するとともに、防災講座や訓練などを通じ、市民の皆様の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） まず、1項目めの太宰府市内の被害の概要と総括なんですけれども、これ、私たち議会と言っているんでしょうかね、議会に対しては、発災直後でしたね、議会連絡会でのこれ速報ですよ、被害の速報を受けたところです。その後、災害総括というご説明、報告がないところで、私が知る限りでは、市長の日記7月14日を見るだけなんですよね。その中では150か所以上で土砂崩れが確認されているという形でした。その後、多分しっかりした情報を整理されていると思うんですけれども、これ、これからの防災対策を考える上でも、我々にも今回の7月10日の豪雨災害の総括というのを、これ早急にいただきたいところなんですけれども、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 先ほど申し上げましたとおり、まずは現在、復旧工事等に努めていくということで、今回、今議会にも専決の予算を計上させていただいております。今回、専決で上げさせていただいた分につきましては、先ほども回答いたしましたけれども、50か所以上ということになっております。まずはそこに全力で市といたしましても対応をしていきたいと思っております。

その総括ということでございますが、先ほど件数が150か所以上という件数も議員も申し上げられましたけれども、被害の大小、さらに民地とか公共用地とか様々ございます。例えばですが、側溝の詰まり等につきましても、側溝といいましても、例えばですけれども、四王寺林道におきましては上のほうから下のほうまで長いスパンがございます。そういうのをどれだけの箇所数としてカウントするのかというのもいろいろ困難なところもございますので、まずは先ほど言いましたとおり、災害復旧にまずは市としては全力で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと何かはつきり分からないですけれども、私が持っているのが150か所以上で土砂崩れがあった、でも回答では50か所とかなりギャップがあるんですよ。そこら辺、災害復旧に全力を挙げるといえるのは分かるんですけれども、これはせめてこの50か所だけでもリスト、内容だけでも説明することが必要ではないかと思えます。

もう一つ、今回非常に激しい雨が降ったんですよ。ちなみに非常に激しい雨というのが、1時間雨量が50mm以上80mm未満や、猛烈な雨というのは、1時間雨量が80mm以上というのが降ると災害が発生する危険性がありますよ。今回、1時間雨量77mm、これが5時、50mmが6時と連続してこれ災害級の雨が瞬間的に。幸いなことに、その後ぱったりやみましたんで、災害はある程度抑えられたんですけれども、同じような質問を平成30年の9月議会でも私しております。7月豪雨災害についての一般質問を行っているんですけれども、公助、共助、自助ともに平常時における防災訓練が必要であるとの執行部のご回答でした。

今回の回答の中でも、後半のほう、防災講座や訓練などを通じ、市民の防災意識の向上に努

めてまいりますとご回答いただいたんですが、がですよ、今年度は市が行う避難訓練、やらないというのを、これは私、自治会のほうから聞きました、執行部じゃなくて。これ、回答でも訓練すると言っているのに、何で市主催の避難訓練やめちゃったんですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、先ほどの箇所数の件ですが、私が直接担当なりそうしたところから聞き取りをする中で、いわゆる速報として150か所ほどあるというふうに聞きまして、私自身もそれを皆様にお知らせしたんですけれども、しかし実際の災害対応としてやっていく中で50か所ほどにまとめられたり、そうした色分けをしたりということでそうなっていったとご理解をいただければと思いますし、そうしたことの積算根拠の中で、専決なり皆様に今後の補正予算なりをお願いする中で、そうした根拠というのはしっかりとお示しをしていかなければいけないと思っています。

その上で、今後についてもしっかりと行っていかなければ、対応なり災害訓練なり行っていかなければいけませんけれども、これは改めてお伝えをしていかなければいけません、現時点で、今11月に行く予定でありました一斉避難訓練という形については、少なくとも11月においては行うのがなかなか難しいということで、まずは事前にその日程を押さえていただいておりますので、その日程に行くことはなくなりましたということをお伝えをしています。やはり準備など皆さんありますからですね。

その理由としましては、やはり今回の災害がかなり大きなものであったということ、また福岡県内、内外も含めて、かなり今なお災害復旧なり復興をこれからしていく方々のために、太宰府市としても、私も市長会副会長でもありますし、そうした他自治体への我々としてはサポートもしていかなければいけない。そういうことも含めまして、この11月の時点で実のある効果的な一斉避難訓練を行うことはなかなか難しいという判断をしまして、一旦それを取りやめております。当然、年度中に行うということはこれまでも言ってきましたので、最終的にどのような判断をいたすかということは、お伝えをしていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私、気になったのは、44自治会、恐らく自治会長さんご存じだったんですよ。我々議会も、せめて自治会に説明する同じタイミングで我々にも説明すべきだったと思います。

次の質問です。このハザードマップについてお伺いします。

これ、先ほどの市民意識調査と同じぐらい重たい資料だと思っています。これ、令和4年3月に保存版として作っていただきましたね。これ全戸配布してあるんですけれども、この活用についてです。ハザードマップ、これ今回の土砂崩れ、これ照合しますと、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、ここにぴったり合致します。驚くわけじゃないですよ、当たり前ですよ。そこの一部が今回土砂災害があったと、それは当たり前なんですよ、合致するのが。それだけハザードマップというのは精度が高く、有効なものということをある意味証明したものだ

と思いますが、これ、市民の皆さんはこの保存版のハザードマップをどのように使っているか。ちなみに私の家庭では、ほぼほぼ保存されているだけになっております。

こちら辺、市の担当課のほうはどれだけこの有用なハザードマップを市民の方に浸透しているか、どういうふうを考えていらっしゃるか、ご見解を伺いたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今議員がおっしゃられたとおり、こちらの太宰府市ハザードマップにつきましては、令和4年3月に作成いたしまして、全戸配布ということで、その内容といたしましても、皆さんがお住まいの場所、その周辺地域などの危険性、それから防災情報の流れや避難情報の種類や、また取るべき行動、そういった様々な情報、あと行動マニュアル、避難所の情報などもまとめまして、分かりやすくまとめた、そういった冊子というふうに私どもも考えております。

こちらにつきましては、先ほど全戸配布ということを申し上げましたけれども、さらに太宰府市に転入される方々にも市民課の窓口でお渡しもさせていただいております。それから、各公共施設でも配架をしております、市のホームページでも公表はさせていただいているような状況でございます。

活用でございますが、現在各自治会のほうでは、自主防災組織等も多数設立していただきまして、日頃からいろいろな防災に備え、それから防災関係の勉強会等もしていただいております。そういったときにこちらのハザードマップ等も活用いたしまして、具体的には、例えばその自治会に係る分のハザードマップ、その部分だけを拡大いたしまして、ここの皆さんの自治会における具体的なこういう部分がレッドゾーンですとか、イエローゾーンですとか、そういったところも防災講座等でも活用しているような状況でございます。

各家庭においては、一部の家庭ではこれを引き出しになおされていらっしゃる場所ももしかしたらあるかもしれませんが、やはり梅雨時期、出水期とかそういう時期になりましたら、ああ、これがあったねというふうに思っただいて、また改めて見直していただけるように、また周知等にも市としても努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、今部長が言われたこと、これ自治会に合わせて、これ部分的なものですよね。これすごくボリュームがあるんですけども、実はこれ、私の命だけ守ろうと思ったら、こんなに要らないんですよ。この数ページで構わない。自治会もそうだと思うんですよね。自治会に関係する部分だけを抜粋して、それをしっかり集中して理解するという活動が重要だと思います。これ、カスタマイズみたいなものですよね。こんな厚いものを必要な部分だけ引っ張り出して、それを有効に活用するというのが非常に有効だと思います。

関連しまして、一方、ハザードマップに記載のない災害、実はこれ、吉松区内でも発生しています、今回の雨で。このハザードマップで浸水区域として着色していない部分、これある意

味、小河川の内水氾濫という形になると思うんですけども、それが自治会で発生しているんですけども、ここら辺の把握、恐らく執行部の方は全て把握してないと思うんですけども、そこら辺、自治会の関係者から聞き取り調査をしたところで、ハザードマップに載ってない、これもう一つのハザードマップ、自治会単位の、これを整備すべきだと思いますけれどもね。これは市全体の話じゃないです。各自治会での課題だと思いますけれども、どのようにお考えか、ご見解を聞かせてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今、吉松地区での浸水の例が出されましたけれども、このたびの大雨に伴いまして、吉松地区におきましては一部床上浸水等も出ているというところは、当然ながら私どもも、自治会だけでなく私どもも把握はさせていただいております。

具体的な吉松の例だけでなく、それ以外のところにつきましても、今回の大雨ということに限ることではなく、日頃から市と自治会さんのほうとは情報の共有に努めております。場所によっては、一緒にその現地に赴きまして、自治会の方と現地確認も行っているところもございます。

ハザードマップへのこちらの情報の更新につきましては、都度都度必要に応じてこれまでも更新はしておりますので、そのときそのときの状況に応じまして、またこの更新についても検討はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ちょっと説明が僕舌足らずだったかな。このハザードマップに更新しろとまでは言っていないんですね。実は、自治会で把握する中で別途作ったらいいんじゃないかという話です。ここまで、それこそ今言いましたこのハザードマップに載ってない自治会の情報を集めたら、やたら厚くなりますよ。それとは別に、自治会としての別版を作ったほうがいいんじゃないかという話でした。

最後、この2件目まとめますけれども、これまでに経験したことの無い雨に対しては、これまで以上の新たな防災対策が必要であるという思いから質問いたしました。しかしながら、今回の2項目目の回答については、これまで以上の新たな防災対策というのが感じられなかったですよね。まずはこのハザードマップの有効活用、フル活用から始めるべきと考えます。

また、ハザードマップに記載のないエリア版ですよ、地区のハザードマップの取組を始めるべきと考えますが、最後に楠田市長、ご見解をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 恐らく同じようなところを一つのモデルにしながら、同じような考え方をしていると思いますけれども、最近、武雄の小松市長、同級生でもありますが、地区ごとでそうした防災の講座といますか、訓練といますか、そういうことをやっておられるということを私もSNSで拝見しました。さすが武雄市、かなり災害が頻発しておりますので、そうした

訓練なり対応ということは一日の長があるなど改めて見たところであります。

そうした意味で、我々も全体で考えるだけではなくて、やはり地区地区ごとのリスクなり訓練なり、そうしたものも考える時期に来ているのかなと思ったところですので、しっかりと研究を重ねていきたいと思っております。

(7番木村彰人議員「終わります」と呼ぶ)

○議長(門田直樹議員) 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時25分まで休憩します。

休憩 午後3時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○議長(門田直樹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

神武綾議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番(神武綾議員) 議長から発言の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について質問させていただきます。

1件目、自衛隊への個人情報提供についてです。

6月議会の一般質問において今年度の提供中止を要望いたしましたが、8月4日に、今年18歳、22歳を迎える就職適齢期1,389人分の個人情報が自衛隊へと提供されました。この件について2点伺います。

1項目め、今年度は除外申請制度が設けられ、個人情報提供を拒否する市民がいました。また、提供を中止するべきとする署名が511筆、楠田市長宛てに届けられました。この流れがありながら、今年度も提供することにした理由とその手続について伺います。

2項目め、来年度以降の対応については中止すべきと考えますが、見解を伺います。

2件目、災害対応についてです。

今年の夏も台風や大雨による影響を心配する日がありました。ハザードマップに掲載された災害危険区域等については、地域住民への周知や災害対応も取り組まれていることから、一定の認識は進んでいると思っておりますが、今回は集中豪雨発生時、日常生活範囲内で市民の命、安全を守り、不安感を軽減するため、以下の現状と改善の必要性について2点伺います。

1項目め、集中豪雨が発生すると、市内各所でマンホールから雨水があふれたり、浸水、土砂崩れが発生していますが、過去の発災場所の巡回、アナウンスに取り組んでいるのか伺います。

2項目め、小学校が休校になると学童保育所も閉所となります。保護者が仕事を休めず、児童が一人で過ごしたり、幼い兄弟での留守番だったり、心細い思いをしている子どもたちがい

るのではないかと考えます。そんな児童が過ごせる居場所が確保できるよう改善できないか、見解を伺います。

3件目、マイナンバーカードについてです。

マイナンバーカードは、健康保険証との一体化で取得の義務化が懸念されています。それを後押しするかのように、デジタル田園都市国家構想交付金を利用し市民カード化を進める自治体もあります。カード利用事業についての見解を伺います。

以上3件、ご回答のほどお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の自衛隊への個人情報提供についてご回答いたします。

まず、1項目めの提供に至った理由についてであります。6月議会での答弁でも触れましたように、我が国の防衛なり頻発する災害対策などを考えますと、自衛隊の重要性はますます高まっております。そのような中、自衛隊への住民情報提供について、国が新たな閣議決定を行い、それに伴う地方公共団体への通知を発出したことを重く受け止め、提供を行ってまいりました。

一方で、6月議会で議員から指摘を受け、提供反対の署名をいただくなど、個人情報の取扱い等に関する市民意識も高まっているため、新たに要領を定め、除外申請を受付するなど、市民感情にできるだけ寄り添い、より丁寧な対応をした上で、8月4日に14名分を除外をし提供を行いました。なお、決裁も市長決裁といたしております。

次に、2項目めの来年度以降の対応についてであります。先ほど来述べてまいりました理由なども大切にしつつ、より市民感情等も考慮しながら、適時適切に判断してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 6月議会で取り上げた後なんですけれども、今年度も提供されたという事で、残念に思っております。

今回提供に当たって、この経過について情報公開請求させていただきました。その中から何点か伺いたいと思います。

1つは、起案文書についてです。起案文書が8月4日の日に出されていますけれども、この起案文書の伺い文の中に、この提供について、自衛隊法第97条第1項と自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、住民基本台帳法第11条を根拠として、令和3年2月5日発出の防衛省総務省文書の技術的助言に基づき、紙媒体で提供してよろしいかと伺いを立てていらっしゃいます。6月議会の中でいろいろやり取りをしたんですけれども、その中で自衛隊法第97条、それから住民基本台帳法上などの解釈のお話は聞いていたんですけれども、同じような内容で伺いを立てているということが分かりました。

やはり自衛隊法の第97条については、自治体が募集事務の一部を行うというような内容になっているんですけれども、これは資料の提供について求めているんですけれども、この資料と

というのが個人情報ではなくて、一般市民がこの募集に対して、自衛隊に対してどんな反応を持っているか、それからまた、自衛隊に入隊を希望する応募者数がどのくらいいるのか、またその年齢、応募年齢層の概数に関する報告などを求めるということが、この第97条に盛り込まれています。ですので、今回これを根拠にして提供をするということにはならないのではないかとこのように思っています。

それから、住民台帳法上、これ第11条ですけれども、この第11条については、個人情報の外部提供については定めがなく、閲覧することを請求することができるということで、提供については盛り込まれていません。

それから、令和3年度2月5日の文書に対する技術的助言をもって、提供していいかということで伺いを立てておられますけれども、この技術的助言ですけれども、これは国の依頼に対して、これに対してもし応えなくても、技術的助言があれば、それを受けてこのことを進めていかないと大変なことになるというのが、自治体側の解釈として提供するというようなことにはなっているんですけれども、地方自治法の第247条第3項においては、この助言に従わなかったことを理由として国が不利益な取扱いをしてはならないというふうに規定をされていますので、技術的助言があったとしても、これを根拠として提供するというにはならないというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 6月議会でもお答えいたしておりますけれども、本市におきましては、自衛官募集に係る個人情報の提供内容が、庁舎での閲覧による場合と紙ベースでの提供をする場合のいずれにおいても、同じ目的、内容のものでございますので、令和3年度から庁内での閲覧から紙ベースでの情報提供に変更した次第でございます。技術的助言を受けまして、今回市の判断として提供させていただいております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この技術的助言というのがちょっとキーワードかなと思うんですけれども、これについては、先ほども述べましたけれども、このような国の助言があれば全て従わないといけなくなるのではないかとこのように、今後もですね、というふうな、この案件に限らず、そういうことになってくるのではないかなというふうに思いますけれども、太宰府市長としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと現時点で、あらゆるケースにおいてどう判断するかというのは、仮定のところで答えられないところもあるかもしれませんが、いずれにしましても、技術的助言という形の中で、確かに国のほうからなり県なり、そうしたところの何かしら要請なり助言というか、アドバイスといいますか、そういうものに対して、当然もともと自治体としましても、国、県と連携をしながら様々な運営を行っていくということは当然のこと、成り立ちでありますので、基本的にはその助言に従っていかなければいけないと思っておりますが、ただ

最終的に市として、自治体として何らかの個別の判断をするということが阻害されるわけでもないと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。慎重であってほしいと思います。

それから、この起案文書ですけれども、8月4日の日に起案をされています。自衛隊からの申請が4月25日ということで、3か月ちょっとあったんですけれども、除外申請の締切りが7月28日でしたので、それを受けてからの起案なのかなというふうに理解いたしますけれども、この提供に至る決定をする会議体なりがあったのかということを経営公開請求をいたしました。会議録または要点筆記ということでしたけれども、文書不存在ということになっておりました。

この起案文書は最終的に市長決裁で、8月4日起案の8月4日決裁ということになっております。3か月近くあったわけですけれども、その間にこの提供に関して会議録がなかったと、庁舎内でどのような話し合いがされたのかということが分からないわけですけれども、今回の提供に対しては市長の判断ということによろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） そのとおりであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 2項目め、来年度からの提供についてですけれども、来年度以降は中止をということが私の要望です。けれども、全国的に見まして提供している自治体が増えている中で、福岡県筑後市では2021年に、10年間提供してきた個人情報提供を、行政審査会の答申によって中止をされています。この際に、この行政審査会の中では、この提供することによって効果があるとは思えないということも指摘されています。というのは、この個人情報をもって自衛隊が就職適齢期のお宅に郵送をして募集をしたとしても、それで反応する市民が僅か1.3%だということで、自衛隊に就職しようと、行こうというふうに判断するほかのツールとしては、ホームページだったりとか、また親、親戚ということがほとんどを占めているということでは、この方法についても疑問があるのではないかと。自治体を通して個人情報を使ってまでやることではないのではないかとというふうな答申がされています。このことについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 一つの自治体の一つの事例だと思いますけれども、いずれにしても確かに国としましても、私もかつておりましたので、防衛省としましても自衛隊としましても、こうした大変我が国にとって非常に近隣との関係なり、そうした国防に関する様々な状況も厳しさを増す中、そして先ほど申しましたように災害なども多発する中、また国際貢献なども重要になってくる中、精強な自衛隊員を確保するという事は、これは本当に重要な任務であるということ間違いありません。そのためにもどのような形で募集をしていくか、採用していくか

という意味で、何が効率的かということは、当然国のほうでも、防衛省、自衛隊のほうでも、また我々自治体としてもどのような協力がより効果的かということは、当然考えていくべきだろうと思っています。

その上で、やはり本来であれば、実際に応募するそうした若者が自主的な判断で使命感を持って入っていくということも、これはミスマッチにつながりますし、結局入った後で、誘われたから入ったけれども途中でやめてしまうような形は、お互いに望ましい形ではありませんので、そうした意味でもどのような形で入隊をしてもらうことが一番よいことか、効率的、効果的な形なのかということは、いずれにしても考えていかなければいけない重要な問題だと思っています。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 自衛隊の効果的な募集について自治体が考えることではなくて、やはり自治体が市民の個人情報自衛隊に出していいのかということ、きちんと判断をしていただきたいというふうに思います。

市長の6月議会での答弁の中で、自衛隊募集重点指定市町村であるというふうな発言がありました。そのとき私、初めて聞いた言葉だったので、そのことには返答もしなかったんですけども、その後いろいろ調べさせていただきました。自衛隊募集重点指定地域というのは、自衛隊が2年ごとに指定をしているそうなんですけれども、6年前からのデータでいきますと、2018年から2019年の2年間は10の市と町、10の自治体ですね。それから、2020年から2021年は8つの自治体、そして2022年、2023年度は11の自治体が指定をされています。これは福岡県内だけなんですけれども、3期とも指定されているところもあれば、1期で終わっているところもあるんですけれども、全部合わせると分からない、かぶっているところがあるので、単独何市町村か分かりませんが、15ぐらいだったと思うんですが、この中で募集重点指定市町村で提供している自治体というのは太宰府市だけです。ほかの自治体は提供していません。

ですので、やはり今回署名があったり、市民からの声があったりということで、除外申請を設けたりということは手だてとしてされましたけれども、どの自治体も恐らく悩んでいると思うんですね、この判断については。だけれども、重点指定地域でありながらも、やっぱり出さないというふうにして自治体がほとんどであるということを前提に、来年度以降の提供については庁舎内できちんと議論した上で、そして市民の意見も聞いた上で、あと審査会の問題ですけれども、個人情報審査会が今年条例が変わったことによって、どういう働きがされるか分かりませんが、どちらにしても第三者からの意見を聞くということは一旦していただきたいというふうに思います。ですので、その第三者委員会なりの設置、それから今の私の県内での状況などを踏まえた上で、来年度以降の判断について市長のお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 6月議会、その重点の話をしましたけれども、率直に申しますと、他の自治

体が重点だから出すか出さないかということだけで決めるということにもならないでしょうし、我々としては重点であろうがなかろうか、どのような協力をするのかということ、一方でやはり市民の大切な情報についてどのように取扱いするかということも、重点であろうがなかろうか考えていくべきですし、答えを出していかなければいけないと思っています。

そうした中で、当然市民の方々のご意見を今後もしっかりと伺いながら、そして除外規定、今回14名出されましたので、そういう方々が実際にその14名だけにとどまるのか、もっともあって、そうしたところが届いてなかったかもしれないであるとか、そういうこともしっかりともう一度精査をしながら、ちょっと客観的な組織をつくるのか、かけられるかというのは、現時点では私もしっかりと分かっていないところもありますけれども、何らかの形で様々な皆様の声もお聞きをしながら、最終的な判断をしていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この個人情報の提供については、自治体に依頼するというので、最初に閣議決定でという言葉が出てきましたけれども、昨年末に閣議決定がさらにされています、この自衛隊の募集業務についてですね。その中では、やはり国家安全保障戦略の中で、防衛力の中核と定義されている自衛隊の人的基盤強化が強調されていまして、そのためには、地方公共団体及び関係機関との連携を強化するというふうに明記がされています。やはりそういうことがあっての今こういう動き、重点地域も設けた上で自治体に名簿を提供してもらおうというような流れが起きていると思いますので、このことを申し上げて、1件目を終わりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の災害対応についてご回答いたします。

1項目めのマンホールの点検、浸水、土砂崩れ予想地域の巡回についてですが、毎年、市長を先頭に消防、警察、自衛隊等の関係機関と合同で市内の災害発生予想危険箇所を巡回しており、大雨や台風の前後も状況に応じ巡回を行っております。市民の皆様や自治会などからの通報があれば現地を確認し、適宜対応いたしております。

また、土砂災害、浸水想定区域などの災害危険箇所の情報共有のため、ハザードマップを作成、配布し、市民の皆様へ情報を提供しているところでございます。

災害危険箇所につきましては、災害対策工事等のハード対策と併せて、地域の危険箇所の情報共有を図るなどソフト対策の充実も重要な課題であると認識しておりますので、災害発生箇所や予想箇所の情報を地元自治会等と共有を図りながら、防災訓練や防災講座などを通じ、市民の皆様へ伝えていく取組もさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2項目めの学童保育所閉所時の児童の居場所についてですが、大雨や台風時の学童保育所の閉所につきましては、本市独自のガイドラインに基づき、基本的に小学校の休校等の対応（警戒レベル4以上）に準じて判断しております。その上で、可

能な限り早い段階で保護者に連絡をするよう努めておるところですが、一方で、低学年のお子様を持つ共働き世帯、ひとり親世帯等におきましては、子どもの安全な居場所の確保は切実な問題であるということも認識しております。

このことから、今後、自助、共助、公助のそれぞれの立場を踏まえ、対応策につきまして調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。1項目め、マンホール、それから浸水、土砂崩れについてですけれども、今回7月10日の大雨のときのことをお話ししたいと思うんですけれども、マンホールのことについてです。資料も配付させていただいていますけれども、7月10日の朝6時半に一時避難所になっています水城台の公民館に様子を見に出かけました。その公民館近くのマンホールの蓋が外れていたというこの写真の状況です。6時半ですので、もう既に明るくはなっていたんですけれども、角のお宅に住んである高齢者の方が、あ、蓋が開いている、こんなところに落ちたら大変よねみたいなお話をされていましたので、すぐに公民館のほうに行こうとして職員さんにちょっと連絡をしてもらおうと思ったんですけれども、ちょうど自治会長が来ましたので、自治会長に、これ蓋が外れていることをちょっと通報してほしいというような話をしたところ、職員さんも上がってきて、職員さんが蓋を閉めてくれたというところなんです、その後、災害対策本部に自治会長さんが連絡をされました。その自治会所有の三角コーンを持ってきて、ここは危ないということで印をつけたというようなことがありました。

ここは以前から雨が降ると蓋が浮いたり、それからずれたりすることもあって、私の記憶では五、六年前にそういうことが、今回みたいにかぱっと外れるんじゃないなくて、ちょっとずれたことがありましたので、そのときには溶接をさせていただいたというようなことがあったように記憶をしているんですけれども、五、六年前にもそういうことがあって、今回大量の雨が降って、恐らく水量が増えてマンホールの蓋が上がったというようなことじゃないかなと思うんですけれども、こういう場所が対策本部にも連絡が入っているんじゃないかと思うんですけれども、そういうことがあったのかと、何件か入っていたのかということと、それからこういう場所についての台帳化、リスト化されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） こちら、今回災害の対策本部のほうから、いろいろな市民からの通報をまず受けましたら、そこで振り分けて、建設復旧班のほうにも該当するような報告が回ってくるんですが、今回の分を調べますと、水城台の分は6時45分にもう既に職員が蓋を閉めたということで連絡を受けております。また、もう一件、市内に坂本のほうで三丁目のほうで通報を受けておったんですが、そちらのほうは職員が直ちに行った時点では、マンホールかどうかちょっと状況がよく分からない状況で、開いていたということはなかったような状況で、

合計2件の関連の通報があったということでもあります。

もう一点は。

(13番神武 綾議員「リスト化されているか」と呼ぶ)

○都市整備部長(柴田義則) リスト化といいますか、結局そういう通報を受けた分を表にしてとどめているものはございます。

以上でございます。

○議長(門田直樹議員) 13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 災害が起こったとき、大雨が降ってそういうふうな状態になったときに対応したという記録は残ると思うんですけども、また次、大雨が降ったときに、また同じようなことになる可能性があると思うんですけども、そのときにどういう動きをしないといけないか、どんなふうにご住民の皆さんにお知らせしたほうがいいのかというようなことをするために、そういう箇所の台帳化、データとして積み上げとかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そういうことはされていますでしょうか。

○議長(門田直樹議員) 都市整備部長。

○都市整備部長(柴田義則) 今回はマンホールということでございますが、過去の例えば土砂崩れですとか、あと冠水箇所、先ほど地下道のお話もありましたけれども、市内全体でいろいろなエリアの中で、建設復旧班の中では複数のエリアに分けて、そこを職員も事前に班分けをしまして、大体台風とかであればその前、あと豪雨時であれば降る前ですとかその最中といえますか、一応パトロールを随時交代でするようにはしております。

○議長(門田直樹議員) 13番神武綾議員。

○13番(神武 綾議員) 土砂崩れなんかはよくあるというか、可能性が高いので、恐らくそういう皆さんの認識の中にもあると思うんです、最初にも申しあげましたけれども。このマンホールについては、この水城台のマンホールが、後々いろいろお話を聞いたら、宅地が造成されたときのままのもので古いものがそのまま使われていたということで、新しく替えていけば、浮上防止の鍵がついたようなものに取り替えたりとか、飛ばないようにするとか、何かそういうものも出てきているんですけども、そこがされていなかったということも1つあると思います。

そういうマンホールの老朽化、古いものを取り替えていくということを計画的にやっていかないといけないかなと思うんですけども、この今回のマンホールは雨水管で、污水管ではないということですね。下水ではないということで、公共施設の総合管理計画の中に雨水管についての記載はあるんですけども、マンホールのことについての記載はないんですよ。管を替えれば、そのマンホールも替えるというような取り方にも取れるんですけども、水道管とマンホールの耐用年数って違うと思うので、マンホールが早く老朽化するのであれば、マンホールはマンホールできちんと管理表を作って交換していくというようなことが必要なのではないかなというふうに思いますけれども、そのようなことは実際されていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 汚水管につきましては全体的な調査を行いまして、計画的に蓋の交換、また管路というもの、下水道の管につきましてもカメラ調査等を行いまして、例えば程度がもし老朽化が進んでいけば、その管をまたさらに強化したりとか、また替えたりとかしていますが、実際に雨水管につきましては、これまでに過去にちょっと問題が指摘された箇所ですとか、陥没とかひび割れがあったとか、そういう箇所につきましては、流入口とか流れ先とかを調査して部分的にやったところはあるんですが、例えば全体的に雨水管を調査したということはないので、今のところは個別に対応を行っているような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 雨水管のマンホールについては、その都度対応しているということですね。今回の大雨のときにマンホールの蓋が飛んで、朝方気づいたからよかったというのか、朝方だったんですけれども、これちょっと早くて4時ぐらいだと、開いていたとすると、車の行き交いする場所なので、車のタイヤがはまったりとか、通勤される方も歩いていらっしゃると思いますので落ち込んだりとかということもあったのではないかなと思いますので、このマンホールの対策、チェックをして、どこにあって、どのくらいたっているというようなことの一度洗い出しをして、リスト化することが必要なのではないかなというふうに思います。

マンホールの蓋については、情報が少ないと。全国的にどこの自治体も情報が少ないということでもちょっと読んだんですけれども、その蓋を管理するために、ストックマネジメントで変遷表というのを作って把握しておくべきではないかという指摘をされている記事を読んだんですけれども、そのようなことをしていただきたいと思います。これは1つ要望です。

実際にマンホールが、ちょっといろいろお話を執行部の方に聞いたところによると、市内1万か所あるというふうに聞きました。1万2,000か所っておっしゃったかな。なんですけれども、実際に大雨が降ったりして雨水が大量に流れてマンホールに影響があるというところは、恐らくそんなにないと思うんですね。チェックしていけば減っていくと思うんですけれども、そういう箇所がすぐ工事ができて改善できるとはとても思えませんので、お金がかかることで、だからそれはそれで計画的にさせていただくということと、併せて、例えば今回この公民館の上のマンホールが大雨のときに外れてしまったと。もしかしたらまた工事が完了するまでの間、2年、3年かかるか分かりませんが、その間また大雨が降ったら蓋が開くかもしれないので、気をつけてくださいねということを地元の方にやっぱり知らせないといけないと思うんですね。それは自治会がやるのか行政がやるのかということなんですけれども、今災害対策本部のほうにそういう情報が集まっているというところでは、今回ここでこういうことがありましたということをお知らせをしてほしいということですね。

そして、地域の中では防災訓練、自治会ごとでやっているところもあると思いますけれども、そういうところで、ここがこの前の7月10日の雨のときにマンホールの蓋が開いたんだよということを皆さんでチェックして回るとか、何かそういうことをやって、日常的に危ないと

ころを皆さんで共有しようというようなことが必要ではないかなというふうに思います。

このマンホールに特化して今回取り上げましたけれども、このような対応は可能でしょうか、必要であると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今ご指摘の危険なマンホールといいますか、そういったところがあるよという情報の共有等、こちらにつきましては、先ほどもおっしゃられていましたように、自治会によりまして行政出前講座等を実施を要請をいただきまして、太宰府市の防災専門官が行きまして、その出前講座等を行っているような状況でございます。そういったときに、大雨災害時にマンホールの蓋が外れる危険性、それから冠水時の側溝などの危険性、こういったものについてはこれまでもお話をさせていただいております、注意をしてくださいということで。それと併せまして、具体的なそういう情報等がありましたら、その自治会におけるこういった場所のマンホールは以前こういうことがありましたよというところで、情報の共有化も図っていくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひ庁舎内でのリスト化をしていただいて、危険箇所を共有していくということを進めていただきたいというふうに思います。

さっきも申し上げましたけれども、レッドゾーンとかイエローゾーンとかがある地域、土砂災害の危険地域というところは、皆さんやっぱりそういうところにはすごく気をつけているんですけれども、こういうところにもやっぱり危険が潜んでいるということ、マンホールの蓋、それと側溝のところも少し情報を出していくというようなことをお願いしたいと思いません。

そして、2項目めですけれども、学童保育所閉所時の児童の居場所についてです。この休校、閉所については、ぎりぎりまで苦慮して判断をされているというようなお話を聞きました。保護者もできれば大雨のとき、台風のとき、一緒にいたい。けれども仕事が休めない、行かないとほかの人に迷惑がかかるというような仕事ってやっぱりあると思うんですね。どうしても休めない方がいらっしゃいます。どういうときに子どもたちが家で留守番をしているところで、親は心配、子どもは怖い思いをして、一人っ子だと一人でじっと家にいるでしょうし、1年生と3年生だったら、雷が鳴ったら抱き合ったりとかしているかもしれませんけれども、そういう心細さをなくすために何かできないかなというふうに思います。

それが、もう学童は閉まっていますから、公共の施設でどこか預かるということは何かやっぱり難しいのかなと思ったりもしたんですけれども、四、五年前に大雨が降ったとき、台風だったと思うんですけれども、それこそ水城台の公民館が一時避難所になって開いているときに、10時過ぎぐらいに保護者の方から電話があって、子どもが家にいると、怖がっているの

で、行くように言ってもいいですかという電話が入ったんですね。そのときに自治会の役員さんが青パトでご自宅に行って連れてきて、4時ぐらいまで公民館で女の子の兄弟を見ていたんですけれども、卓球して遊んだりしていました。4時頃、お父さんがすみませんと言って迎えに来られたんですけれども、何かそういうちょっとしたことなんですけれども、子どもたちが安心できるような環境をつくってあげることが必要なのではないかなというふうに思います。

閉校、閉所はもう年に1回とかというようなことで、あまり回数的には多くはないんですけれども、いざというときのためにどこか場所をというふうに思います。避難所になっているとびうめアリーナだったり中央公民館だったりとかで、子どもだけでも受け入れられるとか、何かそういうことも考えていただきたいなというふうに思いますけれども、実際そのように開けてほしいというようなお話、連絡、要望などは届いていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 学童保育所を閉所した場合の保護者からのご要望、ご連絡についてありますが、今のところ市にはそういったお声は受けておりません。また、指定管理者に問合せもいたしました。同じくそういったご連絡は受けてないということでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。わざわざ電話をして、何で預かってもらえないんですかというような声はないと思います。私も2人とか3人子どもを置いて仕事へ行っていましたけれども、そのときに何で開かないのって電話した覚えはありませんので、ないかなとは思ってますけれども、多分子どもからしてみればとても不安だと思いますので、そういうことも少し考えていただけたらなというふうに思います。

災害弱者と言われます障がいのある方、それから高齢者の方を想定された避難所なり、先ほどお話も出ました福祉避難所なんかはあるんですけれども、以前、災害時の避難方法について市民アンケートが障がい者団体さんが取られたことがあったんですけれども、そのときにいろいろな方に書いてもらうようお願いをしたときに、乳幼児、生まれたての赤ちゃんがいるお母さんが、幼児を抱えての避難は無理ですと言われたんですね。その頃は、乳幼児を抱えた人が避難所に来るって、多分想定されていなかったと思います、雨の中。なんだけれども、今はそういうことも少し考えられるようになりました。

ですので、今回のこの気づきを生かして、生かすというか、何かしら施策として検討していただければというふうに思いますので、このことはお願いして、2件目を終わります。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 3件目のマイナンバーカードについてご回答いたします。

マイナンバーカードは、本人の申請に基づいて交付することが定められており、取得が義務となるものではありませんが、デジタル社会のパスポートとも言われますように、社会全体のDXを進める上で重要な役割を果たすツールとなるものであり、本市におきましても、その普及促進に積極的に取り組んできたところであります。

ご質問の市独自の活用事業への展開につきましては、令和3年10月から各種証明書のコンビニエンスストアでの交付を開始しており、その他の本市独自の活用事業につきましても、他市の先進事例等の研究を行っている段階であります。

本市といたしましては、マイナンバーカードの取得は任意であることを踏まえつつも、メリットや意義をご理解いただき、マイナンバーカードの一層の普及を図ることが重要であると考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の回答で、取得が義務ではないというふうにお答えいただきましたので、ちょっと安心をいたしました。

このマイナンバーカードの利用については、今年に入って、給食費の無償化対象をマイナンバーカード取得者のみ無償にするということを打ち出した自治体がありました。このことが話題となりまして、これはマイナンバーカードの有無によって負担が変わるのは平等原則違反ではないかというような声が大きくなって、その自治体はこの事業を取り下げることにしたというようなお話が話題になりました。このマイナンバーカードの取得率によって、今地方交付税の算定にも影響するんじゃないかというようなことにもなってきていますので、自治体としては取得率を上げるという意味で、こういう事業と組み合わせて展開をしているというようなこともあるのではないかなというふうに思います。

政府が昨年6月に閣議決定で、デジタル田園都市国家構想の基本方針の中で、交付率が平均の7割未満の自治体に対しては、重点フォローアップ対象団体として対策強化を要請しています。けれども、太宰府市にはどうでしょうか。これ7割未満の自治体なんですけれども、こういう通達があっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） まず、本市におけるマイナンバーカードの取得率ですが、令和5年7月時点で74.5%となっております。総務省からの連絡等につきましては、こちらにつきましては今年についてはまだあっておりません。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先ほど申し上げましたカード取得を推進をすることでこの交付金を取って、そしてまた個人情報が一括されていくというようなことにもつながっていきますので、このマイナンバーカードによる事業展開、先ほど1件目の自衛隊の名簿提供と同じように、政府もまた閣議決定によってこのようなことが自治体に下りてくるというような流れがあります。自治体が国の通知によってこうしなければならないのではないかと、では太宰府市も取り組もうというようなことになっていくのではないかと、そういう状況になっていくのではないかとということを懸念をしています。

ですので、太宰府市としてこの個人情報の取扱い、全ては市民の福祉向上のために判断をして取り組んでいくこと、このマイナンバーカードの取扱いもそうですけれども、先ほどの自衛

隊の問題も含めて、そのことを要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩します。

休憩 午後4時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第1項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、終了まで延長します。

9番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔9番 船越隆之議員 登壇〕

○9番（船越隆之議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目、太宰府市民政庁まつりについて伺います。

太宰府市民政庁まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年から2022年までの3年間行うことができませんでした。2023年5月以降、2類から5類感染症に移行されたことによって、4年ぶりに9月30日、太宰府市民政庁まつりが開催される運びとなりました。

太宰府市民政庁まつりの開催に際しましては、市民、飲食業を営む方から、楽しみにしていますという声のほかにも、どこであるのですか、とびうめアリーナ、政庁跡どちらなんですかと聞かれることも多々ありました。市民の方、飲食業の方は、新型コロナウイルス感染症流行以前のような市民まつりをイメージされて楽しみにされています。

そこで、質問です。

太宰府市民政庁まつりの開催に関しては、まつり実行委員会の組織の中で、実行委員長を中心に実行委員会に参加された各団体の代表の委員の方でまず会場決め、それぞれの部会、総務部会、企画運営部会、交通警備部会で、部会ごとにワーキンググループ会議を開いて進め方を協議してまいりました。今回の市民政庁まつりについては、事務局から第1回まつり実行委員会で、今回は政庁跡で開催いたしたいとの話がありました。今年の会場は、なぜとびうめアリーナではなく政庁跡になったのかを伺います。

2件目、四王寺山林道の側溝整備について伺います。

四王寺山林道の太宰府市側は側溝整備が進んでいるものの、大野城側は遅れているように思っています。また、ところどころ破損している箇所を目にします。このような状態のままにしてお

くと、今後、台風や線状降水帯による大雨が降った際に、大きな土砂崩れ災害の要因にもなる可能性があるのではないかと危惧します。転ばぬ先のつえとして早めに整備を要望いたしますとともに、太宰府市側の側溝整備計画について、市のお考えをお伺いします。

回答は件名ごとをお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 1件目の太宰府市民政庁まつりについてご回答いたします。

太宰府市民政庁まつりは、平成28年度まで大宰府政庁跡で開催後、1年間休止して、平成30年度から2年間、総合体育館で開催されました。また、コロナ禍により、令和2年度からは3年間開催が中止となっていました。

令和5年度は4年ぶりの開催になることや、本市の誇る唯一無二の特別史跡大宰府政庁跡での開催を望むご意見も多いことから、会場を元号令和の発祥の地ともなった大宰府政庁跡に戻し、9月30日に開催することが実行委員会で決定されました。

一方、近年の大宰府政庁跡をはじめとする史跡の利用の在り方には疑義が呈されてきた事実もありますことから、可能な限り史跡を傷めず、広く市民に開かれた形式で開催されることが肝要だとも考えております。

こうした経緯から、かつての政庁まつりの形式を少し趣を変えて、令和発祥の地としての原風景を生かしながら、手作りの形で買物や飲食、ステージイベントなどを楽しんでもらうとと考えております。

なお、今回の開催状況などを後日振り返りまして、今後の在り方については検討していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 今回の太宰府市民政庁まつりの予算については、市のほうの補助金は400万円で運営したいとのことでした。今まで450万円から400万円に下がって、今度はその400万円で運営をしていきたいという事務局のほうからの報告がありました。それとともに、まず、なぜ政庁跡でするようなことになったのかをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 先ほども触れさせていただきましたが、大宰府政庁跡で開催するため、史跡ですね、こちらを可能な限り傷めずに、広く市民の皆様が開かれた形で開催するべく、かつてのまつりの形と少し趣を変えまして、令和発祥の地としての原風景を生かしながら、手作りの形で実施するということから、また久しぶりの開催で、また今現在コロナ禍、それから物価高騰などの状況でもございますので、可能な限り補助金の範囲内で実施してはどうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。この補助金400万円ですけれども、実行委員会  
でこの400万円で行うという話が出たときに、事実、それができるのかというような意見が出  
て、私も400万円の中で、今までやっていたようなそういうような実際の太宰府市民政庁まつ  
りが行われるんですかという話をさせていただきました。今まで市民まつりで使ってきた予算  
は、大体市からの補助金が400万円、それから協賛金を集めた状態で、大体1,200万円ぐらいの  
総トータルはなっていました。ということは、もう800万円からの寄附金を集めないと、あれ  
だけの太宰府政庁まつりはできないわけですね。

あのときは一応政庁跡にいろいろな外商組合の方とか、大きなテントを張ってやっていまし  
たけれども、あれに沿うようなまつりじゃなくても、太宰府市の一大イベントという、私はそ  
ういうふうに思っているんで、地域の今回夏祭りとか行ってみたら結構盛り上がっているん  
ですね。やっぱり楽しみにされていたと思うんですね。だから、やはり盛り上がっているん  
ですよ、各地域の祭りなんかを見ると。でも、その祭りに劣るような僕は太宰府政庁まつりをし  
ゃならんと思とるんです。それ以上のまつりじゃないと、本当の太宰府市民政庁まつりとい  
うことをうたい出した以上は。ちょっと市民の方が多分ショック受けて、今回のまつりは何  
なんだという声も今でも上がってきているんですよ、いろいろな事業者の方からも。今回のまつ  
りは、私たちはあそこでそういう作り物をしたりできんから、今回はもう出らんわというよ  
うな声が結構ありました。

政庁跡というのは国の史跡地ですので、いろいろな規制があるとは思いますが。でも、それ  
も前回までやってきたという思いがあって、逆に言えばそういう業者からテント代、場所代と  
して1万5,000円をもらっていましたけれども、今回は一切もらわないということはいいいん  
ですが、もらわないで、実際事務局としてはどのようなやり方でまつりを盛り上げようと思っ  
てあったのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 繰り返しになるかもしれませんが、まず今回、大宰府政庁跡で開催とい  
うことで実行委員会のほうでも決定をいただきまして、この大宰府政庁跡は、今話が出ました  
けれども特別史跡でございます。したがって、やっぱりいろいろな規制がございます。そ  
ういった規制がありましたので、一旦この使い方というところで疑義がありまして問題が出た  
というところで、体育館のほうに一旦動いたわけなんですけれども、やはりこの令和発祥の地  
としての大宰府政庁跡、こちらのほうで開催をするということになった以上、そこでできる範  
囲内のことしかちょっとできません。

ただし、そこでもやはりできるだけ市民の皆様楽しんでいただけるようなまつりにこれは  
しなければいけないというふうには思っておりますので、そこのできる範囲内で、またでき  
ましたら、こういう物価高騰の状況でもございますので、先ほど船越議員からも言われました出  
店料、こういったところについても今回は皆様からもう取らないと、できるだけ費用も負担を  
皆様にかけないというところで、手作り感を出しながら、市民の皆様楽しんでいただけるよ

うなそういうまつりにしたいという思いでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。高原部長からの答弁はよく分かります。分かるけれども、そういう今まで参加協力をされた業者の方々は、単純にはそれじゃあ終わらないわけですね。今までコロナで3年間不景気の中でやってきた中で、それは市民まつりがあるなら、そこでちょっと少しでももうかろうかなというのが本音やと思うんですね。それを今回の状態で、テントも張らず、自前でテントを張ってください、こちらから電気も用意しませんよという状態で、そういうことをしたことによって、業者が、いや、うちはそういうことを全部用意しなきゃいかなかったら出ませんよという業者もいっぱいおるわけですよ。まつりというのは、太宰府の市民まつりというのは、それじゃあいかんのじゃないかなと思うんです。僕はやり方はいろいろあると思うんです。それを早い時点で検討しなきゃいけないんですよ、こういう一大イベントをするに当たっては。

第1回目の実行委員会が6月にありました、半ばに。僕はそのときに、何でとびうめじゃ駄目なんだと言いたかったんだけど、そこで言うてどんでん返ししても、これからいろいろな段取りしよったら、逆算しても間に合わないと思ったから、政庁跡ですということである程度なつとるのであれば、それで方向性で進まなきゃいけないなということで、こっちも賛成したんですよ。本当やったら反対しとるかもしれない、もっと時間があつたら。

でも、それはやっぱり今までの市民まつりを皆さん想像してあるんですよ。あそこでああやって盛り上がって、4万人が来て、舞台上で歌って踊って、そういうのを皆さんが期待してあるんです。その期待を破るようなことをしちゃあ、太宰府市はいかんのじゃないかなって。だから、これは事務局だけじゃなくて、私も実行委員会のメンバーですけども、私たちに対してもその方たちは言っているんです、同じことを。あんたたち実行委員だろうかと、何でそういうようなことにしたのかというのが、私たちに対するお叱りでもあるんです、実行委員会のメンバーに対する。これを真摯に受けなきゃいけないんですよ。

だから、これを続けろと思えば、大宰府政庁跡にテントを張ったり、いろいろな人はトラックやら入ってこなきゃいけないけれども、そのトラックを中に入れて済むようなやり方、日にちをかけて機材を運んでくださいとか、それは予算も若干上がるかもしれませんが、でも、協賛金を取ろうと思えば、皆さん僕は協力してくれると思うんですね。今まであれだけやってきて、皆さん協力していたじゃないですか、業者の方は。それを無にして、協力、いや、もういいですって、協賛金取りませんとか、1万5,000円のあれはもらいませんとか、場所代もらいませんとか、もらわんのはいいかもしれんけれども、最大限にできる努力というのは、こっちの実行委員会を含めて事務局としてはしてやらないかんちゃんないかなというのが、あくまで私の考えであります。

だから、今後するに当たっても、やっぱりそのところは考えていただきたいというのがあるんですよ。だから、副市長にちょっとお願い事があってお聞きするんですが、お願いじゃな

いんだけれども、副市長は今回のこの市民政庁まつりのことをどのようにお考えの上で政庁跡に決めらしめたのか、話し合いされたのか、個人の意見でもいいですけども聞かせていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） まずは、ご期待されていた方がいらっしやったということと、議員にご心労をかけたということにつきましては、本当に申し訳ないと思っております。

ただ、よく言われているのが、あそこは非常にいい場所で、ほかの市外から、また海外から来られる方がいらっしやるんですね。たまさかそういうときに政庁まつりがあると、もしかするとその方たちの期待に沿ってない景観になっている可能性もあると。今回、特に今年につきましては、そういうふうなことにも配慮しつつ、まずは4年ぶりでございますので、政庁跡でやることをとにかく試してみようと。どういう形で皆さん市民の中で、実行委員会もまとめていただいて、とにかくやってみようということをもってちょっと発案したような状況でございますので、この形態がずっと続くというのは、またいろいろな検証をしていかなくちやいけないと思うんですね。そのための一つのイベントであるというふうにご理解いただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。あそこですることによって、いろいろな市民、海外、県外から来らっしゃる方、市外から来らっしゃる方がたまたま政庁まつりがありよるとき、言われたことはあるんです、同じようなことを。これじゃあ一番いい景色が見えんじやないかと。ああ、申し訳ございませんということで、次の政庁まつりのときに、じゃあ、舞台のところの看板を外せと、要するに両サイドだけにして、後ろの四王寺山がぱっと見えるような、ああいう史跡が見れるようなあれにしようということで外したんですね。そういういきさつはあるんです。だから、そこの基は、政庁まつりをやっていることじゃなくて、バックが見えないからというところの苦情はありました。だから、それは外して次の年にはしました。だから、そこのところは一応クリアはできるんですよ。

ただ、今度マルシェということが言われたんで、このマルシェの写真が、私も申し訳ないんだけど、何かしょうもない写真で、これを市民が見たときに、これ何ですかってなるわけですよ。例えばあれを見たときに、四王寺山が見えるところに何か文言が小さな字で入ってるわけですね、説明書が。いや、要らんって、こんなのはということも言ったんだけど、それをPRしようと思えばもう少し、マルシェならマルシェもいいんだけど、マルシェのやっていると大々的に、市民が見たときに、ああ、こういうことを今度はするんだと。上のほうにぼつんとか、これ何かいなというようなあれじゃなくて、だからそういうPRのやり方も僕はちょっと今回はずれていましたね、正直言って。

見たら、裏に駐車場はどこなんですかって。駐車場の場所もない。私たちどこに駐車場止め

たらいいんですかって言われるんですよ。ネットを見ても、ネットにもあまり出てない。年寄りの方はなかなかネットを見ないかもしれんけれども、今回の市民まつりの告知に対しては物すごく遅れています。もっと早い時点、5月の時点から計画を練ってしないと、これ駄目なんです、市民まつりは。そして、6月に入ったら即実行委員会を開いて、何回かしてワーキンググループを開いてまとめていくのが、9月やったら8月中にはもうワーキング会議は全部終わっとかないかん。前は10月やったから、9月の上旬、前半で終わっていましたがけれども、だからそういうやり方なんですよ。

だから、それをいろいろな方が担当された方とかおらっしゃると思うんだけど、そういうことは前の経験者の方……。いいですか、しゃべっていいですか。

(「もちろんです」と呼ぶ者あり)

○9番(船越隆之議員) そのような方々に聞いて、やり方、進め方というのを聞くべきじゃなかったかなと。

だから、今回のまつりに関しては、私は物すごく恐怖感を感じております。終わったらどげなふうな苦情が来るんやろうかって。今でもいろいろ道で会うたりどっかの店で会うたら、かなり言われるんですよ、私たちは。市長とか副市長はあまり外へ出て会うことないだろうから言われないかもしれんけれども、私、実行委員会にもともと十何年も入っているから、分かっちゃあるから言われるんです。それを市としてもそういう市民の思いというか、それを酌んであげて、率先していいまつりをせんと、どこのまつりにしても、県のまつりにしてもよその市のまつりにしても、結構大々的にやっているじゃないですか。これは銭金の問題でもないと思うんです。市民に対する還元ですよ。1年間ありがとうございますというて、僕はそういうふうに思っています。

だから、ちょっと市長にお聞きしますけれども、市長は今回のまつりに対してどのような考えでありますか。

○議長(門田直樹議員) 市長。

○市長(楠田大蔵) これまで総務部長なり担当からお答えしていましたがけれども、率直に申しまして、私自身、今回の政庁まつりはやっぱり大宰府政庁跡で戻してやっていただきたいという思いがあったんです。それで、そうした中で、しかし、とはいえ、振り返りますと5月の時点で2類から5類感染症によりやく変わるということで、しかしコロナウイルス自体はまだ収まったわけではないという中、また地域経済なり物価高なりそういうものも続いている中で、そもそもおまつり自体がやれるのか、やるべきなのか、協賛金が集まるのか、そしてどういう形態がいいのか、本当にその頃から実際に内部的には様々議論がありました。そして何よりも、市で勝手に決めることなく、やはり実行委員会で決めていただくということでもありますから、そうした中で我々も自分たちの考え方だけをお願いするわけにもいかないだろうと。

そういう中で、私が1つ思ったのは、会場は大宰府政庁跡に、やはり名前もそうでありますし、何によりも令和のご縁もいただいて、その前、令和になってから一度もまだ大宰府政庁跡



でやったことはありませんので、そういう意味では非常にいい景色だし、韓国も去年行きましたけれども、扶余でもそういう大きな風景の中でお祭りを行っていたというのも感銘を受けましたので、まずは会場をここにさせていただきたいということだけは確実に私は思っていたところです。

ただ一方で、実際どういう形態にしていくかということは、もう船越議員がおっしゃられるように、長年の経験則なり思い入れなりを持ってこられた方々からしますと、やはり物足りないという声もあるでしょうし、一方で、マルシェという名前がいいかどうかもありますけれども、やっぱりこの政庁跡なり客館跡なり、ああいうせつかくの広いスペースなり風景なり、非常に現代においては貴重な広場ですから、そういうところで思い思いにいろいろな販売なりそういうことをやってみたい、活用してみたい、そういう声もおまつりとは別にいただいていた中で、そういう方々ができるだけ自由に出していただきたい。しかし、お金なんかをそういう方は取るということになれば、実際に出さない。学生さんなんかはなかなかお金を出してまで出さないということになるでしょうし。そういうことも含めて、ちょっと本当に怒られるかもしれないんですけども、一回やってみようということの中で、皆さんのご意見もいただきながらこういう形に取れんされてきたと認識をしています。

来年度につきましては、予算がこの400万円だけで足りるのかとか、協賛が実際にいただけることが可能なのかとか、様々なやり方、そして、ただ一方で、やっぱりこれまでの使い方として、男祭りなり政庁まつりがかつてのやり方ですと、文化庁なりそういうところからのご指摘なり、市民の方からのおとがめなどもあった中で、何が正解なのかは難しいところですけども、まずはちょっと今回一回これでやらせていただいて、来年度本当にまた改めて皆さんから意見を募りながら、できるだけ早め早めに準備をしていくことで、何とかご理解をいただきたいというのが率直な思いであります。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） ありがとうございます。今回はこれで進んでいるから、最終的には、事務局側にも話したんですけども、やる以上は、少しでも市民の方に喜んでもらうようなやり方をせんと意味がないよねという話はしながら、今進めている状態ですね。

あと、予算的なものとかも実際足りません。だから、市長のお力で何とか次年度、よければお力添えをお願いしたいと思っているところはあります。

今回のまつりが終わった時点で、反省会はしなきゃいけないだろうと事務局とも話していたので、そのときにいろいろな話題になると思います、結果としてですね。だから、それを踏まえて次回するんであれば、早い時期にいろいろな計画を練りながら、まず一番しなきゃいけないのがまず予算組みですね。こうしたら幾らかかる、こうしたら幾らかかる、したら、だから協賛金を幾らもらわないかんというような形で、実行委員会のメンバーももうそういう予算的なものが出れば、皆さん協賛に回るんですよ。お願いしたら、皆さんそれなりにできるんですよ。だから、まずお金のことは後にして、後から僕はついてくると思うところから、やるこ

とによってみんなが、太宰府の市がすることであれば協力してもらえると私は思っています。だから、それをしっかり計画を立てないと、次回の市民まつりの成功はないと私は思っていますので、そういうことで事務局をはじめ市長でも、次のまつりに関しては、今回はこのまま進まなきゃいけないので、ご協力をお願いしたいと思います。

これで1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目の四王寺林道の側溝整備についてご回答いたします。

林道四王寺線は、延長約4kmで、平均幅員6.5mの林道となっております。林道四王寺線につきましては、側溝清掃などの維持管理と併せて、これまでに防災対策として県費補助などを活用し、のり面の浸食対策や林道を横断する排水路の改良工事を適宜行ってきたところです。また、大野城市に確認しましたところ、本市と同様に林道側溝の整備計画は策定していないとこのことですが、議員ご指摘のように、林道四王寺線は部分的に側溝が傷んでいる箇所がございますので、林道通行の安全確保の観点から、必要に応じて修繕や補修など適宜対応を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 9番舩越隆之議員。

○9番（舩越隆之議員） 四王寺山の林道の側溝整備ですけれども、大野城側のほうはいろいろな整備が進んでいると思うんですけれども、ご存じと思いますが。太宰府側のほうは少しまだいろいろな整備が整っていないという部分があって、ちょっとお聞きしたいんですが、今までに、ここ何年かでもいいんですが、大雨による崩落、それから土砂崩れとかというのが何件ぐらいあったのか、ちょっとお分かりであれば教えていただけますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今回準備が十分ではないかもしれませんが、11款の国費を活用した災害復旧工事がちょっと含まれているかどうかはあれなんですけど、今現在把握しているところでしたら、平成30年から令和4年度まで、5か所で約3,400万円の工事費を投入しているところがございます。

（「平成30年から」と呼ぶ者あり）

○都市整備部長（柴田義則） 平成30年から令和4年度まででございます。

（「幾らですか」と呼ぶ者あり）

○都市整備部長（柴田義則） 5か所で約3,400万円でございます。

○議長（門田直樹議員） 9番舩越隆之議員。

○9番（舩越隆之議員） 林道に関しましては、やっぱり今回みたいな、いつ線状降水帯がこの福岡のところに来て大雨になるか、今はどこでどのような雨が降るかも想像もつかないような状態でありますので、これはやっぱり市民の命とも関連してきますので、それから建物の崩壊もありますので、できれば早急にこういう計画を練っていただいて、少しずつでも、一気にできないと思うので、少しずつでもそういう悪いところを補修しながら、あそこも昔は結構み

んな散歩道で歩いていかれる方が多かったですね。今はもうとにかく枯れ葉とか枝が折れたりして、変な言い方ですが、ざまないでしょう。ああいう場所にしちゃならんと思うんですね。

だからそういうところを、目に見える部分だけじゃなくて、ああいうところもやっぱり少しは国からの予算とか県の予算があると思うんで、そこを何とか引っ張り出して、少しずつでも整備していただいて、四王寺山というのがきれいな山であるようにやっていっていただきたいというのが私の希望でございますので、今後その計画を徐々に練っていただきたいと思います。お願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 議員ご指摘のように、確かに計画的な整備ということではございませんが、林道四王寺線は林道という性格上、通常の市道とは違いまして補助メニューも限られておまして、実際に国費を活用する場合といたしますと、やはり災害復旧事業となりまして、それ以外で申しますと、福岡県の単独による補助事業等がございまして、主にその事業を活用してまいりました。

また、今後につきましては、また福岡県の農林事務所のほうとも協議しながら、今後のいろいろな制度の見通しとかそういうのも含めて、調査研究とか、県のほうとも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 太宰府はいいことに史跡のまち、そういう文化財のまちだから、そういうのを大いに利用していただいて、予算的なものも利用していただいて、よりよいまちづくりをしていってほしいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで17時10分まで休憩します。

休憩 午後4時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本健議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔17番 橋本健議員 登壇〕

○17番（橋本 健議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書記載の本市の空き家対策について質問をさせていただきます。

現在、核家族化や少子・高齢化における高齢者の独り暮らしが増えてきており、また出生率

の低下により日本の人口は減少しております。その結果、空き家の数が増加しており、大変深刻です。2018年、平成30年総務省の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家の数は約848万9,000戸となっており、空き家の管理や活用は喫緊の課題となっております。そして、総住宅数に占める空き家の割合は13.6%で、今後も空き家率はますます増加していくことが予想されており、10年後の2033年には1,955万戸で、全住宅の27.3%になるという見通しが示されております。

総務省が実施しております住宅・土地統計調査における空き家の分類として、1、売却用の住宅、2、賃貸用の住宅、3、別荘などふだん人が住んでいない住宅の2次的住宅、4、人が住んでおらず転居や入院などで長期不在の住宅や取壊し予定のその他の住宅の4種類に分類されます。

特に、4つ目のその他の住宅は定期的な利用がされず、管理が不十分な状態になりがちのため、その増加は近年大きな社会問題となっております。つまり、その他の住宅のうち一戸建て住宅は、平成10年から平成30年の20年間で約1.9倍の約182万戸から約347万戸にほぼ倍増しており、今後も急速に増加していくと予想されています。

空き家の問題は他人事ではありません。例えば、独り暮らしの高齢者宅が、本人の介護施設や老人ホームへの入所をきっかけに空き家となる場合があります。しかも、適切な管理がされないと家屋は次第に傷み、放置された状態となり、雑草が生い茂ったり、ごみの不法投棄や野良猫や害虫の発生など近隣の生活環境に悪影響を与えてしまいます。さらに、不審火や放火、不審者の出入りなどにより、地域の防犯性も低下してしまいます。空き家をいつまでも放置せず、売る、貸す、使う、つまり活用する、解体するなど、できるだけ速やかに実行できるよう、行政の指導力が問われるのは必定だと考えます。

そこで、3点について質問させていただきます。

1項目めは、令和2年3月に太宰府市空家等対策計画が策定されておりますが、本市の空き家の現状とこれまでの取組についてお伺いします。

2項目めは、高齢化や独居世帯も多くなり、空き家は増加傾向にあります。その場しのぎではなく、事前の予防が必要であると考えますが、課題とその対策についてお伺いします。

3項目めは、中古住宅の流通促進も大切ですが、利活用の促進として、国の補助を活用した積極的な支援制度を推進する考えはないか、見解をお聞かせください。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 本市の空き家対策についてご回答いたします。

まず、1項目めの空き家の現状と取組についてですが、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本市における空き家等の多岐にわたる問題の解決に向け、平成28年度に空き家等実態調査を実施し、この調査で判明した空き家等の件数は、調査対象戸数2万558戸に対して712件でございました。

令和2年3月には、空き家等の対策を総合的かつ計画的に推進するため、太宰府市空家等対策計画を策定し、計画に位置づけた4つの施策である、空き家等の予防、管理、流通、活用を促進するに当たり、関係機関との連携を強化するため、令和2年度に公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会及び福岡県筑紫野警察署、令和3年度に一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会、さらに令和4年8月には4団体目となる福岡県司法書士会との協定を締結いたしました。市民や建物所有者から行政窓口には空き家等に関する様々な相談などがありますが、専門家や関係機関による助言、知識を活用いただくことにより、空き家等問題の解決につなげていきたいと考えており、今後も関係機関との連携を図ってまいります。

また、市におきましても専任の会計年度任用職員を任用しており、市民や自治会などからの相談等がありましたら、現場に赴いて空き家等の状況を確認するとともに、相談者への対応も行い、空き家等所有者などへの連絡など適正管理の依頼を行っております。さらに、定期的に空き家等として把握している物件を巡回確認し、空き家等問題の解決のために状況管理を行っているところです。

このような取組により、本市内の空き家等件数は、空き家等実態調査を行った平成28年度の712件に対して、令和2年度末時点で544件、令和3年度末時点で451件、令和4年度末時点では379件と、調査当初から半分近くまで減少しており、本市の取組は空き家等の問題を解決に導き、着実に成果を上げていると考えております。

次に、2項目めの空き家の課題と対策についてですが、議員ご指摘のとおり、全国的に増加傾向にある空き家等の対策につきましては、空き家等の発生を未然に防止する予防が特に重要であると認識しております。今後の住まいの方向性や価値等について、早い段階から意識し、行動に移していただけるよう、ホームページにおいて空き家等の予防や抑制に関する情報を掲載、提供しており、市役所窓口ではパンフレットを配布するなど意識の涵養に努めております。

また、関係機関である空き家予防推進協議会とは毎月定例会を実施しており、市へのご相談だけでは得られない情報の交換やニーズを共有しております。

さらに相談、セミナーなどについては、協定を締結している福岡県司法書士会、一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会、福岡県空き家活用サポートセンターなどのご協力をいただき、空き家に関する相談会を開催し、空き家等の予防に積極的に取り組んでいるところです。

次に、3項目めの今後の空き家の利活用促進についてですが、国の補助活用につきましては、協定を締結している一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会と連携し、国の空き家対策モデル事業などの国の補助制度を活用してまいりました。

令和3年度は、この補助を活用して、一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会により空き家サミットなどの事業も実施されており、空き家等の発生を未然に防ぐ取組が行われているところです。今後も空き家等に関する国の補助制度の活用について様々な可能性を探りなが

ら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございました。1項目めの空き家の現状と取組についての再質問をさせていただきますが、ただいまご回答いただいた中で、年々増え続ける空き家と思っていましたが、本市の場合は大分努力をされていまして、平成28年度が712件、令和2年度末で544件、令和3年度で451件、そして令和4年度末で379件と、着実な成果が上がっているという、これはもう意外でびっくりしました。その辺のこういう努力をちょっと突っ込んでといいますか、お聞きしていきたいというふうに思います。

では、具体的に空き家についての相談があった場合、どのような対応をされるのかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 空き家につきまして、まず近隣住民の方、また自治会等からの環境面のまず相談がありました場合につきましては、専任の職員、あと当然通常の職員もおりまして、一緒にまず現地のほうに行きましたり、その場でいろいろその状況を伺って、そして所有者が遠方でいらっしゃれば連絡を取っていろいろな助言指導を行ったりですとか、あと直接窓口にもやはりいろいろ直接来訪される場合もありますので、その場合も専任職員と通常職員と一緒にいろいろな空き家に関する制度といいますか、そういうのも含めながら説明をして、できるだけ活用ですとか、あとまた、内容によっては例えば相続等、そういうふうなところでご心配を抱えていらっしゃる場合もありますので、その際は特にそういう司法書士さんですとか、そういう宅建業者さんもいらっしゃいますので、そういう場合には提携、連携しているある程度専門の方にいろいろな助言をいただきながら対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 担当課は都市計画課になりますよね。こちらの職員の方々が動いているということですね。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 都市計画課の職員の中に空き家対策で専任で会計年度任用職員が1名おりますので、そちらと、あとまた別に同じ係内の通常いる、ほかの業務を担っておりますが、2人とか、内容によりましてはちょっとまた増やしたりして対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 私はてっきり一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会、これがいきいき情報センターの1階にございますけれども、ここが窓口でいろいろ相談に乗られているのかなというふうに思っておりましたが、そこはそこでやっていらっしゃるということでしょう。

うか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 市のほうに直接来られる場合と、また空き家の予防推進協議会のほうにも直接相談に来られる場合があります。それで、そのための情報を共有いたしまして、大体毎月1回、定期的に定例会をずっと続けておりまして、その中で直接民間の予防団体に寄せられる情報と、あと行政に直接寄せられる情報、当然そこで情報交換できる範囲内で共有しながら、いろいろな解決に向けて対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 毎月1回協議されているということですが、その協議の内容、こういったことを、具体的にちょっと分かりましたら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 空き家予防推進協議会のほうからは、個別にこういう相談が、売りたい、買いたい、または例えばこういう問題でなかなか先に進まないとか、そういう様々な、いろいろなリストがございますので、そちらのほうも市の職員が共有して、お互いにそこは共有しながらどういった方法がいいのかというのを、そこで対応するのがいいのかというところで、市のほうであと対応を行っていく場合もありますし、またはその予防推進協議会のほうで直接解決のほうに導くと、そういうふうないろいろなパターンがございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

セミナーについてちょっとお尋ねしたいんですが、私も2回ほど、この空き家予防推進協議会のセミナーを2回ほどお聞きしたことがあるんです。それで、大変これは勉強になったんですけども、高齢化率の高い行政区が市内にはありますよね。西校区にもたくさんあるんですが、その空き家予備群というふうには呼ばせていただくんですが、それはたくさんいらっしゃると思うんですね。やはりここは都市計画が主導していただいてセミナー、こういったセミナーを積極的に各自治会に働きかけていただいて実施されてはいかがかと。要するに出前講座です。出前講座の推進といいますか、これをぜひやっていただきたいというふうに思っておりますが、計画的に。いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今まで空き家予防推進協議会におきまして、そういうセミナーですか、あとサミットなども開催されております。その後にアンケートなどもいろいろ取られておりますが、セミナーとかサミットの参加者の中には自治会関係者の方もいらっしゃいますので、その中でやはり市のほうに直接赴いてほしいというような声も確かにいただいておりますので、その辺は今後どういった方法がいいのかというのは、当然検討していったほうがよろしいのかなというふうには考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ぜひやっていただきたいと思うんですね、日程を組んで。

それで、過去には福岡県司法書士会あるいは公益財団法人宅建協会、それから空き家活用サポートセンターなどの協力をいただいてセミナーを開いたということなんですが、これからはこの予防推進協議会さん、こちらと毎月会議をされているわけですから、月1回、その辺のセミナーを、出前講座をやはりどしどしやっていただきたいなというふうに思っております。まず、高齢化率の高いところ、要するに予備群がたくさんいらっしゃる場所ですね。そういったところに優先的に出向いて講座をしていただくと、そして相談はこちらにさせていただくような形に持って行っていただければいいかなというふうに思います。

それから、要するに空き家予防について、一般の市民の方がどれくらい認識しているか、どこに相談したらいいかという方もたくさんいらっしゃると思うんですね。それで、私としては、一生懸命努力はされているというのは分かりました、今の回答で。

ただ、PRがちょっと弱いかなという気がいたしております。もっともっとPRしていただいて、平成27年5月に行政の空き家に対する具体的な対応を定めた法律であります空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたわけですが、そこで提案をいたします。空き家を放置しないための解決策や危険な空き家の防止策、また空き家の活用方法、そして逆に市民の方から空き家情報を提供していただけるようなはがきを折り込んだリーフレット、こういったものを作成していただき、空き家に対する積極的な周知を図っていただきたいというふうに考えておりますけれども、この提案はいかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今議員さんからもご指摘いただきましたそういう空き家に関するいろいろな啓発とか相談窓口を広く知らせるために、令和元年度及び令和3年度以降でございますが、年度当初の固定資産税の納税通知書の中に、いろいろな空き家に関する例えば相談窓口ですとか税の控除ですとか、そういうふうないろいろな情報を記載しました冊子を一緒に同封することによりまして、市内だけでなく、市外の固定資産を所有されている方にもそういう情報が行き届くようにしております。

また、令和4年度は、初めての取組ではありますが、広告を掲載することによりまして、製作費用が無料で製作できるそういうパンフレットと申しますか、そういうのを作成しまして、市内の全てではありませんが公共施設の中に配架して、そういうまたさらに啓発等も行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。市役所窓口にはパンフレットがあるということでもございましたけれども、私見たことないんですが、私のちょっと認識不足で。議員の方、ほかの方もどうなんだろう、パンフレットを見たことられる方は何人いらっしゃるかも分かりませんが、なかなかといいますか、知らなかったということです。

一般社団法人の空き家予防推進協議会、こちらも積極的にいろいろ頑張っておられますし、

私から言うのはおかしいんですけども、やはり市の応援、支援、こういったものもやっていただければなというふうに思います。

それでは、空き家の課題と対策について質問させていただきます。

自治体や不動産事業者団体、利活用に取り組む人たちが共有することで、空き家対策の活性化を図るための空き家・空き地バンクの全国版がありますけれども、令和3年1月現在では全国で775自治体が参加をしております。そういう現状があるんですけども、本市はそのバンク登録はされているのでしょうか。もしなければ、登録がまだであれば、太宰府市における空き家・空き地バンクを検討されてはいかがでしょうかということなんですけれども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 空き家バンクにつきましては、県のホームページにも記載されておまして、いろいろな他自治体も活用されているところでございますが、本市におきましては、令和2年度に福岡県の宅地建物取引業協会のほうと協定を締結いたしまして、そういう売りたい、買いたいとか活用につきましては、そちらの協定団体のほうとの連携で今解決のほうに何とか導くといえますか、そういうふうな対応を行っておりますので、今後空き家バンクについては、また検討といえますか、調査のほうも状況を見ながらすべきかなというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 国土交通省モデル事業でL I F U L L HOME'S空き家バンクというのがあるんですけども、自治体が募集する空き家と利活用を希望するユーザーをマッチングする情報、要するにプラットフォームです。これは無料で登録できますので、ぜひ研究してみてください。

次に、本市の空き家や空き地の所有者は全て把握されていると思うんですけども、その中に所有者が分からない、不明だという物件はございますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今のところ本市におきましては、所有者が全く分からないといえますか、一定管理者がおられるとか、今のところはそういう状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 空き家率、ちょっと計算できないんですけども、約2万戸の住宅数で、減って減って379件。これを割り算しますと空き家率が出てくるんですけども、そんなに高くはないですね、本市の場合は。それでは、空き家率をちょっとお尋ねしたかったんですけども、結構です。自分で計算します、終わってから。

空き家の所有者は、空き家を解体するとして、つまり更地にすると固定資産税の軽減措置が適用外となるという、税金が6倍になるので、放置する方が多いんじゃないかなというふうに思っています。

1項目めで申し上げました空家対策特別措置法、第2条第2項には、放置すれば倒壊の危険

が高く、保安上危険となる可能性があったり、著しく衛生上有害となる可能性があったりする状態、また適切な管理が行われていないために景観を損ねている状態に置かれている空き家を対象とした特定空家が定義されております。適正に管理しない所有者に対しては、行政が助言、指導、勧告といった行政指導ができるようになりました。強制力を持った命令ができ、命令に違反すれば罰金、つまり過料を科されます。

そこで質問したいと思うのですが、老朽化による倒壊の危険性がある特定空家に遭遇されたことはございますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今現状で1件の特定空家等がございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 少ないですね。まあまあいいことですがけれども。

では、その1件の方はどんな状況なのでしょう。命令に従わなかった場合には行政代執行をできるんですけれども、こういう事例は今まではないですよ、太宰府市内では。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 行政代執行とかまでは至ったものはございませんで、まず特定空家、認定されたのはまず1件ということでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 分かりました。

それでは、3項目めの今後の空き家の利活用促進についてお尋ねをしたいと思います。

中古住宅の流通促進というのも大変結構なんですけれども、売りたい人と買いたい人のお世話、これはやっぱり先ほどの太宰府空き家予防推進協議会が担われているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 空き家等予防推進協議会のほうでかなりの件数といいますか、そういうマッチングができていているという状況は何っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） いきいき情報センターの1階にございます推進協議会、これは営業といたしますか、何日で何時から何時営業、営業時間、これを教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） ちょっと詳細な、日中はほぼ開けてあるというふうに、今手元にちょっと資料がございませんが、連絡等が前もってあれば、それに合わせて動ける体制も取ってあるというふうには認識はしております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市民の方から尋ねられた場合に、毎日開いているのか、時間帯が何時なのか、この辺ちょっと知りたかったものですからお尋ねをしてみました。

令和3年度から令和5年度の実績というか、これ分かりますでしょうか。空き家予防推進協

議会の実績でもいいですし。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 実績までは細かい数字までは、実際情報共有の会議のときにはそういう資料も交換しているようでございますが、そこまではちょっとこちらのほうで、市のほうで全部集計まで今してない状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） この空き家で賃貸を希望される、こういった賃貸を希望されて整理した実例というのはどれくらいか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 実際には賃貸と申しますか、空き家にいろいろな古い、例えば学生アパートにいろいろなオフィスですとか、ちょっとした店舗を入れたりとか、そういうのはございますが、具体的に成立件数というところまでは、こちらで今、先ほど申し上げましたが、ちょっと詳細には今把握は、この資料がないような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ほか、利活用として、民間企業の協働で設立された古民家ホテルというのが太宰府市にありますよね。料理がおいしいということで大変評判なんですけれども、その他空き家の活用事例がありましたら、ほかに。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今議員さんがおっしゃいましたのは、例えば古民家ホテルと申しますと、HOTEL CULTIAですとか、そちらの好古亭と申しますか、その2件が今私のほうで把握しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 解体して更地にして、コインパーキングとか月ぎめ駐車場にする方法もあると思うんですよね。このような事例がありましたら教えてください、具体的な数字。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） コインパーキング、駐車場というのは特にはありませんが、ただやはり今まで例えば住宅地の中でかなり老朽化した空き家で、自治会のほうからもどうにかならぬかということでずっと協議を重ねながら、最終的に更地になって、そのまま駐車場ということではなくて、比較的新しい住宅がまたその場に建つと、そういうふうな事例が比較的多いようには感じております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。

ここでちょっと資料をご覧いただきたいと思うんですが、空き家利活用促進の事業例ということで、国、そして各自治体の例をちょっと列記させていただきました。本市も利用されたというご回答がありましたけれども、まず空き家対策総合支援事業という国土交通省の事業があ

るんです。それは1番と2番、こどもみらい住宅支援事業、それから2番目の長期優良住宅化リフォーム推進事業、この2つがあります。これらを活用するためには、一番上に書いています(1)空家等対策計画を策定して、(2)空家法に基づく協議会を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある自治体が空き家の活用を行う所有者に対して支援する場合、国も当該自治体に対して支援するというこういった間接補助の支援策があります。これが国の事業ですよ。

ほかに単独で各自治体が行っているのが、それから下、東京都文京区での空き家等利活用事業ですね。これは上限が200万円と。それから、空き家活用モデル事業、これも台東区、東京ですけども、リフォームあるいはバリアフリー改修工事、こういったもので費用の2分の1の補助があると、上限が50万円だと。それから、墨田区、東京ばかりですけども、東京はかなり住宅費が高いですからね、金額も皆さんの補助の金額も大きいです。管理不全のための状態になっている建物を解体後に、その跡地を原則10年間区へ無償貸与することを条件に、所有者に解体費用、これは解体費用200万円、上限200万円ということでございます。それからあとは、空き家等適正管理支援事業、岡山市、それから空き家・空き地利活用事業、弘前市、市による自治会（空き家等見守り隊）支援と、これはちょっと面白い取組なんですけど、自治会の皆さんに協力願っての支援策ということですよ。

このほかにもたくさんあるんですね、探せば。例えば新潟県村上市、リフォーム費用の3分の2、上限が100万円程度なんですよ。それから、神奈川県海老名市、リフォーム費用の2分の1、これは上限50万円と、神奈川県の横須賀市、解体費用の2分の1、上限35万円程度と。こういったほかにも、これ以外にももっとも自治体でこういった支援策、支援制度を設けているところがあるわけですから、ぜひ本市もこういった例に倣って取り組んでいただけたらいいかなと思っています。

先ほど総務省の土地調査の空き家の分類がありました。売却、売り買いですね、それから賃貸、それから2次的な住宅というのは、これはセカンドハウスか別荘、それから4番目がその他の住宅、これが長い間放置されている問題の空き家なんですけれども、賃貸と、長い、40年以上ぐらいもう放置されたような家を対象に、ぜひ取り組んでほしい事業がありまして、この辺をちょっと後でお聞きしたいなというふうに思っていますが、年々増える空き家問題ですけども、空き家にしない、させない強い意思表示をトップ自ら示していただきたいと思っておりますので、最後に市長にお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） るるありがとうございます。我々としまして、それぞれ担当をはじめ取り組んできて、結果としては数字としては下がってきておりますし、特定の空き家についても注意深く状況を把握しながら取り組んできたところであります。

一方で、やはりこれまでもありましたように、今後我々が油断すれば、また空き家が逆にまた増えていく傾向も出てくるでしょうし、我々が想定しない形の中で急遽空き家になってしま

う、またそこがリスク、危険化してしまうということももちろんこの時代あり得ますので、そうしたことにも常々気をつけつつ、また様々な利活用促進の事業などもしっかりと勉強しながら、できる限り市民の皆様の安心・安全が保たれるように、また様々な空き家も活用する中で、地域の活性化なり経済税収効果の向上につながるようしっかりと取り組んでいきたいと思いをします。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。利活用としては、宿泊施設とかグループホーム、こういったものも大変結構なことなのですが、再度市長にお尋ねしたいんです。若い人の定住、こういったものを図るために、要するにこれはもう人口増につながるわけですね。これから先は人口が減る一方だと各自自治体も非常に頭を痛めているわけですね。それで、そこを見込んで、対策といいますか、事業を展開されたいかがかなというふうに思っています。

例えば先ほど申しましたリフォーム、賃貸の場合のリフォーム、これ予算額が、私なりに思うんですけども、3,000万円なら3,000万円、要するに限定で30件。30件、申し込まれた方はオーケーですよ。上限100万円、リフォーム費用。こう思い切った事業にしていきたい。

それから、解体のほうは1,000万円ぐらいの予算を立てていただいて、上限が50万円と。ですから、大体20件ぐらいが対象になりますかね。こういった施策といいますか、事業を展開していただければなというふうに思っています。

とにかく若い人を太宰府に住んでいただけるような思い切った事業展開をしていただきたい、計画をしていただきたいというふうに思っています。いかがでしょう、市長。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 確かに今、若い人がむしろ昭和の時代の様々な音楽なり、そうしたレトロな感覚を持って、関心を持っている方も増えているようでありますので、そうした中でむしろこうしたリノベーションなどをしながら、DIYですかね、そうしたそれぞれ自分自身でリフォームをしながら、自分の愛着の持てるそうした住まいなり土地、地域にしていくということも、これからの時代、重要な視点だと思いますので、金額なり予算規模などは今後研究していきたいと思えますけれども、そういう観点は大変重要だなど思っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） よろしく願いをいたします。

9月議会終了後には来年度の予算編成の検討が行われていくと思うんですけども、やはり先ほど申しましたように、太宰府市の人口が増加するような、特に若い世代が定住できる取組を構築していただき、空き家のリフォーム、除却、利活用に補助金を出していただく施策をぜひ講じていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月8日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和5年9月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 小 島 真由美
(15) | <p>1. 共生社会の実現に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されたことを踏まえ、2点伺う。</p> <p>① 視覚障がい者のための音声コードの導入について</p> <p>② 市民図書館におけるマルチメディアデージー図書の利用について</p> <p>(2) 2025年に初めて日本で開催されるデフリンピックの周知や太宰府市出身選手を応援する市の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 福祉まっぴりの予算や規模を拡大し、パラスポーツの体験や福祉団体、ボランティア団体などによる事業PRや模擬店など、とびうめアリーナでの開催を検討してはどうか。</p> <p>(4) 網膜色素変性症の方が使用できる暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加できないか伺う。</p> <p>(5) 補聴器は認知症予防の効果も期待できる。18歳以上の軽・中等度難聴者（30デシベル以上）へ補聴器購入費助成ができないか伺う。</p> |
| 2 | 原 田 久美子
(12) | <p>1. 市内通学路の歩道橋について</p> <p>通古賀区にある水城小学校の通学路にもなっている歩道橋は、階段等が劣化しており、早急に修繕、修理をお願いしたいと考える。また、他の歩道橋についても補修計画があるのか伺う。</p> <p>2. いきいき情報センターのエスカレーターについて</p> <p>いきいき情報センターのエスカレーターは利用客が少ない時でも稼働している。</p> <p>一定の前提のもと、エスカレーターに人感センサーを導入することで、電力消費量やCO₂排出量が削減され、省エネ・省コスト効果が高くなるとの試算例がある。</p> <p>導入を検討してはどうかと考えるが見解を伺う。</p> |

| | | |
|---|-------------|--|
| 3 | 森田正嗣
(4) | <p>1. 高齢者福祉計画の進捗について</p> <p>(1) 社会福祉法第4条第1項及び同法第6条第1項の趣旨は何か、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 高齢者・要介護者の生活支援体制整備事業の到達モデルはどのようなものか。また、現在の到達レベルはどのようなものか伺う。</p> <p>2. 災害時避難計画の進捗について</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成と運用について伺う。</p> <p>(2) ボランティア支援センターはどの部署が所管しているのか。</p> |
| 4 | 入江寿
(6) | <p>1. 中学校教育について</p> <p>(1) 生徒の指導方法の見直しの必要性について伺う。</p> <p>(2) 教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減について伺う。</p> <p>(3) 学校で勉強する環境を整えるための朝自習等の実施について伺う。</p> <p>(4) 家庭学習環境を整えることについて2点伺う。</p> <p>① 部活動をしている生徒の実態について</p> <p>② 部活動をしている生徒への指導と学習環境整備について</p> <p>(5) 太宰府中学校独自の道真ノートの取扱いについて伺う。</p> |
| 5 | 馬場礼子
(2) | <p>1. 子どもの「多様な居場所」づくりについて</p> <p>「居たい、行きたい、やってみたい」の3つの視点から、子どもの居場所に関する施策、取り組みについて伺う。</p> <p>(1) 本市の不登校児童・生徒数について</p> <p>(2) 子どもの居場所について4点伺う。</p> <p>① 多様な居場所を増やすという観点からどのような取り組みがされているのか</p> <p>② 居場所と子どもをつなぐことについて</p> <p>③ 居場所をコーディネートする人材の確保・育成支援について</p> <p>④ 居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援について</p> <p>(3) 本市の居場所づくりのための公的支援について</p> <p>(4) 子どもや若者の声を直接聞く取り組みについて</p> <p>(5) 不登校児童・生徒のためのフリースクールについての市の見解と行政の支援について</p> <p>(6) 子どもの権利条例制定についての市の考えを伺う。</p> |
| 6 | 笠利毅
(11) | <p>1. 生活のための交通手段の確保について</p> <p>地域公共交通計画の策定が進んでいるが、交通事情の変化は早い。個別の支援手段としてタクシー利用の補助について伺う。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| | | <p>2. 歴史スポーツ公園について
歴史スポーツ公園について、運動施設面積開示と施設の利用状況について県からの進言があったと聞く。市はどのような対応をとっているのか伺う。</p> <p>3. 子どもの権利条例制定を求める署名について
令和5年6月議会での一般質問2件目への回答を踏まえ、市民からの要望にどのように応えていくのか伺う。</p> <p>4. 自衛隊への個人情報提供について
18歳、22歳の市民の個人情報が市の判断で自衛隊へ提供されたことは誤りだったと考えている。
周知も、十分でも適切でもなかったと考えており、市のホームページ等での案内について疑問点を質す。</p> |
| 7 | 今 泉 義 文
(3) | <p>1. 高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについて
警察庁の情報によると、特殊詐欺の件数は、平成29年をピークに減少傾向が続いたが、令和2年から増加傾向に転じている。令和4年では、65歳以上の高齢者が特殊詐欺に巻き込まれる割合が86%を超えている。また、給湯器の点検商法や、火災保険が使えると誘う住宅修理契約トラブルなど高齢者が様々な詐欺や消費者トラブルに遭遇するケースがある。
高齢者が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするという観点から2点伺う。
(1) 本市における高齢者の詐欺被害や消費生活相談の現状について
(2) 市民が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応について</p> <p>2. 防火体制の整備について
太宰府市には有形文化財としての建造物が13件あり、万が一、火災が発生した場合、それらの文化財を守ることができるのかという思いから2点伺う。
(1) 有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状について
(2) 防火水槽などの設置計画について</p> |

2 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | | | | |
|-----|--------|-----|----|-----|----|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場 | 礼子 | 議員 |
| 3番 | 今泉 | 義文 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 |
| 6番 | 入江 | 寿 | 議員 | 7番 | 木村 | 彰人 |
| 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 | 9番 | 船越 | 隆之 |
| 10番 | 堺 | 剛 | 議員 | 11番 | 笠利 | 毅 |
| 12番 | 原田 | 久美子 | 議員 | 13番 | 神武 | 綾 |

15番 小 畠 真由美 議員

16番 長谷川 公 成 議員

17番 橋 本 健 議員

18番 門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 陶 山 良 尚 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 楠 田 大 蔵

副 市 長 原 口 信 行

教 育 長 井 上 和 信

総 務 部 長 高 原 清

総 務 部 理 事 轟 貴 之

市民生活部長 高 原 寿 子

健康福祉部長 川 谷 豊

都市整備部長 柴 田 義 則

観光経済部長 友 添 浩 一

教 育 部 長 中 山 和 彦

教 育 部 理 事 八 尋 純 次

総 務 課 長 併
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 政 吾

総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴
広報担当課長兼ITプロモーション担当課長
杉 山 知 大

防 災 安 全 課 長 竹 崎 雄 一 郎

地 域 コ ミ ュ ニ テ イ 課 長 宮 崎 征 二

市 民 課 長 今 村 江 利 子

福 祉 課 長 大 谷 賢 治

介 護 保 険 課 長 柳 谷 雅 子

高 齢 者 支 援 課 長 大 山 清 敬

元 気 づ くり 課 長 安 西 美 香

子 育 て 支 援 課 長 高 原 真 理 子

都 市 計 画 課 長 古 賀 千 年 志

建 設 課 長 齋 藤 実 貴 男

上 下 水 道 課 長 大 久 保 信 孝

観 光 推 進 課 長 兼
地 域 活 性 化 復 合 施 設 太 宰 府 館 長 西 山 英 毅

国 際 ・ 交 流 課 長 松 井 百 合 子

産 業 振 興 課 長 満 崎 哲 也

社 会 教 育 課 長 井 本 正 彦

学 校 教 育 課 長 鳥 飼 太

文 化 財 課 長 山 村 信 榮

文 化 学 習 課 長 堀 ノ 内 龍 治

ス ポ ー ツ 課 長 大 石 敬 介

監 査 委 員 事 務 局 長 添 田 邦 彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議 会 事 務 局 長 野 寄 正 博

議 事 課 長 花 田 敏 浩

書 記 陣 内 成 美

書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しておりました共生社会の実現に向けた取組について質問をさせていただきます。

1項目め、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年5月に施行されました。この法律は、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を十分に取得及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るようにできることが極めて重要であることを鑑み、障がい者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

基本理念をまとめますと、以下4項目です。1、障がいの種類、程度に応じた手段を選択できるようにする。2、日常生活、社会生活を営んでいる地域に関わらず、等しく情報取得等ができるようにする。3、障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。4、高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術の活用を通じて行う。この基本理念にのっとり、地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務が明記されております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、近年、視覚障がい者のために開発された音声コードを自治体が導入する動きが広がっています。本市においても、公的な通知、広報などに音声コードを導入し、市民の情報取得のツールとして活用してはいかかかと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目、文字情報をうまく理解することができない障がいのある方の読書をサポートするための電子図書マルチメディアダイジー図書を市民図書館での館内利用や貸出しできないか、見解をお伺いいたします。

2項目め、2025年にデフリンピックが日本で初めて開催されます。パラリンピックは有名で

すが、デフリンピックの認知度は高くありません。パラリンピックもデフリンピックも障がい者の大会ですが、参加できる人が違います。パラリンピックは身体障がい者を対象としており、聴覚障がい者はパラリンピックに参加できないので、デフリンピックが開催されています。うれしいことに、バドミントンに姉妹で出場される矢ヶ部紋可選手、真衣選手は太宰府在住であり、市としてもデフリンピックの周知、両選手の応援にと盛り上げていきたいところで。本市の取組についてお聞かせください。

3項目め、パラスポーツの体験や、障がいを持つプロの迫力ある演技などを子どもたちが間近で見るとは、貴重な体験です。また、市内の福祉施設で作られた野菜や商品などの販売、ヘルプマークやヘルプカードの普及など、障がい者福祉関連のイベントをとびうめアリーナで開催したり、現在社会福祉協議会を中心に行われている福祉まつりの予算や規模を拡大するなど、イベントを盛り上げて障がい者福祉のさらなる啓発推進を図ることは、共生社会における市民や各団体、事業者などの横の連携にもつながると考えます。市の見解をお聞かせください。

4項目め、網膜色素変性症は、目の内側にあつて、カメラで言えばフィルムに相当する網膜という部分に異常を来し、暗い場所で目が見えなくなる夜盲や視野が狭くなる視野狭窄、視力低下などの症状が現れる進行性の難病です。

2018年に発売された暗所視支援眼鏡は、小型低照度高感度カメラで捉えた像を明るい映像として着用者の目の前の有機ELディスプレイに投影する眼鏡タイプのウェアラブル機器で、夜盲症患者がこの製品を装用することで、明るいところ、暗いところを問わずに広範囲な視野を提供できるようになっています。

しかし、暗所視支援眼鏡の販売価格は約40万円と高額で、購入するにはかなりの経済的負担になります。この眼鏡が2019年7月、全国で初めて熊本県天草市で福祉用具として日常生活用具の給付対象になり、2022年10月時点で92自治体が給付対象としています。本市としても日常生活用具給付事業の対象に追加できないか、お伺いします。

5項目め、補聴器購入費助成について伺います。

本市の補聴器購入費助成事業実施規則によりますと、現在本市では、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者で、一定の条件を満たしている方に対し、軽度、中等度の難聴児の補聴器購入費の助成を行うとされています。

高齢化率の高い本市において、高齢者の社会的孤立や認知機能の低下を防ぐためにも、年齢を問わず、低・中等度難聴者へ補聴器購入費の助成ができないか、お伺いいたします。

以上、再質問は発言席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） おはようございます。

共生社会の実現に向けた取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの1点目、視覚障がい者のための音声コードの導入についてですが、昨年、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進されることとされました。法の基本理念におきまして、可能な限り障がいの種類や程度に応じた手段を選択することができるようにすることが求められておりますので、障がい者が必要とする情報を取得、利用しやすくすることができますよう、音声コード作成ソフトの導入や、公的通知をはじめ広報やパンフレットなどへのコードつき印刷物の導入、普及について調査研究を進めますとともに、関係部署とも連携を図りながら、皆様に向け、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置など日常生活用具給付事業の制度周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2点目の市民図書館におけるマルチメディアデージー図書の活用についてですが、令和元年に読書バリアフリー法が施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字、活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが言われていることもあり、本市では、視覚に障がいのある方、読むだけでは理解が困難な方のために、大活字本、点字の本、スウェーデン語の分かりやすいという言葉から名づけられたLLブックを配架しております。また、拡大読書器もカウンターに用意しており、ご要望があれば対面朗読室で司書が視覚障がいの方に本の朗読を行うなどのサービスも行っているところです。

現在、マルチメディアデージー図書の導入は行っておりませんが、今後につきましては、平成25年9月議会において議員よりデージー教科書についてのご質問を受け、導入に向け調査研究し、利用開始してきたように、デージー図書についても調査研究を行いながら、まずは令和4年度から福岡県立図書館がデージー図書を活用したバリアフリーサービスを行っておりますので、本市ではデージー図書を必要とされている方のために、福岡県立図書館へつなぐためのホームページ等の準備を行い、視覚に障がいのある方や読むだけでは理解が困難な方にご利用いただけるよう、整備してまいりたいと考えております。

次に、2項目めの2025年に初めて日本で開催されるデフリンピックの周知や太宰府市出身選手を応援する市の取組についてご回答いたします。

デフリンピックは、4年に一度開催される聴覚障がい者のための国際総合スポーツ大会であり、世界中から多くの選手が参加するオリンピックやパラリンピック並みの大きな大会となります。昨年ブラジルで開催された前回大会、第24回夏季デフリンピック競技大会には、デフバドミントンの日本代表として出場された本市在住の矢ヶ部紋可さん、真衣さん姉妹が、団体戦で見事銀メダルを獲得されました。また、日本経済大学在学の久住呂文華さんは、デフサッカー女子日本代表としてデフリンピックに出場されています。

皆さんそれぞれ市役所に報告に来られ、市長をはじめ職員一同でお祝い、激励し、矢ヶ部姉

妹は2025年デフリンピックでは優勝したいと、次なる目標を述べられました。こうした表敬訪問の様子は、広報「だざいふ」や市長の日記などで折に触れ市民の皆様にお知らせさせていただいているところです。

こうした太宰府市出身の若い人たちの活躍は、市民の皆様にとりましても元気と感動を与えてくれるものです。世界に羽ばたく人材育成表彰も新たにスタートしているので、これから2025年大会を迎えるに当たり、市民の皆さんと一緒に、世界に羽ばたく太宰府市出身の選手たちの活躍を盛り上げてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、3項目めの福祉まつりの予算や規模を拡大し、パラスポーツの体験や福祉団体、ボランティア団体などによる事業PRや模擬店など、とびうめアリーナでの開催を検討してはどうかについてですが、現在、福祉まつりにつきましては、太宰府市社会福祉協議会を中心に、17団体から成る実行委員会にて企画、運営を行っております。本市といたしましても、実行委員会にて企画する福祉まつりの内容がより充実したものとなりますよう、今後ともバックアップに努めたいと考えております。

次に、4項目めの網膜色素変性症の方が使用できる暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加できないかについてですが、網膜色素変性症などにより夜盲または視野狭窄の症状がある視覚障がいをお持ちの皆様にとっては、明るい視野が提供されることにより日常生活の糧になると考えられますので、先進自治体の実施状況につきまして調査研究を行いますとともに、他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、5項目めの補聴器は認知症予防の効果も期待できる、18歳以上の軽・中等度難聴者、30デシベル以上へ補聴器購入費助成ができないかについてですが、現在、身体障害者手帳の交付基準に達しない程度の難聴であっても、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず、生活の質が低下するとして、補聴器助成制度の拡充を図るよう、全国市長会を通じて要望を行っているところです。今後も軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成につきまして、引き続き国に要望を行ってまいりますとともに、先進自治体の実施状況につきまして調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。共生社会の実現に向けた取組については、前回の6月議会でインクルーシブ遊具、子どもたちが障がいがある、ないに関わらず一緒に遊べる遊具を整備できないかとか、また手話の会の皆様へのご支援をしっかりといただきながら、また養成講座におけるテキスト代を無償にできないかというような、そういったことをちょっと質問させていただきました。

その続きともなるんですが、この共生社会の実現ということ自体が、これからのどこの自治体でも一番大きな、まちづくりの大きな柱になってくるものがございます。その中でまず取り

組まなければならないのが障がい者支援ということで、引き続き今回の9月議会におきましても障がい者支援について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めのこの音声コードについてでございます。音声コードにつきましては、以前、ずっと前になるんですけれども、市内の視覚障がい者の方からご相談を受けたことがございました。これは、市からの納税通知書がご自宅に届いていたそうなんですけれども、それが視覚障がいがあるために、その内容に気づかずに納付が遅れて、差押え一步手前まで行ってしまったとのことでした。

やはり市からの通知内容が分からないということは、障がいのある方には決して珍しいことではなく、不便を感じている方も多いのではないかなというふうに思っております。

今回ご紹介いたしました音声コードについては、多くの自治体に取り上げ始め、またこれは費用がそうそうかからなくて、無償で市のほうにもこのソフトが提供されるということでございます。ユニボイスという、スマートフォンで聞けるユニボイスポータルサイトに行政情報が入って、これを利用する自治体が増えてきたということでございまして、このユニボイス、音声コードなんですけど、封書にこういうふうに半分に切ったような印をつけて、この横に2次元コードがありますよという印になります。ここにスマートフォンをかざせば、中の書類の内容が何なのかを読み上げてくれるというソフトで、もっと先進地は、この中の書類までもきちんと裏表分かるように、半分に切ってこういう印をつけて、コードを印刷をしているというようなところが今増えてきている。これがあると、視覚障がい者が自分の大事な内容、個人情報をきちんと情報として取得することができるということでございます。

お聞きいたしますが、今回コロナワクチンのご案内等、随分と何回にもわたってご案内を差し上げたり、また納税書だったり、先ほど申しましたようなこういった視覚障がい者にご不便をかけたようなことというのは、何か市のほうでつかんでいるのかどうか、また今の現状をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 今議員からありましたようなお求めですとか、そういった苦情的なものにつきましては、今のところ伝え聞いておらないところでございます。

それから、導入の状況でございますが、近隣で導入されておるところは把握はしておるところでございますが、本市におきましてはまだそこまで進んでおりませんので、引き続き調査研究を行ってまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） これは先日、手話の会の皆さんと環境厚生常任委員会といたしまして意見交換会を差し上げた際に、これは障がい者への避難経路、また避難情報がちょっと分かりにくいというお声をいただきまして、すぐにこの件を所管のほうに伝えに行ったところ、そのときにきちんと部長をはじめ福祉課の方たちが議事録を取ってくださっていて、それを横断的にお渡しをいただいていたということで、すごく感心をさせていただきました。本当にあり

がとうございます。このようにやはり共生社会における実現に向けたやり取りをする中で、行政の役割としては横断的なこういった速やかなやり取りが一番必要じゃないかなと私も改めて思いました。

今回、この音声コードにつきましても、さっき申しあげましたこの納税証明書だとか様々大切な郵送物が市から私たちの自宅に届くわけでございますので、この情報を的確に確実にその方に届くような、分かるようなやり方をさせていただきたいと思えますし、また先進自治体は、このかぎ裂き印というのを全てのチラシ、また郵送物につけて、障がいがある、ないに関わらず、こういうふうな情報の取得の仕方がありますよということをきちんとしてお伝えができる、そういったこととしてお使いになっていただいているところもでございますので、私から今回、様々な今回の項目を上げさせてもらった、9月議会に上げた意図というのは、できれば4月から、来年度の早い段階というか、新年度からすべからく進めていただきたいという思いで、12月議会では間に合わないから、9月議会で行いました。

ですから、検討という言葉が幾つか今回の項目の中でございますけれども、できることならば来年度からの実現に向けた取組としての検討をどうかお願いをしたいということ、重ねてこの音声コードのほうは申しあげておきたいと思えますが、この音声コードはすぐにでも取りかかれる内容でございますし、そんなに難しい内容でもございませんので、新年度を待たずに、できれば早い段階でお願いをしたいと思っております。

それから、2項目めになりますけれども、このマルチメディアデイジー図書になります。マルチメディアデイジー図書につきましては、図書館のバリアフリー化、インクルーシブ図書の整備について、ここが大きな柱になってくるかと思えます。障がいの有無やどのような障がいをお持ちかということに関わらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指していただきたいというのが、この図書館でございます。一人で気軽に行ける、こういったところは図書館が一番、毎日利用するわけでございますので、この図書館の整備についてお願いをしていきたいとも思っております。

その前にまず1つ、近隣市を含めた他市の状況として、このマルチメディアデイジー図書の状況をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） マルチメディアデイジー図書の活用の近隣市の状況をお伝えします。近隣市では、平成24年度に小郡市さんが入れられております。令和3年度に春日市が導入しております。近隣ではその2市なんですけれども、県内でいいますと、先ほど私の回答にもありましたように県立図書館がまずありまして、それ以外では11の市町が導入しているという現状です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。今までたしか図書カードが近隣市と同期していて、他市の図書も貸出しができる。これについてはマルチメディアデイジー図書もそう

だから、そういったことの啓発、周知を行って、まずは近隣市との広域の中で使っていただくというお考えでよろしかったでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 考え方としてはそういう形になります。まずは県立図書館のほうがそういう形で、まずはつながりを持っているところの市町の分を利用しながらやっていただきたいということで言われておりますので、私どももまずはそこから導入いたしまして、それから利用実績や近隣市のまた状況を踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。できるだけ早い段階でこのマルチメディアデージー図書も入れていただきたいと思いますが、先ほどご紹介いただきましたように、学校現場におきましては支援学級等でマルチメディアデージー教科書の導入については、福岡県ではよりすごい早い段階で一般市としては導入をいただきまして、今でもまだ進んでない中で、太宰府市は政令市と肩を並べてこのデージー教科書を今ご利用いただいている状況でございます。図書館においても、ぜひこのマルチメディアデージー図書を使っていただいて、学習障がいのあるお子さんたちにしっかりと本を読む楽しさを教えていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回のこの図書館の整備につきまして、先ほど部長からもご案内ありましたように、このマルチメディア図書、デージー図書以外にも様々、LLブックであるとか、いろいろな大活字本、こういったものも配置しているということでございました。このマルチメディアデージー図書のほかにも、視力低下で字が読みづらい方、また学習障がいがある方、様々な方がお見えになるんですけれども、例えば布の絵本。この布の絵本は、ちょっと前に市の女性職員が作ってくださったものをちょっと拝見いたしました。フェルトで作ってくださったんですが、療育に使われるということで、大変重宝されているということで、とてもこの布の絵本はいいなと思いました。

例えば図書館で布の絵本を募集をして展示会をして、それを活用させていただくとか、また様々なこういった障がい者に向けた図書であるとか、こういった資料であるとかを、福祉の先進地であるスウェーデンにおいてはりんごプロジェクトというのがありまして、このりんごプロジェクトという、りんごの棚とって、障がい者向けの絵本だとか、先ほどご紹介いただきましたような様々な本や、また電子図書などを、そこのコーナーをつくるんですね。それは、今部長からのご説明の中で、やはり障がい者が使えるようにはなっているけれども、それを市民が知らない。これは障がいがあるとなかろうとも、そういうコーナーでどなたでも手に取っていただけるようなそういうことがインクルーシブであるし、そういうことがバリアフリーではないのかなというふうに思っておりますので、これを始めたのがスウェーデンなんですけど、このりんごプロジェクトということで、日本でも随分広まっております。これは子どもたちの間で今広まっております、全ての子どもたちが読書の喜びを体験する権利があるというスローガ

ンから始まった取組なんです。このりんごの棚を設置して、アクセシブル図書を展示をしてくんでですね。あえてそこで子どもたち、障がいがある、ないに関わらず、そういったことをきちんと体験をし、また司書さんがきちんとその場所で教えていくといった、そういった取組がなされています。

やはりこういったことって非常に大切で、図書館が一つの縮図になるような場所だと私は思っています。さっき言いましたようなこのりんごの棚というような、こういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） ありがとうございます。今までも市民図書館のほうでは、例えばLLブックとかそういうものについては、コーナーをつくって配架はしているんですけども、なかなかそれから先ができてない部分もありますので、今日ご意見いただきましたので、そういうことも踏まえまして、なるべく共生社会の中で図書館の役割を考えながらやっていきたいと思えます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。ぜひ、ピクトグラムとか様々、今どんどん新しい電子図書なんかも増えていますし、そういったコーナーをきちんとつくって、誰でも分かるような、そんな配置の仕方にしていただけたらというふうに思っております。

それから、2項目めになりますけれども、デフリンピックについてご質問をさせていただきました。このデフリンピック、昨年2022年にブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながら73か国、2,412人が参加をし、日本選手は過去最多の30個のメダルを獲得したということでございます。開催計画では、音が聞こえる人とそうでない人が協働して大会開催を実現していくということで、例えばスタートの合図や審判の声などを目で見て分かるように視覚的に工夫するなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくというふうにはしています。これが2025年に日本で開催をされるということで、ホスト都市である東京も非常に盛り上がっているところでございます。

しかしながら、このデフリンピック自体の認知度が低くて、2021年に日本財団が調べた調査によりますと、デフリンピックの認知度は16.3%、同じ調査でパラリンピックは97.9%でした。これは本当に今回のデフリンピックを機に、太宰府が旗を振って、このデフリンピックを契機に、共生社会の縮図であるこういったことを踏まえながら何か起こしていくことは、非常に大事ではないかなというふうに思いますが、この件について市長、お考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうもありがとうございます。今日、お母様もお見えでありますけれども、矢ヶ部姉妹、また久住呂さん、それぞれ役所にも来ていただきまして、私も本当に心から激励なりお祝いをさせていただきました。

おっしゃるように、今回非常に有意義なご指摘をいただいています。これまで市報なり各マスコミ、新聞、テレビなどでも取り上げてきていただきましたけれども、2025年、何としても、今まで銀メダルでしたけれども、金メダルを取りたいと、世界一になりたいと、そうした非常に前向きなメッセージもいただいています。

本市には道下さんという、これまた金メダリストが市に在住をされていますし、応援大使として今ご活躍もいただいておりますので、そうした方々のお力もお借りしながら、市を挙げて2025年に向けてまさしく応援をする体制を整えていきたいと思っておりますし、ぜひ議員のご指摘もいただきながら、そうした目標達成に向けて我々も努力していきたいと、それが市政につながれば大変本望であると、幸いであると思っております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。これは今市長がお話いただいたことは、3項目めのこのパラスポーツの体験であるとか、何か大きなイベント、今回のデフリンピックと一緒に盛り上げていく中での一つの行事として捉えていけないかという質問にも通じるんですけども、この聴覚障がいのある方は、ほかの障がい者に比べて周りから見ても気づかれにくい障がいであるということで、情報を得ることが難しい現状でありますけれども、その中で例えばこのユニバーサルマークというんですかね、その中で耳マークというのがありますけれども、これは今5階の議会事務局の受付のところにもございます。庁舎内にはきちんと設置をして、窓口に置いてくださっております。この耳マークについて、庁舎外の公共施設等、また太宰府市内の観光地あたりの状況等、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 観光施設につきましては、令和4年3月に観光推進課と太宰府館に掲示を依頼しておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） とびうめアリーナとかそういったところには、まだ置いてないというところでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この耳マークですが、同じく令和4年3月に全課に配布をしております。その出先の部分についても、ちょっと把握はしておりませんが、掲示はされておるとの承知しております。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。私どもの市は国際観光都市でございますので、その中でも多くの障がいを持たれた方、様々な多様性を持ってお見えになると思っておりますので、そういったことにきちんと対応ができるためにも、この耳マークをはじめユニバーサルデザインの周知については、観光案内所をはじめ太宰府駅周辺などにも配置をするべきではない

かなというふうに思っております。

また、今回この3項目めにも関わってくるんですけども、今ありましたように、デフアスリート、それからパラアスリート、こういった方たちが身近にこんなに素晴らしい選手たちがいるということは、子どもたちにとっても本当に大きな影響を受ける、とても大切な人材だと思うんですね。ぜひ学校、また市民の方たちとも、こういった方たちのお力を借りながら、また質問にもありましたようにデフスポーツだとか、またパラスポーツを間近で体験をする、経験をする、そういったことを通じながらデフリンピックが何なのか分かり、パラリンピックが何なのか分かり、障がいとは何かが分かり、共生社会が何かということが分かる、そういったことにつながってくるものだと思います。

先ほど回答いただきました福祉まつりの支援をさらに充実させていくというようなご回答でございましたけれども、私も毎年参加をさせていただいておりますこの福祉まつりでございますが、今年度はもう既に開催予定が決まっていると思います。この開催予定の中で、社会福祉協議会が中心になって、実行委員会が今つくり上げていただいておりますので、これはこれで楽しみにしたいと思いますが、私が申し上げているのは、来年度、2024年度に向けたことなんですけれども、ここでも予算確定前に今回質問させていただきましたけれども、市が中心になって、福祉まつりはこれは社会福祉協議会が中心ですが、市が主導になって、これは教育委員会かも分かりませんし、市かも分かりませんが、やはりとびうめアリーナを使って、回答にはちょっといただけてないんでお聞きしますけれども、今A型、B型就労支援の事業者さんも物すごく増えております。精神疾患の患者さんも物すごく増えながら、今就労移行へと進む道筋をつくりながら、A型、B型で様々な今事業所さんの中で通所をされている方たちが非常に増えています。

その中、横の連携でありますこの事業所さんたちの商品の販売のルート確保であるとか、また横同士でやはり福祉を盛り上げていこうというような機運も今ございますので、そういった場を提供する意味もあって、市が主導になって、一番いいテーマであるデフリンピックを目の前にして、大きなことができるんじゃないかなというふうに思いましたもので、今回質問させていただきました。この件についてはちょっとご回答いただけてないので、市長ですかね、どなたか分かりませんが、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ご指摘、これはもうごもっともでありますので、我々いたしましたも、市なり教育委員会なり社協なり、様々な太宰府市の中でそうした主体がありますので、できる限りこうした主体間の協力をしながら、そして何よりも実行委員会の中でやはりしっかりと議論していただくことが大切でしょうから、そうした方々にご相談申し上げながら、議員の指摘のような盛り上げができればなと思っていますところであります。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。福祉まつりをそこに糾合していくようなこ

とでの話合いができるのかどうか、もしくは福祉まつりは福祉まつりできちんと身近な、今までどおりきちんとされながら、市がこの2025年に向かった、デフリンピックに向かった取組としての一環としてのとびうめアリーナを使ってのイベントとして行うのか、その辺はお任せいたしますけれども、何かしらやはり、今この福祉というところでの障がい者福祉を、しっかりと市民と一緒に共生社会に向けた交流ができるいいチャンスではないかなというのが来年じゃないかと思っておりますので、ぜひこのことは予算づくりの中でテーブルの上にぜひ上げていただきたいということを強くお願いを申し上げたいと思っております。

4項目めの網膜色素変性症、暗所視支援眼鏡なんですけれども、これは本当に最低でも40万円するという高額なものなんですけど、でも、この眼鏡がないと外に出ることができない方が一定数いらっしゃるというのは事実なんです。このご相談を受けた方も太宰府市民の方であります。やはりこういった、私たちが共生社会の中でよく自助、共助、公助とありますけれども、その公助の最たるところはやはり制度をつくっていくこと、そして制度と制度の間で困っている人、また漏れている内容を拾い出して、洗い出して、その困り事を解消していくこと、ここに尽きるのではないかなというふうに最近思っております、それが今回この暗所視支援眼鏡であり、またずっと昔、補聴器助成のときに、それこそまだ福岡県が18歳までの中度、軽度の補聴器助成をする前に、太宰府市が先にしたんです。これも提案をさせていただいて、そのときにはすぐに当時の課長が動いてくれました。本当にこのことをいただいたご相談も、福岡市のあいれふというところに、小さい、まだ保育所ぐらいのお子さんが週に2回か3回か、お母さんが天神までお連れになって訓練を行うんですね。聴覚の訓練を行うんですが、福岡市には補聴器の制度があって、助成制度があったんです。太宰府市がなくて、子どもだから汗ですぐ壊れたりとか、成長によって耳の成長も大きくなって合わなくなったりとか、そのたびに購入しないといけないというようなことで、太宰府も助成ができないかというご相談でした。そこに対して、人数は少ないけれども、確かに困っていること、一定数の方が本当に困っていることということで、予算的にもそんなに大きな予算をかけなくても済むということで、所管の課長がすぐにそのときは部長と共に動いてくれて、早い段階でこれもできました。

今回の件も、この暗所視支援眼鏡の件も、私が今回出している内容の中でも、そんなに市としての負担は重くはないような内容ではないかとも思いますが、当事者にとっては本当に日常生活に大きく影響する内容であるために、今回質問にさせていただきました。どうかこの件も早急なご回答をお願いしたいと思いますし、早急な検討をお願いしたいと思います。

最後のこの補聴器購入費助成なんですけれども、今回決算資料を読んでいまして、75歳以上の高齢者がいよいよ太宰府市も1万人を突破をいたしました。やはり高齢者社会の中で、医療費を抑制しよう、税を抑制しよう、様々な取組の中で、今国民健康保険の税を何とか、医療費を何とかというふうに所管が今一生懸命政策を介護予防を含めて行っていただいておりますが、年代的にその対策を考えますと、40代、50代ぐらいまでは、どっちかというところ食生活の改善だとか体を動かす、歩くこと、生活習慣病に特化した政策が多いんですが、65歳以降からはじゃ

あ何が一番多く現れるかという、加齢性難聴が増えているという現状があります。

この加齢性難聴につきましては、ひきこもりから始めて、人との会話が嫌になって籠もりがちになって、鬱になったり、認知症を患ったりというようなことなんですけれども、費用対効果をきちんと把握をして、これは結構な予算は要すると思いますので、恐らく市長も市長会で要望をずっと国のほうにしてくださっていると思います。これは本当に当たり前のことで、国や県がしっかりと予算をつけるべきものだと、私もそう思います。

市としてはじゃあ何をするかといえば、やはりエビデンス、きちんとした予算化するために、どれくらいの医療費の削減が見込めるだろうか、こういったことの調査研究をお願いしたいと思いますが、この件についてお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと改めて今ご指摘を聞きながら、実は私は母がもうすぐ78歳になるんですけれども、あまり年齢を言うと怒られるかもしれないんですけれども、やっぱりちょっとかなり聞こえが悪くなってきて、でも聞こえたふりをするんですね、親子でも。よく分かってなかったりして、やっぱりちょっと人に会うのがおっくうになっていっているような感じがしていますし、親子間でもそうですし、何か補聴器をつけるのはちょっと恥ずかしいということで、私ではなかなか理解できない領域だったんですが、今お聞きしていただいて、やっぱりそれで鬱になっていくとかひきこもりになっていくということを聞きますと、まだ父がおりますので、一人なんかになると非常に心配だなと思いました。

ですので、そうしたことの中で、非常に新たなそうした医療費なり、市民の方の悩みが広がっているということは事実だと改めて認識しましたので、そういうことをしっかりと調べつつ、そのことによって、じゃあそれを未然に防止することができれば、そうした悩みを未然に解消することができるということをしっかりと推しはかりながら、対策に努めていきたいと思った次第です。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） ありがとうございます。やはり高齢者になりますと、様々な体調の変化から始まり、本当に自分ではどうしようもないところでの変化が起こってくるわけでございます。これが本当に2040年までにどんなふうな形で高齢化が進み、また医療費がどこまでかかってくるのか、介護保険料がどこまで増えてこないといけないのか、本当に大きな問題がこの福祉の部分だと思っています。

ですから、再三ちょっと申し上げておりますが、やはり福祉の部局の重層的な人材配置、専門性、またこういったことを本当にきちんと行いながら、そして委託をして調査研究をきちんとやって、最小限の予算で最大の効果を生むようなそんな政策をこれからやっていかなければ本当にいけないなというふうに痛感をいたしております。

今までのご質問させていただきましたけれども、やはり共生社会というのは、これからずっとテーマになってくる問題でございますし、内容でございます。そこをまず市として何から

始めようかということをもっと想像力を働かせて、今こそSDGsの精神にのっとり、誰一人取り残さないことを心に刻んで、これからの共生社会へ向けて障がい者に寄り添った支援の拡充についてお願いをしたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 15番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで11時まで休憩します。

休憩 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付いたしておりますので、お知らせします。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目は、市内通学路の歩道橋についてです。

資料をご覧くださいと思います。これは通古賀区にあります水城小学校の通学路にもなっている歩道橋です。写真にありますように、階段部分の表面が劣化しているのか、一部タイルの剥がれがあり、補修の跡はあるものの、その補修箇所も一部損傷している状況でございます。これでは子どもたちの通学路として安全な歩道橋とは言えないと思います。歩道橋階段部分の腐食等損傷箇所の補修対策を早急に行っていただきたいと思います。階段部分の腐食や損傷によって、つまずいたり滑ったり、転倒しけがをした場合、責任はどこが取られるのでしょうか。早急に現地を調査していただき、補修工事を進めていただくことは可能でしょうか、お伺いいたします。

また、市内にある他の歩道橋についても補修計画があるのか、お伺いいたします。

2件目は、いきいき情報センターエスカレーターについてです。

このエスカレーターは、いきいき情報センターを利用する方が少ないときでも常に稼働しています。常時運転により、電力を無駄に消費している場合があります。

ご存じのとおり、SDGsは、世界が抱える様々な問題の解決を目指して、地球環境を保全し、未来につないでいくために必要な目標を17項目に分けて取り上げています。持続可能な開発目標の7番において、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにとうたっています。

そこで、自動運転化による運転時間低減率を70%と仮定するなど一定の前提の下、エスカレーターに人感センサーを導入することで、動力消費やCO<sub>2</sub>の排出量が削減され、省エネ、省コスト効果が高くなるなどの試算例もあることから、いきいき情報センターのエスカレーターに

人感センサーの導入を検討してはどうかと考えます。見解を伺います。

以上2件について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目の市内通学路の歩道橋についてご回答いたします。

市内の歩道橋は、国道3号線通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋と県道112号線を横断する水城小学校正門前との2か所でございます。いずれの歩道橋も、水城小学校の通学路として多くの生徒が利用されております。

議員ご指摘の通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋につきましては、階段部分の劣化があることを確認したところでございます。

歩道橋の管理者は、通古賀北交差点の東側にあります古川歩道橋は国道を管理する福岡国道事務所、水城小学校正門前の歩道橋が県道を管理する福岡県那珂県土整備事務所となっております。速やかに修繕、修理の要望をそれぞれの管理者に行ってまいりたいと考えております。

また、水城小学校正門前の歩道橋につきましては、福岡県那珂県土整備事務所において、階段のステップ部分の補修を実施されることを既に確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。早速進めていただけるといふことなんですけれども、それで私の質問を終わるわけにはいきませんので、ちょっと質問させていただきます。

昨日の質問の中にも、登校指導、登校のときにはいろいろなPTAなり地域の方々の応援をいただいているということなんですけれども、私も冒頭で申しましたように、ここは水城小学校の通学路でございますので、これは今日昨日できた階段ではないと思います。それに対して、教育長は水城小学校の校長先生もされておったということなんですけれども、その教員の登校指導については、仕事内ですか、仕事外になるんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 登校指導につきましては、教員の勤務時間外に行っていることとなります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 時間外ですね。ということは、新1年生の入学してきたときに、集団下校、登校は入られませんので、集団下校というのがありまして、1年生になられた方は集団で下校をさせていただくんですけれども、そのときには先生が時間外でされているということですかね。

○議長（門田直樹議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 登校指導については、通学路の近くまで出ていってお迎えます。当然、時間前になります。ただ、下校指導の場合は、できるだけ家の近くまで集団で連れていきまし



て、安全なように指導していきます。安全な場所、危険な場所も指導しながら連れていきますので、時間内の活動になります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 教育長の言われたとおり、私もこの集団下校のときに、孫が最後の子が1年生になりましたので、そのときに、この歩道橋がこんなでいいのだろうかということで、今回一般質問させていただきました。

本当に、先ほども私言いましたように、転んでけがをして、そのときに保護者の方はどこに、病院代にしてもあれにしてもですけれども、補償はどこがするんですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 学校のほうで保険のほうに入っておりますので、登下校中の事故についてもそちらの保険が利くようになっております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 保険の問題ではないと思いますけれども、やはり通学路の点検というのは、災害のときのことにも関係があると思いますので、日頃から先生たちが集団下校をされるときに、ただ送るだけではなくて、通学路の点検もしてほしいと思いますが、それについて教育部はどんなふうに考えられますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 常日頃、教員のほうも子どもたちの通学路については細心の注意を払っております。もし何か不備があれば、自治会の方にも相談したりとかして、修理のほうをお願いするとか、それと自治会のほうも子どもたちの通学路の安全については細心の注意を払っております。それと、年に1度ですけれども、そういう通学路の安全についての話し合いも市役所のほうでやっておりますので、そのように対応しております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 結局あそこに歩道橋がついたというのが、下にも横断歩道がございます。一般的にドライバーが、止まっている方がいるときに横断歩道では止まらなきゃいけませんけれども、止まらないで通過して事故になるというのが、もうほとんどの横断歩道の事故の様子でございます。それが水城小学校校区の通学路には、昔は上にバイパスがありませんでしたので、下の道路しかなかったと思います。それに歩道橋がついたと思いますので、いつも私が思っているのは、通学路を点検、災害と同じで危険箇所はやはり学校のほうも、地域の方をお願いするとかPTAをお願いする前に、そういうふうに集団下校をされるときに危険箇所、そういったものを見ていただくように、これからも、先生たちも本当お忙しいと思います。思いますけれども、やはり集団下校をされるときに、先生がせっかくだってありますので、そういった歩道橋でありますとか河川の部分とか、危ないところはぜひ先生方に市のほうに申し出ていただくように、校長会でもそういうふうなことを常に危険箇所を言っていただくようお願いしたいと思っております。

1件目につきましては、本当にお願ひして、これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2件目のいきいき情報センターのエスカレーターについてご回答いたします。

議員ご提案の人感センサーの導入についてですが、設置することで、エスカレーターの利用がないときは運転を自動休止、または低速運転とするため、省エネ化が可能であり、利用時間帯が限られているエスカレーターほど省エネ、省コスト効果が高くなることは認識しているところでございます。

しかしながら、人感センサーを設置するための費用は高額となること、エスカレーター本体の老朽化も考慮した経費削減効果について十分に検証していく必要があると考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。このいきいき情報センターは、もとジャスコでございました。私はもう既に太宰府町におりまして、昭和57年頃にあそこにジャスコができたとちょっと確認しております。それから今もう41年目になりますけれども、そのジャスコの時代に、1階は食料品、2階が衣料品でございました。そのために造られたエスカレーターと認識しております。

もうやはり機械も40年過ぎますと、いろいろな面で不具合の調整等がございますけれども、コロナ禍になりまして、いきいき情報センターの2階、コロナの接種場でございましたので、そのときは使われたんだろうと思いますけれども、恐らく今は接種会場でもないの、本当にいきいき情報センターに来るお客様というのが、1階に前はマミーズがありましたので、買物に来て、ちょっと2階に上がって情報センターの様子、フロアを見て、イベントなどを見て帰られたお客様もいらっしゃいましたけれども、今は本当に少ない人数だと思います。

それで、常に朝8時半から9時半までエスカレーターが動いている。本当にもったいないなというような、先ほども言いましたようにSDGsを考えますと、そういうような小さいところからやっぱりクリーンであってほしいと、少しでも省エネにしていかなければいけないんじゃないかなと。

情報センターは、もうお分りのとおり、エレベーターも2台ありますし、スロープもあります。2階に上がるだけだったら、あの部分を上下のエスカレーターが必要かなと個人的には思いましたので、今回この質問をさせていただいたんです。

それで、エネルギーですね、2030年、あと7年しかありませんけれども、世界全体でエネルギー効率の改善率を倍増させる、省エネに該当するわけではありますけれども、電気にしても再生可能ではないエネルギーをなるべく使わないという。もう資源はないと思います。やっぱり使っていくと思いますので、そういうふうな小さいところ、使わないところのエスカレーターを停止して普通の階段にするとか、ちょっと提案でございませうけれども、今から先、いきい

き情報センターのエスカレーターをどういうふうと考えられているのか、ちょっとそのところ、お考えをお示してください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） エスカレーターの今後ということなんですけれども、今現在稼働させている理由が、過去、一定期間止めておりました。コロナワクチンが始まりましてエスカレーターを稼働したんですけれども、稼働するに当たり、やはりその維持をさせる、要は稼働するためのメンテナンスが相当金額が要りましたものですから、メーカーともその後いろいろお話ししまして、そのために少しでも、時間は短時間でもいいから稼働はしてくれということで、今現在、休館日以外は12時から19時での当面の間は運転しているということでやっているところであります。

やはり老朽化というのはおっしゃるようにありますので、そういうところも維持管理をしながら、安全は守りながらやっていくということで今考えているところです。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 一番初めに言いましたように、今いきいき情報センターの五条のまちづくり、昔は本当ににぎわっておりました。本当に需要というんですか、人がもう本当に少なくなってきたんですけれども、市長もあそこの使い方、いきいき情報センターの1階の部分も、公共施設等の総合計画の改定事業で、いきいき情報センターの1階をいろいろな方に使っていただきたいということでご尽力されたと思いますけれども、今現在、駅前開発がどうなっているかわかりませんが、いきいき情報センターに入ってくる人たちも少ない。そして、今まではJA農協の建て替えて家賃もいただいたと思うんですけれども、1階から2階に上がってくるというのがもうほとんどエレベーター。エレベーターも3階の駐車場から下りてくるので、エレベーターを利用されていますので、実際本当にエスカレーターはもっていないと私は思っております。

五条付近、いきいき情報センターを今後どのように、前も橋本議員が五条のにぎわいについて質問されたと思いますけれども、これはいきいき情報センターのエスカレーターとは関係ないかもしれませんが、あそこをエスカレーターをどうするのかという観点から、市長にお伺いしたいんですけれども、いきいき情報センターを今後どういうふうな形で存続していくのか。存続するのであれば、人感センサーのエスカレーターにするとか、もしももうそんなお金が、先ほども部長のほうから言われましたけれども、そんな切り替えてまでもっていないということであれば、あのいきいき情報センターをどうされるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1問目も含めて、大変いつも我々が気づいていないところをご指摘いただいて、本当にありがとうございます。

それで、まずはいきいき情報センターをどうするかということ、これもかなり時間がかかっ

ていますけれども、やはり決して我々としても悠長に構えているわけではありませぬので、その結論をまずは出すことが非常に重要だとまず思っておりますが、その間ですけれども、やはり1階、2階、それぞれ役割がありますけれども、1階につきましては、まず今多世代の交流のスペースとして、自習室なども含めて活用いただくようになってきましたし、イベントなども企画をしております。また、ワクチンにつきましても、やはりとびうめアリーナを使うことがかなり長くなってきましたので、いきいき情報センターの1階もやはり活用しながら、できる限りとびうめアリーナのほうも本来の使い方に開放していこうということで、活用をまずは考えているところであります。

その上で、エスカレーターですけれども、やはり様々ご指摘をこれまでもいただいておりますので、これにつきましてはやはり早急に方策を決めなければいけないと思っております。先ほど来のご指摘もありますので、止めることも含めて、もう一度検討をして、早い段階でお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 前向きに検討していただけますけれども、この問題につきましてはいつも先送り先送りになって、本当に昔は五条周辺はにぎわいが起きたまちでございます。やはり高台の方も下のほうに下りてくるのに、いきいき情報センターに来て習い事とかされていた人もいらっしゃいます。今はもう本当に下にも活気ある店舗もありませんので、にぎわいのあるいきいき情報センターとは言えないと思っておりますので、あそこをどういうふうにしていくか、とにかく公共施設等の総合計画の改善案にも本当に入っていると思っておりますので、人が集まる五条駅にさせていただくように、最後の市民の意識向上にとにかくつながっていただくように期待をしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、事前に通告しておりました2件の質問についてお尋ねをいたします。

一般的に地域福祉計画というものを令和4年3月に市のほうでお出しなっておりますが、それに基づいていろいろご質問させていただきます。

1件目です。高齢者福祉計画の進捗について、その進捗状況について伺いたいと思っております。

令和4年3月に太宰府市から出されました第4次太宰府市地域福祉計画を拝見いたしますと、令和2年の国勢調査に基づき、高齢者状況についておよそ次のように報告がなされています。

1、人口構成で見ると、市の総人口は7万3,164人。そのうち高齢者人口は2万332人で、約27.8%を占めるというふうに示されております。また、世帯構成で見ました場合、一般世帯数3万875世帯に対し、高齢者夫婦のみの世帯は4,379世帯、高齢者一人の独居世帯は3,490世帯と示されておりました。高齢者というだけの世帯でくくりますと、実に7,869世帯、全体の25.5%が高齢者の世帯ということになります。

それから、要介護、要支援も含めると、認定状況を見ますと、令和3年度は3,402名と増加傾向が続いておりました。令和2年度の高齢者人口2万332名と比較いたしますと、約16.7%の方が要介護者もしくは要支援者となっております。

将来に向けて、子どもが高齢者福祉というのをどのように考えればいいのかというのは、自治体も、住んでおります市民にとりましても、非常に大事な問題ということになるかと思えますけれども、高齢者自身が避けることができない身体能力の低下、今まで当たり前のようになっていた日常生活ができなくなってくる不便。例えば、買物に行けなくなる、病院へ行くのも非常に不便を感じるようになる。生活空間がどうしても家の中に閉じ込められてしまって、ご近所ともお話をしないという形で、だんだん行動範囲が狭くなっていく。それは、続きましては認知症の問題とか、さらに介護が必要な状態になっていくというふうに悪循環を繰り返していくこととなります。

国は、平成28年に目指すべき地域社会の在り方として地域共生社会というものを提唱され、高齢者福祉の実現の在り方として、平成30年には地域包括ケアシステム、それを提唱し、またさらに、地域共生社会の実現の在り方として、令和3年には重層的体制整備事業を創設しております。

社会福祉法第107条は、地域福祉の推進に関する事項といたしまして、高齢者福祉等に関する事項や住民参加促進に関する事項、それから体制整備事業など5項目の事項を一体的に定める地域福祉計画の策定について、努力義務を市町村に対してなされておりますが、冒頭の第4次太宰府市地域福祉計画もこれを受けてのものだと考えております。

そこで、今回、先ほど小島議員が同じ共生社会の中の障がい者の方々の問題を取り上げて、るるいろいろな点を指摘していただきましたけれども、私は高齢者の問題というものに少し焦点を当てながら、地域福祉計画の在り方というものについてお尋ねをしたいと思っております。

今回、高齢者福祉計画の進捗状況について伺いますけれども、計画の骨格を占めております地域共生社会あるいは地域包括ケアシステムあるいは重層的体制整備事業ということについて伺う前に、この計画を進める前提として、計画書にも示されておりますが、社会福祉法第4条第1項と第6条第1項の趣旨について本市の見解をお示してください。

第2項めですが、また、重層的体制整備事業、すなわち社会福祉法第107条第1項第5号、ここでは地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に関する事項について、高齢者福祉の実現という観点から質問をさせていただきます。

高齢者福祉実現の観点から見た場合、市の高齢者、要介護者の生活支援体制整備事業の最終的な到達モデルというようなものはどういうものを想定しているのか。それは、社会福祉法第106条の4第1項にいう重層的体制整備事業と同じと考えてよろしいのか、伺いたいと思います。

また、続きまして、その最終的モデルから見た場合に、現在の太宰府市の生活支援体制整備事業というのはどのレベルまで到達しているのかということについて、ご回答をお願いをしたいと思います。

続きまして、2件目でございます。同じ地域福祉計画の問題でございますが、災害の避難の計画についてお尋ねをいたします。

これは、第4次太宰府市地域福祉計画におきましては、命や権利を守る支援の中の災害に関する支援として位置づけられております。

今年の夏、命の危険がある異常高温を含めて猛暑日が続いただけでなく、異常降雨、台風によって河川の氾濫、土砂崩れ等の自然災害が頻発しております。このような状況の下、災害避難の発生確率は、今までと異なり格段に高くなっているのではないかと考えております。そうしますと、災害避難の準備がますます緊急性を帯びてくると思います。

そこで、第1項めですが、災害弱者と言われます避難行動要支援者の避難準備について伺います。

令和3年7月に総務部防災安全課から、各自治会長を介しまして避難行動要支援者避難支援制度個人情報提供同意書兼登録申請書が配られ、①申請者本人の情報、②要支援者に該当するか否かの情報、③緊急時の連絡先、④避難の手助けをしてくれる人の情報を収集されまして、同年12月には地区別の登録一覧表が整備され、自治会長に配布されました。そこで、この避難行動要支援者名簿の作成と運用について伺います。

この名簿作成につきましては、当然のことながら、要支援者の避難につきましては、避難の手助けをしてくれる方、いわゆる支援者が必要になると思いますが、名簿作成時点でこの点につきどの程度まで充足できたのかをお答えください。

また、避難行動要支援者名簿につきましては、2年ごとに改定するというふうになっておりますが、その後の改定の取組についてどういうご予定になっているのかをお教えてください。

また、登録申請書によりますと、避難支援者の避難支援について、支援は避難支援者による任意の協力であり、災害時の支援を保障するものではありません。また、避難支援者は責任を負うものではありませんと明記されています。

法律的には全くそのとおりではないかと思いますが、太宰府市の支援体制の準備がもしそれにとどまるというのであれば、支援体制そのものの意味を見いだすことができないのではない

でしょうか。支援者の支援を実行化するためには、支援者の教育、訓練が伴う必要があると思いますが、この点について市としてはどのような働きかけをしたのか伺います。

第2項めですが、これから十分考えられることだと思いますけれども、太宰府市に災害が発生したときに、復旧に向けた活動の一環として、市内、市外から応援に駆けつけるボランティアの受付、管理、送り出し、また救援物資の受付、それから整理、配布など大規模なマンパワーを整理していくことが必要になってまいります。

この点については、大きな災害が起こるたびに災害ボランティアセンターというものが立ち上げられまして、全国の社会福祉協議会、あるいは県の社会福祉協議会、そういった方々のスタッフジャンパーをつけた方々がどこでもその仕切りを行っておりまして、スムーズな災害復旧に向けた取組をなさっております。

今回、私がちょっと疑問に思いましたのは、令和5年7月7日に被災いたしました久留米市の災害ボランティア募集案内のチラシが、太宰府市NPOボランティア支援センターうめさろんというところから出されたということであります。

もともとうめさろんというのでボランティアとしてお集まりになっていただいていたのは、歴史的といたしますか、過去の沿革から申し上げますと、史跡の案内をされるボランティアの方を集めるといたしますか、あるいはご案内の方を皆さんにお知らせするという形のものとして立ち上げられたと思っております。

これから比べますと、災害ボランティアというのは非常に大がかりで、しかも緊急性があって、いろいろな形で初動の段階からかなり異質な動きをしなければいけないのだと思いますけれども、もしかするとこれは配置ミス、この災害ボランティアセンターそのものの案内からして、もともと社会福祉協議会とかそういったところに振るべきことではなかったのかと思っております。この点についての災害ボランティア支援センターの位置づけについて確認をさせていただきたいと思っております。

以上、再質問は議員発言席にてさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1件目の高齢者福祉計画の進捗についてご回答いたします。

まず、1項目めの社会福祉法第4条第1項及び同法第6条第1項の趣旨は何か、市の見解を伺うについてですが、社会福祉法第4条第1項には、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないとされております。令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、改正の主な内容の一つが地域福祉の推進に関する事項であり、第4条第1項に地域福祉の推進は地域住民が主体であることが明文化されました。

これは、地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業が創設されることを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法におきまして、地域福祉を推

進ずる際の目指すべき社会像として、地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会を規定したものであります。

住民にとっての地域は生活の場であるため、住民が主体的に地域の福祉課題を捉え、主体的に活動を進めていくことは重要であると考えております。しかし、全て住民任せではなく、例えば生活支援コーディネーターが地域の方々や多様な主体と協力しながら、高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進を図っていくことが望ましい形であると認識しております。

また、同法第6条第1項には、国及び地方公共団体の責務につきまして、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないとされており、今後とも法に基づき適切に対応してまいります。

次に、2項目めの高齢者、要介護者の生活支援体制整備事業の到達モデルはどのようなものか、また、現在の到達レベルはどのようなものか伺うについてですが、最終的な目標は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような支え合いの仕組みづくりに、住民、行政、自治会、NPO、民間企業などの多様な主体で取り組み、自助の視点での健康寿命の延伸、互助の観点からのお互いさまの活動を増やすことを目指しております。この事業の最終的な到達モデルの姿について、重層的体制整備事業と同じかについてですが、どちらの事業も包括的な支援体制を整備するという点では、目的は一緒であると認識しております。

現在の状況としましては、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者の地域における困り事、課題を支え合いで解決するための住民主体の取組を進めるため活動を行っております。今後とも生活支援コーディネーターと連携しながら、高齢者の生活に必要なサービスを地域において住民と協力して円滑に開発する体制を構築するとともに、地域の互助を高め、より地域の実情に応じた高齢者の生活を支える環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。第4条第1項が、地域福祉の推進というのは、地域住民が主体であるということが明文化されたという趣旨だということを示されました。また、第6条第1項につきましては、国及び地方公共団体の責務について、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適正利用増進に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならないという形ですが、この位置関係といたしますか、第4条第1項では、明らかに地域福祉を推進する主体は市民であるというふうにならざるを得ないという形です。それに対して第6条第1項は、これに対して市、自治体、国及び地方公共団体の責務につきましては、この住民の主体的な活動をしやすくするために、補助とい

ますか、手助けといえますか、体制整備といえますか、そういう位置関係にあるのだと理解しているんですが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この生活支援の関係でございしますが、市では地域の困り事とか多様な福祉課題に対応するための元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加し、住民主体によるサービス提供体制を構築するための条文であろうというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 多分、私と述べていることはほとんど変わらないとは思いますが、ただ、高齢者の問題というのは2つの側面があるのではないかと考えております。1つは、これはもう私たち自身の問題ですけれども、人が生まれてから亡くなるまでどういうふうに人が変わっていくのかという認識について、壮年の間は全く認識されることはないと思います。多分、現在でいくと民法でいきますと、18歳までは少年という形で扱われておりますから、そこまでは一応教育という形で人格を形成したり、いろいろな能力をつけていく。そして、その後は一人前の人間として生活をしていく。ところが、60歳あるいは65歳あたりから、ご本人は完全な壮年と全く変わらない権利群の主体なんですけれども、実際にはそれが、先ほどもちらっとありましたが、難聴の話とか、それからこける。本当にこけるんですね。こけることで骨折をして動かなくなって、病院に入院することで、そのことで今度は逆に歩けなくなっていく。いろいろな形で不都合な事実が生じてまいります。こういう事実関係をしっかり、子どものうちからというのは変な言い方ですけれども、皆さんが自覚していないために、私たち壮年のところでは人様に迷惑をかけないようにという形で、それぞれが自立というのはそういうものだという理解の下に生活しているものですから、高齢者になったときにその事実の感覚というものが、社会福祉、相互扶助ということについて非常に難点といえますか、阻害するようなものになっております。

したがって、これはいろいろなことがございますけれども、例えば、実を申しますと成年後見の問題というのも、ご本人が、自分が何歳になったらどうなっていくかということをしっかり認識されていれば、それなりの計画を立てて、将来の生活というものが出来上がっていくんだらうと思いますけれども、私が遭遇する方はほとんどそういうお返事をいただきません。そんなの俺には起きないよと、私には起きませんよという形で対応をされます。したがって、これが1つ、私どもが共生社会というのを実現していくために、それぞれ相互関係で守り守られるという体制を整える場合に、非常に阻害になっていると。阻害要因はこういう人の認識の中にあるというのが、私の印象でございます。

これについては市の働きかけというものは、恐らくそういう人の一生ということについての認識というものについての働きかけをしながら準備をされていくということが大事なことではなかろうかと思っておりますけれども、この点についてのご認識はいかがででしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 高齢者の福祉サービスにつきましては、高齢者支援パンフレットでの周知、また地域の出前講座での周知を行っておるところでございます。また、より多くの方に周知するためには、自治会長さんはじめ地域での見守り活動をされておられます民生委員さん、福祉委員さんなど高齢者と接する機会が多い方に、よりサービスについて知ってもらうこと、またコミュニケーションを図っていくことが重要と考えております。

今後、多種多様な問題も増えてくるものと思われまますので、高齢者が直面している課題等の把握にさらに努めてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。確かに機会ごとに説得をされていくのは大事なことですけれども、むしろそこに至る前に、人の一生がどうなっていくかということについての客観的な認識というのをどうやって皆さんに持っていただくかというほうが、きっと大事なことなんではないかというふうに思っております。高齢者の方は見守りの対象としては、確かにその対象者として出てまいりますけれども、説得の相手方としては、まずはなかなか説得に応じてくださるということは、今までの経験値で申しますとありません。自分は大丈夫と言われる方がほとんどでございます。ある日突然、全く人として人格が崩れてしまうという事態が生じると。こういうことが客観的な事実でございますので、そのあたりへの教育的な配慮というの必要ではなかろうかと思っております。ありがとうございます。

それで問題は、続けまして、同じこの第6条第1項の問題といたしましては、公共団体あるいは県が働きかけなければいけませんと言われていた内容でございますけれども、例えば今の教育、人の一生に関する教育というのも一つの在り方かもしれませんけれども、例えば現在、皆さんご存じのように後見人候補者が絶対的に不足しております。数字の上ではもうそれは明らかですね。先ほど申しましたけれども、現在高齢者の方が約2万人ということになっておりますけれども、この後に40年、50年となってまいりますと、もっと大きな割合で発生してまいりますし、高齢者割合も三十何%と、ほとんど35%前後を超えるような形で高齢者が出てまいります。そうしますと、後見人というお仕事は、端的に言えば、財産管理について能力がなくなってしまう方、そういう方々のお世話をしながら、その方が一生この社会生活を送っていただけるような手助けをすることですけれども、この後見監督人の候補者というのがほとんど増えておりません。せいぜい何千人レベルです。

これを1回市長にもお伺いしたいと思うのですけれども、例えば市の行政職員として定年退職をお迎えになって、その後もお勤めになられるでしょうけれども、その後に生きてこられる方々、65歳を回ったとかそういう方々は、行政職としての能力を十分に持っておられますし、権利群もしっかり把握していらっしゃいます。そういう方々が後見人の候補者としてもし出てくれば、例えば太宰府市において仮に法定後見の候補者としても、あるいは任意後見人の相手方としても、つまり任意後見人は、管理人は別に法律的な資格が必要であるわけではありませ

ん。だから、少なくとも財産管理について公正な監督というものができれば、それを市のほうがお考えになって、そういった方々を後見人の候補者としてお出しになっていく。これは共生社会を実現するという市のほうの働きかけとしては、一つのメリットではないかと思うんですね。つまり、太宰府市では後見人候補者というものがしっかり整っていて、いろいろな後見制度を利用したいという方々の需要に応えられるようになっていて、そういうシステムをつくり上げるのも、一つの働きかけとして、第6条第1項の趣旨に沿うのではないかというふうには考えております。

今のことで申し上げますと、ほかには市民相互に支援意欲の醸成はあるかという話ですけれども、先ほど部長のほうから、元気な高齢者がいらっしゃって、あるいは民生委員がいらっしゃって、非常にそういう点では相互に見守りということはできていますよというふうにおっしゃっていますけれども、民生委員さんが担当されている件数というのはかなり大きなものがありまして、これを見回るだけでも相当な労力を必要としておりますし、まして自治会長もしくは自治会の役員さんになりますと、ほとんど役員への担い手がいらっしゃらないという事実がありまして、元気な高齢者が見守りをする、あるいは支援をするという事実関係は恐らくないのではないかと。システムあるいは記録上、そういう方が充足されているから、見守り体制は十分だというふうな判断にはならないのではないかとというふうに私自身は感じております。

したがって、このあたりもどうやってこの方々に対して、先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういう高齢な役員さん方に見守りの役割を期待できないとすると、この共生社会を実現するために、地域の皆さんが要支援者あるいは要保護者の方に対して手厚いといいますか、目線の濃いといいますか、そういう地域見守りといったものを実現していこうというためには、少なくともこの地域社会、自治会とかそういったところのもう一回構成をし直さなければいけないのではないかと思います。今のやり方では、永遠に高齢者の方が役員になって、何とか市から依頼された事務を処理したり、自治会内の見回りを行ったりということで終始しておりますので、もし共生社会という形へ一歩踏み込むということであれば、これは担当職員の方に各自治会に出向いていただいて、掘り起こしをしていくというふうな形で実現しないと難しいのではないかとというふうに思っております。

あと、るる申し上げてまいりましたけれども、先ほど来からおっしゃっていたこともございますが、やはり支援体制の整備というのはかなり緊急性を要すると思います。2050年までに全国の総人口は約3,300万人減少し、高齢者人口は3,764万人、全人口に占める割合は39.64%を占めますとなっております。これは国土交通省が平成23年に発表したものです。太宰府市では2025年に人口がピークに達した後、減少に転じ、2050年には6万9,774人、高齢者人口は2万5,258人で、全人口に占める割合は約36.1%。これは太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンということで、これも平成28年に改定された数字でございます。このように、もう人口のうちの35%ぐらいの方々が高齢者として登場してきて、その方々の見守りを、子どもたちを除けばかなり、50%なりの人口の市民の方で対応をお願いするというわけですけれども、どう考

えても壮年期の働き盛りの方々にこれを望むわけにはいきませんので、そうなってくると、この共生社会を実現するための取組は、かなり真剣になって見守っていただく方を育成しないと難しいということでございます。

あと、問題は、現在の問題ですけれども、先ほど来、情報共有につきまして、いろいろな形で高齢者の方にご案内を差し上げておりますというふうなご答弁がございました。しかし、今般、令和4年度太宰府市まちづくり市民意識調査によりますと、高齢者の福祉サービスというのは充実していますかということに對しまして、充実しているという方が22.5%、その逆に不足だという方が26.4%。それから、民間施設の方の弱者への配慮、この弱者というのは当然のことながら高齢者以外の方も含まれますけれども、配慮がありますかという質問に對しまして、否定派、いや、そうでないという方が36.7%、十分配慮していただいていますよという方が26.3%。それから、交通弱者にとって必要な移動手段の確保になっていますかという問いかけに對しまして、いいえと言われた方が51.1%、肯定派は23%。それから、地域福祉活動は活発でしょうかといわれる質問に對しまして、推進されていないと答えた方は59.8%、肯定派は32.5%でございます。

こういった形で、共生社会を実現するために重層組織を立ち上げて、それからいろいろな形でお尋ねをしていきながら、高齢者の皆様を支えていくという方向性にも、緊急性もございすし、なかなかやり方も難しいなとは思いますが、ひとつ頑張ってくださいまして、この点について市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 多岐にわたるご指摘、ありがとうございます。端的な答えはなかなかできないかもしれませんが、要は、私も度々申しておりますように、なかなか市職員、行政だけでは、現役のメンバーだけではやはり手が届かないことが多々増えておまして、災害などはもちろんでありますけれども、こうした高齢者福祉、また教育なども含めて、学校での登下校の見守りなども先ほど来出ておりますけれども、あらゆる観点で市民の方にご協力いただかないと、また市外の方なり民間なり、そうした方のお力をいただかないと、やはりこれからの時代は乗り越えていけないということはまさしく共有しておまして、そうした中での確かにキーワードとしまして、行政OB、市職員OBは非常に重要な視点だと思ったところです。40年近く勤めて、いろいろな知見、経験を持っておりますし、人脈ネットワークなどもあるはずですから、そうした職員OBなども我々としてもネットワーク化を図りながらやっていきたいと思ったところであります。

全体として、とはいえ、なかなかいろいろな助けてほしいという話をしたときに、老後はゆっくりしたいという職員OBも結構いましたので、なかなか簡単にはいかないところもあると思いますし、実際に職員OBなんかにももう少し政治にも関わってほしいなとか、そういうこともあるんですけれども、ちょっとなかなかそうした思いどおりにならないところもありますが、いろいろな経験なりやりがい、そうした中で、ただボランティアだけじゃなくて、そうし

たことで少し幾ばくかの収入につながるようなことまで持っていかないと、なかなか参加、担い手は増えていかないかもしれませんが、そういうことも含めて、全体的な助け合いのネットワークをもっと進めていくためにどうすべきかを、さらに勉強を重ねていきたいと思った次第です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。今市長から言われて、確かにそのとおりだと私も実感したところですが、実は任意後見人の候補者をつくるというのは、それだけの雇用をつくるということで、それだけの生産関係も出てくるということですので、そういう側面でもプラスはあるのではないかというふうに思っております。

以上をもちまして質問を終わります。

次の項目へ。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の災害時避難計画の進捗についてご回答させていただきます。

まず、1項目めの避難行動要支援者名簿の作成と運用についてですが、避難行動要支援者名簿は、東日本大震災の教訓を契機に、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、名簿の作成が市町村に義務化されました。本市でも平成26年に作成し、各自治会に配布いたしました。その後、令和3年5月の災害対策基本法改正による避難行動要支援者の避難計画作成が努力義務化されましたが、本市では令和2年度から各自治協議会、民生委員児童委員連合会協議会等に対しまして、制度の周知や申請書の発送について説明を行い、令和3年7月に対象者に対し登録兼同意申請書の発送を行いました。現在、登録者が2,003名となっており、そのうち約1割の方に対して支援者が決まっている状況でございます。

また、今年度名簿更新を行う予定としており、現在名簿更新作業に向けまして作業を行っている状況でございます。今後も関係機関、各自治会、民生委員等の皆様のご理解とご協力の下、名簿作成及び避難計画の作成に努めてまいります。

次に、2項目めのボランティア支援センターはどこが所管しているのかについてですが、太宰府市NPO・ボランティア支援センターうめさろんにつきましては、地域コミュニティ課が所管いたしております。うめさろんは、防災に特化したものではなく、様々なボランティア活動をしたい方とお願いしたい方の相談を受けまして、そのつなぎ役として市民活動を支援する活動を行っております。久留米市の災害ボランティア募集も、その一環で実施されたものでございます。

本市で大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターを設置する場合におきましては、太宰府市地域防災計画におきまして、太宰府市社会福祉協議会に対し、太宰府市NPO・ボランティア支援センターうめさろんと連携し、災害ボランティアの情報、活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営の要請を行うこととしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。まず、要支援者名簿のほうの件でございますが、今ご報告がありましたように、2,003名の登録、そのうち1割が災害時に手助けをしてくださる方の名簿が出ているということですね。このときに作られた趣旨がよく私は分からないのですけれども、つまり本来からいきますと、避難したいんだけど避難できない弱者の方を誰かが手助けをしないと避難所に運べないという、そういう形でモデルができるとすると、どうして1割の手助けをする方の名簿登録でとどまったのか、あるいはとどめても今回はこれでいいとされたのか、そのあたりの経緯を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 災害時における避難行動要支援者の方々、先ほど言いましたが市内に多数いらっしゃいます。そのうちの約1割の方々に対しまして、この避難行動計画が今策定済みということで、じゃあ残り9割の方々についてはいかがなものかということでございますが、こちらにつきましては、やはり自助、共助、公助というふうな考え方がございますが、まず自治会の皆様等のご協力の下に、そういった方々の避難の行動の支援等もお願いをしているような状況でございます。

これは一例でございますが、ある自治会におかれましては、そういった避難行動に支援を要する方々の避難行動計画、こちらにつきましては率先して対応されているところもございます。これにつきましては、先月の8月号だったと思いますが、広報のほうでも取り上げさせていただいた次第でございます。

市といたしましても、自治会の皆様方と今後とも協力しながら、そういった方々の避難行動計画の策定に向けまして今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今おっしゃったのは向佐野の自治会のお話だろうとは思いますが、といいますのは、私がこれを取り出したのは、地域福祉計画の中の一部としてお話をさせていただいております。社会福祉法第6条第1項は、結局住民が福祉の主体であるということを明記しておりますけれども、その環境整備というのは自治体のほうに責務があるということがうたわれています。だから、そうなってきますと、自治会への働きかけとして、言うなれば不完全なままでとどめたというのが少し腑に落ちなくなるわけですね。むしろ関わり方としては、最低でも50%ぐらいは支援員の方がいらっしゃらないと、絵に描いた餅というふうな評価を受けても仕方がないだろうなという気がいたします。

そこで、今回、次の2回目の更新に向けていろいろる準備をされているようですので、そのあたりはぜひとも意を用いていただきたいなと思っております。

それに加えまして、実は当然この間、コロナというアクシデントがございましたので、事実上できてないのかもしれないかもしれませんが、要支援者と支援者という関係の避難体制というの

は、訓練をしないと、多分名簿だけでやってしまったということであれば、恐らく実効性が無いのではないかと気がいたしております。決して全市的にやる必要はありませんので、各自治会ごとにそういう訓練をすることも一つの案かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） これまで市といたしましても、自治会の関係者の皆様や民児協の皆様等に、この避難行動の支援に関しての説明等もさせていただいております。先ほど申し上げましたけれども、当初は令和2年度から市のほうとしましては関係者の皆様のほうにもご説明し、さらに令和4年2月に改めましてこちらのほうの説明も自治協議会様等にご説明をさせていただき、さらに令和4年6月、昨年6月には、こういう取組体制について自治会の役員の皆様方には文書等もお渡しをさせていただいて、ご説明もさせていただいております。

ただ、具体的な避難行動の要支援者の方も含めての具体的なシミュレーションと申しますか、実地訓練みたいなことは今のところちょっと行っておりませんが、毎月ですけれども、校区協議会の役員会等が実際行われておりまして、そちらにはうちの職員も参加をさせていただいておりますので、そういった場などを使ってと申しますか、そういった場で改めてまた皆様のほうに今後の要支援者の方々に対する支援の取組、こちらについてはまた働きかけをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。現実には起きたときにやれるのは、事前に準備した以上のものは出ないというのが一般的な話でございますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

最後に、ボランティア支援センターが、うめさろんのほうですかね、災害時のボランティアセンター開設等、これは実は市民の方から言われたんです。うめさろんというところは、ボランティアセンターというのはやるのと言われたんですね。私もそれまで気がつかないで。私はてっきり社会福祉協議会がボランティアセンターを開設してやるんだと思っていましたので、だからこれは少しネーミングでいろいろ誤解を招く可能性があります。これは恐らく太宰府市が対外的にそういう形で文書を出したときに、いや、そうじゃなくて、実際は社会福祉協議会がやっていますよということであれば、何らかの対応を考えていただきたいと思っております。これは要望にとどめます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校教育について一般質問をさせていただきます。

学校教育は、いずれの国においても重要な社会システムであります。日本と諸外国の在り方は大きく異なっています。諸外国での教員の業務が授業に特化しているのに対し、日本では教員が教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体化して行うことが特徴で、日本型学校教育と呼ばれ、国際的に高い評価を得ています。しかしながら、教員の働き方改革を理由に部活動指導を民間に移行することになっているのは、皆様もご承知のとおりです。

これから先は、諸外国と同様に、日本の教員も授業に特化していくことになります。これは、近い将来の学校教育の形であり、生徒の体力等は体育の授業、芸術的な感性や情緒等は音楽や美術等の授業を通して把握していくことになりかねません。そして、教員と生徒との接点が少なくなり、今までのような生徒指導が難しくなるのではないのでしょうか。生徒指導方法の見直しの必要性等をどのようにお考えになっているか、お伺いいたします。

次に、教科指導の質が変わり、生徒への負担が大きくなり、昔の詰め込み教育の再現になるのではと危惧しています。現在、太宰府市の4中学校に在学している生徒は、先ほど述べた部活動の地域移行がスタートし、その真ただ中にあります。

2012年に終わった、いわゆるゆとり教育と呼ばれる教育が実施されていた期間に中学校に在学していた生徒たちは、高校、大学と進学していく過程で、こんなはずではなかったとゆとり教育を疑問視し、なぜ中学生のときに学校の先生方は、学校や家庭でもっと勉強する環境を整えてくれなかったのかと悔やむ声を大きく聞いています。

文部科学省は、中学生の高校進学率が97%となった今、乱暴な言い方となりますが、中学校は高校進学のために勉強する場所と言っているのではと思われるような表現があります。教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減をどのようにお考えになっているかをお伺いします。

そして、現在在学している生徒たちが、もっと学校や家庭で勉強する時間、環境を整えてやらなければならないのではないのでしょうか。既にこのような動きを踏まえて、他の市町村の公立中学校では朝自習という形で授業が行われています。もちろん、文部科学省が定める各教科の時間数以外の朝自習です。先を見通し、ゆとり教育の二の舞は生徒にさせてはいけないという思いがあるからだとは私は思っております。

このような動きをどのようにお考えでしょうか。朝自習等の実施をお考えになっているか否かも、併せてお伺いいたします。

次に、家庭での学習環境を整えることについて、2点お伺いします。

家庭で勉強する時間が少ない生徒は、体育系、文系の部活動をしている生徒に多いのではな



いかと思います。本年7月現在の太宰府4中学校の学年別生徒数と部活動加入率をお伺いします。

また、中学校別に見たときに部活動加入率に大きな差異があるか否かも、併せてお伺いいたします。

部活動をしている生徒は、技術のみならず、挨拶に始まり挨拶に終わるなど、部活動を通じていろいろなことを学び、それを吸収し、必要な経験を積み重ね大人となっていきます。これが部活動の本質です。

しかしながら、家庭での勉強時間の確保が難しいことは容易に想像できます。部活動をしている生徒たちに、各中学校では家庭で勉強する時間の確保をどのように指導されているか、お伺いいたします。

また、太宰府市として統一した家庭での学習環境を整えるための指導があれば、併せてお伺いいたします。

最後に、太宰府中学校にはM I C H I Z A N Eノートというものがあります。毎日テーマを1つ掲げ、自分の思いや考えを書き写すものだそうです。それに1時間程度の時間を要するそうです。それ以外に宿題はないと聞いています。私は、中間考査や期末考査が全てとは考えていませんが、考査前日、そして考査期間中もM I C H I Z A N Eノートの宿題はあるそうです。せめて考査1週間前から考査期間中はM I C H I Z A N Eノートの宿題を中止して、各教科の試験勉強に集中させるべきではないでしょうか、お考えをお伺いします。

以上、再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 中学校教育についてご回答いたします。

まず、1項目めの生徒の指導方法の見直しの必要性についてですが、生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものです。各学校においては、生徒指導が一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連づけながら、その一層の充実を図っているところです。

生徒指導を進めていく上で重要になるのが、生徒一人一人についての生徒理解ですが、教師と生徒との信頼関係を築くとともに、観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動の顧問、養護教諭など多くの教職員が連携し、広い視野から生徒理解を行っております。

また、学校は集団での活動や生活を基本とするものですから、生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かに持ち、自己実現を図っていく望ましい集団にしていくことが、生徒指導の重要な目標の一つでもあると考えております。

以上のように、生徒指導は教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域

において行うものであり、学校では生徒一人一人の特性を十分把握した上で、教職員全体で協力し、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫、改善を図っております。

議員ご指摘のとおり、社会の状況や価値観の変化等により生徒指導が難しくなっている現状はございますが、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制、指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携、協力を密にし、生徒指導の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めの教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減についてですが、学習指導要領には、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにすることが重要であると述べられております。

また、授業改善の際の留意点として、授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階は、これまで地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないと示されております。

学校においては、教師の指導技術の改善のみではなく、生徒自身が自分の学習を見直し振り返る場面を設定したり、グループ等で対話する場面を設定したりすることで、生徒が考える場面と教師が教える場面をバランスよく取り入れた授業づくりを行っております。また、基礎的、基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを目的に、学び直しも行っております。

中学校3年間は義務教育の最後であり、生徒は将来を見据えた自らの進路選択を強く意識する期間となります。生徒の進路選択の幅が広がるよう、生徒自身の可能性を最大限伸ばしていけるように、生徒の負担を考慮しつつ、できる限りの効果的な指導を行うよう、学校に引き続き指導してまいります。

次に、3項目めの学校で勉強する環境を整えるための朝自習等の実施についてですが、本市の4中学校においては、時間や内容は学校ごとに異なりますが、各校独自に朝自習が行われております。内容は、国語、社会、数学、理科、英語を中心とした各教科の基礎的、基本的な知識及び技能の習得を目的としたドリル学習や読書活動等です。ある中学校においては、集中力を高めるビジョントレーニングを取り入れたり、学力の向上と主体的な学びを育むことを目的として、AIドリルを活用した学習を取り入れたりしております。

今後も各中学校の生徒の学習状況に応じて、最適な教材や方法、手段を研究しながら、朝の貴重な時間の活用を継続してまいります。

次に、4項目めの家庭学習環境を整えることについての1点目、部活動をしている生徒の実態についてですが、太宰府市4中学校の1年生は748名、2年生は710名です。部活動加入率は学校ごとに若干の差はありますが、太宰府市全体で1年生が84.4%、2年生が82%です。

2点目の部活動をしている生徒への指導と学習環境整備についてですが、議員ご指摘のお

り、部活動に入部している生徒は、部活動をしていない生徒よりも学習時間の確保は難しいと思います。そのため学校では、部活動に入部している生徒に対して、家庭での学習についても指導しております。例えば、宿題を終わらせていない生徒には部活動の練習時間に宿題に取り組みせたり、長期休業中には、部活動の練習の前後に、教室に部活動生を集めて学習させたりするなど取り組んでいる部活動顧問がいます。

太宰府市として統一した家庭での学習時間の確保の指導はしておりませんが、今後も学校では、部活動をしている生徒に対しても学習の定着を目指した指導を行ってまいります。

次に、5項目めの太宰府中学校独自のM I C H I Z A N E ノートの取扱いについてですが、太宰府中学校が取り組んでいるM I C H I Z A N E ノートは、生徒自身が勉強する意義を見いだすためのものであり、生徒が家庭学習の習慣を身につけるために取り組んでいるものです。

中学校の教育活動においては、生徒自身が自分の学習状況を把握し、自分が必要とする学習を選択し、主体的に取り組んでいけるようにすることが求められております。

M I C H I Z A N E ノートは、次の日の時間割等の予定を記入するとともに、1日の学校での学習を振り返り、復習を家庭で行うものです。ノート2ページという決まりはありますが、学習する教科や内容は自分自身で決めることができます。定期考査中は、定期考査の試験範囲の内容を学習しても構いませんので、試験勉強にもなります。M I C H I Z A N E ノートの本来の目的である生徒の家庭学習習慣の確立と、生徒自身が自分の学習状況を把握して、自分で考えて計画を立てて学習を進めていくことを考えますと、定期考査中であっても取り組んでほしいものであります。

学校では、生徒の負担とならないように取り組んでおりますが、今後、生徒の負担となる状況が発生するようであれば、取組方について検討課題としてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ご回答ありがとうございました。中学校教育について質問させていただきました。項目ごとに再質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1項目めですが、生徒の指導方法の見直しについてですが、学校の先生方が生徒の成長のために一生懸命に生徒指導に取り組んでおられることはよく分かりました。しかし、部活動の指導を教員が行わなくなることによって、生徒指導が難しくなるのではないのでしょうか。また、先生と生徒の人間関係を築きにくくなると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 生徒指導は、何より教師と生徒との信頼関係が大切になってきます。

したがって、これまで部活動中の教員の指導によって成長してきたという生徒がいるのも事実です。先ほども申しましたが、生徒指導は教育課程の全領域で行うものでありますし、これからも学校だけでなく、家庭や地域と連携協力して生徒指導を充実させていく必要があると考えております。

教員と生徒との人間関係づくりについてですが、私自身も部活を行う際は、技術の向上というよりも、人間関係を築いたり、あるいは子どもたちの自己指導能力、規範意識、これを育てることを意識して指導してまいりました。

また、生徒は部活動だけでなく、教科の学習、それから学級活動、学校行事等で学校生活全般で成長していきます。学校では、部活動に入部しているかしていないに関わらず、教員と生徒との人間関係をつくることを重視した取組を行っておりますので、今後も学校では、教員と生徒との人間関係をつくっていけるものと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 分かりました。ありがとうございます。

現在、太宰府市において中学校部活動の地域移行が既に行われているのでしょうか。行われている場合は、保護者の経済的負担等の概要が分かれば、併せてお伺いいたします。この質問は、昨日徳永議員が質問されたのとちょっとかぶっておるので、申し訳ございませんがお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員おっしゃるように、昨日も少しお答えしたと思うんですけども、現状として本市で部活動の地域移行は行っておりません。ですので、保護者の経済的負担というものを把握はできておりませんが、もし地域移行が進むようであれば、今よりも保護者の方に負担していただく可能性はあるかと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 今後、中学校部活動の地域移行も進んでいくと思われませんが、保護者の経済的負担等についても配慮しながら、慎重に進めていただければと思います。

そして何よりも、中学校部活動が地域移行になったとしても、生徒のよりよい成長のために、教員と生徒の人間関係を適切に築きながら生徒指導を行っていただくようお願いしたいと思います。

次に、2項目めの教科指導の質の変化に伴う生徒への負担軽減についてですが、学校では生徒への負担がないように教科指導が行われているとのことで、安心しております。

先日8月28日に中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会が、教師を取り巻く環境整備について緊急に取り組むべき施策提言をされております。提言の中では、教師の働き方改革に関する取組の具体策が述べられており、その中に授業時数や学校行事の在り方の見直しがあります。授業時数の適正化に向けた見直し、学校行事の精選、重点化、準備の簡素化、省略化など、教師の働き方改革には必要な視点であります。

教員の働き方改革は重要な課題であることは、私も認識しております。しかしながら、生徒を置き去りにした改革であってはならないと考えます。学校における教科指導や学校行事等における教育活動を急激に変えることなく、生徒に負担をかけずに改革が進むことが大切であると思います。先生と生徒に大きな負担がかからないよう、太宰府型学校教育ができることを期

待しております。

次に3項目め、学校で勉強する環境を整える朝自習等の実施についてですが、読書活動や教科指導の学習を行う朝自習が実施をされているとのことで、安心しております。今後も各学校で確実に取り組んでいただきたいと思います。

4項目めへ行きます。

家庭学習を整えることについてですが、4中学校ごとの部活動加入率はどのような状況でしょうか、お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 部活動の加入率についてですけれども、学業院中学校が81.4%、太宰府中学校が78.9%、太宰府西中学校が87.1%、太宰府東中学校が85.8%となっております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 学校ごとに加入率に差異があるようですが、80%以上の生徒が部活動に加入しているわけですから、部活動に加入している生徒への家庭学習の指導も大切になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 学習についてなんですけれども、各学校ではこれまでも全国学力・学習状況調査等で生徒の学力実態の把握には努めてまいっております。その結果、現在のところですが、部活動の加入、未加入によって成績が変わるといような報告はございません。また、現在全ての生徒に1人1台端末のタブレットを配布しておるんですが、そちらを使って家庭においてデジタル学習ソフト、これを使ったタブレット学習もできるようになっております。これによって、生徒自身が自分の苦手な教科を短時間でも学習することができるように以前よりもなってきたと考えております。

これからも部活動の意義を大切にしながら、生徒が時間を有効に使って効果的な学習が行えるように進めてくれると考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） これからも生徒の家庭学習の環境を整えていくことをお願いしまして、これまでの質問を終わり、最後に5項目め、MICHIZANEノートについてですが、生徒の家庭学習習慣の確立のためにあることはよく分かりました。しかし、定期考査前だけでもお休みすることはできないのか。

また、定期考査前の部活動中止期間を7日前からするということはできないのか。本市は2学期制ですので、3学期制の学校よりも1回の定期考査の試験範囲が広いはずです。近隣市で7日前から部活動を中止している中学校があると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 4中学校のうち3中学校が、中間考査、期末考査ともに3日前からの休みになっています。1つの中学校だけ、期末考査の前だけ5日間と延ばしております。た

だ、多くの学校は定期考査3日前というふうになっている状況です。

7日前から部活動を中止している自治体もあるというのは私も存じ上げておるんですが、やはりこのMICHIZANEノートは、先ほども言いましたけれども、子どもたちの自己指導能力をしっかりと鍛えたいという意義もあります。その中で自分の行動を制御して、あるべき方向に進んでいく力という、自己指導能力ですけれども、こうした力というのは、今の自分を客観的に見詰めることが大切です。ですので、今日一日学校でどのようなことがあったかなと、どんなことを感じたかなと、そういったことを振り返ったり、あるいは自分に足りてない学習はどういうものがあるかなと、そういうのも大人が指示するのではなくて、子ども自身がしっかり自分で見つけていく、そういうふうに取り組んでいるMICHIZANEノートですので、続けてほしいなと思っております。

それと、太宰府中学校はMICHIZANEノートと呼んでおりますが、3中学校ともこのようなノートは存在しています。同じような生活記録ノートといいますか、そういうノートは存在して、各学校で先ほど言いました振り返りあるいは自分自身の自己評価、これに取り組んでいるところです。このメタ認知能力を育てていくことが大切だと考えています。

そうした意味で、先ほど議員ご指摘のMICHIZANEノートですが、継続的にしていく意義があると考えておりますので、そして先ほど言いましたが、試験勉強をそこで行ってもいいというふうになっておりますので、この取組は続けてまいりたいと考えております。

また、定期考査の部活動中止期間についてですが、もしかしたらそれぞれ1人ずつ生徒あるいは保護者ももう少し休みが欲しいなと、そういうお気持ちはあるかもしれませんが、なかなかそういう声を直接聞くことは現在のところはございません。ただ、今後そういう声もありましたら、また検討していきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。このMICHIZANEノートなんですが、私の息子、中3なんで、しているんですけども、私がそれ必要あるとやといつも聞いていたもので、このような今回質問をさせていただきました。申し訳なかったです。本当に今言われたように、生徒や保護者の声を聞いていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

最後ちょっとまとめさせてもらいますが、中学校教育について今回質問させていただきました。現在学校では大きな改革がなされているように感じております。また、高校受験がこれまでどおり存在します。繰り返しになりますが、教員の働き方改革は必要なことだと思います。しかし、大きな変化によって生徒に負担がかかったり、進学の際に不利になったりすることがないように、太宰府市の中学校教育を推進していただくこともお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで13時35分まで休憩します。

休憩 午後1時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時35分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、子どもの多様な居場所づくりについて質問いたします。

厚生労働省と警察庁が公表しました2020年中の小・中高生の自殺者数は514人で、1980年統計を開始して以降最多となり、500人を超えたのは初めてだそうです。

なぜ最初にこのデータを示したかという点、2018年日本財団が行った調査によると、18歳から22歳の若者のうち、自殺念慮、自殺について真剣に考える、または計画することがあると答えた人は30%、自殺未遂経験がある人は11%でした。しかし、不登校経験者に限ると、自殺念慮経験者は68%、自殺未遂経験者は31%と、自殺リスクは2倍から3倍高くなっています。この調査結果からも、自殺や不登校、ひきこもりもストレスが限界に達した結果起こるもので、不登校と自殺は関連性が高いということが言えると思います。

そして、本題の不登校児童・生徒数は、文科省の最新データによりますと全国で24万4,940人でした。うち小学生が8万1,498人で児童1,000人当たり13人、中学生が16万3,442人で1,000人当たり50人ということです。10年前と比較すると、小学生では3.6倍、中学生では1.7倍にも拡大しています。この数値は不登校者の定義である年間30日以上欠席を基準とした数値ですが、これが90日以上欠席した者は13万4,655人で、先ほどの30日基準の55%にもなる数値で、かなり深刻です。

また、驚く数値としては、約25万人近い不登校児童・生徒のうち約36%が、学校内外の専門機関で相談や指導を受けていない現状があります。

文科省は、学びにアクセスができない子どもをゼロにすることを目指す、そして2017年に施行された教育機会確保法も、不登校はどの児童・生徒も起こり得るもので、まずは休養が必要なこと、学校以外の場での多様な学習活動や居場所、学校復帰だけを目的としない支援が必要だと強調しています。まさに、学校以外での多様な居場所が求められています。

また、未然防止という観点から、子どもの居場所を増やすための早期対応が可能となる環境整備をする必要があると考えます。昔のように見守ってくれる近所のお兄さんとかお姉さんのような存在がなくなり、地域のつながりの希薄さなどから、自分に目を向けてくれる居場所を意図的につくる必要性などを感じ、居たい、行きたい、やってみたいの3つの視点から、子どもの居場所に関する施策、取組について伺います。

1項目め、本市の不登校児童・生徒数について。

2項目め、子どもの居場所について4点伺います。

- 1 点目、多様な居場所を増やすという観点から、どのような取組をされているでしょうか。
- 2 点目、居場所と子どもをつなぐことについて。
- 3 点目、居場所をコーディネートする人材の確保、育成支援について。
- 4 点目、居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援について。
- 3 項目め、本市の居場所づくりのための公的支援について。
- 4 項目め、子どもや若者の声を直接聞く取組について。
- 5 項目め、不登校児童・生徒のためのフリースクールについての市の見解と行政の支援について。
- 6 項目めは補足いたします。

このような取組の骨子となるのが子どもの権利条例かなと思います。自治体によっては、この子どもの権利条例に基づき、子育て支援、教育支援などの施策を実施しているところもあります。本市にはまだ条例制定の動きはありませんが、本市もこども家庭センターをいち早く打ち出すなど支援に乗り出している今、子どもの権利条例についての考えを伺います。

以上、ご回答よろしくお願ひします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 子どもの多様な居場所づくりについてご回答いたします。

まず、1 項目めの本市の不登校児童・生徒数についてです。本市の市立小・中学校における不登校児童・生徒の割合ですが、令和 3 年度の不登校児童・生徒の割合は、令和 2 年度と比較し、小学校は全国が 1.3 倍、福岡県が 1.3 倍、本市が 1.2 倍となっております。中学校は全国が 1.2 倍、福岡県が 1.2 倍、本市は 0.99 倍となっております。

令和 4 年度の不登校児童・生徒の割合については、全国と福岡県の統計値はまだ公表されておりませんが、本市では令和 3 年度と比較しますと、小学校は 1.38 倍、中学校は 1.27 倍となっております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2 項目めの子どもの居場所について 4 点何うの 1 点目、多様な居場所を増やすという観点から、どのような取組をされているのかについてですが、現在本市では、放課後子ども教室、図書館、つばさ学級、適応指導教室、学童保育所、キャンパス・スマイル、ぎんももひろば、全世代交流フリースペースなど、多様な子どもの居場所を提供する取組を行っているところですが、民間団体が行っておられる子ども食堂につきましては、子どもの食育や居場所づくり、また学習支援の場と高齢者を含む地域づくりを目的に、積極的に活動をされているところですが、本市では、多くの市民の皆様に活動内容を広く周知し、新たな居場所づくりという観点からも、支援体制の充実に努めております。

次に、2 点目の居場所と子どもをつなぐことについてですが、居場所へのアクセス情報の提供や、そのような情報を保護者や子どもが入手できる環境が必要であると考えております。そのため、学校、地域など様々な関係機関と連携し、支援を必要としている子どもに必要な支援

が届くよう取り組んでまいります。

次に、3点目の居場所をコーディネートする人材の確保、育成支援についてですが、子ども食堂をはじめ居場所の開設、運営、ボランティアに関する相談につきましては、生活支援課が中心となり、市のボランティア支援センターや関係部署と連携して情報提供を行っております。

次に、4点目の居場所づくりに取り組む中間支援団体への支援についてですが、子ども食堂に食材などを提供していただける企業や生産者の皆様などの中間支援団体との連携につきましては、子ども食堂の開催日や参加人数、必要な食材の種類、量などを直接子ども食堂と調整していただくことで、迅速にニーズに合った提供が行われることになると考えております。今後につきましては、さらに多くの中間支援団体の皆様が参画しやすい環境づくりにつきまして検討してまいります。

次に、3項目めの本市の居場所づくりのための公的支援についてですが、子ども食堂につきましては、これまで公共施設利用料の全額免除、食料保存用の大型冷蔵庫の設置などの支援を行ってきておるところです。また、調理器具などを保管するための場所の提供につきましても、関係課と協議を行い、利用に向けた準備を進めております。今後につきましても、団体の皆様と定期的に情報交換の場でご意見をいただきながら、今後の支援策について検討してまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 次に、4項目めの子どもや若者の声を直接聞く取組についてですが、学校においては、教職員が児童・生徒の状況を把握し、日常と様子が違う児童・生徒に声をかけたり、連絡帳等を使ったりして、児童・生徒の心の変化に気づくようしております。また、相談ポストを設置し、児童・生徒が悩み事や相談したいことを手紙に書いて投函できるようにしております。

さらに、学校に配置されたスクールカウンセラーが児童・生徒の悩み事を聞くこともしておりますし、スクールソーシャルワーカーが児童・生徒及び保護者と関係機関をつなぎ、少しでも悩みや不安が解消できるように取り組んでおります。

令和2年度からは、市長に対する提案箱を各学校に設置し、児童・生徒が直接市長に思いを伝えることができるようにしております。令和3年度は、市長に対する提案箱に考えや意見を投函してくれた小・中学生を中心に、オンライン会議で市長と対話をする子ども・学生未来会議を実施いたしました。

若者という視点でいえば、太宰府キャンパスネットワーク会議において、市内大学生と市長や議会との意見交換会を行っています。特に市長との意見交換は、平成30年にキャンパスフェスタの壇上で行ったことをきっかけに、その後もオンラインの併用等、工夫しながら毎年続けております。また、市長自らSNSを活用して、常々若者の声を直接聞くこともしております。

本年度は、学校において児童・生徒が不安や心の悩みがあった場合に、相談先がすぐに分かるようにするために、児童・生徒全員が使っている児童・生徒用タブレットのデスクトップに相談窓口一覧を貼り付け、不安や心の悩みの種類に応じた相談先を案内することで、児童・生徒が相談先をすぐに見つけられるようにしております。

次に、5項目めの不登校児童・生徒のためフリースクールについての市の見解と行政の支援についてですが、本市においては、民間施設、いわゆるフリースクールの活用については、令和3年度に不登校児童・生徒への支援のためのガイドラインを作成し、フリースクールの活用及びICT等を活用した在宅学習の取扱いをルール化し、フリースクールへの参加あるいは在宅学習の実施については、適切な手続や学校への報告等を行うことによって学校への出席として扱うなど、学校と連携しながら実施しております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、6項目めの子どもの権利条例制定についての市の考えを伺うについてですが、本市では平成6年に人権都市宣言を行い、翌年に太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定いたしました。また、子どもの人権問題についても掲載しております平成22年策定の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を令和4年12月に改定し、時代に沿った人権施策の取組を明らかにし、市としての子どもの人権を守る具体的な取組を打ち出しているところ です。

子どもの権利に関する条例につきましては、本年度重点事業として、基本目標、太宰府の底力総発揮構想の下、条例の制定に向け検討を進めていくこととしておりまして、まずは市内にて組織を横断した関係課会議を立ち上げ、条例制定を前提に、専門家や当事者である子どもたちの意見をどう取り込んでいくのかなど、具体的な策定手順の検討を始めてまいる予定といたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。

まず、1項目めなんですけれども、明確な数字はいただけていません。1.何倍、そういった数字でございますが、学校ごとの数字となると、序列的なこととか関わり、問題があるかと思うんですけれども、しかし文部科学省は、不登校児童・生徒の実態を把握することが重要であるというふうに述べています。また、住民全体で把握、共有することは、この後触れる地域の教育に関する問題を把握し、適切な対策を講じるために、私は数値の認識というのは重要かと思っております。不登校問題に関心を持ち、子どもたちの教育に対する意識も高まり、地域社会全体で協力し、解決手段を模索することが可能になるんじゃないかと思いますが、数値の明確化は厳しいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） これまでも議会の中でこの不登校児童・生徒数をお尋ねになられてき

ておりますが、今まで出しておりません。その大きな理由としましては、やはり不登校児童・生徒本人の気持ちや保護者の気持ち、こういったところを考えて、具体的な数値を公表してきておりません。何より、先ほど議員が学校ごとじゃなければいいんじゃないかというお話もありましたが、この不登校児童・生徒数が学校だけでなく市や町の序列にもつながるんじゃないか、あるいは、これは全国的な調査においては、国が公表している数値までを公表の対象とされております。ですので、これまでも公表してきていないという現状でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ちなみに福岡市は不登校児童・生徒数4,400人というふうに新聞で掲載されておりました。そこから推測しましたら、福岡市の割合的に3.6%ぐらいなので、本市は230人前後ぐらいかなというふうに勝手に想像しております。分かりました。状況は分かりました。ありがとうございます。

次の2項目め、子どもの居場所について4点伺う、その1つ目の多様な居場所について増やす観点から、どのような取組をされているかということです。不登校とかひきこもりの状況になる前に、市や学校、地域、そして住人が連携して、居たい、行きたい、やってみたいと思える場所、取組を一つでも多くの居場所づくりが、これからは不可欠だと思います。完全に外にも出られないという状況をつくり出す前に、心のブレーキをかけてあげられるような居場所、受皿をつくったり、今試みている取組とかイベントを、もっともっと子どもたちにとって興味深いものに変えたり提案していくことが、大変重要になってくるかなと思います。

先ほどちょっと出ております学校と地域が相互にパートナーとして行う事業の一つに、地域学校協働活動、放課後子ども教室があると思いますが、現状、放課後子ども教室に関して、本市はどのような活動、そしてどのような反響でしょうか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 太宰府市の放課後子ども教室についてですが、実際実施しているのが今2校ですね。令和3年度から太宰府西小学校が始まりまして、東小を令和4年度、令和5年度は今南小も加えて3校で進めているところで考えております。

現状といたしましては、地域の教育力を生かした体験活動の在り方や地域コーディネーターの関わりなどについて取組を行っておりまして、その中で、参加した子どもたちは毎回8割程度の参加があつて、意欲的に活動を行っているというところです。家庭とか地域をつなぐ地域学校協働活動として、やはり今後も進めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 放課後子ども教室に関してはすごく大反響だということで、とても安心しました。家に帰っても、仕事で親がいないご家庭の子どもたちが、放課後に専用の施設とか空き教室を利用していろいろな適切な遊びとか生活の場を提供するということは、やっぱり居場所としてとても大変な有意義な活動かと思えますし、地域との連携というのもまたすごいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

令和5年3月定例会で、市長の施政方針でも放課後子ども教室の拡充をうたっています。先ほどご説明されたように、太宰府西小、東小、そして拡充で南小が行われるということですが、文科省としては、2023年度末までに全ての小学校区1万か所以上実施することを目標としております。それを受けて、今後全小学校への拡充はどのようになっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 議員さんがおっしゃられるように、全校にということでは考えておりますけれども、やはり地域コーディネーターさんとかそこいらの人材もありますので、そこは1校ずつ学校と協議しながらやっていきたいと思っていますところでは。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 小学校ごとに実施、未実施というのも不公平感があります。全校に広げていただけるということで、よろしくお願いします。全小学校区への拡充は、もう本当に居場所づくりの一つだと思いますので、お願いしたいと思います。

参考までにお伝えしますが、地域学校協働活動として、他市では例えば中学生対象に教員とかOBとか大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援、地域未来塾とか、寄り添いが必要な子ども、不登校傾向にある子どもへの対応について保護者が学び合う機会づくり、家庭教育支援活動、そういった活動もあり、地域と密着に活動されている様子がうかがえます。

そのほか、もちろん地域の行事、イベント、夏祭り、ボランティア活動などの参画は、地域学校協働活動としての居場所になっていると思いますが、今お話ししている地域学校協働活動は、学校を核とした地域づくりだと思います。今度は地域と共にある学校づくりのコミュニケーションスクールも、子どもたちの重要な居場所、役割を担っていると認識しておりますが、たくさんコミュニティ・スクールに関しても、本市の小・中学校の活動をまとめてあるのを私は拝見しました。各学校ごとに、地域と共にいろいろな取組がなされていました。その中で、子どもの居場所づくりとしての内容を備えたコミュニケーションスクールの取組を1つご紹介していただけないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） コミュニティ・スクールのことかなと思っています。コミュニケーションスクールとおっしゃったので、コミュニティ・スクールだと思うんですけど、先ほど議員おっしゃったように、地域学校協働活動というのは、学校、地域、どちらが主体になるかと決まったものではありません。先ほどの放課後子ども教室も、学校が主体というわけではなくて、地域の中でやってもらっているものになります。それと、未来塾というのも、恐らく議員がおっしゃったのも地域が主体になっているものだろうと思っています。

今太宰府市の学校で学校が主体となってやっている地域学校協働活動としましては、ある小学校で米作りをしたりとか、その米を使って、今度は地域が主体になって餅つきをしてくれた

りとか、そういうこともあっています。あとは、子どもの史跡解説員、国分小学校と水城小学校がやっていますが、これは地域の方にいろいろと太宰府市のことを教えていただいて、子ども自らが解説員になって、市を訪れた人に説明したりとか、そういったのは学校が主体となって、教育課程内の中でやっている地域学校協働活動というふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） すみません、コミュニティ・スクールです、申し訳ありません。

今ご説明されたように、例えば地域のゲストティーチャーを呼んで、クラブ活動とかそういった活動もされているというふうに紹介してありました。いろいろご紹介してあるんですけども、こういった活動に関しては、大きなメリットとして言えることというのは、子どもたちが自分たちの住む地域を好きになるというか、そういうことだと思います。つまりは、希薄したコミュニティの中で挨拶がし合えたりとか、地域のお兄さん、お姉さんたち、市民や高齢者、そういったつながりが強固になることは、子どもたちの心の安心感につながると私は思います。各学校でのそういった取組に関しては、もっともっとブラッシュアップしていただいたり、そういう機会を拡大していただいたりとかしていただけたらと思います。

コミュニティ・スクール、あと学校協働活動、子どもの行きたい、やりたい、いたい、そういった実現化をしていただけたらと思いますので、今後も活動に関しては、先ほど言ったようにブラッシュアップしていただきたいなと思っております。

以上、学校、地域の関係性でのお話をしましたが、こちらのご回答にもありますように、居場所としては例えばボランティア団体さんの子ども食堂とか、フリースペース、公民館、図書館、公園、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、子ども会、プレパーク、学校以外での学びの場である学習塾とか習い事、サークル、挙げたら本当に切りがないと思います。

ただ、私は、とても大事なことは、こういうことをやっていますよ、ありますよというのはなく、それぞれの居場所の環境整備とか、そしてその居場所で子どもたちをどのように過ごさせてあげたいかという思いがあるかどうかだと思います。その環境整備、思いを、次の幾つかの項目で質問をさせていただきますが、せっかくの居場所も、自力では行きづらい、そもそもあること、やっていることの情報が無いでは、意味がないと思います。

今回、子ども食堂を例に取って挙げてありますので、それを伺いますけれども、今子ども食堂は6団体から9団体になっていますが、その情報は、市民の方々とか本当につなげたい方へどのように周知されていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 子ども食堂につきましては、民間ベースで広がってきた社会活動でございまして、従来の子どもの貧困対策とか共食の機会の提供としての機能はもちろんです。が、これからは地域と学生の連携、学生の参加など、地域の交流拠点といった役割も期待されてきておるところでございまして。

市といたしましては、こうした活動に対しまして、地域ぐるみで協力し、民間の皆様の支援

をしていくことができるような環境整備が必要であると考えておりますので、保護者や子どもが居場所情報を入手できるよう、ホームページの拡充ですとかSNSを活用した情報提供、また学校、地域、公民館などとの連携など、まずは居場所の認知度向上に向けて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。

先日の子ども食堂の会議でも、ボランティア団体さんから、おのおのの活動を市民や本当につなげたい方に周知してほしいというご意見があったと思います。この周知に関しては、前回私、6月の一般質問で幾つか挙げさせていただいたと思います。今回は子ども食堂の質問ではありませんので割愛しますが、せっかくボランティア団体が子どもの居場所を提供されているので、市としてももっともっと広報活動、周知、後押しをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと、アクセスの確保については、私は単純に居場所が増えることかなと思います。隣の大野城市は、子ども食堂44から45の団体の数に比べて、本市は6団体が今年9団体になっております。各小学校、自治会ごとに増えることで、子どもたちが自力で通えるようになると思います。

ただ、そのような動きも、2点目のコーディネーターさんの人材の確保、育成する支援が私はポイントだとこの前も申し上げましたが、そう思っております。今は各団体さんがそれぞれに手探りで運営をされています。新しく私たちが子ども食堂を立ち上げたいといっても、生活支援課にお尋ねする程度で、いろいろな特典、横のつながり、それを全て網羅するような情報を入手するのは、各団体さん個人では厳しい状況かと思っております。前回も触れましたけれども、隣の大野城市は、今期子ども食堂共働事業として予算が下りております。市とNPO法人との共働事業としてコーディネーターさんを配置され、横のつながり、連携強化に努めてあります。そういった意味でも、子ども食堂をはじめ、先ほどもおっしゃった学校活動にしても、やっぱりコーディネーターさんの不足とおっしゃっていましたが、コーディネーターさんは必須ポイントかなと思っております。

実は先日、私のSNSを見て、太宰府の企業さんで別事業として阿蘇で農園を経営されている会長さんから連絡をいただきました。ぜひうちの農園の農産物をご支援に使っていただけないかというご希望でした。そして、とても私はうれしくて、その話を担当課さんに持っていったところ、直接企業さんと本市の子ども食堂のボランティア団体さんとのやり取りをしてくださいということでした。当然です。それはもう当然のご回答だと思います。

担当課がそれを担当を担う必要もないと思いますし、今それをつなぐコーディネーターさんはいませんので、当然のご回答だと思いますけれども、私は仮に9団体さんそれぞれにコンタクトを取って、企業さんもその9団体にそれぞれ説明という、とても非合理的だと思いますので、そこで企業と団体、行政と団体、市民と団体、そして新規参入の団体さんへのレクチャ

一、立ち上げ全てを担うコーディネーターさんがいたら、スムーズに問題とか課題などを整理しながらどんどん広がっていくんだと思います。

居場所として子ども食堂へのお考えとかやる気は、本当に市のやる気だと思いますけれども、正直、子ども食堂さんでどれだけの子どもの方が救われて、子どもの居場所としてあり得るものなのかというのは、明確な数字がありませんし、本当にこの動き、存在そのものの子ども食堂ということ自体に反対の方もいらっしゃいます。

ただ、各団体さんのお話を聞くと、みんな実際にこの場所を心のよりどころとして、毎月楽しみに来ている子どもがいるんですよというお話です。10人、20人救えなくてもいいじゃないですか。1人、2人でも居場所として来てくれる子どもがいれば、それが拠点が増えることで通える子どもも増えます。本来届けたい子どもになかなか届かないという問題も、コーディネーターが中心となって市や地域に働きかけて、少しずつ思いがつながっていくことと思います。

子ども食堂の食材保管もすごく尽力していただいています。ありがとうございます。ただ、やっぱり近隣ではある企業さんが手を挙げて、自分の寮、企業の寮を提供されています。それはやはり市全体が自ら、市全体が子ども食堂を応援しているんですよというそういうメッセージがみんなに届いているからだと思います。本市ももう少しでも、その動きに少しでも賛同いただけるのであれば、市で全体として応援していますよというメッセージを広めていただいて、企業、個人、団体の支援もどんどん広がっていくと思います。ひいてはそれが子どもの居場所づくりの拡充につながると思います。

先ほどお話ししたコミュニティ・スクールにしても、地域学校協働事業にしても、地域と学校をつなぐコーディネーターさんは不可欠です。子ども食堂コーディネーターに関しては、前回の質問をちょっと幾つかさせていただきましたが、進捗とかは少しあるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） ありがとうございます。コーディネーターに関するご質問でございますが、先ほど議員からもありましたとおり、子ども食堂情報交換会のメンバーがこのたび9団体に増えておりまして、まさにこの会議がコーディネーター的な情報交換の役割を果たしているものと現在では思っております。それに加えて、新たに教育委員会からもご参加をいただくようになっていまして、だんだんこうした情報網が今広がっておるところでございます。

そのコーディネーターの件でございますが、こうした居場所の設立、運営等に関する相談につきましては、現在市の職員が窓口となって、ボランティア支援センターと連携をして、相談、情報提供や助言を行っておるところでございます。

コーディネーターなどの人材を配置しまして、地域活動をする団体と市が協働で事業を実施することにつきましては、ご紹介もありましたが、他市の状況などを見ながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） そしたら、今後は担当課とかボランティアセンターさんとか、そういったところに情報を全部一旦お預けする形で、皆さんにつながるということでよろしいんでしょうか。はい、分かりました。ありがとうございます。

あと、3項目めの……。

○議長（門田直樹議員） 馬場議員、マイクに向かってしゃべるか、マイクを少し動かしてください。

○2番（馬場礼子議員） 聞こえない。

○議長（門田直樹議員） 音がちょっと入ってないから。

○2番（馬場礼子議員） 声がちょっと、すみません、ハスキーで、なかなか。申し訳ありません。

3の公的支援についてですけれども、聞こえますか、大丈夫でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 大丈夫です。

○2番（馬場礼子議員） おおのの事業や活動をするにおいて、そこには自治体の補助をはじめとする公的支援が関わってくると思います。例えば先ほど言った学習塾とか習い事ということに関して、福岡市では子ども習い事応援事業として、小学校5年生から中3までの保護者で条件をクリアした家庭に、子ども1人当たり1か月1万円分の補助があります。学校になじめなくても、学校の友達の顔ぶれが変わることで通えたりするものです。本市でもそういった応援事業としての取組というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 今議員がおっしゃったような習い事に対する支援というのは、現在本市のほうでは直接的には行っていない状況です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 了解いたしました。

あと一つご提案というか、私よりも教育理事とか先生ご経験者がたくさんいらっしゃるのので、私がお話しすべきことではないと思いますが、今議会でも教育費拡充の意見書が出されています。現状、今先生のお一人に30人から40人、十把一からげで、教員の方々がブラックな環境の下で無理を重ねて過重労働に苦しんでいらっしゃいます。

長年教職の仕事をして、このままではいけないということで早期退職して、ご自分の実体験を基に教員教育改革を目指して活動なさっている女性の話を聞きました。教員が毎日笑顔で教鞭を執ることが子どもたちの教育には一番大事、教員が幸せでなければ子どもたちも幸せでないという信念の下、そのためには今の過重労働の見直しが必要だということで、国に意見書とか出して、そういった国レベルではなかなか早急に解決することではないけれども、例えば2019年中央教育審議会の答申で3つ出されております。1つが、基本的には学校以外が担うべき業務、2つ目、学校の業務だけでも、必ずしも教師が担う必要がない業務、3項目め、教

師の業務だが、負担軽減が可能な業務というふうに3分類されています。

何が言いたいかという、教職員の担う業務を明確にして、業務軽減、それに第三者への業務委託をすることで負担が減るんじゃないかなと思います。不登校の原因というのが、先生との関係性というのが一番大きなウエートを占めていますので、私は先生でも専門家でもないの、ここでこういった業務を軽減してくださいとか、したらどうですかというご提案なんてとても言えませんけれども、教育理事をはじめもし思い当たるところがあれば、そういう動きというのは可能なんではないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 昨日も教師の働き方改革の話はさせていただいたんですが、本市でも平成30年にこの働き方改革指針というものを出しております。当時から、教師が行わなくてはいけない、あるいは教師がする必要がないとか分けて、もう一つ、教師でなくてもできるということですね、3つ分けて議論がなされておりました。その本市の働き方改革取組指針の中でも、教員が担う必要はないものというのを明らかにしながら、教職員の勤務時間、その辺の削減には努めているところです。

ただ、なかなか、やはり学校というのは、地域の方、保護者にも手伝ってはもらっていますけれども、なかなか教師の業務というのを減らすと、今度は子どもに負担がかかってしまいますので、結局なかなかやめられない部分が出てきています。市としては、不登校対応のサポートティーチャーというのを配置したり、あとスクールソーシャルワーカーで今まで担任がしていた関係機関との連絡を代わりの人がするとか、そういう少しずつ改革のほうは進めているところです。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。先ほどお話をしました、私が聞いた学校の教員の方も、ご自分がそれを担って、いろいろな学校に今働きをかけているとおっしゃっていただきましたので、もし何かのときにはご相談に乗ってください。よろしくお願いします。

あと、子ども、若者の声を直接聞く取組についてですけれども、本市では太宰府市子ども家庭総合支援拠点、約572万円で開設されております。18歳未満の全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談対応、継続的な支援を行うところとして位置づけてあります。また、専門的知識を持つ相談員が対応しますというようなことですが、子どもの声を聞く取組としてそちらも機能しているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） この拠点でございますが、子育て支援課で取り組んでおりますものは、支援が必要な子どもと申しますか、虐待などで苦しんでいる子どもたちの支援という部分での取組を行っているわけでございます。加えまして、今年度は子どもの居場所シングルマザー支援事業ということで、本年7月下旬にぎんももひろばということで新規事業として開設を行ったりするといった活動しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 分かりました。これに関しては、まだ私の周りに周知されてない方もいらっしゃるのでは、相談機能としてもっともっと活動できればいいなと思いますし、ご回答いただいた市長に対する提案箱、それはやはり市長自らにご自分の意見、子どもの意見を発することができるというのは、とても子どもにとっても有益なことだと思いますので、市長、もっともっと反響、そしてこれの反響状況とかそういったものをもっともっと広げていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

1つまた取組として、令和4年で10年目になる宗像市のハッピークローバーという機関があります。子どもの基本条例を基に、子どもの権利を回復するための機関として設けられています。このハッピークローバーのすごいのが、認知度が全小・中学生で96.9%です。対応としては、電話、面接、手紙、ファクス、出張面談、オンライン、全て対応しています。広報活動としても、校内放送、DVDの放映、リーフレットを全生徒に1万1,000部配布、名刺サイズのカードを配布して、名札の裏のポケットに入れて、それが60.9%の子どもが持っているというふうに回答しています。ハッピークローバーの通信を年に数回出したりとか、やっぱり周知活動の徹底ぶりでかなり、96.9%というのは、あるだけじゃ意味がない、より多くの人に周知し、理解、活用することに意味があるというものにとっても匹敵しているんじゃないかなと思います。

親や先生、友人に言えない悩みを吐露できる機関があるということは、悩みを払拭することは、学校へ向かう意識を前向きにするものなので、子どもの声を聞いて、子どもの視点に立った居場所づくりだとも言えます。こういった取組に関しても、ぜひちょっとのぞいていただけたらと思います。

あと、不登校児童・生徒のためのフリースクールについてですけれども、本市では不登校児童・生徒のために教育委員会運営の教育支援センターがあります。実際、教育支援センターというのは、費用が無料だったり、学校への出席とみなされる、不登校対応専任教員STとかスクールソーシャルワーカーSSWを配属されて、教育支援センターと連携を取りながらやっているという、すごく利点が多いと思います。

しかし、どこもそうです。そこにはまる子もいれば、そうでないお子さんもいらっしゃいます。令和4年予算においても、この支援推進として約4,640万円を投じていらっしゃって、いろいろ試みてあると思いますが、実際不登校支援の効果というのはどうなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 効果と申しますか、実際通学している、支援センターのほうに、つばさ学級と申しますけれども、そちらに通っている児童・生徒はおります。という意味では、効果は上がっていると考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

- 2番（馬場礼子議員） 不登校児童・生徒数の大体何割ぐらいが通学されていますか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 割合まではここで今計算することができないんですが、昨年度ですけれども、小学生、中学生で17名の利用があったということです。
- 議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。
- 2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ただやっぱり、そこでもやっぱりここに足を向けられない子どもたちがいるのも事実です。その理由は明らかで、学校復帰という意図の下、指導されているというのが、根本的に学校色が抜け出せてないという利用者も少なくないのではないかなと思います。
- そして、そこで学校外に居場所を求める子どもたちがいるんだと思いますが、ところでちょっと質問なんですけれども、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校事業についてのCOCOLOプランというものを各都道府県教育委員会教育長宛てに通達をしました。そして、そこに不登校特例校に関して触れていらっしゃるしまして、全国300校の設置を目指すという内容がありますが、この通達を受けて、教育長にちょっとお尋ねします。COCOLOプラン、不登校特例校に関してのご見解はどうでしょうか。
- 議長（門田直樹議員） 教育長。
- 教育長（井上和信） 不登校特例校は、特色ある教育課程で教育活動ができるために、不登校の改善や児童・生徒の学習の場、居場所としては有効であることが報告されております。しかし、在籍している児童・生徒が登校できずに本格的な学習指導に取り組めない現状があり、一人一人の特性に合わせた指導が必要であると思っておりますけれども、教員が足りないなどの運営上の課題も報告されています。不登校特例校の設置のためには、十分な調査研究が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。
- 以上です。
- 議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。
- 2番（馬場礼子議員） 2025年春に今度、福岡市早良区で九州で2校目、不登校特例校ができる予定です。ネーミングも学びの多様化学校ということで、8月30日に変更するというふうに発表されておりました。そして、重要なことが、運営に支援実績のあるNPO、フリースクールの民間施設との連携を通しての体制構築というのが書いてありました。
- 今、フリースクールというワードが出ましたので少し触れますけれども、フリースクールは民間の居場所として今どんどんどんどん広がっていると思います。教育機会確保法では、学校に登校するという意味のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある、多様な教育機会の確保としてこういった教育支援センター、特例校、フリースクールなどがあって、それを活用して自立をしていってくださいということですが、そこでもやっぱりフリースクールなどの民間施設とかNPOと積極的に連携して、相互に協力、補完的な意義が大きいとされています。

ただ、国もフリースクールの必要性とか重要性というのは認識しているにもかかわらず、そして教育委員会のお立場で、なかなかちょっとフリースクールに関して発言しづらいと思いますけれども、フリースクール自体、明確な定義がなく、そして法的な根拠がないという存在で、公立小・中は無償の義務教育に対して、フリースクールの費用は月額、平均ですけれども3.3万円かかると言われているのが、一切国の補助はありません。ただし、地方自治体によっては、地方の実情に応じて補助金制度を条例で定めることができるということです。

例えばその一例を挙げますと、福岡県フリースクール支援事業補助金というのがあって、これはフリースクールの家庭への金銭援助ではなくて、フリースクール運営への補助金です。また、佐賀県杵島郡江北町では、民間フリースクールやそういったところに、今度は家庭への直接支援として、入学準備金を2万円とか、通所通信費を月4万円上限に助成をしています。予算が140万円という規模が小さいからできたんだと思いますが、ただ言いたいことは、各自治体の裁量ということです。フリースクール、その助成金というのは、今は何ておかしなことを言っているんだというふうに、そういう段階かもしれません。フリースクールだとか、援助をどうのこうのというのは、まだまだ一般化されていないかと思いますが、地方の実情に応じてフリースクールの補助金制度を条例で定めるところもあるので、本市は今後、フリースクールの利用者に対しての補助という形を検討してもらえないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員がおっしゃったように、現在太宰府市としては、フリースクールに通う児童・生徒への支援、これをももちろんしておりません。それと、フリースクールを太宰府市につくりたいという声があるというのも、私、聞いたこともあるんですが、なかなか自分でつukれないという声も聞いています。だから、フリースクールを立ち上げたいけれども、そちらへの支援というのも現在のところはできていない状況があります。

ただ、議員が先ほどおっしゃった県の支援があるんですね。福岡県フリースクール支援事業補助金、こちらはございます。残念ながら本年度の締切りはもう終わっていますが、来年度はまたこれもあるんですね。

ですので、もし太宰府市でフリースクールを立ち上げたいという方がいらっしゃれば、この補助金がありますよというお知らせはできるんですけれども、今すぐ市としてフリースクールに対する支援をするということは、ちょっと今のところは難しいかなと考えております。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ぜひご検討の余地があればよろしく願いいたします。

最後、子どもの権利条例に関してですけれども、ちょっとご回答で前向きに今もう取り組んでいるのを見まして、今までいろいろな議員さんたちがこの子ども権利条例についてはご発言されたりご要望なさっている成果かなと思います。私がだから今ここで言うことではないかなと思います。

ただ、やはり子どもの権利条例というのが、そういう子どもの権利条例を骨子として、いろいろな各自治体が施策を打ち出しているというところもあります。先ほどのハッピークローバーにしてもそうです。なので、ぜひ楽しみにしていますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの宗像市の子どもたちですね、85.3%が子どもは権利を持っているということを知っています。最後に全部ちょっと総括して、市長にお尋ねをさせていただきます。

本当、申し訳ない、今まで取り留めもなく、財源もめちゃくちゃあるわけじゃないのに、こうしてくださいというご意見、ご要望をお話ししましたけれども、本市の不登校児童・生徒の現状と対策、そしてこれからの時代、いろいろな学校の形があつていいと思ひています。フリースクール、またその支援、そして子どもの権利条例制定に関してのご意見をよろしくお願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もう馬場議員から様々ご指摘いただきましたし、これまでも累次にわたり各議員からもご指摘をいただいてまいりまして、そして私自身も自分自身の信念といひますか経験にも基づきまして、私も今まで振り返りますと、どこでいつ学校に行けなくなつていたか、学校に行きたくないと思つていた者の一人ですから、私も、決して楽しかつたわけではありませんでした。ですので、と言われると怒られるかもしれないんですけども、ですのでそういう意味では、むしろ浪人とかそういうちょっと学校からずれたときが、一番充実してたり楽しかつたという人生だつたものですから、そういう意味では子どもたちも、例えば就職氷河期の話とかひきこもりの話とかも最近職員の中で研修なんかも行いましたが、やっぱり今の子ども、昔の我々の時代とも全く変わつておりますし、どのような形で、もともとを考えると、やっぱり学校に全て6年間なり3年間なり、必ずそこでずっと閉じ込めておくということだけが社会にとって正しいのかという、違ふと。いろいろな生き方が当然あるでしょうし、そういう中でどういふ生き方の中でも、皆さんが意欲を持って子どもたちが伸びていく中で、新たな気づきなり才能なり、道が切り開けていくんじゃないかと。

そういう思ひで、我々としまして、恐らくいろいろ大野城さんとか宗像さんの話もされましたが、太宰府市、かなりおかげさまで最近報道で取り上げられるケースも増えてきましたし、大学と連携したキャンパス・スマイルとか、今回のぎんももひろばであるとか、様々新しい居場所づくりは、これまでのつばさ学級とかも含めてかなり充実してきたほうではないかと。先ほど来申していますように、子どもたちの様々な声を聞いてきた自治体の一つではないかという自負もありますので、そういうことが住みよさにつながつているところもあると思ひますので、そういうことも含めて、子どもの権利条例も今まではなかつたですけども、率先してやつてきたという自負もありますので、それを形にしていくということも1つ大事なことであると思ひますから、今関係各所といろいろ連携をしながら議論を進めているところですので、今後も意見をいただきながらやつていきたいと思ひています。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。財源には限りがあるので、重々承知してはいますが、子どもというのは社会の宝物でありますし、ひいてはこれからの将来の日本を担っていく一人一人ですから、不登校がきっかけで将来を絶たれたり、最終的には例えば生活保護とかそういう支援を受けるてんまつになるのに比べると、今まさに教育予算とか少しでも捻出して取り組んでいただきたいなというのがあります。

それと、ちょっと時間がないんですけども、最後に1つどうしても付け加えたいのがあるんですけども、見守りをしてくださっている方からのご要望です。小1のお子さんがランドセルが重くて登校を嫌がっているということです。幼稚園、保育園上がりの小1の子どもにとって、毎日が耐久レースだと。以前、私もSNSに投稿しましたが、ランドセル症候群、9割の子どもが重い、その平均の重さが4.28kg。そして、3.5人に1人が通学時に肩が痛い、首が回らないと言っています。そういうきっかけで学校に行きたくない。現にその子もランドセルを路上に放置して、登校しなかったとのこと。

福岡の孫の小学校は、家で使わない教科書、タブレットは持ち帰らなくていいということになって、すごく今、楽そうにしていますけれども、ぜひ太宰府でも改善をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 馬場議員、あと一分少々ですので、ご注意ください。

教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 荷物については、今学校に置いて帰っていいという指導もしておりますので、私も今議員がおっしゃったのはどの学校かがちょっと把握できてなくて申し訳ないんですが、基本的には以前のように全てを持ち帰らせるという指導は今のところしていない状況があります。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） ありがとうございます。ちょっと私のところに入った情報がそれだったので、お伺いしましたので、全学校にもしよかったら徹底をしていただきたいなと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで14時44分まで休憩します。

休憩 午後2時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時44分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

4件あります。

1件目、生活のための交通手段の確保について。

2022年6月に、多様化する高齢者の生活ニーズに応じてほしいという趣旨で、タクシー代の補助の可能性について質問しています。そのときの回答は、近隣の状況も参考に調査研究するというものでした。

その後、昨年の西鉄バス宇美線、この夏の同じく星ヶ丘線と、路線バス維持の困難な状況を思い知らされる出来事が続いています。沿線住民にとっては、それは寝耳に水と言っていいほど急に起きかねないということも分かりました。

一方、コロナ期に滞っていた地域公共交通計画の議論が活性化しており、貴重な指摘もなされています。あらゆる交通モードの総動員、きめ細かなニーズの把握の重要性などです。

市内の公共交通というと、まほろば号というのがまず思い浮かびますが、その持続可能性に市が危機感を抱いているのは、今月広報の特集からも明らかで、その危機感を踏まえた上でのニーズの把握や対策は喫緊の課題です。高齢者だけの問題ではなく、障がいのある方にとっての明日の我が身のあなたの問題でもあります。

市内公共交通の維持は、タクシーなど既存の交通手段の活用も視野に入れて考えるべきことと思われ、改めてタクシー利用の補助を訴えます。市の見解を伺います。

2件目、歴史スポーツ公園について。

歴史スポーツ公園に関しては、公園の台帳整備のこと、利用状況のこと、寄附された倉庫のことなど議会でも幾度か不可解な点が指摘されてきました。全て問題の先送り状況ではないかと考えていますが、先送りは矛盾を深めるだけではないかとおそれます。

最近になって、公園台帳整備の事及び指定管理者が有料施設の予約時間以外の時間帯に施設対応していることについて、県庁から進言がなされたと耳にしました。どのような内容で、どのような形式で行われた進言なのか、またその指摘に対してはどのように対応するのか伺います。

3件目、正確には子ども条例と書くべきでしたけれども、子どもの権利条例制定を求める署名について。

6月の一般質問で、市民からの署名等による提言に対してどう対応するかと尋ねました。内容に応じて適時適切に対応するとの副市長の回答でした。私からは、組織的な検討を行い、提案者や市民も交えて議論を進めるなど手順、手はずを示し、公の議論とすることで、市民の熱意に応じてほしいと述べました。すると、市長自ら、まずは提案された市民の気持ちに敏感でありたい。また、子どもや学生からの提案にしっかり予算をつけてやっていくということもしてみたいと補足されています。

現状では、さきの内容に応じという部分で、市長の意向が影響することになるでしょう。私

としては、自分の経験から、それは6月に述べましたが、それをもう少し客観化、制度化することを念頭に置いて行ったのが6月の質問でした。

さて、この8月に、子どもの権利条例ですが、これが正確には子ども条例の制定を求める署名が、副市長を通じ市長の元に届けられたと聞きました。安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、意見を表明する権利、これらをうたう子どもの権利条例は、6月に市長が補足された内容や、シングルマザーの支援を具体的に打ち出した太宰府市の方向性ともとても親和的な提言です。署名活動が行われたということで、内容が秘すべきものでないことも既に明らかです。内容に応じて次のステップに進む条件はクリアしているように思います。市民との協働を可視化するよいチャンスでしょう。まずは、署名の提出者にどう回答していくつもりかを伺います。

4件目、自衛隊への個人情報提供について。

太宰府市は、今年度も18歳もしくは22歳となる市民の住所、氏名、年齢、性別を自衛隊に提供しました。この件に関しては、国の法令解釈や事務執行が矛盾だらけと言うほかなく、私の見解ですが、にもかかわらず、唯々諾々とそれに従う自治体の姿勢は、地方自治の精神の対極にあると言わざるを得ません。

1つだけ資料に基づいて例を挙げます。普通、閲覧と提供は意味が異なりますが、これは令和3年度のことなのですが、防衛省は閲覧の名目で提供を求めています。大人のすることとは思えません。そんなことが、18歳の青年を念頭に言いますが、まさにこれから成人になろうとする若者を対象として行われています。君たちは一人前だと言ってあげるべきときに行われています。日本の未来を担うという言い方は先ほど馬場議員もされたように思いますが、日本の未来を担う若者を愚弄しています。あまりにも軽んじています。個人の軽視は社会の退廃につながると危惧しています。

市が若者に敬意を持って臨んだのか、2点確かめたいと思います。

1つ目、ホームページ等で個人情報提供のお知らせが行われました。が、それは17歳の若者であれば、誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのか、伺います。

また、自分を特定するに足る情報が知らぬ間に第三者に渡されるのと、理解した上で渡されるのと、どちらのほうが市民にとっては望ましいと考えるか、市の見解を伺います。

以上です。再質問は議員発言席で行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目の生活のための交通手段の確保についてご回答いたします。

地域公共交通は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性、活力のある地域の振興を図り、さらには観光分野においても欠かせない移動手段であります。

本市では、今後予想される人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納増加、運転手不足の



深刻化など、公共交通の維持、確保は容易ではないものと認識し、早期に地域公共交通計画や総合交通計画の策定に着手しておりましたが、予期せぬコロナ禍により中断を余儀なくされ、昨年度、課題解決に向け議論を再開したところであります。

国、県、公安委員会、交通事業者、自治会の代表者、観光関係者、識見を有する方々などで構成しております太宰府市地域公共交通活性化協議会は、昨年度と今年度で複数回開催しており、今年度の地域公共交通計画策定に向け、議論、検討を重ねておりますので、タクシーの活用など具体的な交通施策につきましても、総合的な施策体系の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、タクシー利用の補助につきましては、心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げ、日常生活の利便を図ることを目的に、タクシー利用料金の一部、初乗り運賃を助成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。地域公共交通活性化協議会の記録は、私も読ませていただきまして、そこでも言いましたけれども、なかなか興味深いものであったと思います。

そこで、ご回答についてまずちょっと質問ですけれども、末尾のほうで、タクシーの活用など具体的な交通施策については総合的な施策体系の中で検討してまいりたいということでしたけれども、この場合、総合的な施策体系というのは、この計画のほかにも立地適正化計画とか総合交通、ちょっと正確な名前は忘れましてけれども、それらを含めて総合的な交通政策体系の中で考えるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） ほかに今回、地域公共交通計画とはちょっと違いますが、総合交通計画というのがございまして、もちろんそれとも関連はございますが、地域公共交通計画の中で、一応今のところ基本方針として、誰もが使いやすい公共交通の構築、そして持続可能な公共交通の構築ということで、今それぞれ案でございまして、目標、またそれに対する成果指標とか、あと施策等を今検討しております。この中で、国のほうも考え方としては、まずは既存のエリア地域の輸送資源を最大限活用しながら、この計画策定といえますか、この目標をということでうたわれておりますので、そういう方向性で協議会の中で今議論を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ということは、少なくとも取りあえずはこの計画の範疇で考慮していくことが可能であろうという意味だと理解しましたけれども、最後の部分で、心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げということでしたけれども、これは社会活動の範囲を広げることに大切さを置いてのことだと思うんですが、ということは、社会活動に困難を覚える

ことが、交通環境の事情で困難を抱えているという人があった場合には、同じような施策を取る可能性は否定はできないというふうに取りあえず考えておいてもよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 地域公共交通のまず計画でございますが、まずは地域にとって望ましい公共交通の在り方と申しますか、サービスも含めたところでの在り方を示すマスタープランという位置づけになりますので、その先の細かな例えば施策につきましては、先ほど申しましたように、今既存の福祉の部門で対応しているような施策とも組み合わせながらということにはなるのかというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 昨日来、様々な質問の中で、市民のニーズを調査するというのが、長谷川議員が交通に関しても言われていたかと思えます。そのほか障がい者、高齢者の方々について、あるいは一般には市民意識調査のことで出てきたかと思えますけれども、この活性化協議会の中で、繰り返しと言っていいぐらいだと思えるんですけども、細かい具体的なニーズをしっかりと把握することが、これからの交通政策というか、公共交通を形成していく上ではとても大事だということが言われていたかと思うんですが、そのときに事務局説明で、策定までは市民参画という観点でいうと、パブリック・コメントは予定しているということでしたけれども、細かい実情を把握する、地区単位とか校区単位という以上に、もう町に入り込んでの調査のようなイメージになるかと思えますけれども、それはやるとすれば策定後になるというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） いろいろそういう意見と申しますか状況、ニーズをつかむ方法は様々あるかと思えますが、今現状におきましては、パブリック・コメントは今、今後の見込みの中ではちょっと検討しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 細かい実質的なニーズを探るというのは、交通のことだけではなくて、地域共生社会をつくるというような観点からいっても、大切な手法になってくるかと思うので、ぜひそれは念頭に置いた上で計画策定、その先に向けて仕事をしてほしいなと思えます。

1つだけ紹介しておきますが、近隣ではありませんけれども、埼玉県和光市というところがやはり交通計画をつくり直す、交通体系をと言ったほうがいいのか、中で、限定的な形ではありますけれども、タクシーの補助、たしかバス停より300m離れたところにいる人というような限定で、そこには郵送でタクシー利用券を送付するというような試みもしている聞いています。交通が厳しくなることは分かっているだけに、細かいニーズに適應するという点では、そうした事例も参考に研究を進めていただければなと思えます。

1件目はこれで。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目の歴史スポーツ公園についてご回答いたします。

歴史スポーツ公園につきましては、県民の方から歴史スポーツ公園について相談を受けた福岡県公園街路課の担当から、次の2点について連絡を受けております。

まず、1点目の歴史スポーツ公園の運動施設の面積を示すことにつきましては、公園台帳をより正確なものにすべきと公園街路課の担当からアドバイスを受けております。本市も既に公園台帳の整備の準備を進めていたところであり、できるだけ早く整えるよう取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、2点目の有料施設の対応についてですが、こちらにつきましても、福岡県公園街路課の担当から連絡を受け、仮に適正に予約管理が行われていないならば、適正化に努めるようアドバイスを受けました。

当方といたしましては、これまでも指定管理者を通じ適正に予約管理を行ってきたところでもありますし、今後につきましても、多目的広場の適正な利用に努めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） この質問は、進言の内容と、どのように伝えられたかということと、それに対してどう対応するかと、この3点きちんと答えていただければ、基本的にはよしということなんですけれども、その上でちょっとお尋ねしますけれども、まず公園台帳整備のほうなんですけど、私、実際連絡を取られた方のやり取りなどをちょっと拝見させていただいたことがあるんですけれども、そこでは公園台帳の開示に応じられない状況というのが基本的にはよろしくないのではないかということをお聞きされていたかと思いますが、公園台帳の整備の準備を進めていたところだということで、準備が終われば開示できるということなんですけど、できるだけ早くということでしたけれども、いつ頃までにといようなめどは持って動いているのかということをお聞きします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 昨年度から公園台帳の整備と申しますか、中身を点検して、これまでのいろいろな資料も含めて今精査を行っているところでございます。できるだけ、現状におきましては、今回の県からのアドバイスも含めまして、できるだけ早くというところで作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私は専門家ではないので、どれくらい時間がかかるかということはおおよそ私からは言えないんですが、ただ古い施設であることを思えば、一刻の猶予もないということではあるかと思っております。

といいますのも、この件は倉庫のことを以前私も一般質問で取り上げたときに、こんなことではフェアなことができないということを言っていますが、客観的な情報の整理は、行政の公

平さを保つ基本前提だと思いますので、そのつもりで早急に整えていただきたいと、これは申し上げておきます。

有料施設の利用のことで、これは多目的広場のことだということは、形式上はここで初めて知ったことになるんですけども、伝えられた内容は分かりました。市の対応としては、これまでも指定管理者を通じ適正に予約管理を行ってきたところなのでということですけども、ということは、格段今後対応する必要はないという認識でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほど申しましたのをちょっと補足させていただきます。

歴史スポーツ公園は管理人がおりまして、指定管理者の方に聞き取りを今回改めて行いまして、予約時間以外の使用はなかったということでの確認はしている中で、1点だけちょっとありますのが、議員さんも行かれてお分かりになるかと思いますが、多目的広場のほうに掲示板をしております。今日使われる団体さんの名前とかを書いているかと思うんですけども、ちょっと調べましたら、修正が、要はネット上の修正がありまして、それを書き換えるための時間差といいますか、そういうのがあったのをそういうふうに捉えられているんじゃないかということで、私どもが調べる限りはもうそこまでしか分かりませんが、一応そういうことで、今後はこのようなことがないように、時間差がなるべくないような手続をもう少し考えていこうということで、指定管理のほうには話しているということです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 多くの時間があるわけではないので、一言だけ申し上げておきますが、恐らくは、私、質問の文章の中では、施設対応が時間外にというような書き方で、必ずしも予約管理だけの話ではないのではというつもりで言葉を選んだんですけども、予約されている時間外に、これは以前にも議会で出てきたことがあろうかと思いますが、鍵の対応であるとか、施錠を解くとかといったようなことも含めて、単なる予約管理ではなくて、実態として使えるような対応というようなことが含意されたように思いますので、そこは県では確かめようのないことでしょうか、市としてちょっとしっかり見直しをしていただきたいと思います。

この質問についてはほかにも言いたいことはあるんですけども、最初に内容と形式と対応を答えていただければよしとしたというのは、私自身は一切そのことを質問の中で言わなかったもので、市が自らの口でこういう問題があって、これにはこうすると言ったという形にさせようと思った質問ですので、責任を持って、時を置かずに対応を進めていただきたいと思います。

その上で、みんなが納得する公園づくりに、公園のことは施政方針の中でも言われていたもので、新しい在り方を模索すると。ぜひその基礎準備を今年度中にはできるというぐらいのつもりでやっていただかないと、施政方針に申し訳がないかと思しますので、頑張ってください。

2件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 3件目の子どもの権利条例制定を求める署名についてご回答いたします。

本市では、平成6年に人権都市宣言を行い、翌年に太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定しました。また、子どもの人権問題についても掲載しております平成22年策定の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を令和4年12月に改定し、時代に沿った人権施策の取組を明らかにし、市としての子どもの人権を守る具体的な取組を打ち出しているところです。

子どもの権利に関する条例につきましては、本年度重点事業として、基本目標、太宰府の底力総発揮構想の下、条例の制定に向け検討を進めていくこととしておりまして、まずは市内の組織を横断した関係課会議を立ち上げ、条例制定を前提に、専門家や当事者である子どもたちの意見をどう取り込んでいくかなど、具体的な策定手順の検討を始めてまいる予定としております。

また、このような市民の皆様からの要望につきましては、可能な限り誠実に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。先ほど馬場議員が質問してくださったので、あらかたのことは分かっているので省略できてうれしいんですけども、省略することができないところがありまして、最後、誠実に対応してまいりますということでしたけれども、条例制定を前提に動くということは、もう明言されているのでいいのですが、今回私が前回に続き取り上げたのは、実際に署名を出された方がいるというのがあるので、市が誠実に動くというのは、内容的には誠心誠意やるというふうな回答であったと理解していいと思うんですけども、形の問題ですが、ちょうど市のこのタイミングで町なかからも声を出してくださった方に私は返事をすべきだと思うんですけど、どのような回答をいつ頃ならできそうかというようなことを、まずは、これは市長からになりますかね、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 正式に何かルール化を図ったわけではないんですけども、ちょっと今回改めて、署名を受けたことをどのように管理といいますか、決裁といいますか、そういうことをどのような形で受け付けた形にするかということからまた改めてちょっと話したところです。今までは実は署名簿にそのまま決裁マークをつけて押すような形だったんで、いただいたものに直接押すというのも失礼な話かなと私も思っていたものですから、そういうことをまず表書きを作って、まずは受け取ったという形にすることから始めています。

そうした中で、やはりどのような形で答えていくかということなり、進めていくかということ、事案にもよって異なってくると思いますが、いずれにしても、やはり前回の議会で

も申しましたけれども、わざわざそのような形で署名をお集めいただいて、そうした思いを持って市民の方から、これはお一人であろうが複数であろうが私は変わらないと思っているんですけれども、そうした方々にどのような手続でお答えをし、最終的に結論といいますか、形にしていくか、これは非常に重要なこと、大事な手続だと思っていますので、進捗も見ながら、どのような形でしていきたいかを誠実に考えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ということであれば、実質的な今後どうしていくということは、今回こういう形で返事をいただいたようなことにはなろうかと思いますが、もう一つだけちょっと、1つだけかな、伺いますけれども、具体的な策定手順の検討を始める予定だということですが、今年度の基本構想から考えていたというように馬場議員に対する回答であったかと思うので、年度内で、策定手順の検討までは少なくとも年度内には終わるのかなという気がするのですが、そのようなペースで、今何と言われましたっけね、庁内の組織を横断した関係会議などが立ち上がり、いついつまでにここまではというような話にはなっているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 実は、数年前からビジョン会議の中で委員の方がかなり提案を真摯にされておられまして、そうした中でやはり重要な観点だということは常々我々も共有をしてきておりました。そうした中で、まずは条例も大事なんですけれども、子どもの立場でいろいろな居場所づくりなりそうしたこと、まずは実際のそうした場づくりをしていこうということにまずは重きを置いてやってきたところなんですけれども、そうした署名なり議会での度々の提案の中で、やはりそうしたものを形にすることも重要だということを改めて思っているところでありますので、形づくりは年度内に十分できると思いますし、ただ実際に条例がどういう段階で皆様にお示しできるか、その前にどのような形でご意見を聞いていくかなども大切な視点だと思いますから、そうしたことも、ほかの様々な課題もありますので、そうしたことも全体的に見ながら進めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） まずは実行からというお話だったので、その後、条例をつくるということは、形にしておいたものをきっちりと後に残していくという意味合いを持つかと思うので、であるならば、庁内では既に話し合いが始まっているということですが、町なかの理解というのがやっぱり大切になろうかと思っておりますので、子どもの意見をどのように取り組むかというようなことも含めて考えているというお話は先ほどもありましたけれども、やはり、これは以前もここで言ったことがあるような気がしますが、子どもの権利は大人に責務を生むという考え方があるようですので、大人の理解も深めることが不可欠かと思っております。でない予算がつかいせんから、そういう視野でやっていただきたいと思っております。

今ここで部長や市長が言われた内容というのは、公式なことではなくても、こういう心積も

りだよということと、年内に体制をとるか、手順とか、までは何とかなるということも言われていましたので、そこはぜひ署名をされた方に早めに伝えていただければ、彼ら彼女らもそれを受けての動きということができるというふうになろうかと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願いいたしますと思います。

そうですね、幸いにして筑紫女学園大学の学生さんたちなど、市内には積極的に力になってくださる方々もたくさんいるので、ぜひ町なかのみんなの財産にできるような条例づくりに進んでほしいと思います。

3件目はこれで終わります。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 4件目の自衛隊への個人情報提供についてご回答いたします。

まず、ホームページ等で個人情報提供のお知らせが行われましたが、それは17歳の若者であれば誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのかについてですが、市のホームページにおいて、当初は5月22日に、5月23日から6月14日まで除外申請の受付を行う旨、公表いたしました。より多くの市民の皆様へ周知できるよう、7月28日までに受付期間を延長し、広報「だざいふ」7月号等での周知も行ったところです。

なお除外申請に当たっては、対象者本人のみならず、法定代理人または法定代理人以外の代理人からの申請の受付も可能といたしたところです。

実際に申請があった方の内訳といたしましては、18歳になる方8名、うち代理人からの届出8名、22歳になる方6名、うち代理人からの届出1名、合計14名となっております。

これらの結果も踏まえ、17歳の若者であれば誰でもストレートに十分に理解できるように心がけた内容であったのかのご質問についてですが、理解しにくい等のご指摘については真摯に受け止め、市からのお知らせをする際には、市民の皆様のご意見を参照し、伝わりやすいように工夫してまいります。

次に、自分を特定するに足る情報が知らぬ間に第三者に渡されるのと、理解した上で渡されるのと、どちらのほうが市民にとって望ましいかのご質問についてですが、国または地方公共団体の機関からの住民基本台帳の閲覧は、事後であります。年に1回の閲覧記録の公表が法的に求められているため、当市も毎年公示を行っており、今年度からはホームページでの公表もいたしております。

今回除外申請制度を設けたことで、市民の皆様のご理解をよりいただくとともに、提供を希望されない方への可能な限りの配慮を行った次第です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） その前の発言席できつい表現を用いましたが、これは市に対する注文と、国のやり方に対する激烈な怒りとあるので、それを両方入れていますので、激烈な部分はどちらかという国に向けられたものだと思って聞いていただければいいかなと思います。

言いたいことはもう幾らでもあるので、ごくごく限ったことしか聞きませんが、まず

回答に対して感想を一言だけ言っておきます。まず、1点目の質問として書いたストレートに理解できるのかというのは、これは伝え方の工夫ではなくて、内容が文句なしのものなのかという意味です。選挙権を持つ年齢の人に読んでもらうので、ごまかしがあってはならないという意味合いの質問ですので、それについては後で述べます。

2つ目の質問は、では、要するに読み手が1つ目の質問で想定しているはずで、若者ですね。彼らを一人前として扱うのかということですね。これから大人になる彼らに、自分の判断で自分の情報を伝えるのがいいというのか、それとも知らぬ間に行くのがいいのかという質問です。これはわざと子どもの権利条例の後に置いた質問でして、子どもの権利をしっかり身につけて18歳を迎えた子どもに対して、私だったらこんなことはしないというつもりで、これを後に置いています。

それだけ述べた上で、ホームページやSNSということで、取りやすいのでホームページの文章を持ってきているので、ちょっと質問しますね。その伝えた内容についてです。自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供についてと、これですけれども、まず最初の一文だけ私が読みます。自衛隊は、地方公共団体と協力して、被災地支援などの公益性の高い重要な任務を担っており、自衛官の募集に当たっては、太宰府市も法定受託事務として協力を行っています。これは、昨日神武議員に対する市長の回答を、前半部分、自衛隊は云々というところはなぞっているような内容になっていますけれども、まず末尾の太宰府市のことで、太宰府市も協力を行っていますということですが、この協力とは、対象者情報を提供しているということを示して協力だと書いているのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私もちょっと改めて今回、6月議会からもですけれども、担当なり自分なりに調べていますけれども、要はこの協力は、名簿のもちろん今回の提供もそうですけれども、例えば看板の設置であるとか、そういう募集のパフレットの配架であるとか、そういうのも含めて協力ということで捉えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 法定受託事務として協力を行っているということなので、それらの協力は全て法定受託事務として行っているという文章だと理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 市長がご答弁申し上げました内容は、法定受託事務として行っている内容でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 情報提供についてもそうだとということですね。

では、17歳になったつもりでこれも持ってきたんですけれども、法定受託事務、この中にも説明があります。高校生向けの用語集ですね、現代社会の。ちゃんと地方分権一括法の後の内容になっています、古本ですけれども。ちょっと説明に不満があるんですけれども、それは置



いという、法定受託事務と、恐らく高校生は調べますね、自分のことだと思えば。法定受託事務とは何かということをまず説明していただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 国が果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律またはこれに基づく制令に特に定めるものと認識いたしております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） たしか今のは地方自治法の表現ですかね。総務省が法定受託事務を説明しているものが、検索すると大抵真っ先にかかってくるものがあるんですけども、その中に幾つか今のに加え、その解釈だということになるかと思いますが、必ず事務処理が義務づけられると、法令によって、という内容が書いてあるはず。法令のことは今高原部長が言われましたけれども、必ず事務処理が義務づけられると。これは義務づけられるのは誰かということをまず教えていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 国からの義務づけということになるかと思いますが。

（「誰に」と呼ぶ者あり）

○市民生活部長（高原寿子） 地方自治体ということです。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 先ほど部長の説明にありましたように、国としての事務なので、言ってみれば統一的な扱いが求められると。ということは、自治体によって差があることが法定受託事務で行われてはおかしいのではないかと思います。これ、地方自治法の基本中の基本の事柄なので、市長以外の方に答えていただければ。というのは、自治体が義務づけられるということは、法律上は市長がということになって、市長は当事者ですので、事務方のどなたか自信を持って答えられる方に、法定受託事務がまちによって取扱いが異なることがあり得るのか、説明していただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 戸籍事務であつたりとか国民年金事務であつたりとか、自治体によって違いがあつてはおかしいという話になるかと思いますが。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 要するに自治体によって違いがあつてはならないということかと思いますが、ということは、各まちの行政組織、執行部であるとか市長が、それぞれの判断で対応を変えるということは想定されていないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） おっしゃられるとおりでと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 昨日、神武議員に対する回答に、今回名簿を提出したということについて、市長の判断で行ったというご回答があったかと思いますが、今の自治体による差異が基本的にはないはずだということと、昨日市長が自らの判断で今回の提出を判断したと。実際、合議した記録がこの件に関しては一切残っていないので、合議した跡はないということは、法律によって対応が自動的に決まったか、もしくは市長が言われるように市長の判断で行われたかどちらかですが、両者は矛盾すると思うのですが、30秒ほどで説明できる方がいれば、ぜひ説明していただきたいと思います。矛盾なので、簡単をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 30秒で、ちょっと超えるかもしれませんが、今回本当に職員ともかなり話は、今回の答弁なりそういうことに対してしてきまして、やはり公務員的というか、担当としましては、情報を提供するという自体は一緒のことなので、閲覧にしても紙の提供にしても、もっと言うとデータの提供にしても。ですからそこは一緒だと、情報の提供は一緒なんだと。一方で、その出し方がそれぞれちょっと異なりますので、その判断として紙で出すという判断を私としてしたというような説明であります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 法定受託事務が全国で統一的な処理を確保するというのであれば、その法定の中で、もしくは施行令になろうかと思いますが、これから言う内容であれば、紙とかなんとかそういうことは問わないと、延々と二重三重の括弧の中で普通法令は書きますね。なので、それは市長が気にされる、判断する必要は恐らくないと思います。自衛隊法ほかのところを読んでも、非常に細かく書いてありますので、ここだけそんな曖昧——実はもっと曖昧なところがあるんですが——なことはまずあり得ないだろうと。そんなこと言わなくても、法定受託事務の定義と昨日の説明とで明らかな矛盾だと思います。

私は、市長の判断内容をどうこう、個人的な見解は先ほども言いましたけれども、判断内容についての是非ではなくて、市長が判断したということ自体が間違いであると言っておきたいと思います。地方自治体としてはあってはならないこと、これが一番言いたいことです。

もう一つ、幾らでもあるんですが、先ほど読んだ続きで、自衛隊では、毎年募集対象者に対して募集案内を送付していますと書いています。この文章は送付と書いてあったり、配布と書いてあったり、郵送と書いてあったり、表現がばらばらなんですけど、どういうふうに使われているんでしょう、18歳、22歳の若者の名前が。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 自衛隊の方からはポスティングで配布しているというふうに伺っております。

すみません、ご指摘のホームページにつきましては、ばらつきがありましたので、点検させていただきますと考えております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ポスティングということですね。多々言いたいことはあるんですけども。それでは、この提供のありようについてなんですけれども、1,400ほどの名前が提出されたということなんですけれども、自衛隊が希望している数、希望するとしてきたのは約2,000と、これは記録を見させていただきました。令和2年かな、まだ提供する前の閲覧のときですけども、閲覧した数が600幾らだったと思います。これは先ほどの解答にもあったように公表されていますので。閲覧で600得ていたもので2,000欲しいとって1,400と、数字に大きな開きがあるんですけども、住民基本台帳法で目的外利用というようなことにたしかなっていたかと思うんですけども、必要な限りにおいてという書き方があるはずなんです。必要な限りで目的外利用が認められるということなので、全員を出す必要があるのかということと、ポスティングであるならば、ちゃんと全員にポスティングされているのか、そのことについて自衛隊に確かめたことはあるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） ポスティングをしているということについて確認を行ったことはございません。お伺いだけでございます。

人数の違いでございますけれども、令和2年度は高校生男女ということを対象で、その後につきましては17歳、22歳です。対象としているところの人数の違いでございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） もっときっちり確認していただきたいと思います。どのように使われるかですね。ポスティングだということは、その人がどのようなところに住まわれているかということ、自衛隊さんが第三者にポスティングを依頼するということは多分ないと思いますので、あるべきではないという気がしますので、自自行かれていると思いますから、だとすれば、これは実際にどのようなところに住んでいるかを見るということ、でなければ郵送でいいので、考えられているのかもしれないと、私が高校生だったら思います。

そういうところを配慮していただきたいんですが、と言った上で聞きますけれども、住民基本台帳法というのがありますが、市が管理している住民基本情報は住民基本台帳法の下で管理しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 議員がおっしゃられたとおりだと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 以前は自衛隊は、住民基本台帳法に基づいて閲覧請求というものを出していました。書類を見させていただきました。去年と今年は住民基本台帳法には一言も言及もなく、自衛隊法に基づいて資料として要求すると、申請するということになっていますが、住民基本台帳法でこれが提出することが可能かということについては合議がなかったようですが、合議としては、会議としてはなかったようですけども、住民基本台帳法は提出を可能だというふうに、法定受託事務であると認めるのならば、どこかしらで出せるというふうに書い

てあろうかと思うんですが、その点についてご教示いただければ。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 令和3年2月5月の防衛省、総務省の連名で、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてと題された通知の中で、住民基本台帳の一部を写しを国へ提出することについて実施可能であることが書かれております。これに基づきまして本市の判断をさせていただいたところになります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 技術的助言と言われるものであったかと思えますけれども、私が先ほど聞いたのは、住民基本台帳法は提出を可としているかという質問です。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 通知の中に住民基本台帳法ということで書いてございますので、そのように認識いたしております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 私は住民基本台帳法の文言で尋ねたので、それに対して通知で回答されるということであれば、住民基本台帳法は読まれなかったのかと思わずにいられないんですけれども、繰り返しますが、住民基本台帳法上、住民情報の提出は可能なんでしょうか。第11条だと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 住民基本台帳法第11条の規定に閲覧がございます。今回の提供につきましては、その閲覧の中に含まれるというふうに解しております。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 閲覧であるにしても、自衛隊側から提出の申請書というのが来ているかと思いますが、その申請書の書き方の例示の中に、法令上、何に基づいたこのような事務に、法令上、この根拠に基づいて提供を申請するというようなことがあります。先ほど言ったかと思えますけれども、そこに住民基本台帳法は文言はなかったはずなんです。令和4年と令和5年は。ので、であれば、自衛隊側としては、住民基本台帳法を考慮することなく、自衛隊法とその施行令のみに基づいて、住民基本台帳法の下で管理されている住民基本台帳の情報を申請したと、文書上はそうになっているかと思えますので、確認しておいていただきたいと思えます。

以上、細かいことを述べましたけれども、端的に言うと、地方自治体としては、国が求めてきたことについて、これは法定受託事務とは言えないだろうということを最初に申しましたけれども、であれば、自治事務として自分たちの自治体で法令を解釈して、これはやっていいことなのかどうなのかと判断すべき事柄だと思います。

今回、除外申請を設けるに当たって、きっかけの大きなものに5月11日の西日本新聞の報道があったかと思えます。まず間違いなくあったんだろうと思えますけれども、そこで、長崎県

大村市だったと思いますが、大村市は、先ほど高原部長が言及された通知を出す前に、地方からの要請ということで通知を出してほしいという自治体と、法律上はつきり定めてほしいという自治体とがあったんですね。法定受託事務ということであるならば、後者の法律で定めるということを国がしていれば、今回出たとしても、悔しいけれども仕方ないと私でも言うんですが、国は通知で済ますということをしています。

私見では、法律としてつくることはできないという判断をしたんだと思いますけれども、大村市は通知だけでは対応できないと。でも、この時点で通知に従って出すことにしたというまちなりもありましたけれども、対応が分かれたと。つまり、法定受託事務とは言えないと。それは先ほどの通知が技術的助言というふうに明記されている点からも、これは自治事務に対して出されるものなので、法定受託事務ではあり得ない。自衛隊が何と言おうと、地方自治法と例えば住民基本台帳法とか自治体が依拠する法律にのっとれば、そう言うしかないレベルの内容だと思います。

この説明はちょっと物足りなさを感じたとは言いましたが、高校生でも関連する条文を1時間読めば、恐らく私と同じ結論に達すると思います。それぐらいはつきりしない根拠によって未来を担う若者の住所と名前が出され続けるということは、自治体としてあってはならない。それは法的な問題ではなくて、町が市民を守ってくれなかったら、誰か守ってくれるんですかと。

防災とかの話もありましたけれども、同じようなレベルの問題だと思います。国の言いなりにはならず、ちゃんと自分たちで法律を読んで、これでいいのかということ議論してほしい。それは、今回この前に3件言いましたが、その全てに共通して感じていることでもあります。

幾らでも言いたいことはあるんですけども、この辺にしておきたいと思いますので、来年もし提供するという判断をするのであれば、私を完璧に論破してからやっていただきたいと思っています。

これで終わります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩します。

休憩 午後3時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔3番 今泉義文議員 登壇〕

○3番（今泉義文議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1 件目は、高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについてです。

警察庁によりますと、特殊詐欺の件数は平成29年をピークに減少傾向が続きましたが、令和2年から増加傾向に転じています。令和4年では、65歳の高齢者が特殊詐欺に巻き込まれる割合が68%を超えています。また、給湯器の点検商法や、火災保険が使えると誘う住宅修理契約トラブルなど、高齢者が様々な詐欺や消費者トラブルに遭遇するケースがあります。

前半の特殊詐欺につきましては、6月の定例会で橋本健議員が質問され、執行部からご回答をいただいていますので、今回の一般質問では、後半の消費者トラブルについてお聞きします。

今回この質問をさせていただくのは、市民の方からのご連絡によるものです。知り合いの方が、給湯器の点検で業者が訪問してきて、高い金額を請求されたということでした。最終的にはその契約はなかったものにできたということで、支払いは発生しなかったとのことでした。

その方は、市役所2階の消費生活センターにも相談に行かれたとのことでした。業者が言葉巧みに説明するから、高齢者世帯はつい契約してしまうんだよと言われていました。給湯器の件については、少なくとも3件は聞いたとのことでした。ほかの先輩議員と話をしていましたら、給湯器の電話がうちにもあったわよと言われていました。近隣で給湯器点検修理に関する電話連絡、訪問が起きているようです。

高齢者が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするという観点から、2点伺います。

1 項目め、本市における高齢者の詐欺被害や消費生活相談の現状について。

2 項目め、市民が詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応について。

2 件目は、防火体制の整備についてです。

世界各地で山火事が相次いでいますが、鎮火のために手を施すことができない状況に陥っているように感じています。

市民生活の安全・安心も大切ですが、太宰府市には有形文化財としての建造物が13件あります。路地が細いところも見受けられますので、消防車が入って消火活動ができるのだろうかとも思います。万が一、火災が発生した場合、それらの文化財を守ることができるのかという思いから、2点伺います。

1 項目め、有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状について。

2 項目め、防火水槽などの設置計画について。

以上、よろしくお願いたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 1 件目の高齢者の詐欺被害や消費者トラブルについてご回答いたします。

まず、高齢者の詐欺被害について回答いたします。

1 項目めの本市における高齢者の詐欺被害の現状についてですが、筑紫野警察署管内における本市の特殊詐欺件数は、令和 2 年が 5 件で被害額が約 1,120 万円、令和 3 年は 13 件で約 1,480 万円、令和 4 年は 5 件で約 200 万円、令和 5 年は 1 月から 6 月までが 3 件で約 300 万円となっております。

被害の傾向といたしましては、福岡県内で 65 歳以上の特殊詐欺被害者は令和 2 年が 71%、令和 3 年は 89%、令和 4 年は 77% となっており、高齢者の方々が圧倒的多数を占めております。

このような現状を踏まえ、今後につきましても筑紫野警察署と連携を取りながら情報収集に努め、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2 項目めの市民が詐欺に巻き込まれないようにするための市の対応についてですが、昨今の情勢を踏まえまして、市民の防犯意識の向上と啓発活動に取り組んでおります。まず、防犯意識の向上のため、市のホームページへの掲載のほか、防犯専門官による出前講座、広報「だざいふ」の防犯だよりの活用、校区ごとの防犯防災部会においての情報提供、さらには筑紫野警察署、筑紫野・太宰府防犯協会、警友会と合同で、年金支給日である偶数月の 15 日に市内の銀行入り口において啓発品やチラシ配布などの街頭啓発を行い、注意喚起をしております。

今後も引き続き関係団体と連携し、先進事例などの情報収集を行いながら、積極的に防犯活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 続きまして、高齢者の消費者トラブルについてご回答いたします。

まず、1 項目めの本市における高齢者の消費生活相談の現状についてですが、消費生活を取り巻く環境は、情報通信技術の高度化、国際化等により大きく変化し、様々な新しい商品やサービスが次々と登場しており、そうしたことから、消費者トラブルは誰にでも起こり得ることと言えます。とりわけ、高齢者や障がい者の消費者トラブルは、発見が遅れることで深刻な被害になりがちで、消費者トラブルに巻き込まれた場合、財産被害による生活困窮につながり、その後の生活が成り立たなくなる事態にもなり得ます。また、被害に遭った自分を責め、心に傷を負い、家族や周りの中で孤立する状況を生むなどの精神的被害を負うこともございます。

高齢者の消費生活相談の現状であります。本市の消費生活センターに寄せられる相談者や当事者の多くは高齢者であり、令和 4 年度は全体 500 件の相談の約半数が 60 代から 90 代の方からの相談でありました。

給湯器の点検商法に関する相談につきましては、昨年度は 1 件でありましたが、今年度は 7 月中旬から徐々に相談が寄せられ、特に 8 月上旬から中旬にかけて相談が増えてまいりました。これまでに 18 件の相談が市消費生活センターに寄せられております。相談内容は、いずれも契約後の契約解除に関する相談でありましたが、一部はクーリングオフの期間経過後に相談をいただいております。契約解除に至らない事例もございました。

また、火災保険で屋根の修理に関する契約解除の相談につきましては、2 年前の令和 3 年 8

月に1件ございまして、相談いただいた後、クーリングオフにより契約解除に至っております。

次に、2項目めの市民が消費者トラブルに巻き込まれないようにするための市の対応についてですが、消費者トラブルに巻き込まれないようにするために、まずは未然の防止が重要でありまして、迅速な対応や注意喚起に併せて、早い段階からの消費者教育や消費生活の話題に触れる機会づくりが必要であると考えています。市の対応であります、市消費生活センターに専門の相談員を配置し、相談を受け付けているほか、市ホームページや広報にて、トラブルに巻き込まれないための注意喚起を行っております。

また、民生委員、ケアマネジャーや保健師、自治会や隣組など、消費者トラブルの見守りにご協力いただいている関係者や団体を所管します市内の関係部署にて消費者安全確保地域連絡会議を設置しており、トラブルに関する事例などの情報を共有し、部門を超えた密接な連携を図っています。

そのほか、消費者啓発活動といたしまして、今年度は消費生活センターの相談員による出前講座、見守りに協力いただいております関係者を対象とした講演会の開催、市民を対象といたしました街頭啓発や公共施設でのパネル展の開催を予定しているところです。

給湯器の点検商法に関する市の対応であります、まずは注意喚起のチラシを作成いたしまして、8月下旬から関係課窓口での配架のほか、地域包括支援センターのプランナーや保健師が高齢者宅を訪問した際に配布するとともに、各自治会には隣組回覧板にて周知をお願いしているところです。さらには、広報10月号にも、点検商法によるトラブルに巻き込まれないための注意喚起の記事を掲載することとしております。

今後も消費者トラブルに巻き込まれた場合や不明な点がある場合は、市消費生活センターにご相談いただくよう周知啓発に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございました。消費者トラブルに関してでございますけれども、今回給湯器の件で相談があったとき、私も市のホームページを拝見させていただいたんですよ。そうしましたら、給湯器の訪問販売の相談が急増しています。突然給湯器の無料点検をしているとあって訪問や電話をし、点検の結果、経年劣化をしている、新しい給湯器に交換しないと危険。給湯管がさびている、このままだと壊れるなどの不安をもち、高額な契約をさせる点検商法の相談が市内で急増しています。これはもう素早い対応だなと私、思ったんですよ。

ただ、このホームページなんですけれども、ホームのところから分類で探すとか、だんだん下のほうに暮らし情報、防災・防犯・安全、そして消費生活とだんだん中に入っていくと分からないホームページということで、せっかくホームページに掲載していただいているんですけども、高齢者の方がまず見るんだろうか。やっぱり告知としては、ホームページは簡単なツールかもしれませんが、私は本当はチラシとかを使って、隣組とか自治会とかで回

してくださいと言いたかったんですけども、もう既に対応していただいているということで、本当に今回はすばらしい対応をしていただけたなど、さすが太宰府市。日経B P社では、九州・沖縄では住みよい街ランキング1位を取った地域だと思いました、私。市長の日記にいろいろ出てきて、日経B P社の住みよいランキングとかというのがありましたので、中身を見させていただきました。

チラシができてしまったので、私が今後何を言おうかということもありましたけれども、そして今の説明の中に、民生委員さんとか地域の保健師さんとか、特殊詐欺のほうでしたけれども、金融機関で年金の偶数月にチラシを配布したりとかということで、このあたりもしっかり対応されているなという印象を覚えました。

私も、これは消費者庁から出されている高齢者、障がい者の消費者トラブル見守りガイドブックというのがあったんですね。こういう問題がどういうところで解決とか事例とかあるのかなというのをちょっと調査させていただきました。そうしますと、事例の中で、そういうトラブルが発生したときに、民生委員さんが気づいてトラブルを避けることができたとか、じゃあ、うちはそういうのができているんだろうかと思ったら、できていました。

それとか、高齢者の方って介護施設とかそういうところも利用されるので、ケアマネジャーさんとかホームヘルパーさんとかそういう方々が行って、大丈夫とか、何か新しい物が家に増えているけれども、買物したんじゃないのとかというのとかもあったりとかで、未然に防げたというような事例が書いてありました。

ということで、素早い対応をしていただきましてありがとうございますとしかもう言いようがないような形でございます。

そうしましたら、今回そういうチラシとか、民生委員さんとか地域、隣組の方とかというところで対応されましたけれども、例えば給湯器以外に高齢者の方から相談を受けたものとかございますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 市役所の2階に消費生活センターといって専門の相談員を配置しているところがございます、そこに寄せられた内容といたしましては、例えば通信のそのものの契約であるとか、あとはいわゆる通販と言われている通信販売ですね。それ以外には、住宅のリフォーム、修繕工事に関する契約、新聞の購読の契約、そういった感じの相談が寄せられているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、こういう消費者トラブルで、先ほどのお話の中でも年間500件でしたでしょうか。それから、65歳から90歳の方が関わっていらっしゃるところが約半数ぐらいあるというようなお話もありましたので、500件とかの件数を減らすんだったら、やっぱり高齢者の方々が引っかからないようにするということが大事だなというのを感じました。

私が壇上でお話しさせていただいたときも、今回私のところに連絡が来た方も、消費生活センターのほうに相談に行ったということですのでけれども、市が設置されていらっしゃる消費生活センター、相談員の方を配置して対応されているというお話もありましたけれども、開設時間とか、どんな曜日でやっていらっしゃるとか、そういうのがあったら教えていただきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在、開設時間、日時でございますが、年末年始、祝日を除く毎月曜日から金曜日の9時半から16時まで。相談は当然無料でございます、来所または電話での相談を専門の相談員が受け付けておるという状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 私も正面玄関入って、エレベーターを降りて左側の2階の消費生活センターというところの存在はすぐ気づいてなかったんですね。市民の方も、困ったらどうしたらいいのかってネットで探したりとかあるかもしれませんけれども、この消費生活センターさんが2階にありますよとかというこういう案内とか告知とかというのは、何か方法を使ってやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 市政だよりに定期的に消費生活センターの消費者コーナーというのを設けておりまして、掲載をさせていただいております。その中で太宰府市消費生活センターの情報について掲載をさせていただいているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、広報紙とかもよく見られる方もいらっしゃいますし、私、この一般質問とかを市民の方が動画を見たりとか、どういう質問があるのか、あ、消費生活センターの話をしているなどかというような感じで、何か市民の方の気づきになっていただければなと思っております。

また、先ほど話したときにも、契約したけれども支払わなくて済んだ、消費生活センターさんに相談したおかげでという話もしましたけれども、クーリングオフができたのかなというふうに思っております。こちら、クーリングオフに関してちょっとご説明をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） クーリングオフということでございますので、クーリングオフにつきましては、特定商取引法などを根拠にした制度でございます、一旦契約の申込み、契約締結した場合でも、契約を一回再考できるようにして、一定の期間であれば無条件で規約の申込みを撤回したり契約解除したりできる制度でございます。訪問販売や電話勧誘販売等による取引は8日間、連鎖販売取引等による取引は20日間などの期間が定められております。

しかしながら、クーリングオフができない場合といたしまして、通信販売での購入、自分の

意思で店舗などに行って契約した場合、それ以外で商品が3,000円未満で商品を受取代金として現金を支払った場合などは、クーリングオフの対象外となってしまいます。

クーリングオフの手続といたしましては、以前は書面で通知をする必要がございましたが、法律の改正によりまして、令和4年6月1日からメールやファクスでも通知ができるようになっている制度でございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） そうですね、クーリングオフも書面だけじゃなく、郵送物だけじゃなく、何か法律が変わったとかというのもあったようです。そういうところで、ぜひ消費生活センターさんのほうで、困った方とかの対応とかやっていたらと思います。

お話の中で、やはり高齢者の方も年金生活で切り詰めながら生活されて、トラブルに巻き込まれて、生活困窮に陥るとか、そういうところがあったりしますと、大げさかもしれませんが、先ほど家族の中で孤立するとか、じゃあ生きていてもしょうがないとかというところで、自分から命を絶つとか、ちょっと大げさかもしれませんが、そういうことも考えられますので、特殊詐欺とか消費者トラブルとかに巻き込まれないように、市のほうでお力を貸していただければと思っています。

民生委員さんとかケアマネジャーさんとか保健師さんとか、消費者安全確保地域連絡会議を設置しているということでしたけれども、その会議の中でよく出るような何か話の内容とか、そういうのがあったら、分かったら教えてください。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 庁内の関係の部署の9課で構成している協議会でございますが、やはり高齢者についての相談というのがよくございます。9課の中のヘルパーやケアマネさんとの関わりで高齢者支援課とかも入っておりますし、民生委員児童委員との関わりで福祉課、そういったものも入ってございますので、そういったところの情報連携をしながら、特に先ほど申しあげました500件のうちの約半数は高齢者ということでございますので、そういった情報共有を図りながら防止に努めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。本当に巻き込まれないように、ぜひお力を貸していただければと思います。

1件目は以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 2件目の防火体制の整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの有形文化財の建造物周辺の防火体制の現状についてですが、市内には有形文化財に指定された建造物は13件あり、そのうち8件が太宰府天満宮本殿をはじめとする可燃性の木造構造です。所有者は、太宰府天満宮4件、観世音寺1件、戒壇院2件、その他1件となっております。

文化財保護法は、昭和24年の法隆寺金堂の火災をきっかけに制定され、昭和30年より現在の文化庁及び消防庁が定めた1月26日の文化財防火デーが設けられておりますが、市では、これに合わせて毎年1月下旬に、文化財の所有者と行政双方の防火意識向上と防火体制の確認のため、文化財課、防災安全課、筑紫野太宰府消防組合消防本部、太宰府消防署、太宰府市消防団と共同で、危険箇所、防火設備、防火体制の点検と確認を行っております。具体的には、文化財の所在する現場ごとに査察を行い、輪番で放水を含めた消防訓練を実施し、査察結果について消防からの評価、指摘に基づき、現場ごとに改善を行っております。

このような積み重ねで現状では大事に至っておりませんが、文化財を長く守っていくために、文化財の所有者と共に防火に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 次に、2項目めの防火水槽などの設置計画についてですが、本市における消防水利の設置状況は、令和5年4月1日現在、防火水槽が271か所、消火栓が703か所となっております。ご質問の有形文化財指定の観世音寺、戒壇院の状況につきましては、北側の市道観世音寺本線のほうに消火栓が2基と、南側の県道筑紫野太宰府線に消火栓3基を配置いたしております。

また、消防署におきまして個別の消防活動計画を作成しており、1月下旬の文化財防火デーに合わせて、各施設の査察と防御訓練を実施し、緊急時に備えているところであり、新たな防火水槽等の消防水利の設置予定はございません。

なお、消防水利につきましては、太宰府消防署による市内全ての消防水利の点検を年4回行っており、破損等が見つかった場合は速やかに報告をいただき、改修等を行っております。

今後とも消防署と密に連携し、万全の防火体制を図ってまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ご回答ありがとうございます。今回この質問をさせていただいたのは、戒壇院をお世話に行かれている方のほうからいただいたものだったんですけども、その内容は、太宰府の重要文化財の中の要的な存在である観世音寺、戒壇院の防火対応についてどのように考えていらっしゃるかというようなものでした。現在、戒壇院、観世音寺ともに水道が通ってなくて、そのため防火水槽がありません。非常のときはどうすることもできないと思います。ただ燃え尽きるのを待つだけでしょうか。そのときの対応について伺いたい。戒壇院裏には防火水槽を設置できるくらいの市の所有地がありますというもので、なお2022年にはプラム・カルコアの横の露切公園のところに防火水槽が設置されましたが、順序が違うのではないのでしょうかというようなものをいただいたものであります。

お話を聞いたところなんですけれども、観世音寺、それから戒壇院のところには防火水槽とかはないけれども、観世音寺のところには消火栓が2基、戒壇院の南側の県道の筑紫野太宰府線のところに消火栓3基が設置してあるというところで、観世音寺とか戒壇院というのは、そ

こから消防車で水を放水すれば消火に当たれるというようなことになるという判断でよろしい
んですよね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 消防水利につきましては、消防庁告示第7号消防水利の基準という基準
に基づきまして、消火栓から、あちらの該当地域につきましては半径120mというような基準
がございます。その基準に基づいての半径でカバーしておりますので、先ほど議員さんも申し
上げられたように、表の3基、それと裏の2基の消火栓のほうを利用して消火活動をされると
いうところで計画はされておると思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 消火栓があれば、防火水槽もなくでもいい。ちょっとここはもう少し私
のほうでも調べればよかったかなって。私もちょっと調べて、消防水利に関する基準とかとい
うので、消防水利の種類とかで消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川、海とか池とか
井戸水とか下水道とかというのが、ああ、そういう種類があるのかと。防火水槽とかは40tぐ
らい、40㎡のものを造らなくちゃいけないとか、先ほど120m半径で、消火栓からその対象物
まで距離がこうなってなくちゃいけないとかというのもあって、防火水槽にこだわらなくて
も、消火栓があればいいんだなというのを感じさせていただきました。

お話の中で、文化財防火デーというところで1月ぐらいにされているということですがけれど
も、例えば所有者の方から、防火対策とか訓練とかで要望とかそういうのとか出たりはしてい
ましたでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 防火デー、消防査察の際に、防火水槽が置けないかという話が1回あつ
たということで聞いております。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） その防火水槽が置けないかというときには、回答とかはどんな感じで答
えられたんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり史跡地でありますので、防火水槽は難しいだろうということで話
をしたということです。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 防火水槽を設置するのも、文化財、史跡地であるから難しいということ
で、消火栓があるから大丈夫という認識の下にお話しされたということでもよろしいんですよ
ね。そういう認識でいます。

私もちょっと認識不足だったですけれども、戒壇院とか観世音寺は水道が通ってない。そし
たら消せるのかというような、もし火災が起きたときに消火できるのかというようなことを考

えたんですけども、これは戒壇院さん、先ほどの防火訓練でも実際に放水をしながら訓練も
行っているということですけども、これはどちらにお伺いしたほうがいいのかあれですけど
ども、それは戒壇院、観世音寺の近くの消火栓を使って放水消防訓練とかというのはされたこ
とがあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今お尋ねの観世音寺、戒壇院エリアにおきまして、文化財防火デーで過
去に放水したことはございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ということは、訓練ができるということなので、放水能力もしっかりあ
り、消火もできるという認識でよろしいんですね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 先ほど申し上げましたとおり、消火栓が裏と表のほうにございますの
で、そちらを活用して、それとあと、先ほど私申し上げました消防活動計画、これは消防本部
のほうで計画を策定されていらっしゃいます。その中には対象物の面積や構造、それ以外に消
防隊が進入可能な動線、どういうふうに動いて、どの水利から、どこに消防水利の位置など
も、そういったところもちゃんと活動計画をつくられていらっしゃいますので、その計画に基
づいて消火活動を行われるというふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） こういう国の有形文化財である建造物、戒壇院さんとか観世音寺さん、
太宰府天満宮さんとか、やっぱり所有者がいらっしゃるんで、所有者の方が管理とかやらなく
ちゃいけないというのもあると思うんですけども、そういう消火設備を設置するとかという
こととか、避難するための経路を確保するような補修とか何かやったりするとかというのは、
例えばそれは市のほうで補助をすとかというようなものなのか、有形文化財も国指定のもの
とか県指定のものとか市指定のものとかというのがあるみたいですけども、何かそういう設
備を設置するのというのは、例えば所有者から補助金申請なのか、市が申請してどうぞとい
うようなものなのか、そういう何かルートとか補助とかというのはあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 建造物の重要文化財については、文化庁の防災設備に関する補助があり
ます。文化庁、都道府県、市の文化財担当部局及び所轄の消防本部の指導の下、文化財所有者
が行う防災設備設置事業の一部に補助金を交付するというようになっております。警報設備、
消火設備等、避難設備、あと避雷設備、その他要領に基づいた事業補助が設けられているとこ
ろです。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） その補助も申請、すみません、ちょっと話が聞き取れなかったかもしれないですけども、補助金申請は市のほうが行うものなのか、所有者が行うものなのかというのは、どの部分がスタートになるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 重要文化財の防災施設設備は多額の経費を要するということから、所有者または管理団体がその負担に堪えない場合、国は補助金を交付するとしておりまして、そういう形で手続をしていくということになるかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 一旦所有者の資金で賄ってください、駄目だったら国から補助しますということで、所有者が申請を上げるというものでよろしいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） そういう事情がありましたら、まずは市と協議していただいて、市のほうが手続をするような場合もありますので、そういうことで進めていければと思います。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 太宰府市としまして、1件目、2件目で消費者トラブルとか特殊詐欺、2件目で有形文化財の建造物の防火体制整備とかというお話をしましたけれども、全体に関わりますので、市長のご見解、考えをいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 重要な文化財というのをいかに我々としてその安全性といいますか、特に災害、防災、消火、火事の際などに守っていくというのは非常に重要なことだろうことをまず思っておりまして、そうした中で、私も含めてこれまでそうした文化財に限った防災活動などにも参加をしてきました。

一方で、こうした地域の文化財の価値の観点から、一般の家庭なり一般のそうした地域とは違う、こうした水道の引き方とかそういうこともあるのでしょから、そうしたことも1つ頭に入れながら、いずれにしましてもこのような市内の価値あるものに対していかに安心・安全を保っていくかということは、しっかりと今後も詰めながらやっていきたいと思ったところで

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） ありがとうございます。太宰府市は史跡地が多い。そうすると史跡に絡んで有形文化財とか建造物とかというのが多いという地域であります。そこに住んでいる私たちもそれを守っていくという使命があると思っています。

4年前になりますけれども、2019年10月31日に沖縄県の首里城が、これは世界遺産に登録されていて、日本では11番目ということですがけれども、焼けている映像とか見て、消防の消火活動とか一生懸命必死にやっていたらと思うんですけども、映像を見ると、ああ、燃えている、何とか消せないのかとか、何かいたたまれないような感じになりましたし、そうい

うことが太宰府市で起きてしまうと、太宰府市の管理体制はどうなっているとかというような疑いを持たれたり、非難されたり、マイナス面じゃないですけども、唯一無二のそういう文化財を守るということも大事だと思いますので、そういう防火体制とかそういう管理体制というのを今後も太宰府市さんのお力を貸していただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 3番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月20日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~


1 議 事 日 程（5日目）

〔令和5年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和5年9月20日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第41号 市道路線の認定について
- 日程第2 議案第47号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 認定第6号 令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第4 認定第7号 令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第5 議案第42号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第44号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第45号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第46号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 認定第2号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第43号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 認定第1号 令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書
- 日程第16 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書
- 日程第17 発議第2号 特別委員会（手話言語条例調査研究特別委員会）の設置について
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|------|----|
| 1番 | タコスキッド | 議員 | 2番 | 馬場礼子 | 議員 |
| 3番 | 今泉義文 | 議員 | 4番 | 森田正嗣 | 議員 |
| 6番 | 入江寿 | 議員 | 7番 | 木村彰人 | 議員 |
| 8番 | 徳永洋介 | 議員 | 9番 | 船越隆之 | 議員 |
| 10番 | 堺剛 | 議員 | 11番 | 笠利毅 | 議員 |

12番 原 田 久美子 議員
14番 陶 山 良 尚 議員
16番 長谷川 公 成 議員
18番 門 田 直 樹 議員

13番 神 武 綾 議員
15番 小 畠 真由美 議員
17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 楠 田 大 蔵 | 副 市 長 | 原 口 信 行 |
| 教 育 長 | 井 上 和 信 | 総 務 部 長 | 高 原 清 |
| 総 務 部 理 事 | 轟 貴 之 | 市民生活部長 | 高 原 寿 子 |
| 健康福祉部長 | 川 谷 豊 | 都市整備部長 | 柴 田 義 則 |
| 観光経済部長 | 友 添 浩 一 | 教 育 部 長 | 中 山 和 彦 |
| 教 育 部 理 事 | 八 尋 純 次 | 経営企画課長 | 宮 原 竜 |
| 市 民 課 長 | 今 村 江利子 | 福 祉 課 長 | 大 谷 賢 治 |
| 都市計画課長 | 古 賀 千年志 | 上下水道課長 | 大久保 信 孝 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 | 西 山 英 毅 | 社会教育課長 | 井 本 正 彦 |
| 監査委員事務局長 | 添 田 邦 彦 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 野 寄 正 博 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 陣 内 成 美 | 書 記 | 三 舛 貴 市 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第41号「市道路線の認定について」から日程第4、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に付託されました議案第41号「市道路線の認定について」及び議案47号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）」、認定第6号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」から認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第41号「市道路線の認定について」報告いたします。

今回認定するのは、1路線です。路線名は、浦ノ城・醍醐線です。場所は、林道四王寺線の終点から起点側に向かつての約1,287mです。

本路線は、沿線の一部が宅地化されており、生活道路として利用されていることや、路線の一部が建築基準法に定める道路でなく、法定外道路の判定となっていたことから、林道を所管する福岡農林事務所や那珂県土整備事務所と協議の結果、今回道路認定するに至ったとの説明がありました。

執行部から説明を受けた後、委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員から、現時点で市道認定することでのメリット、デメリットについて質疑が出され、執行部から、デメリットとして、災害が起こりやすい地形であ

ること、メリットとしては、災害復旧事業の際に、林道事業より補助率が高くなることや、建て替え、建築の際の市民等の負担が軽減されることの説明がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第41号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）」について報告いたします。

執行部から、今回の補正は、令和5年度当初予算で貯水池測量設計委託料を計上していた大佐野ダム堤体の改修につきまして、早急に工事を行う必要があるため、1,924万5,000円を工事請負費に計上するものとの説明がありました。

委員からは、詳細な工事内容の説明を求める質疑がなされ、大佐野ダムの堤体の表層の一部が流れ崩れたような状態になっているため、その復旧工事、また排水をよくするための工事を予定しているとの説明がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和4年度の年間総給水量は570万5,916^mで、前年度と同程度となっています。なお、有収率は前年度と比べ0.9%減少し、92.9%となっています。また、行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.2%上昇し、85%となっています。

経営成績は、総収益が13億8,287万8,000円、総費用は12億1,539万4,000円となっており、差引き1億6,748万4,000円の純利益となっています。また、企業債は3億3,680万円を発行、1億1,885万8,000円を償還し、年度末現在高は7億6,640万3,000円となっています。建設工事は、主に松川浄水場施設1系施設更新工事、配水管布設替え工事などを実施されております。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害等を想定した緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、適切な資産管理、中・長期実施計画により費用の削減に努め、健全経営の維持と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

委員からは、給水量の減に比べ有収水量の減が大きいのが、水道料金に大きな影響が出たのではと質疑があり、執行部から、営業収益の給水収益、これが水道料金となるが、979万円の減少となっているとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第6号につきましては委員全員一致で原案可決し、決算については認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「令和4年度下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

令和4年度末の行政区域内人口に対する水洗化人口は6万9,441人で、前年比0.4%減となっ

ておりますが、水洗化人口普及率は97.4%、水洗化率は97.7%で、前年度と同様となっております。また、有収水量は637万9,170㎥で、前年度に比べ1.0%の減となっております。

経営成績は、総収益が17億3,877万6,000円、総費用が13億3,900万6,000円となっており、差引き3億9,977万円の純利益となっております。また、企業債は1億4,160万円を発行、6億1,117万3,000円を償還し、年度末残高は48億5,599万3,000円となっており、前年度より減少しています。建設工事は、主に汚水人孔蓋更新工事を実施されております。

下水道事業は、市民の生命、健康や生活環境支える社会基盤の一つとして重要な役割を担っています。災害に強いまちづくりの面からも、今後とも雨水、汚水管渠の整備事業などを計画的に事業推進するとともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、併せてストックマネジメントによる施設の耐震補強等を含めた長寿命化対策に取り組む、安定的な事業経営に努力していただきますよう希望します。

委員からは、調査業務委託を行ったものを翌年度に工事するののかとの質疑があり、執行部から、調査内容を分析し、必ずしも翌年度にはならないが、翌年度以降に改修工事を進めていくとの回答がありました。

また、マンホール蓋は何年間で更新しているのかとの質疑に対し、マンホール蓋の耐用年数は、車道部が15年、歩道部が30年であるが、改修計画を5年ごとに見直しを行っており、一律何年で更新ということにはならないとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第7号につきましては委員全員一致で原案可決し、決算について認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第41号「市道路線の認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第6号「令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第41号、議案第47号、認定第6号、認定第7号、以上4件について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号「市道路線の認定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第47号「令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第6号「令和4年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第7号「令和4年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成16名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第5、議案第42号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」から日程第12、認定第5号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第42号、議案第44号から議案第46号及び認定第2号から認定第5号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第42号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」、令和4年6月15日に交付された児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、自治体はこども家庭センターの設置に努めることが示されました。今回の条例の一部改正は、条文に「こども家庭センターが行う業務を含む」等を加えるものです。

こども家庭センターは、現在子育て支援センターが実施している取組に加え、さらに支援体制の充実強化を図るものですが、現時点では詳細が示されていない事項もあるため、国からの通知や自治体向け説明会に基づき、改めて条例改正等の上程を想定しています。

審査の過程において、委員から、こども家庭センターを設置することによって具体的にどういものが充実される想定かとの質疑がなされ、執行部より、母子保健事業において赤ちゃん訪問や出産退院後も支援が必要な場合のサポートプランの作成、また虐待等により支援が必要な場合に、子どもの居場所の紹介などが想定できるとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第42号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、本議案は、歳入歳出予算にそれぞれ398万円を追加補正するものであり、内容としては、国民健康保険税の産前産後免除制度へ対応するシステム改修費と、令和6年度から地方税統一QRコードを国民健康保険税納付書へ印字するためのシステム改修費であるとの説明を受けました。

審査の過程において、委員からは、産前産後免除制度の周知について質疑がなされ、執行部より、産前産後の保険税の改正に関する準則が先日国から市に届いたため、詳細を整理し、周知を行う計画としている。条例改正の手続が進行中であり、周知のタイミングを検討中である。適用対象が最短で今年11月の出産予定日もしくは出産した人からであるため、条例改正を待たず広報を行う必要も考えていると回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

次に、議案第45号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、本議案は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ8,245万1,000円を追加し、予算総額を59億4,884万5,000円とするものであり、内容は、令和4年度介護給付費負担金と地域支援事業支援交付金等の精算により超過交付が判明したため、国、県に返還するもので、財源は精算に伴う追加交付金及び繰越金を充て、余剰金については基金に積み立てるものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第45号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」、本議案は、令和4年度決算において150万3,000円の余剰金が確定したことにより、住宅新築資金等公債償還積立金に計上するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、令和4年度の決算額は、歳入総額68億9,445万8,000円、歳出総額67億9,470万3,000円で、歳入歳出差引き額は9,975万5,000円の黒字決算となっています。

歳入総額は前年度に比較して2億5,935万8,000円、3.6%減少しています。収入の基礎となる国民健康保険税収入は13億9,317万円で、前年度と比べ1,776万1,000円、1.3%の減、現年課税分の収納率は94.42%で、前年度と比べ0.56ポイント上昇しています。国保税の収入未済額は、現年分、滞納繰越額を合計すると3億2,647万6,000円となっており、前年度に比べ6.6%の減となっています。その他の歳入では、県支出金が47億1,693万円で、前年度と比較して2億7,286万円で、5.5%減となっています。また、一般会計からの繰入金は6億4,135万2,000円で、前年度に比べ773万8,000円、1.2%増となっています。

歳出総額は前年度に比較して2億3,819万4,000円、3.4%減少しています。これは、主に国民健康保険被保険者数の減少に伴い、歳出総額の68.45%を占める保険給付費が前年度に比べ2億115万7,000円減少したことによるものです。

令和4年度は昨年同様黒字決算となりましたが、国民健康保険制度は、被用者保険と比して年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大による被保険者の減少により、今後も厳しい財政状況が予想されることから、執行部におかれましては、財政運営の責任主体である福岡県とともに、医療費の適正化及び市民の健康づくりに向けた取組に、より一層の努力をお願いいたします。

審査の過程において、委員からは、保健事業費の不用額が多い理由について質疑がなされ、執行部から、当初、はがきを含めた受診勧奨を行う予定だったが、成果連動型民間委託事業、



いわゆるPFSを導入し、電話とインターネットでの申込みに変更したことにより、印刷費や郵送料などの必要がなくなったためとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第2号は委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、令和4年度の決算額は、歳入総額14億99万6,000円、歳出総額は13億5,499万3,000円で、歳入歳出の形式収支は4,600万2,000円で黒字決算となっています。また、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は153万3,000円の黒字となっています。

後期高齢者医療制度については、2割の自己負担割合が制度化されたものの、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の増加や、高齢化、医療の高度化などの医療費増加により、財政的に厳しい状況が続く見通しであるため、執行部におかれましては、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、今後も適正な運営をお願いいたします。

審査の過程において、委員からは、保険料還付金の過誤納金還付金及び還付加算金について質疑がなされ、執行部から、令和3年度と令和4年度の決算を比較すると、約205万円の減少となっている。この減少の原因は、保険料の収納率の影響もあり、具体的には令和3年度の収納率が99.66%であるのに対し、令和4年度は99.58%で、若干減少している。また、滞納繰越分の収納率も減少している点と、適正な課税により還付の立つ案件が減少したことによるものなどであるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第3号は委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、令和4年度の決算額は、保険事業勘定においては、歳入総額55億6,217万3,000円、歳出総額54億9,556万2,000円で、実質収支額は6,661万2,000円の黒字決算となっています。介護サービス事業勘定においては、歳入総額5,472万9,000円、歳出総額5,472万9,000円で、歳入歳出差引き額は0円となっています。

高齢化が進み、独り暮らしや認知症高齢者の増加が予測される中、執行部におかれましては、地域住民の互助による活動や介護予防を推進し、介護保険財政の健全な運営に努力されますようお願いいたします。

審査の過程において、委員から、高額医療合算介護サービス費に関して、介護サービスの限度額に達する人への通知についてと、未申請者の数について質疑がなされ、執行部から、市から通知はしている状況であるが、未申請者の数の把握はしていないとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第4号は委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、令和4年度の決算額は、歳入総額435万8,000円、歳出総額285万5,000円で、

150万3,000円の黒字決算となっています。償還金については、令和4年度末の収入未済額は8,147万9,000円となっており、収入済額は150万3,000円で、回収率1.81%となっています。

執行部におかれましては、今後の滞納解消に向けて償還計画相談を行い滞納解消に努め、また、県の助成金制度を活用し滞納整理に取り組まれるようお願いいたします。

審査の過程において、委員から、弁護士法律相談業務における令和4年度中の相談件数について質疑がなされ、執行部より、令和4年度中の相談はなかったとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第5号は委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で議案第42号、議案第44号から議案第46号及び認定第2号から認定第5号についての報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第42号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第44号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第45号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第46号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第3号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第4号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第5号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第42号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、以上8件について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時28分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第44号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第45号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第46号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第2号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第3号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第4号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第5号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成16名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第43号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第13、議案第43号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第43号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしては、2款1項7目財産管理費5億407万2,000円の増額補正について。一般会計における令和4年度決算が確定したことにより剰余金が発生したため、歳入として計上している前年度繰越金15億5,637万4,000円のうち5億407万2,000円を財源として公共施設整備基金に積み立てるものである。このことにより、現時点における基金の残高見込みは、予算ベースで23億1,362万7,646円となると説明を受けました。

次に、3款1項2目細目011高齢者物価高騰緊急支援給付事業費1億2,108万7,000円の増額補正について。コロナ禍や電力、ガス、食料品等価格高騰による負担増に鑑み、年金生活者を中心とする高齢者がいる世帯の生活の支援を目的に、1世帯当たり1万円の商品券を給付するため、その事業費及びその事務費を補正するものである。なお、関連する補正として、歳入15款2項1目3節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち6,742万円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、商品券の使用期間と使用範囲についてなどの質疑があり、執行部から、12月から発送を始める予定で、12月から令和6年2月末までを使用期間にする予定である。使用できる店舗は、元気づくり商品券を使用できる約130店舗を予定しているなどの回答がありました。

次に、6款1項3目農業振興費50万円の増額補正について。鳥獣被害防止対策として、農林産物等の生産の安定及び維持を図るために、農林産物への被害を防止するメッシュ柵等を購入された農家等に対し、購入費用の半額を補助する事業で、今年度が想定以上に申請の相談が寄せられたため、最終的に予算の不足が見込まれることから、増額補正をするものであるとの説明を受けました。

委員から、農家だけでなく、一般家庭の菜園なども補助の対象となっているのかなどの質疑があり、執行部から、補助対象者としては、本市に住所を有し、家庭菜園を含む市内の農地等で農林産物等を生産している者と規定しているなどの回答がありました。

次に、10款1項2目事務局費9,625万6,000円の増額補正について。まず、ネットワークシステム保守委託料について、学業院中学校の仮設校舎の新築に伴い、アクセスポイントやネットワークスイッチを新設し、インターネット環境を整備するものである。また、仮設校舎完成後、春休みの4月上旬まで作業を要する見込みであることから、関連する補正として繰越明許費補正、学業院中学校仮設校舎ネットワーク環境整備事業約101万2,000円を計上している。次に、給食費臨時補助金について、ガソリンや食料品価格等の高騰が続く中、小・中学生を扶養している子育て世帯を支援するため、小・中学生の給食費を令和6年1月から3月までの3か月間分無償化するもので、9,524万4,000円を計上している。なお、関連する補正として、歳入

15款2項1目3節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち5,516万1,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、子育て世帯の負担や社会状況を踏まえた給食無償化の翌年度以降の予定についてなどの質疑があり、執行部から、財源も含め、翌年度以降の状況は未定であるなどの回答がありました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第43号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第43号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第43号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場で討論いたします。

まずは、市立小・中学校の給食費無償化のための9,524万4,000円についてです。

小・中学校の給食費の3か月分無償化することにより、小・中学生の子育て世帯を支援するものです。本市規模の自治体では難しい給食費の無償化に思い切って踏み込んだ施策であると、大いに評価いたします。

一方、小学校の給食費につきましては、令和5年度より月額450円の値上げを行いました。今のところは値上げ分を市が補填することにより、給食費は実質据置きとなっています。しかしながら、値上げ分を補填する財源が国の臨時交付金であることから、この交付金がなくなったその後、支援がいつまで継続できるかは不透明な状況です。

ちなみに、同補正予算において令和4年度からの繰越金15.5億円が計上されており、そのほとんどの13億円を基金に積み立てました。今回の多額の繰越金の使途を考える上で、給食費等の市民生活に関わる支援につきましては、コロナ禍の余波と物価高騰が続く期間においては、継続的な支援をご検討いただきたいと思います。

もう一点、市内地下道安定対策事業のための1,375万2,000円についてです。

7月10日の豪雨被害を受けて、市内地下道7か所の安全対策を講じる費用です。今回の豪雨

で、紺町地下道の水没に伴い1名が死亡、その他の地下道でも浸水被害が発生しました。これらの被害に対する迅速な対応を高く評価しています。

しかしながら、先日の本会議一般質問において、豪雨被害の内容と市の対応状況を確認する質疑がありましたが、なぜか執行部はかたくなに回答を拒み続けています。今回計上された補正予算による防災対策の検討に当たりましては、議会に対して適時に検討の内容を情報提供いただきたいと考えます。

以上、賛意とともに2つの要望を申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 認定第1号 令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（門田直樹議員） 日程第14、認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」の審査結果についてご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」の審査につきましては、本会議初日の8月25日に市長の提案理由説明を受け、同日、本会議散会後の特別委員会にて執行部より概要説明を受け、9月13日に各部長、課長出席の下、審査を行いました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに議会から資料要求を行いました審査資料も併せ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明を基に慎重に審査いたしました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また作成、提出いただきました執行部の皆様方には改めてお礼申し上げます。

概要説明において、令和4年度は、長期化するコロナの影響に加え、エネルギー、食料品等の物価高騰も重なる中で、市民や事業者の皆様の支援に着実に取り組みつつ、投資すべきとこ

ろには積極的に投資するなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略まちづくりビジョンに基づく各種施策に全力で取り組んだ。また、事業の遂行に当たっては、限られた予算の中で効果的、効率的な事業の推進に努めたという報告がありました。

それでは、一般会計の歳入歳出決算の状況及び本市の財政状況について報告いたします。

なお、金額につきましては1,000円単位にて報告いたします。

令和4年度の一般会計の決算額は、歳入総額317億5,369万9,000円、歳出総額294億8,479万2,000円で、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計を合わせた普通会計の歳入歳出差引額は22億7,041万円の黒字であり、これから繰越明許費等による翌年度へ繰り越すべき財源4億2,931万円を差し引きますと、実質収支額として18億4,110万円の黒字決算となっています。

令和4年度の経常収支比率は92.6%で、前年度と比較して2.2ポイント上昇しています。これは、市税は増加しているものの、普通交付税と臨時財政対策債が令和3年度臨時的に増加していたことや、物価高騰による歳出経費の増加などが影響しているとの説明を受けております。

健全化判断比率については、財政状況が全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であるとの説明を受けております。

また、令和4年度末の市債残高は195億1,030万7,000円であり、前年度より11億8,345万4,000円減少しています。

なお、審査の詳細な内容につきましては、全議員で構成する委員会での審査であったこと、また後日、決算特別委員会会議録が配付される予定であり、その他の関係資料としての事務報告書並びに議会から要求した審査資料等も既に配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いいたしますとともに、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けてより一層の努力をなされるよう要望いたします。

質疑を終え、討論はなく、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会でも審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。



13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 認定第1号「令和4年度一般会計決算について」、反対の立場で討論いたします。

令和4年度は、市制40周年未来チャレンジ予算と銘打ち、過去最大予算290億円に対する決算審査でした。コロナ感染が収束を迎えてはいますが、物価高騰や気候変動で市民の暮らしが脅かされています。予算審査時に指摘をしておりました点について、改善されずに執行されたものについて述べたいと思います。

1つ目、人権政策地域対策費、扶助費についてです。

再度、支出の根拠となる同地区諸扶助支給規則を読み返しました。同和地区の82歳以上の生活困難者に対して扶助を支給するとあり、対象者14名、82歳以上の方に対して老人医療費、介護サービス費が支出されました。太宰府市人権都市宣言の中で、全ての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けてというくだりがあります。経済的に困難な82歳以上の市民とするのであれば、これは人権が等しく扱われていないということになります。

2つ目、職員の時間外手当についてです。

2億円近い予算が計上され、働き方改革に取り組むこと、人材配置の検討、市民雇用等、提案をしておりました。就職氷河期世代採用を進めてこられましたが、災害対応等での拘束時間が増えている現状では、さらなる職員採用によって時間外手当を減らし、市長がおっしゃる世のため人のため、市のため市民のために、健康ではつらつと業務に当たる環境をつくる必要があります。

3点目、ふるさと納税についてです。

ふるさと応援寄附金は約6億円の収入となりました。基金が創設され、1億円は積み立てられていますが、残額の使途については一般財源化し、寄附者の希望使途を考慮するにとどまり、明確化されておらず、本市ならではの資源を生かした個性と活力あるまちづくりを展開するに寄与しているのか不明です。

最後に、中学校給食実施についてやっと本格的に動き出し、長年の案件が一つ解決しました。基金への積立てが今年度1年間で8億円、この5年間で15億円積み増しされ、65億円となりました。公共施設整備、学校施設の改善をはじめとするハード面、そして市民生活、福祉の充実などのソフト面において、長期的視野を持って課題解決に力を注いでいただくことをお願いいたしまして、討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 認定第1号「令和4年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

今回の決算審査で注目したのが、前年度繰越金と基金積立金についてです。コロナ禍のこの3年間は、大きな予算が執行されずに次年度に繰越されています。繰越額は、令和3年度で

12.9億円、今回の令和4年度は21.3億円、そして令和5年度は18.4億円の見込みです。コロナ禍による行政活動の制限と国の臨時交付金が既存事業の財源にも充てられたことにより、不用額が膨らんだ結果であると思われます。

幸いなことに、太宰府市の財政は痛まず、さらに基金の積立てを行うことができました。しかしながら、このような状況も今年度限り、令和5年度までと思われるので、そこで3点ほどご提案させていただきます。

1点目、コロナ後の平常時の財政に向けての事業仕分けについてです。

コロナ対策として国の臨時交付金を財源として実施された事業が、令和4年度に84事業、6.8億円ございます。臨時交付金がなくなった後も市の単独費で継続するのか、今期限りで終了するのか、事業仕分けをすることが何より必要です。これは、緩んだ財政のひもを締め直す作業になります。しっかりと事業効果の検証を行い、令和6年度の予算編成に反映していただきたいと考えます。

2点目、基金のこれからの使途、計画的な使い方についてです。

特に増加しているのが公共施設整備基金で、コロナ禍の3年間で約19億円が増加しました。今のところ、取りあえず積み立てる、必要に応じて繰り入れるといった状況ですが、何よりも老朽化が進む公共施設の再配置計画を策定することが重要であり、それに基づく計画的な基金の積立てと事業実施に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、改めて問う行財政改革の必要性についてです。

コロナ禍の3年間は、国の臨時交付金を活用したコロナ対策事業をはじめとして、予算の執行を重視した行財政運営ではなかったでしょうか。そこで、今後はコロナ前に立ち戻り、まずは行財政改革に取り組むべきと考えます。財政の出る部分を改善することにより、財政の入る部分の取組である現在好調なふるさと納税による税収効果もさらに高まるものと思われます。

以上、コロナ後を見据えた提案を申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

決算認定に賛成するに当たり、予算編成を念頭に一言申し添えておきます。

本市の財政状況は、好調もしくは堅調とのことです。ただし、学校などの建て替え、地域社会や地域交通の持続性の確保、気候変動への対応、暮らしやすく働きやすい生活環境の実現など多くの課題があります。いずれも長期的な対応と直ちになすべき対応と両方が必要となり、またそれに応じた視野と財源が求められるかと思えます。

長期的対応には、基金の活用や目的を定めた積立てが欠かせません。また、他方、新たに創設されたふるさと納税基金は、その原資の性格上、むしろ短期的に効果的な利用を考える、そしてその報告を行うという運用が適切と思われる。ただ現状では、市の収入となったふるさと納税は一般財源と基金に入れられますが、どちらもその使途が説明しにくいという形での整理になっています。

来年度予算では、各種基金の積立て方、崩し方について分かりやすい編成がなされるよう、過年度の決算も含めて十分な検討をすることを求め、このこと言い添えて賛成討論と代えさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対1名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願第1号 太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第15、請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 議会運営委員会に付託されました請願第1号「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本請願の審査に当たっては、まず紹介議員である木村彰人委員から趣旨説明を受け、併せて質疑、意見交換を行いました。

意見交換では、提出された請願がどこの委員会の所管になるのか判断が難しいものは、総務文教常任委員会や議会運営委員会に付託したり、あるいは付託せず全員で議論しようということもある。また、常任委員会では議論を尽くすあるいは議員全員で議論を尽くす、そこに何ら違和感はない。それは個人の考え方であり、そこで活発な意見が交わされればいいのではという意見や、今日この場での議論は非常に有意義で無駄ではない。これを本会議場でできるか、本会議場で行えば議論を尽くしたことになるのか疑問だ。即日採決の場合、質疑、討論で議論することで十分とは思えない。議会会議規則第139条のただし書ではなく、付託してくれというのが請願者の思いだとの意見、そのほか私見であるとの前提の下、請願を提出するのであれば、もっと早めに議長や議会運営委員長に情報提供いただいたほうが、その請願の扱いについて

て準備ができるといった意見が交わされました。

その後、討論はなく、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

「太宰府市議会基本条例に基づき、提出された請願は所管の常任委員会に付託・審査された上で自由な討議で議論を尽くすことを求める請願書」について、賛成の立場で討論させていただきます。

太宰府市議会会議規則139条、議長は、請願文書表の配置とともに、請願を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会または議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りではないとあります。つまり、基本的には全ての請願は、所管の常任委員会または議会運営委員会に付託されるものであるが、議長が何かしらの理由、例えば緊急を要するなど特別な事情があり、付託する必要がないと判断する場合にのみ、付託を省略するものと私は考えます。

請願は、憲法16条で認められた国民の権利です。特に、地域住民と深いつながりのある地方議会においては、市民の代表として意見や要望を可能な限り真摯に受け止め、全ての議員が十分に議論を交わすことが、市民の方々に選ばれた我々の責務であると思います。

したがって、これまで通例として行われてきた付託を省略して本会議場での質疑、討論、採決という形は不十分であったのではないかと思うと同時に、この請願を機に、より市民にとって有益な市議会に進化することは大変喜ばしいことであると考えます。

惜しむらくは、このような市民のための開かれた議会、市民の方々にとって有益な改革案が、我々議員の中からではなく、市民の方から請願によって示されたことであります。今回の請願は、これまでの請願の取扱いが不十分であるとの市民の声によるものと、我々は真摯に受け止めなくてはならないと思います。

議長の判断で例外的に付託を省略するのであれば、その理由を示す必要があるでしょうし、市民の声にしっかりと向き合うのであれば、議場での自由討議もしくは議員全員がその賛否の

理由を述べるなど、憲法で保障された国民の権利である請願に対して、十分に市議会として取り組む必要性を感じております。

もし反対の理由として、他市ではそこまでの対応をしていないなどということがあるようでしたら、本市がその先駆けとして、より市民に寄り添った市議会になることが大切ではないかと思えます。

よって、本請願に対し賛成といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

本請願の趣旨は、議会に定められた条例や規則を原則にのっとり運用するというところにあります。また、請願は、その改編を求めているわけでもないことから、現状の制度的な変更を求めているわけではないと考えられます。むしろ、その確認を求めているレベルのものかと思えます。

したがって、趣旨には賛成するほかないと思うのですが、ということは、反対するということは、基本的には現行制度への批判的な意思の表明ではないかと先ほどの委員長報告を踏まえて付言させていただきます。

なお、この請願においては、本会議における請願を自由討議にかけるという要請があります。現状では行われていないことについての要請ですが、自由討議の実現は市議会として抱えている課題でもあります。それを請願に限って要請しているということは、請願が市民によってなされるものであること、また本会議場での自由討議は、委員会等での自由討議よりも録画放映環境等が整備され、市民にとってはアクセスしやすい状況というのが整っていることを踏まえれば、優先順位の高い課題として市民から請願されることは合理的だと考えます。自治基本条例の要請にも応えるものだと思います。

以上のような理由から、この請願は採択されるべきだと考え、賛成といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。本案を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成6名、反対10名 午前11時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 意見書第5号 教育予算の拡充等を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第16、意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」を議題と

します。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番（陶山良尚議員） 総務文教委員会に審査付託された意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書に対して提出委員から補足説明があり、委員から、中学校だけでなく、高等学校についても35人学級を早急に実施することを求める意味合いについてなどの質疑があり、提出委員から、高校でも40人学級より35人学級のほうが担任としては生徒に目が届きやすいし、やりやすい。現場で教員が頑張っている、いろいろなところでこぼれていって不登校になる子どもたちが増えている現状がある。全体的な学級数、教員数を増やすことで、かなりの子どもたちが救われると思われるなどの回答がありました。

質疑を終え、討論では、少子・高齢化の中で、こどもまんなか社会の視点、子どもにとって教職員数は足りているのか等、もう少し議論が必要だと感じる部分はあるが、推進していくべき内容だと思うとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第5号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第5号「教育予算の拡充等を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

文部科学省が定める学習指導要領は、おおむね10年ごとに改訂されますが、平成の30年間においては教育の理念にさほど変化がないようです。年間標準授業時間数も平成10年改訂のゆとり教育で大きく減少したのですが、平成の終わりには平成元年と同じ時間数に戻ってしまいました。日本経済の低迷期と言われる失われた30年の期間にも重なることから、教育制度についてもこの間に大きく世界標準から後れてしまったのではないかと危惧しています。

そこで、意見書の冒頭部分で述べております、日本の将来を担い、安全・安心な社会の基盤

づくりにつながる子どもたちの教育は極めて重要であるについて、数十年後に振り返って教育の失われた何十年と嘆くことがないように、国任せにせず、今の私たちが自分事としてしっかり取り組むことが重要であると考えます。

35人以下少人数学級の実施について、これは教育環境の充実と捉えました。1学級当たりの児童・生徒数においてOECDの平均を上回り、加盟国の中でも高い国に当たります。

教職員の定数改善について、これは教育の質向上とともに、何より教職員にとっての職場改善、働き方改革に資するものであり、取り組むべき喫緊の課題と考えます。

最後に、これらを実現するための教育予算の拡充についてです。

政府の教育振興基本計画、平成27年4月1日には、とりわけ資源の乏しい我が国では、人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であることを踏まえ、欧米主要国を上回る教育の内容の実現を図る必要があるとしっかり明記されています。この基本計画の具体化、実行を図るために、教育予算の拡充は何より重要であると考えます。

以上申し述べまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成12名、反対4名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第2号 特別委員会（手話言語条例調査研究特別委員会）の設置について

○議長（門田直樹議員） 日程第17、発議第2号「特別委員会（手話言語条例調査研究特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 発議第2号「特別委員会の設置について」、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年4月1日、福岡県手話言語条例が施行されました。聞こえない、聞こえにくい方が手話を使い、日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指すとされています。

太宰府市におきましても、手話が言語であるということを認識の下、手話の普及、その他の

手話を使用しやすい環境整備や、聾者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指して、まずは市議会として手話言語条例の制定に向けた調査研究に取り組むため、特別委員会を設置するものです。

提出者は議会運営委員会委員長長谷川公成、名称は手話言語条例調査研究特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時10分〉

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番タコスキッド議員、2番馬場礼子議員、4番森田正嗣議員、6番入江寿議員、11番笠利毅議員、14番陶山良尚議員、15番小畠真由美議員、16番長谷川公成議員、そして私、18番門田直樹を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時22分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手話言語条例調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に小島真由美議員、副委員長に笠利毅議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議員の派遣について

○議長（門田直樹議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和5年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和5年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午前11時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年11月14日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 橋 本 健

会議録署名議員 タコスキッド